

事業概要

令和5年版



東京都産業労働局

目 次

I 総 説	1
第1 産業・雇用就業動向	3
1 令和4年の都内経済	3
2 令和5年上半期の都内経済	3
第2 令和5年度の施策の概要	4
1 産業・雇用就業政策の企画立案	5
2 中小企業対策	5
3 産業・エネルギー対策	8
4 観光産業対策	9
5 農林水産対策	10
6 雇用就業対策	12
第3 組 織	15
1 組織図	15
2 分掌事務	16
3 附属機関	20
4 政策連携団体等	22
5 職員定数	23
第4 予 算	24
1 産業労働局予算の概要	24
2 令和5年度東京都予算の概要	27
第5 広報・広聴	28
1 広報	28
2 広聴	28
第6 職員研修	29
1 基本目標	29
2 計画の内容	29
3 令和4年度研修実績	30
4 令和5年度研修実施計画	30
II 産業政策及び雇用就業政策の企画立案	31
第1 産業・雇用就業政策の企画立案	33
1 産業・雇用就業政策の企画立案	33
2 日本各地と連携した産業振興施策の推進	33
3 江戸東京きらりプロジェクト	33
4 地域未来投資促進事業	33
5 デジタルコンテンツを活用した東京の魅力発信	33

6	東京や国内で作る工業製品等の調達・購入促進キャンペーン	33
7	企業における女性管理職等の活躍促進事業	33
第2	産業・雇用就業に係る統計分析及び調査	34
1	統計分析	34
2	政策調査	34
Ⅲ	中小企業対策	35
○	施策の体系	37
第1	経営支援	42
1	経営革新支援	42
2	経営安定支援	45
3	販路開拓支援	50
4	ネットワークづくり支援	54
第2	技術支援	56
1	中小企業技術活性化支援事業	56
2	ものづくりイノベーション企業創出道場	56
3	新製品・新技術開発支援	56
4	知的財産活用への支援	57
5	デザイン活用への支援	59
6	企業変革に向けたDX推進支援事業	59
7	生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業	59
8	中小企業デジタルツール導入促進支援事業	59
9	都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業	60
10	スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援	60
11	次世代イノベーション創出プロジェクト2020	60
12	新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業	60
13	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	61
14	先進的防災技術実用化支援事業	61
15	安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業	61
16	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	62
17	生産性向上のための現場改善推進事業	62
18	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト	62
19	5Gによる工場のスマート化事業	62
20	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	63
21	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業	63
22	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	63
23	高付加価値化に向けた食品開発支援事業	63
24	成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業	64

25	高齢者向け新ビジネス創出支援事業	64
第3	創業支援	65
1	次世代アントレプレナー育成プログラム	65
2	インキュベーション施設の運営	66
3	青山創業促進センターの運営	66
4	創業活性化特別支援事業	67
5	創業支援拠点の運営	67
6	創業支援拠点（多摩）の運営	67
7	女性ベンチャー成長促進事業	68
8	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業	68
9	起業家による空き家活用事業	68
10	小中学校向け起業家教育推進事業	68
11	高校生起業家養成プログラム	68
12	シニア創業促進事業	68
13	創業活性化に向けた広報PR	69
14	スタートアップ総合支援拠点の運営	69
15	連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業	69
16	エンジェル税制の対象企業確認	69
17	スタートアップ・グローバル交流HUB事業	69
18	新事業発掘プロジェクト	69
19	スタートアップ社会実装促進事業	69
20	中小企業DX推進に係るスタートアップ支援事業	70
21	リスタート・アントレプレナー支援事業	70
22	5G技術活用型開発等促進事業	70
23	次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業	70
24	行政課題解決型スタートアップ支援事業	70
25	スタートアップを活用したHTT促進事業	70
26	スタートアップによるDX社会実装事業	70
27	スタートアップによる島しょ振興促進事業	70
28	多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業	71
29	スタートアップ海外進出支援事業	71
30	開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業	71
第4	地域工業の活性化	72
1	地域産業活性化支援事業	72
2	地域産業活力創出支援事業	72
3	地域産業デジタル化推進事業	73
4	都内ものづくり企業地域共生推進事業	73
5	地域工業連携強化支援事業	73

6	TOKYO地域資源等活用推進事業	74
7	TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業	74
8	東京都企業立地相談センターの運営	74
9	立地環境の改善指導	75
10	砂利採取及び採石業者指導等	75
11	多摩産業交流センターの管理	75
12	イノベーション創出拠点の整備推進事業	76
第5	地域商業の活性化	77
1	商店街活性化対策	77
2	魅力ある商店街づくり	77
3	大型店環境調整	80
第6	総合的支援	81
1	総合支援事業	81
2	政策課題対応型専門家派遣事業	82
3	カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業	82
4	新事業分野開拓者認定・支援事業	82
5	中小企業情報のネットワーク整備	82
6	中小企業振興公社の管理運営	82
7	中小企業振興対策審議会	83
8	地域中小企業振興センター建物維持管理	83
9	産業サポートスクエア・TAMA建物維持管理	83
10	秋葉原庁舎建物維持管理	84
11	戦略的産業分野の育成	84
12	女性経営者等の活躍促進事業	85
13	ファッション産業の振興	86
14	地域特性に着目した産業振興	86
15	ファッション・アパレル産業活性化促進事業	86
16	ファッション産業の担い手発掘・育成事業	86
17	eスポーツに係る産業の振興	87
18	XR、メタバース等を活用した産業の振興	87
19	中小企業SDGs経営推進事業	87
20	ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業	87
21	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業	88
22	食品利用高度化推進事業	88
23	地域特産品開発支援事業	88
24	オンラインコンテンツビジネスアワード	88
25	業態転換支援事業	88
26	事業復活支援金等受給者向け緊急支援事業	88

27	ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業	89
28	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業	89
29	都市型産業施設を活用した事業可能性調査	89
30	飲食事業者向け経営基盤強化支援事業	89
31	テナントビル等安全対策強化支援事業	89
32	原油価格高騰等対策支援事業	90
33	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業	90
34	原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業	90
35	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業	90
36	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業	90
37	日系製造業等に対する投資促進事業	91
38	デジタル技術を活用した産業マーケティング事業	91
第7	試験研究機関	92
1	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	92
2	東京都地方独立行政法人評価委員会の運営	94
3	東京都立皮革技術センター	94
第8	金融支援	96
1	中小企業制度融資	96
2	中小企業金融の信用補完等	96
3	金融機関と連携した海外展開支援	97
4	東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）	97
5	東京都動産・債権担保融資（ABL）制度	97
6	女性・若者・シニア創業サポート事業	97
7	外国人起業家の資金調達支援	97
8	地域金融機関による事業承継促進事業	98
9	中小企業経営承継円滑化法による金融支援	98
10	中小企業向けファンドへの出資	98
11	ファンドによる脱炭素化に向けたスコープ3対応に取り組む中小企業支援	99
12	ファンドを活用した開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ成長支援	99
13	購入・寄付を通じたクラウドファンディングによるHTT・DX等プロジェクト支援事業	99
14	株式を活用したクラウドファンディングによるベンチャー企業支援事業	99
15	債権譲渡による資金調達	99
16	私募債を活用した事業承継の取組支援	99
17	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給	99
18	新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資利子補給	100
19	災害復旧資金融資等利子補給	100
20	中小企業設備リース事業	100

21	高度化資金貸付	100
22	包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等	100
23	都内中小企業に対する施策活用促進事業	100
24	貸金業の指導監督	101
IV	産業・エネルギー対策	103
○	施策の体系	105
第1	産業・エネルギー政策の企画・調整等	107
1	大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業	107
2	金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業	107
3	都内事業者向けH T T実践推進ナビゲーター事業	108
4	H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業	108
5	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業	108
6	中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業	108
7	私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援	109
8	中小企業特別高圧電力・工業用L Pガス価格高騰緊急対策事業	109
第2	省エネルギーの推進	110
	中小規模事業所対策の推進	110
第3	再生可能エネルギーの推進	113
1	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業	113
2	都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業	113
3	地中熱利用の普及促進	114
4	地産地消型再エネ増強プロジェクト	114
5	島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大	115
6	島しょでの再エネ100%運用を目指した取組	115
7	新エネルギー東京イニシアティブ	115
第4	エネルギーマネジメントの推進	117
1	スマートエネルギーネットワーク構築事業	117
2	南大沢地区における再エネ由来水素を活用したV P Pモデル事業	118
3	系統用大規模蓄電池導入促進事業	118
4	企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業	118
5	蓄熱槽を活用した節電マネジメント（デマンドレスポンス）の社会実装事業	119
第5	水素・新エネルギーの推進	120
1	再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業	121
2	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業	122
3	水素社会実現に向けた普及促進	122
4	企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業	122

5	水素社会実現に向けたN E D Oとの連携事業	123
6	水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業	123
7	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	123
8	グリーン水素の活用事業	123
9	グリーン水素の製造・利活用事業	124
10	中央防波堤におけるグリーン水素の製造・利活用事業	124
11	グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業	124
12	パイプラインを含めた水素供給体制構築事業	124
13	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	124
第6	Z E Vの普及促進	125
1	Z E V等普及促進事業	125
2	充電設備普及促進事業	129
3	ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業	130
4	水素ステーション設備等導入促進事業	130
5	空白地解消に向けた水素ステーション整備事業	132
6	中小ガソリンスタンドへの水素ステーション導入に向けた支援事業	132
7	Z E V普及に向けたキャンペーンの展開	132

V 観光産業対策 133

○ 施策の体系 135

第1 外国人旅行者誘致の新たな展開 139

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 情報の収集及び発信 | 139 |
| 2 | 観光プロモーション等の積極的な展開 | 140 |
| 3 | イベントを通じた観光振興 | 142 |
| 4 | アニメ等拠点の整備・運営 | 143 |

第2 M I C E誘致の推進 144

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 東京都M I C E連携推進協議会の運営 | 144 |
| 2 | M I C E誘致に向けたプロモーションの展開 | 144 |
| 3 | M I C Eの誘致・開催支援 | 144 |
| 4 | M I C E拠点育成支援事業 | 147 |
| 5 | 多摩地域におけるM I C E拠点の育成支援 | 148 |
| 6 | M I C E施設の受入環境整備支援 | 148 |
| 7 | 都市間連携によるM I C E誘致の推進 | 148 |
| 8 | 次世代型M I C Eの推進 | 148 |
| 9 | 環境配慮型M I C Eの推進 | 149 |

第3 魅力を高める観光資源の開発 150

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 自然と調和した観光 | 150 |
|---|-----------|-----|

2	観光まちづくり	152
3	地域資源発掘型プログラム事業	153
4	水辺のにぎわい創出事業	154
5	東京ライトアップ発信プロジェクト	154
6	東京プロジェクションマッピング促進支援事業	154
7	プロジェクションマッピング国際アワード TOKYO	154
8	プロジェクションマッピング拠点整備事業	155
9	民間との協力によるプロジェクションマッピング展開事業	155
10	夜間・早朝利活用促進事業	155
11	富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援	155
12	多摩の観光・産業振興ネットワーク事業	155
13	旅行博による東京の魅力PR	155
14	東京フィルムコミッション事業	155
15	海外作品制作支援事業	156
16	アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業	156
17	アニメ関連観光情報等発信事業	157
18	デザインマンホール等ツーリズム推進事業	157
19	観光まちづくりサポート事業	157
20	Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業	157
21	サステナブル・ツーリズム推進事業	157
22	観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業	158
23	地域観光活性化推進事業	158
24	都内観光促進事業	158
25	地域観光支援事業	158
26	高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業	158
第4	受入環境の充実	159
1	温かく迎える仕組みづくり	159
2	ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備	159
3	多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営	160
4	多言語コールセンター事業	160
5	タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業	160
6	飲食事業者向け食の多様性対応支援事業	160
7	観光案内機能の充実	160
8	観光インフラ整備支援事業	162
9	観光バス等バリアフリー化支援事業	163
10	ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進	163
11	都民向けおもてなしポケットガイドの作成	163
12	宿泊施設のバリアフリー化支援事業	163

13	アクセシブル・ツーリズム支援事業	164
14	観光事業者の災害対応力強化事業	165
15	外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業	165
16	TOKYO旅館ブランド構築・発信事業	165
17	住宅宿泊事業の適正な運営	166
18	宿泊施設テレワーク利用支援事業	166
19	宿泊施設活用促進事業	166
20	観光事業者の経営力強化支援事業	167
21	観光業界における経営課題解決促進事業	167
22	観光事業者向けワンストップ支援センターの運営	167
23	観光関連事業者の連携促進による経営支援事業	168
24	アドバイザーを活用した観光事業者支援事業	168
25	観光資源の保全等のための支援事業	168
26	観光需要創出に向けた誘客促進支援事業	168
27	先端技術による次世代受入環境構築事業	169
28	DXによる観光データ活用等支援事業	169
29	DXによる旅行事業者レベルアップ応援事業	169
30	観光事業者のデジタル化促進事業	169
31	宿泊施設デジタルシフト応援事業	169
32	観光事業者による環境対策促進事業	169
33	宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業	170
34	タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	170
35	観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業	170
36	グループ交流等促進観光支援事業	171
37	宿泊施設テレワーク利用促進事業	171
38	外国人旅行者受入に係る経営活力向上支援事業	171
第5	人材の育成・活用	172
1	観光経営人材育成事業	172
2	観光産業外国人材活用支援事業	172
3	MICE専門人材育成	172
4	観光ボランティアの活用	173
5	通訳案内士育成事業	173
6	青少年の教育旅行受入促進	173
第6	推進体制の構築	174
1	都市観光支援事業	174
2	東京観光財団の管理運営	174
3	被災地応援ツアー	174
4	観光産業の育成	175

5	ユースホステル施設の貸付	177
6	都民の観光振興への理解促進事業	177
7	国内向け誘客促進プロモーション	177
VI	農林水産対策	179
○	施策の体系	181
第1	農業の振興	185
1	農業振興計画及び情報提供等	185
2	農業基盤の整備	189
3	食の安全・安心の確保	190
4	農業経営の安定	196
5	農林総合研究センターの運営等	204
6	緑化推進	205
7	農林災害復旧	205
8	小笠原振興	205
9	産業労働施設整備	206
第2	林業の振興	207
1	森林計画及び情報提供等	207
2	森林づくりの推進	207
3	森林産業の育成	209
4	農林災害復旧	214
第3	水産業の振興	215
1	漁業資源の管理	215
2	漁業生産流通基盤の整備	217
3	漁業経営の安定	218
4	島しょ農林水産総合センターの運営	221
5	小笠原振興	221
6	産業労働施設整備	222
VII	雇用就業対策	223
○	施策の体系	225
第1	審議会等	230
1	東京都雇用・就業対策審議会等	230
第2	地域における雇用・就業の促進	232
1	しごとセンター事業の推進	232
2	若年者の就業対策	246
3	中高年の就業対策	246
4	高齢者の就業対策	247

5	女性の就業対策	252
6	障害者の就業対策	252
7	山谷地区就労対策	254
8	中小企業人材確保支援	255
9	成長産業人材雇用支援事業	262
10	脱炭素社会の実現に向けた人材確保・就職促進事業	262
11	デジタル人材確保・就業促進事業	263
12	ものづくり産業人材確保支援事業	263
13	就職チャレンジ多摩事業	263
14	緊急就職支援事業	263
15	東京都地域人材確保総合支援事業	264
16	ソーシャルファーム支援事業	264
17	ソーシャルファーム認証審査会等の運営	264
18	ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業	265
19	雇用管理改善計画の認定	265
20	地域の実情に即した雇用・就業情報の収集・提供等	265
第3	適正な労働環境の確保	266
1	労働情勢調査	266
2	労働知識の普及・啓発	267
3	男女雇用平等の環境づくり	269
4	労働相談・指導	269
5	正規雇用等転換安定化支援事業	273
6	就職氷河期世代リスタート支援事業	274
7	キャリアリスタート支援事業	275
8	働き方改革促進事業	275
9	働き方改革推進事業	275
10	エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	275
11	雇用関連諸制度の知識に係る普及啓発事業	276
12	ライフ・ワーク・バランス推進事業	276
13	テレワーク等普及推進事業	277
14	テレワーク定着トライアル緊急支援事業	280
15	働きやすい職場環境づくり推進事業	280
16	ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業	281
17	新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業	281
18	新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業	281
19	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業	282
20	働く人のチャイルドプランサポート事業	282
21	働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業	283

22	妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	283
23	働く女性応援事業	283
24	働くパパママ育児応援事業	284
25	育児によるパワーアップ応援事業	284
26	男性育児もっと応援事業	284
27	男性育児促進に向けた普及啓発事業	285
28	介護休業取得応援事業	285
29	家庭と仕事の両立支援推進事業	285
30	女性従業員のキャリアアップ応援事業	286
31	働く女性のウェルネス向上事業	287
32	働く人の健康保持増進事業	287
33	職場のメンタルヘルス対策推進事業	287
34	ハラスメント防止対策推進事業	287
35	勤労者生活向上の推進	288
36	勤労者福祉のサービス事業に対する支援	289
37	家内労働対策	290
38	東京都労働委員会委員の選任	291
第4	多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上	292
1	公共職業訓練の推進	292
2	民間における職業能力開発の促進	296
3	技能振興事業	298
4	ものづくり・匠の技の祭典	300
5	ものづくり技能の総合ポータルサイト情報発信事業	300
6	職業能力開発センター事業の展開	300
7	デジタル人材育成支援事業	301
8	DX人材リスクリング支援事業	302
9	成長産業分野キャリア形成支援事業	302
10	女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業	302
11	ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	302
12	短期集中型資格取得支援訓練	302
13	女性向けキャリアチェンジ支援事業	302
VIII	付 表	303
第1	主要事業統計表	305
第1表	産業構造	305
第2表	労働力状態	306
第3表	国・地域別訪日外客数	307

第4表	耕地面積の現況	308
第5表	総農家数及び事業別農業経営体数	309
第6表	東京都農林水産総生産額	310
第7表	令和4年度公共職業訓練事業実績	311
第8表	令和4年度認定職業訓練実施状況	311
第9表	単位労働組合数、組合員数、推定組織率	312
第2	産業労働局事業所等一覧表(令和5年8月1日現在)	313
1	商工関係事業所等	313
2	観光関係事業所等	314
3	農林水産関係事業所等	314
4	雇用就業関係事業所等	316

I 総説

第1 産業・雇用就業動向

1 令和4年の都内経済

令和4年の我が国の実質 GDP 成長率は、前年比 1.0%のプラス成長となった。貿易では、輸出額・輸入額ともに2年連続の増加となり、輸出が自動車、鉱物性燃料等の増加により前年比 18.2%増、輸入は原粗油、石炭等の増加により 39.2%増となった。その結果、差し引きでは大幅な赤字となった。また、訪日外国人旅行者数は、観光目的の入国受入れ再開や段階的な水際措置の緩和がなされ、回復傾向が見られた。

都内経済を見ると、百貨店販売額前年比が全店ベースで前年の 6.8%増から 18.0%増となり、スーパー販売額は前年の 1.2%減から 0.3%増となった。消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)は、前年と比べ 2.2%上昇した。工業生産活動の動向を示す生産指数の前年比は 3.0%増となり、2年連続のプラスとなった。中小企業の景況感(業況 DI)は、令和2年4月の▲72を底に徐々に改善し、令和4年12月には▲32となった。エネルギー一面では、厳しい電力需給の状況を踏まえ、東京電力管内に電力需給ひっ迫警報及び注意報が発令された。

都内の雇用情勢を見ると、完全失業率は 2.6%と前年と比べ 0.4ポイント低下した。また、有効求人倍率は 1.49倍と前年と比べ 0.30ポイント上昇した。

2 令和5年上半期の都内経済

令和5年1～3月期の実質 GDP 成長率(2次速報値)は、年率換算で季節調整済前期比 2.7%増となり、2四半期連続のプラスとなった。内閣府による7月の月例経済報告では「景気は、緩やかに回復している。」との判断を示しつつも、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。貿易では、上半期の輸出が前年同期比で 3.1%増加し、輸入は速報値で 0.7%増加した。訪日外国人旅行者数は、1～6月の累計(推計値)で1千万人を超え、感染拡大前の令和元年同期の 64.4%まで回復した。

都内経済を見ると、百貨店販売額及びスーパー販売額は、前年同月比でプラスが続いている。6月の消費者物価指数は前年同月比 3.2%の上昇となり、22か月連続のプラスとなっている。生産指数(季節調整済指数)は、令和5年第1四半期には前期比 5.2%の下降となった。中小企業の景況感(業況 DI)は、4月に▲20、5月に▲18、6月には▲23となっている。エネルギー一面では、夏季の電力需給見通しが厳しい状況にあるとしている。

雇用面では、都内の完全失業率が1～3月期平均で 2.6%となった。また、有効求人倍率(季節調整値)は 1.7倍台が続いており、6月は 1.78倍となっている。

第2 令和5年度の施策の概要

我が国の経済は、景気が緩やかに回復している一方で、長引くエネルギーや原材料価格の上昇に伴う物価高騰の影響、厳しい電力需給の状況などの様々な課題や、海外景気の下振れに伴う景気の下押しリスクなどに直面している。

こうした中、これまで産業労働局では、中小企業の経営の下支えや経済活動の活性化の後押し、旅行者の誘致や観光資源の開発など観光産業の振興、農林水産業の生産基盤の整備、従業員が働きやすい職場環境の整備や女性・高齢者等の活躍に向けた就業促進などの取組を進めてきた。また、ゼロエミッション東京の実現に向けて、省エネルギーやZEVの普及促進、水素の利活用などの取組も展開してきた。

今後は、デジタル化の急速な進展、GXの広がりに伴う産業構造の転換などの潮流を的確に捉えた、産業の活性化や東京の更なる成長に繋げる政策を展開するとともに、社会・経済を取り巻く環境やコロナ禍を経た人々の暮らし方の変化を踏まえ、気候変動やエネルギー施策、スタートアップの成長への支援、女性の活躍の後押しをはじめとした人への投資の強化など、幅広い観点から取組を推進していくことが重要である。

そこで、令和5年度の事業においては、以下の施策を重点的に推進していく。

- 中小企業対策としては、ウクライナ情勢を契機とした原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける中小企業に対し、事業継続への下支えを行う。また、デジタル化の急速な進展、グリーントランスフォーメーションの広がりに伴う産業構造の転換などを的確に捉え、産業の活性化や新たな成長に繋げていくため、デジタル化による生産性の向上や販路開拓のサポート、スタートアップへの多様な支援、さらにはグリーントランスフォーメーションに資するイノベーションの創出などを推進していく。
- 加えて、様々な社会情勢等を発端として、事業活動に影響を受けている中小企業者等を支援するため、中小企業の実情やニーズを踏まえた融資を行う。また、金融面からも脱炭素化を推進するため、プライベートエクイティファンドへの出資を通じて、中小企業による脱炭素化に向けたスコープ3対応の取組を支援する。
- 産業・エネルギー対策としては、電力需給ひっ迫といった直近のエネルギー危機に対応するとともに、差し迫る気候危機を念頭に、脱炭素とエネルギーの安定確保の取組を両面から進める必要がある。そのため、電力を「⑩減らす、①創る、①蓄める」H T Tの取組等を進めるとともに、エネルギー対策の実効性を高めるため、産業政策と環境政策の視点を併せ持った施策を展開していく。

「ゼロエミッション東京」の実現に向け、使用するエネルギーを可能な限り最小化するとともに、エネルギー自体を脱炭素化することが必要である。そこで、事業所の省エネルギー対策・エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー設備の導入、ZEVの普及を促進するとともに、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大、新エネルギーの推進に係る技術開発の促進などを実施していく。

また、大企業を含む多様な主体と連携し、中小事業者の支援に繋がる新たな事業領域・分野を創

出すことにより、エネルギー・GX分野のみならず、成長産業への支援や企業間人材交流の後押しなどの多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

- 観光産業対策としては、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の事業活動の活性化に向けた取組を強力に後押しする。

また、DXや高付加価値化などを通じて観光産業の生産性・収益力を高めるとともに、地域や環境に配慮した持続可能な観光を推進する。

さらに、インバウンド需要の回復やMICE誘致に向け、戦略的なプロモーション等を実施し、東京の国際的なプレゼンスの向上を図る。加えて、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援等を引き続き行い、誰もが安心して観光できる環境の更なる充実を図る。

- 農林水産対策としては、ウクライナ情勢や円安の進行に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける農林水産業者への支援を行う。また、都市や山村、島しょなど各地域の実情に応じ、デジタル技術の活用など効率的で生産性の高い農林水産業の展開を図る。さらに、生産緑地を保全するため、区市による買取・活用や貸借促進への支援を行うとともに、新たな担い手の確保・育成対策を強化する。加えて、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化に向け、林業の更なる振興や、多摩産材の一層の利用拡大と情報発信力の強化に取り組む。あわせて、持続可能な水産業の実現に向け、資源管理型漁業の推進や、水産加工品の開発、海外も含めた販路拡大等の支援に取り組む。
- 雇用就業対策としては、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション等、産業構造の変化に対応した人材シフトやスキルアップに向け、従業員のリスクリング等を支援するとともに、求職者の再就職支援の強化等を通じて中小企業における人材の確保と育成を後押しする。また、従業員の働きがいの向上やテレワークの普及推進、育業の後押しなど、企業が取り組む職場環境の整備を促進していく。さらに、多様な人材が輝く「ダイバーシティ」の実現に向け、企業の女性活躍推進への取組の支援や、働く意欲のある高齢者の就業の促進、障害者や就労に困難を抱える方の採用等に取り組む企業への支援の充実により、誰もが活躍できる環境を整備する。
- 東京のみならず日本全体の経済活性化を実現するため、東京と日本各地が双方の強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

1 産業・雇用就業政策の企画立案

東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行う。また、日本各地と連携した産業振興施策を推進するとともに、統計分析による施策立案支援や、調査研究による政策課題ニーズの掘り起こしを図っていく。

2 中小企業対策

(1) 経営支援

都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、付加価値額の向上や、地域・グループによる活性化につながる新事業開発への意欲的な取組などを積極的に支援し、中小企業経営の改善強化を図る。

主な支援策としては、①中小企業等の経営革新を促進するため、法に適合する新たな事業活動計画の承認、その計画に対する低利融資等の支援（経営革新支援）、②環境変化への対応や経営力強化のための支援（経営安定支援）、③国内・海外への販路開拓支援、④異業種交流会、産学公連携事業のグループ形成など組織化への支援（ネットワークづくり支援）がある。

(2) 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー、環境への対応など経営環境の変化は大きく、こうした変化をビジネスチャンスと捉えて、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

このため、都では、基礎技術から応用研究、企画・アイデアから製品開発までの中小企業の製品・技術の開発に対し、①開発基盤技術強化のための助成、②地域の強みを活かした交流、連携基盤の確立、③知的財産活用の実現を図る施策、④製品の差別化・高付加価値化を実現するためのデザイン活用策、⑤事業化に向けたサポート等の各種支援を行う。

(3) 創業支援

東京では、高い地価等の立地条件や後継者難が相まって、企業数が減少傾向にあり、新たな都市型産業の創出及び起業を促進することが重要な課題となっている。

このため、都では、意欲にあふれ、優れた発想や技術を持つ人々の起業や、その後の経営の安定・発展を支援することで、活発な創業の促進を目指す。

具体的には、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、①創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う創業支援拠点の運営、②創業の場の提供と入居企業に対する経営支援の実施、③創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や技術開発・販路開拓に要する資金の助成等、④交流の場の提供や専門家の継続的な助言等の支援を行う。

(4) 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に、企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へマンションが建設されるなど操業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。

そこで都は、重要な産業集積を守るため、区市町村と連携し、競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備等、産業基盤強化に向けた取組を推進するほか、コロナ禍など社会環境変化に柔軟に対応していくための取組支援などにより、地域産業の活性化を図る。

また、デジタル技術の導入により、中小企業の生産性向上・競争力強化等に取り組む区市町村への支援や、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターの運営、東京の各地域の持つ強みや特色である地域資源を活用する取組等の支援により、地域経済の活性化を図っていく。

(5) 地域商業の活性化

都内には約2,400の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、また、

地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や店主の高齢化などの課題のほか、昨今のコロナ禍による来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、地域コミュニティの核として、賑わいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

(6) 総合的支援

中小企業や起業家等への個別の支援策を結びつけ、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、(公財)東京都中小企業振興公社を核として、都の関係機関や各支援機関が連携して、中小企業に対し、支援を行うほか、戦略的産業分野のプロジェクト等に対して支援を行う。

(7) 試験研究機関

平成18年4月に、柔軟かつスピーディな民間的経営手法により効率的・効果的な技術支援を実現させるため、東京都立産業技術研究所を地方独立行政法人に移行し、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とした。

この(地独)東京都立産業技術研究センターにおいて、中小企業の製品開発支援・技術支援・研究開発・技術経営支援・産業交流・産業人材育成・情報発信等を行い、産業技術の向上とその成果の普及を促進し、都内中小企業の振興を図る。

なお、平成23年10月に江東区青海に新本部を開設、平成27年4月にバンコク支所を開設、令和3年4月に東京都立食品技術センターを統合するなど、支援体制のさらなる充実を図っている。

また、東京都立皮革技術センターにおいても、試験研究・技術支援等を行い、東京都における伝統地場産業である、皮革関連産業にかかわる中小企業の振興を図る。

(8) 金融支援

中小企業の多様な資金ニーズに応えるため、重層的に金融支援を展開する。

中小企業制度融資では、中小企業が直面する重要課題に対応するため、社会経済情勢の変化に伴う様々な経営悪化要因に対応した融資を実施するとともに、HTTやSDGs・DXの推進やテレワーク・育業・賃上げ等の取組を支援する融資メニューを創設するほか、新しい時代を切り拓くための「創業融資」を拡充するなど、中小企業の経営の安定化や積極的な事業展開を支援する。

これに加え、中小企業の資金調達手法の多様化を図る観点から、地域の金融機関と連携した都独自の融資制度(東京プラスサポート)を実施するほか、動産・売掛債権等の活用やクラウドファンディングによる資金調達などを支援する。

また、中小企業が抱える経営課題に対応した支援として、女性・若者・シニアに対する創業サポートや、ファンドへの出資を通じた脱炭素化への支援などを実施する。

さらに、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づき、金融機関との連携の推進等を行う。

3 産業・エネルギー対策

(1) 産業・エネルギー政策の企画・調整等

東京の産業活動の基盤であるエネルギーの安定供給への不安が顕在化しており、都は、当面の電力需給ひっ迫といったエネルギー危機を乗り越えるとともに、その先の「脱炭素社会」の実現を目指し、電力を「㊦減らす、㊧創る、㊨蓄める」H T Tの取組等を実施するとともに、中小事業者のG Xに向けた取組を推進する。

また、大企業の知見・リソース等を活用し、中小事業者の支援に繋がる新たな事業領域・分野を創出することにより、成長産業分野やエネルギー分野などの多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

(2) 省エネルギーの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までにエネルギー消費量を50%削減(2000年比)することなどを目指している。

都内に約63万ある中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、省エネ・再エネに係るワンストップ相談窓口の設置や省エネ診断の実施など省エネルギーに関する支援を総合的に展開する。また、省エネ設備の導入及び運用改善の実践を補助することで、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進する。

(3) 再生可能エネルギーの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までに再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目指している。

事業者向けの導入支援として、都内及び東京電力管内への地産地消型の再生可能エネルギー発電設備等の設置を補助し、導入を促進するとともに、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法や都有施設の再エネ電力100%化に向けた島しょ地域の事業者等への太陽光発電設備等の設置に対して補助することで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進する。また、地中熱の普及啓発等に取り組み、未利用エネルギーの利用促進を図る。

島しょ地域においては、各島の特性に応じた再生可能エネルギーを最大限活用することで、エネルギー自給率及び防災力の向上を目指すとともに、ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を推進する。

(4) エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギーマネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。

再生可能エネルギーを有効に活用することにも資するコージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの導入支援により、スマートエネルギーネットワークの構築を推進する。また、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入支援を行う。さらに、小売電気事業者等が行う節電マネジメント(デマンドレスポンス)の取組を支援し、需要家(企業)における電気の需要の最適化を促進する。

(5) 水素・新エネルギーの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでい

る。脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待される再生可能エネルギー由来水素（グリーン水素）の活用や、水素を活用した業務・産業用燃料電池の利用を補助する等の取組により、水素エネルギーの普及を促進する。

水素エネルギーの利用拡大に向けては、企業・団体との意見交換等による情報共有を進め、イベントや普及啓発等においても連携を図るとともに、都民の理解も重要であることから、水素エネルギーに関する普及啓発イベントの実施やホームページによる情報発信等を行う。

また、都内におけるグリーン水素の製造・利用に向けた取組を進めるとともに、グリーン水素の環境価値を評価する制度の構築、パイプラインを含めた水素供給体制の構築などの事業を実施する。

さらに、新エネルギーの開発・普及を促進するための支援を行う。

(6) ZEVの普及促進

都は「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内新車販売において2030年までに乗用車を、2035年までに二輪車を100%非ガソリン化する目標を掲げている。この目標の達成に向けて、ZEVの導入を促進する取組を進めるとともに、充電設備等の設置を支援することで充電インフラの整備を促進する。

また、水素ステーションの整備促進を図るために、整備費と運営費への補助を実施するとともに、空白地の解消に向けた都用地活用、既存ガソリンスタンド等の「マルチエネルギーステーション化」への支援、水素利用量の拡大にも資する商用燃料電池車両の早期実装化等を進める。

4 観光産業対策

(1) 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に国内外から旅行者を誘致するため、伝統と革新が共存する東京の多様な魅力を発信するほか、東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」などを通じて都内の観光情報を多言語で発信する。また、近隣県をはじめ、全国の自治体等と連携し、観光ルートが多様化や観光の魅力発信に取り組む。

(2) MICE*誘致の推進

東京へのMICE誘致に向けて、開催都市としての東京の魅力を効果的に発信するとともに、主催者に対して誘致活動や開催時の会場確保に要する経費等を支援する。また、美術館や庭園などをMICE開催時に使用するユニークベニューの活用を推進する。

※ M:Meeting（企業系会議）、I:Incentive（企業の報奨・研修旅行）、C:Convention（国際会議）、E:Exhibition/Event（展示会・イベント等）の頭文字を取った総称

(3) 魅力を高める観光資源の開発

地域のアイデアを生かした特産品や旅行商品の開発、地域ならではの多様な魅力を生かした観光まちづくりに対する支援など、旅行者を惹きつける観光資源開発を促進し、東京の魅力向上を図る。多摩・島しょ地域では、魅力ある森林資源や自然公園を活用するなど自然との調和に配慮した観光振興を進めるとともに、地域の魅力をウェブサイト等で効果的に発信する。

また、地域の観光振興に対する機運を高めるため、観光分野の専門家の派遣や、先進的な取

組事例の周知・浸透を行う。

(4) 受入環境の充実

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、観光案内所の整備・運営、Wi-Fiやデジタルサイネージ等の情報通信技術の積極的な活用などにより、旅行者への円滑な情報提供に取り組む。

また、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化など、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を推進する。さらに、観光関連事業者のDX促進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

(5) 人材の育成・活用

観光関連産業の経営層・マネジメント層や、観光ボランティアなど、東京の観光を支える人材を育成・活用していく。

(6) 推進体制の構築

都の観光産業振興施策の充実を図るため、東京都観光事業審議会等を運営する。また、(公財)東京観光財団と緊密に連携し、観光施策を推進する。

さらに、旅行業法に基づく登録制度を運用することで、旅行業者の業務の適正な運営を確保し、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るとともに、通訳案内士法に基づく登録制度の運用を通じ、外国人旅行者に対する接遇の向上を図る。

5 農林水産対策

(1) 農業の振興

「東京農業振興プラン」に基づき、都民生活に貢献する持続可能な東京農業の実現に向け、「担い手の育成」「稼ぐ農業経営の展開」「農地の保全・活用」「持続可能な農業生産と地産地消の推進」「地域の特色を活かした農業の推進」の5つの視点を持って農業施策を展開していく。

担い手の確保・育成については、経営力の向上に意欲的に取り組む認定農業者等をソフト・ハード両面から支援するとともに、都内への就農希望者及び都内の農業者すべてを対象とした総合的な育成プログラムである「東京農業アカデミー」により、就農検討・準備期から経営発展期に至るまで各ステージに応じた研修等を実施する。また、女性農業者や多様な担い手が活躍できる環境整備を進めるとともに、法人の農業参入や雇用就農を促進するため、相談窓口の設置や施設整備等を支援する。

稼ぐ農業を展開するため、生産性の向上や省力化に向けて、先進技術の活用による東京型スマート農業の研究開発・普及を進めるほか、農産物の高付加価値化を図るため、消費地に近い特性等を活かしたブランド化を進める。また、生産現場への高度な技術や知識を農業者に普及するため、普及指導體制を強化する。

農地の保全・活用については、生産緑地の保全や農地流動化を促進するため、区市による生産緑地の買取活用を支援するほか、安定的な農業経営を確立するための長期貸借につながる支援を行う。また、農地の再生や創出の取組、市民農園、防災施設等の整備を行うとともに、農地の高度利用を図るため、農道・灌漑施設などの農業基盤施設の整備を進める。

持続可能な農業生産と地産地消の推進については、都民が安全で安心な食生活を送ることが

できるよう、安全安心な農産物の生産振興や農作物の獣害対策、都内での流通促進・販売ルート拡大、PR・販促活動等の支援を行い、地産地消推進とともに、東京産食材のイメージ向上などに向け、東京産食材の魅力を発信する施策を展開する。

さらに、環境保全型農業の普及により、環境と調和した農業を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）の取組を支援することで、持続可能な東京農業の実現を目指す。

地域の特色を活かした農業の推進については、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など自然条件・社会条件が異なる環境の特性を活かし、施設整備の導入支援や、多面的機能を発揮できる活動の推進のほか、農地の利用促進やDXによる生産の効率化・省力化、新規就農者の確保・育成を進める。

（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、品種改良や栽培技術の改善などに関する調査や試験研究を行うとともに、農業指導や技術支援、都民に対する情報提供を行う。

(2) 林業の振興

「東京フォレストビジョン」の実現に向け、「森づくり推進プラン」に基づき、伐採・利用・植栽・保育という、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化につながる施策を展開し、未来の森づくりに取り組んでいく。

森林整備においては、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進することが必要であることから、整備の指針を地域森林計画として定める。また、木材生産に適した人工林を中心に、スギ・ヒノキの伐採・搬出と、花粉の少ないスギ等の植栽・保育を促進するとともに、シカによる林業被害対策、山地災害へ対応するための治山事業等を推進する。さらに、森林環境譲与税が、多摩地域の森林整備に結びつくよう、区市町村に対し情報提供や都市部と山間部の自治体連携に対する支援を行う。

林業振興においては、経営の生産性と収益性の向上に向けて、林道の開設・改良等の基盤整備や施業の集約化を図るとともに、施業の効率化に向けたデジタル化等の取組や、国内外の先進技術を取り入れた林業機械の活用などを推進する。また、林業の担い手を確保し、技術を着実に継承するため、新規就労者から中堅技術者までレベルに応じた研修の実施に加え、「東京トレーニングフォレスト」等を通じて、伐採・搬出などの高度な技術の習得を促進する。

多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大においては、公共施設での率先的な利用と民間施設での利用促進を図るとともに、木育活動を通じて、木材の良さや利用の意義について幅広い世代の理解を深めていく。また、全国各地と連携して商談型展示イベントを開催するとともに、都市部のPR拠点において、多摩産材と国産木材の魅力を発信する。

（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、花粉の少ない森づくり運動や森林ボランティア等を通じて、都民や企業等との協働を推進するとともに、多摩産材の利用拡大に向けた情報発信や支援を行う。また、森林・林業に関する調査や試験研究、森林所有者等に対する技術支援のほか、都民に対する情報提供等を行う。

(3) 水産業の振興

「水産業振興プラン」に基づき、「資源の持続性に配慮した漁業の推進」、「水産業の成長産業化に向けた取組の推進」、「多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮」、「コロナ禍による市場変化への対応」という4つの視点で施策を着実に実施し、東京における持続可能な水産業を

実現する。

資源の持続性に配慮した漁業の推進においては、水産資源の維持・増大につなげるため、資源管理型漁業の推進に必要な科学的データを収集する調査・研究を推進するとともに、漁業者に対する指導を実施する。また、法令違反に対する漁業取締や、生息環境を改善するための漁場整備を実施する。さらに、資源を人為的に増加させるために、栽培漁業センターにおいて放流用稚魚を生産し配付するとともに、藻場の再生や新しい魚種の生産の検討等、栽培漁業の機能強化を行う。内水面では、江戸前アユの資源安定化対策として、産卵量や流下仔魚の増大を目的とした技術開発を実施する。

水産業の成長産業化においては、島しょ地区の漁家経営の安定のために、効率的な漁場探索につながる海況情報を提供するとともに、将来的な海況予測を可能とする海洋シミュレーションシステムの運用及びカスタマイズを行う。また、漁船用燃油運搬船の運賃や各種共同利用施設の整備に必要な経費について補助するほか、内水面においては、マス釣場・養殖施設の整備支援等を行う。さらに、漁業就業者対策として、担い手の確保・育成に必要な経費についての補助に加え、漁業就業希望者の募集から定着、中核的漁業者となるまでのトータルサポートを実施する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）を運営する。加えて、東京産水産物の競争力を向上させるために、東京産水産物のPR事業や海外販路開拓を推進する。

多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮においては、東京産水産物に対する理解・醸成等を目的とした食育活動を教育現場等で展開する。

コロナ禍による市場変化への対応としては、冷凍商品等、競争力のある商品開発や、小売業者等のマッチングなど販路拡大のための取組を支援していく。

6 雇用就業対策

(1) 地域における雇用・就業の促進

都民の雇用・就業に対する支援を行うため、雇用就業に関するワンストップサービス機関として設置している「東京都しごとセンター」及び「東京都しごとセンター多摩」において、若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者を対象に、個々の状況に応じた就業相談からキャリアカウンセリング、セミナー、マッチングまでのきめ細かい就業支援を実施する。

若者の就業支援では、既卒の若者を対象とした就職準備度に応じた支援プログラムの実施により、若者の正社員就職を目指す。

また、非正規雇用の期間が長く正規雇用での就職が困難な30代から50代のいわゆる就職氷河期世代のための支援として、個人の職務経験等に応じたきめ細かいプログラムを実施する。

高齢者の就業支援に向けては、高齢者が企業で派遣社員として働くプログラムなど企業において高齢者活用が促進されるような施策を総合的に展開する。また、シルバー人材センターにおいて、企画提案型営業による就業機会の確保や労働者派遣事業の推進など会員拡大及び就業機会拡大に向けた取組を一層進める。

女性の就業支援では、「女性しごと応援テラス」における就業相談等の実施や女性再就職支援事業の展開とともに、国と連携して、女性の就業拡大に向けた普及啓発及び多摩地域での就業支援を実施する。

障害者等の就業支援では、障害者や難病・がん患者の安定的な雇用と処遇改善を推進するため、奨励金・助成金を支給するとともに、障害者雇用の特色ある優れた取組を行う事業主の顕彰を行う。

一方、中小企業の人材確保の支援として、人材確保に悩む中小企業へのコンサルティングの実施や最適な公的支援メニューの提供、業界団体を通じた各業界特有の課題に対応した支援、中小企業と外国人材との交流支援、中小企業の魅力発信、中小企業の人材戦略構築及び中核人材採用支援などの事業を展開する。

加えて、「東京都地域人材確保総合支援事業」では、区市町村等の行う中小企業の人材確保に向けた取組を支援する。

また、令和元年12月に制定した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号）」及び令和2年度に策定したソーシャルファームに係る指針に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動を支援する。

(2) 適正な労働環境の確保

個別化・複雑化する労使間のトラブルに対応するため、「労働相談情報センター」において、労働相談事業を実施する。「東京都ろうどう110番」において都民からの電話相談に集中的に対応するとともに、平日・夜間及び土曜日の来所相談等を行うほか、LINEコール（通話機能）を活用した電話相談事業を実施する。

令和4年10月に開設した「労働相談情報センター多摩事務所」においては、多摩地域の自治体等に設置したテレビ会議システムによる遠隔相談を行うとともに、オンライン労働相談の着実な実施と、労働法知識の普及啓発を目的としたチャットボットの回答性能の向上を図る。

また、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、各種調査等による情報の収集とともに、労働セミナーの開催や資料の発行・提供により労働関係法令の趣旨や内容等について普及啓発を行う。

テレワークの促進・定着に向けて、東京テレワーク推進センターや「テレワーク・ワンストップ相談窓口」等により活用推進を図るとともに、働き方改革に取り組む企業に対し、相談窓口や集中講座等の支援を行うことで、ライフ・ワーク・バランスを推進する。

加えて、企業における雇用環境整備の推進に向け、育児・介護等のライフイベントと仕事の両立支援に係る取組、非正規雇用労働者の処遇改善の助言を行っている。

このほか、女性活躍推進に取り組む企業等に対する支援や育業の促進、正規雇用転換後も安心して働ける労働環境の整備などを推進する。

(3) 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

東京の産業を支える中小企業の人材育成・確保を支援するため、都内を4つの地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、人材育成・確保の総合相談や各種事業を実施している。

公共職業訓練においては、IT等の成長産業分野、ものづくりや介護等の人手不足分野への人材シフトを促進するため、時代のニーズに適合した訓練科目の開発や、ハローワークや東京しごとセンターと連携した就職支援の実施により、東京の産業基盤を支える人材の育成と求職者の早期再就職に積極的に取り組んでいく。

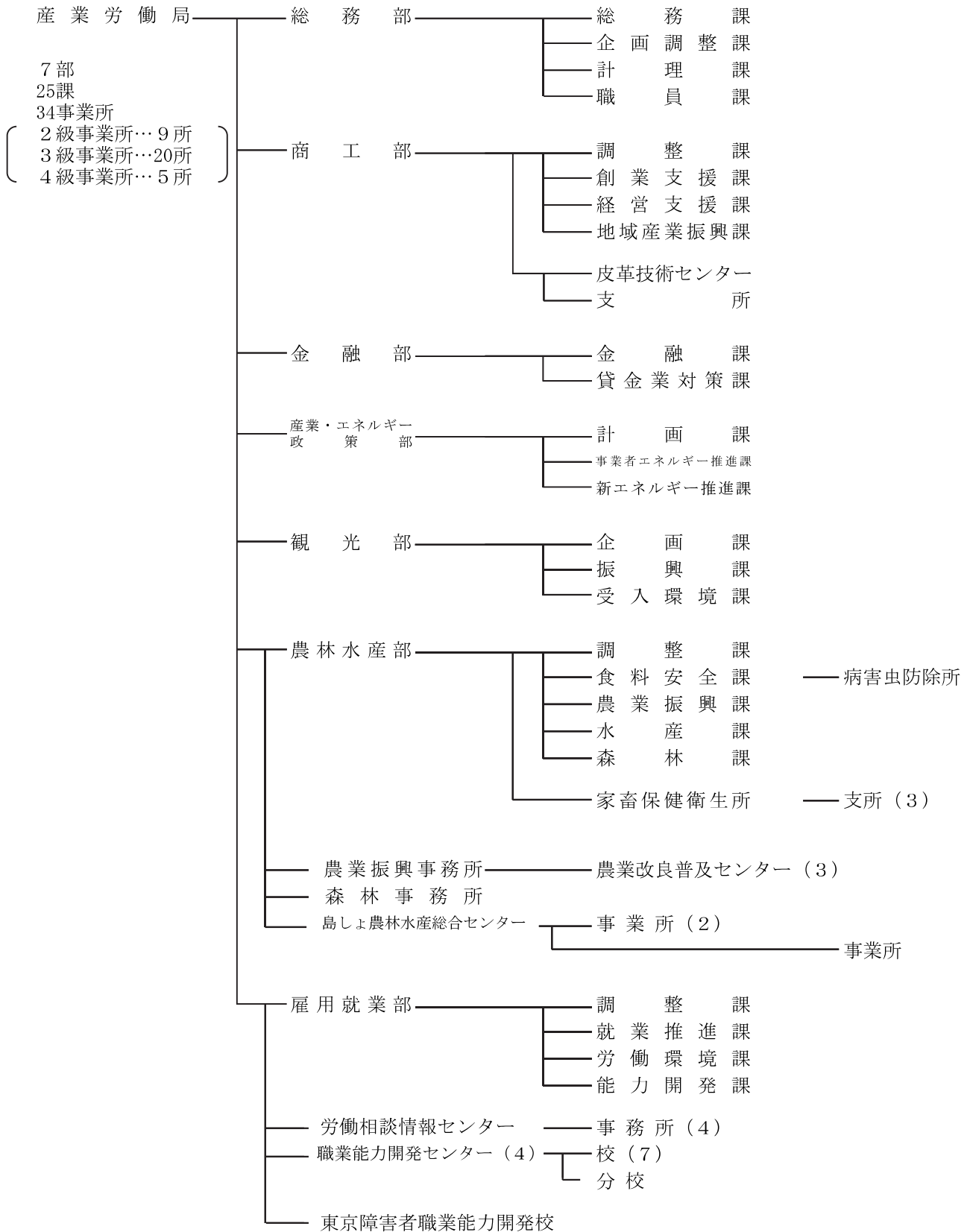
また、在職者向け訓練の実施や中小企業等の人材育成への支援を通じて、労働者のキャリア形成やリスクリングを支援する。

技能振興においては、技能者の技能向上と技能継承の強化を図るため、団体等が行う技能者向けの競技大会を支援するとともに、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）等に出場する選手の育成・強化を実施する。

また、イベントなどの開催を通じ、伝統的な匠の技やものづくりの技能・技術の魅力を、若者を始めとする国内外の多くの人々に広く発信する。

第3 組 織

1 組織図（職員課）（令和5年8月1日現在）



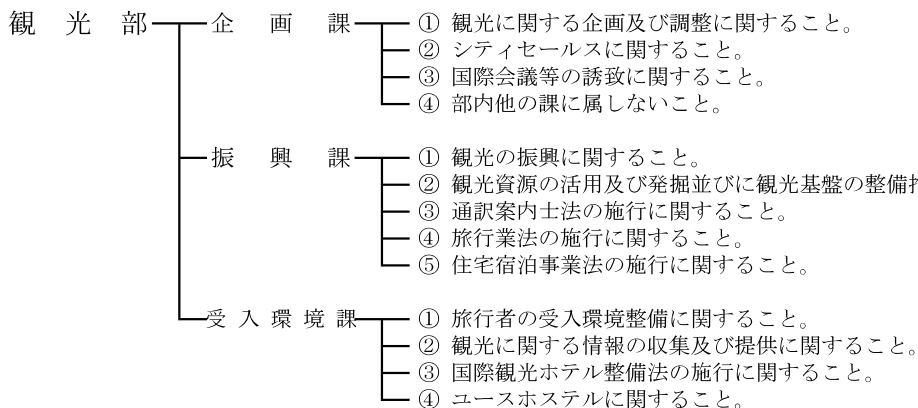
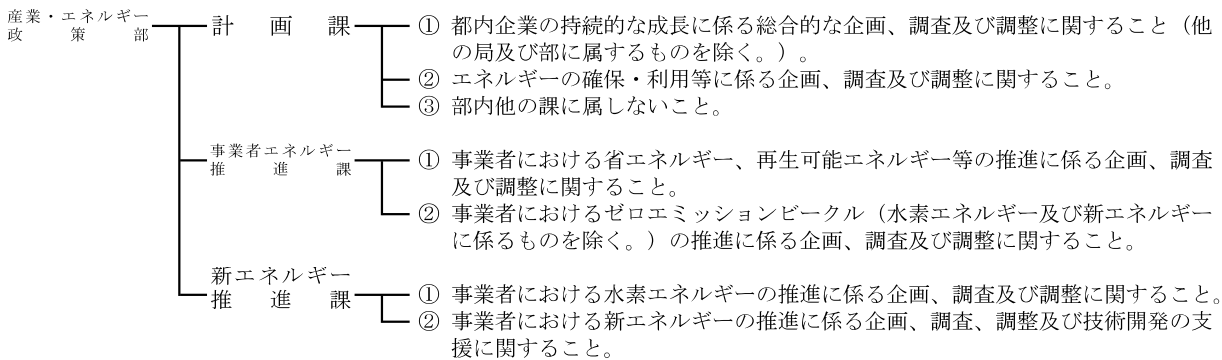
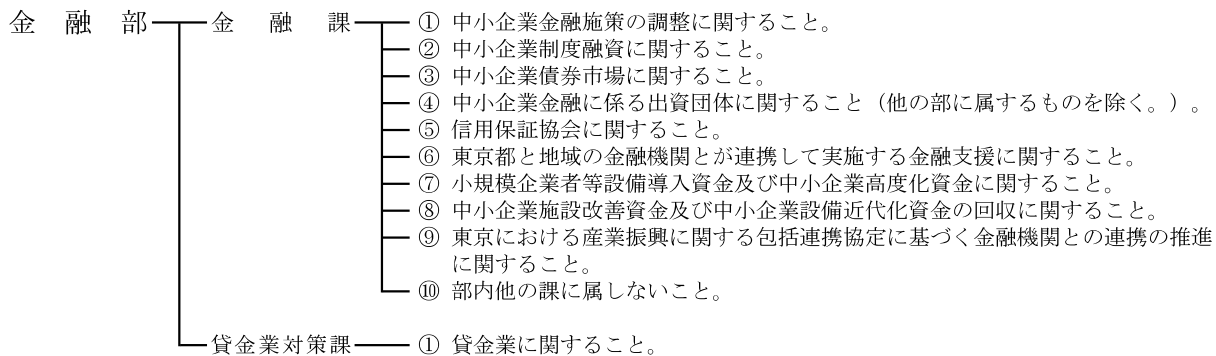
（行政委員会）

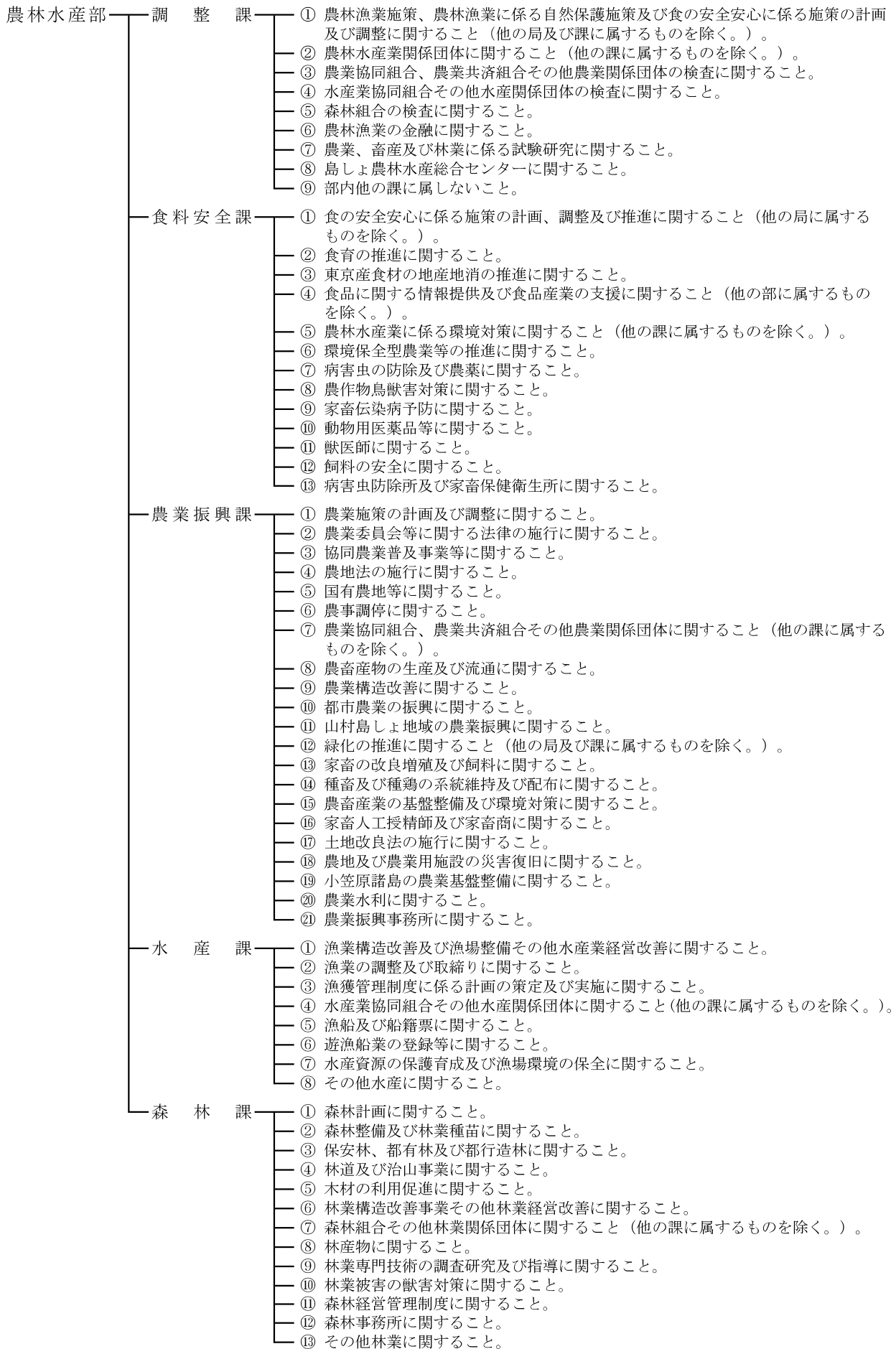
東京海区漁業調整委員会

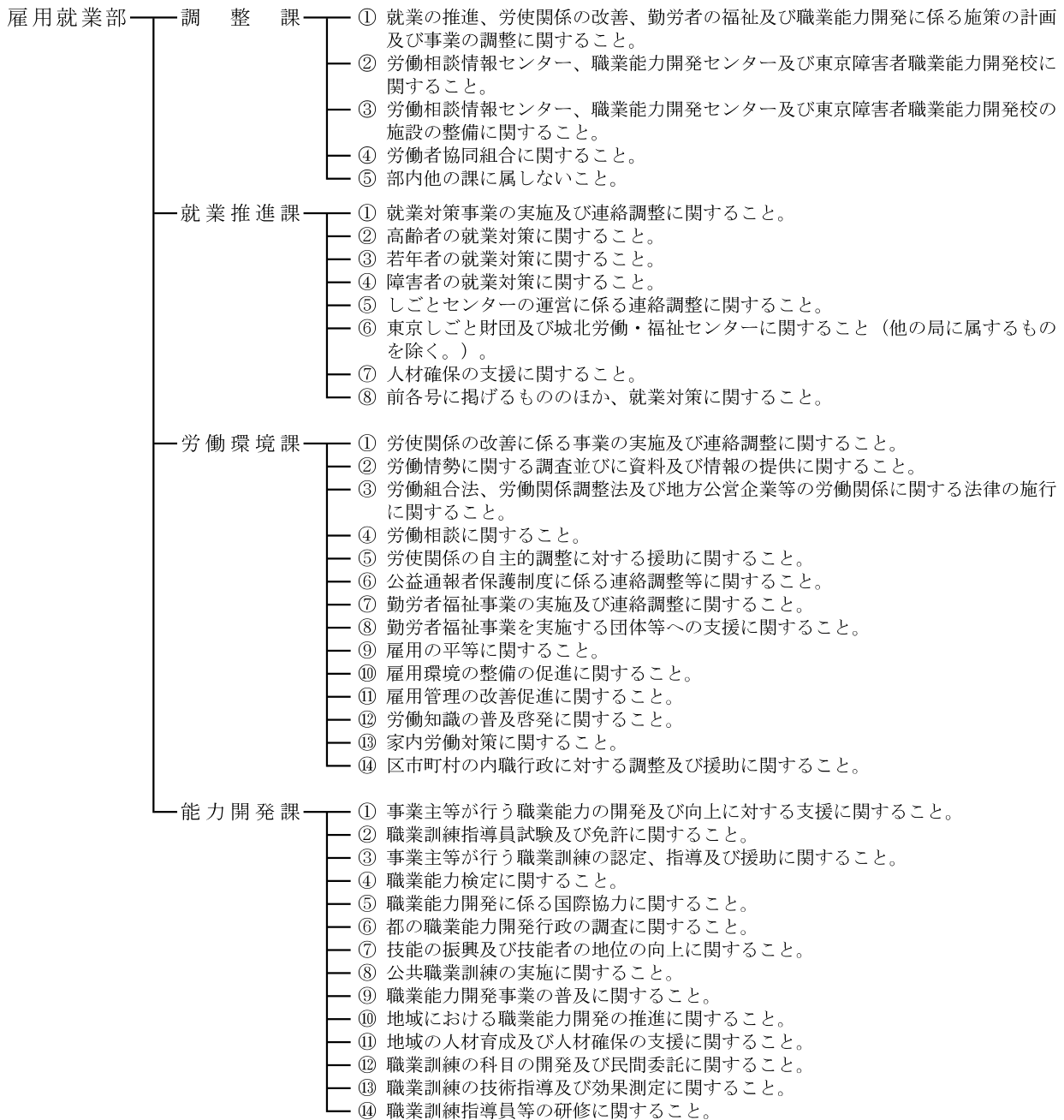
内水面漁場管理委員会

2 分掌事務（職員課）

総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。）の人事に関すること。 ② 局事務事業の広報及び広聴に関すること。 ③ 局事務事業の管理改善に関すること。 ④ 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 ⑤ 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 ⑥ 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 ⑦ 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 ⑧ 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。 ⑨ 局の財産及び物品の管理に関すること。 ⑩ 局の契約に関すること。 ⑪ 中央卸売市場との連絡に関すること。 ⑫ 局内他の部及び課に属しないこと。
	企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業政策及び雇用就業政策の総合的な企画及び調整に関すること。 ② 局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。 ③ 産業政策及び雇用就業政策に係る情報の収集、統計及び調査分析に関すること。 ④ 局事務事業の進行管理に関すること。 ⑤ 局事務事業の行政評価の実施に関すること。
	計理課	<ul style="list-style-type: none"> ① 局の予算、決算及び会計に関すること（他の課に属するものを除く。）。
	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ① 局の組織及び定数に関すること。 ② 局所属職員の人事（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。）及び給与に関すること。 ③ 局所属職員の人材育成に関すること。 ④ 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関すること。 ⑤ 局所属職員の福利厚生に関すること。
商工部	調整課	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業振興施策の計画及び調整に関すること。 ② 東京国際展示場及び東京国際フォーラムの施設の整備に関すること。 ③ 中小企業団体及び商店街振興組合等に関すること。 ④ 東京都中小企業振興対策審議会に関すること。 ⑤ 東京都中小企業振興公社、株式会社東京ビッグサイト及び株式会社東京国際フォーラムに関すること。 ⑥ 企業経営に関する情報の収集、整備及び提供に関すること。 ⑦ 部内他の課に属しないこと。
	創業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業の創業支援に関すること。 ② 総合支援機構に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ③ 中小企業の航空機産業参入支援に関すること。 ④ 中小企業等経営強化法第七条のエンジェル税制の確認事務に関すること。 ⑤ ベンチャー企業の支援に関すること。 ⑥ 女性経営者の成長支援に関すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。 ⑦ ものづくり技術の振興に関すること。 ⑧ 中小企業に関する情報の収集及び提供に関すること（他の部に属するものを除く。）。 ⑨ 皮革技術センターに関すること。 ⑩ 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに関すること。
	経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工業及びサービス業の振興に関すること（他の課に属するものを除く。）。 ② 中小企業等経営強化法の施行に関すること。 ③ 下請企業の振興に関すること。 ④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく事業承継の支援措置に係る認定等の事務に関すること。 ⑤ 伝統工芸品産業の振興に関すること。 ⑥ 中小企業の市場開拓に関すること。 ⑦ 産業貿易センターに関すること。 ⑧ 食品産業の振興に関すること（他の部に属するものを除く。）。
	地域産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の産業振興に関すること。 ② 工業立地に関する相談及び助成に関すること（他の局に属するものを除く。）。 ③ 中小企業の集団化に関すること。 ④ 江東再開発事業に係る中小企業対策に関すること。 ⑤ 工業の集積の活性化に関すること。 ⑥ 砂利採取法及び採石法の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。 ⑦ 商店街の振興に関すること。 ⑧ 大規模小売店舗立地法の施行に関すること。 ⑨ 小規模企業の経営支援に関すること。 ⑩ 商工会及び商工会議所に関すること。







3 附属機関（職員課）

令和5年8月1日現在

	設置目的	設置根拠	組織（委員構成）	委員の任期	所管部課
東京都中小企業振興対策審議会	中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の諮問に応じ、中小企業の振興対策の基本方針に関する事等を審議し答申する。	東京都中小企業振興対策審議会条例	学識経験者 16名以内 業界代表者 20名以内 行政機関 4名以内	2年	商工部課 調整課
東京都中小企業調停審議会	分野調整及び協同組合等の行う団体協約に関する重要事項を調査審議するほか、団体協約に関するあっせん・調停に係る審議を行い、答申する。	東京都中小企業調停審議会条例	学識経験者 7名以内	2年	商工部課 調整課
東京都大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議し、答申する。	東京都大規模小売店舗立地審議会条例	学識経験者 11名以内	2年	商工部課 地域産業振興課
東京都信用保証補助審査会	東京信用保証協会に対し、都が交付した補助金の用途につき、その公正妥当を期するため、知事の諮問に応じ審査し、答申する。	東京都信用保証補助審査会条例	学識経験者 10名以内	2年	金融部課 金融課
東京都観光事業審議会	都の観光事業の振興充実を図るため、知事の諮問に応じ都の観光事業に関する基本的計画、その他重要事項を調査審議し又は意見を具申する。	東京都観光事業審議会条例	学識経験者 25名以内	2年	観光部課 企画課
東京都農林・漁業振興対策審議会	農林・漁業に関する生産的施設の整備、経営の改善及び技術の改良並びに農山漁民の生活水準の向上を図り、あわせて、農山・漁村の振興計画の樹立及び実施について、知事の諮問に応じ重要な事項を審議し、答申する。	東京都農林・漁業振興対策審議会条例	学識経験者等 46名以内	2年	農林水産部課 調整課

東京都農業 共済保険審 査会	農業共済組合連合会の組合員 が提訴する保険に関する訴えの 審査並びに農業災害の予防、防 止及び共済掛金、保険業務の適 正化に関する事項の調査審議を 行う。	農 業 保 険 法	会長：知事 学識経験者 3名以内 組 合 員 3名以内 都 局 長 3名以内	3年	農 林 水 産 部 農 業 振 興 課
東 京 都 森 林 審 議 会	知事の諮問に応じ、森林計画、 保安林その他森林に関する重要 な事項を審議し、答申する。	森 林 法	学識経験者等 15名以内	2年	農 林 水 産 部 森 林 課
東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会	知事の諮問に応じ、雇用及び 就業対策、職業能力の開発、労 使関係の安定に関する事項を審 議し、答申する。	東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会 条 例	学識経験者 12名以内 事業主代表 6名以内 労働者代表 6名以内	2年	雇 用 就 業 部 調 整 課
東京都地方 独立行政 法人評価 委員会	東京都が設立する地方独立行 政法人の業務の実績に関する評 価等を行う。	東 京 都 地 方 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 条 例	学識経験者 28名以内 （試験研究分科会 公立大学分科会 高齢者医療・研 究分科会 都立病院分科会）	2年	商 工 部 創 業 支 援 課 （ 試 験 研 究 分 科 会 ）

4 政策連携団体等（総務課）

(1) 政策連携団体

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体

(2) 事業協力団体

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体

※ ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

政策連携団体等

令和 5 年 8 月 1 日現在

所 管 部	政 策 連 携 団 体	事 業 協 力 団 体 (※1)
商 工 部	(公財)東京都中小企業振興公社 (株)東京国際フォーラム *港湾局との共管 (株)東京臨海ホールディングス	(株)東京ビッグサイト
金 融 部	—	東京信用保証協会
産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 政 策 部	*環境局との共管 (公財)東京都環境公社	
観 光 部	(公財)東京観光財団	—
農 林 水 産 部	(公財)東京都農林水産振興財団	—
雇 用 就 業 部	(公財)東京しごと財団	—
	主管：5 団体、共管：2 団体	2 団体

※1 政策連携団体を除く。

5 職員定数（職員課）

令和5年8月1日現在の職員定数は、次の表のとおりである。

産業労働局職員定数		令和5年8月1日現在			
		計	事務系	技術系	技能 労務系
総	計	1,390	842	518	30
総	務部	94	92	2	-
商	工部	137	131	6	-
金	融部	40	40	-	-
産業・エネルギー政策部		64	50	14	-
観	光部	68	68	-	-
農	林水産部	138	53	85	-
雇	用就業部	128	114	14	-
皮革技術センター		16	5	11	-
農業振興事務所		79	13	66	-
森林事務所		49	5	44	-
島しょ農林水産総合センター		94	10	54	30
家畜保健衛生所		28	3	25	-
労働相談情報センター		103	103	-	-
職業能力開発センター		317	146	171	-
東京障害者職業能力開発校		35	9	26	-

第 4 予 算

1 産業労働局予算の概要（計理課）

(1) 局予算総括表

（単位：千円）

区 分	令和 5 年度予算額	令和 4 年度予算額	増（△）減	増 減 率
一 般 会 計	672,692,000	623,972,104	48,719,896	7.8%
中小企業設備導入等資金会計	514,000	609,000	△ 95,000	△15.6%
林業・木材産業改善資金助成会計	51,000	51,000	0	0.0%
沿岸漁業改善資金助成会計	48,000	48,000	0	0.0%
合 計	673,305,000	624,680,104	48,624,896	7.8%

(2) 一般会計歳入歳出予算総括表

（単位：千円）

区 分	令和 5 年度予算額	令和 4 年度予算額	増（△）減	増 減 率	
歳 出 額	672,692,000	623,972,104	48,719,896	7.8%	
歳 入 額	292,323,206	191,040,754	101,282,452	53.0%	
内 訳	分 担 金 及 負 担 金	268,002	105,017	162,985	155.2%
	使 用 料 及 手 数 料	539,470	498,053	41,417	8.3%
	国 庫 支 出 金	7,711,175	10,122,887	△ 2,411,712	△ 23.8%
	財 産 収 入	1,063,150	1,253,062	△ 189,912	△ 15.2%
	繰 入 金	69,947,265	34,609,470	35,337,795	102.1%
	諸 収 入	209,719,144	140,158,265	69,560,879	49.6%
	都 債	3,075,000	4,294,000	△ 1,219,000	△ 28.4%
一 般 財 源 充 当 額	380,368,794	432,931,350	△ 52,562,556	△ 12.1%	

注1：令和4年度一般会計歳出予算額には同時補正予算（21,067,078千円）を含む（次頁も同様）。

注2：令和4年度一般会計歳入予算額には同時補正予算（4,160,000千円）を含む（次頁も同様）。

注3：令和4年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（92,219,096千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 21,614,391千円、三定補正 45,244,221千円、四定補正 24,714,584千円、
最終補正 645,900千円

注4：令和4年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（△10,823,070千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 3,030,058千円、三定補正 6,452,871千円、四定補正 13,370,473千円、
最終補正 △33,676,472千円

注5：令和5年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（8,464,000千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 8,464,000千円

注6：令和5年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（8,464,000千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 8,464,000千円

注7：本頁には環境局移管分を含む（次頁も同様）。

(3) 対策別予算

(単位：千円)

事 項 名	令和5年度予算額 〈繰越明許費〉 (債務負担行為)	令和4年度予算額 〈繰越明許費〉 (債務負担行為)	増(△)減	増 減 率
I 中 小 企 業 対 策	483,080,217 (135,464,149)	488,234,333 (82,322,982)	△ 5,154,116 (53,141,167)	△ 1.1% 64.6%
一 般 会 計	482,566,217 (135,464,149)	487,625,333 (82,322,982)	△ 5,059,116 (53,141,167)	△ 1.0% (64.6%)
特 別 会 計	514,000	609,000	△ 95,000	△ 15.6%
1 経 営 革 新 支 援	1,120,876	1,110,647	10,229	0.9%
2 経 営 安 定 支 援	9,482,385	8,593,868	888,517	10.3%
3 販 路 開 拓 支 援	19,917,756 (39,379,754)	34,704,492 (2,289,575)	△ 14,786,736 (37,090,179)	△ 42.6% (1,620.0%)
4 ネットワークづくり支援	1,930,460	1,358,897	571,563	42.1%
5 技 術 支 援	20,469,071 (328,749)	15,640,531 (280,165)	4,828,540 (48,584)	30.9% (17.3%)
6 創 業 支 援	7,037,203 (5,008,020)	5,841,701 (1,168,435)	1,195,502 (3,839,585)	20.5% (328.6%)
7 地 域 工 業 の 活 性 化	4,358,966	4,406,342	△ 47,376	△ 1.1%
8 地 域 商 業 の 活 性 化	5,117,030	5,117,005	25	0.0%
9 総 合 的 支 援	19,905,310 (1,377,013)	11,487,948 (171,685)	8,417,362 (1,205,328)	73.3% (702.1%)
10 試 験 研 究 機 関	8,901,160	8,608,433	292,727	3.4%
11 金 融 支 援	384,326,000 (89,370,613)	390,755,469 (78,413,122)	△ 6,429,469 (10,957,491)	△ 1.6% (14.0%)
中小企業設備導入等資金の貸付 (特 別 会 計)	514,000	609,000	△ 95,000	△ 15.6%
II 産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策	58,461,865 (890,180)	36,704,192 (0)	21,757,673 (890,180)	59.3% (皆増)
1 産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 政 策 の 企 画 ・ 調 整 等	1,628,319 (290,180)	0 (0)	1,628,319 (290,180)	皆増 (皆増)
2 省 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	3,957,635	463,820	3,493,815	753.3%
3 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	4,956,738	2,467,336	2,489,402	100.9%
4 エ ネ ル ギ ー マ ネ ジ メ ン ト の 推 進	5,039,734	158,233	4,881,501	3,085.0%
5 水 素 ・ 新 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	12,117,336 (600,000)	634,227 (0)	11,483,109 (600,000)	1,810.6% (皆増)
6 Z E V の 普 及 促 進	30,762,103	32,980,576	△ 2,218,473	△ 6.7%
III 観 光 産 業 対 策	26,364,000 (50,000)	20,407,172 (0)	5,956,828 (50,000)	29.2% (皆増)
1 外 国 人 旅 行 者 誘 致 の 新 た な 展 開	7,482,106	5,580,166	1,901,940	34.1%
2 M I C E 誘 致 の 推 進	4,160,679	3,700,770	459,909	12.4%
3 魅 力 を 高 め る 観 光 資 源 の 開 発	5,295,029	2,724,382	2,570,647	94.4%
4 受 入 環 境 の 充 実	6,773,184 (50,000)	6,139,304 (0)	633,880 (50,000)	10.3% (皆増)
5 人 材 の 育 成 ・ 活 用	839,615	823,839	15,776	1.9%
6 推 進 体 制 の 構 築	1,813,387	1,438,711	374,676	26.0%
IV 農 林 水 産 対 策	29,524,965 <1,748,000>	22,842,401 <1,285,000>	6,682,564 <463,000>	29.3% <36.0%>
一 般 会 計	29,425,965 <1,748,000>	22,743,401 <1,285,000>	6,682,564 <463,000>	29.4% <36.0%>
特 別 会 計	(1,688,565) 99,000	(449,554) 99,000	(1,239,011) 0	(275.6%) 0.0%
1 農 業 経 営 の 安 定	12,861,994 <422,000> (934,509)	8,733,147 <0> (261,991)	4,128,847 <422,000> (672,518)	47.3% (皆増) (256.7%)
2 林 業 経 営 の 安 定	8,255,870 <485,000> (213,074)	8,499,214 <390,000> (130,490)	△ 243,344 <95,000> (82,584)	△ 2.9% <24.4%> (63.3%)
3 水 産 業 経 営 の 安 定	4,758,782 (189,265)	2,373,335 (38,785)	2,385,447 (150,480)	100.5% (388.0%)
4 緑 化 の 推 進	248,000	248,000	0	0.0%
5 農 林 災 害 復 旧	2,208,000 <841,000> (168,300)	2,155,369 <895,000> (18,288)	52,631 <△ 54,000> (150,012)	2.4% <△ 6.0%> (820.3%)
6 小 笠 原 諸 島 の 振 興	1,093,319 (183,417)	734,336 (0)	358,983 (183,417)	48.9% (皆増)
林業・木材産業改善、 沿岸漁業改善の各資金の貸付 (特 別 会 計)	99,000	99,000	0	0.0%
V 雇 用 就 業 対 策	61,468,818 (8,738,751)	43,638,850 (2,968,924)	17,829,968 (5,769,827)	40.9% (194.3%)
1 雇 用 ・ 就 業 の 促 進	34,017,366 (0)	22,640,400 (25,236)	11,376,966 (△ 25,236)	50.3% (皆減)
2 適 正 な 労 働 環 境 の 確 保	12,152,852	9,007,554	3,145,298	34.9%
3 職 業 能 力 の 開 発 ・ 向 上	15,298,600 (8,738,751)	11,990,896 (2,943,688)	3,307,704 (5,795,063)	27.6% (196.9%)
VI 人 件 費 等	14,405,135	12,853,156	1,551,979	12.1%
1 産 業 政 策 の 立 案 等	1,573,000	1,156,912	416,088	36.0%
2 人 件 費	12,832,135	11,696,244	1,135,891	9.7%
合 計	673,305,000 <1,748,000> (146,831,645)	624,680,104 <1,285,000> (85,741,460)	48,624,896 <463,000> (61,090,185)	7.8% <36.0%> (71.2%)
一 般 会 計	672,692,000 <1,748,000> (146,831,645)	623,972,104 <1,285,000> (85,741,460)	48,719,896 <463,000> (61,090,185)	7.8% <36.0%> (71.2%)
特 別 会 計	613,000	708,000	△ 95,000	△ 13.4%

(参考)

・令和5年度予算（令和5年8月1日現在）

(単位：千円)

区 分	当初予算額	二定補正	計
中小企業対策	482,566,217		482,566,217
産業・エネルギー 対 策	58,461,865	8,464,000	66,925,865
観光産業対策	26,364,000		26,364,000
農林水産対策	29,425,965		29,425,965
雇用就業対策	61,468,818		61,468,818
産業政策	1,573,000		1,573,000
人件費等	12,832,135		12,832,135
合 計	672,692,000	8,464,000	681,156,000

・令和4年度予算

(単位：千円)

区 分	当初予算額	同時補正	二定補正から 最終補正まで	計
中小企業対策	467,701,717	19,923,616	41,262,855	528,888,188
産業・エネルギー 対 策	36,280,993	423,199	31,154,298	67,858,490
観光産業対策	20,407,172	0	16,444,924	36,852,096
農林水産対策	22,602,504	140,897	1,568,454	24,311,855
雇用就業対策	43,059,484	579,366	1,342,410	44,981,260
産業政策	1,156,912	0	168,120	1,325,032
人件費等	11,696,244	0	278,035	11,974,279
合 計	602,905,026	21,067,078	92,219,096	716,191,200

※1 当初予算額には同時補正を含まない。

※2 本頁には環境局移管分を含む。

2 令和5年度東京都予算の概要（計理課）

(1) 財政規模

（単位：億円）

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計	80,410	78,010	2,400	3.1%
特別会計	62,782	58,382	4,400	7.5%
公営企業会計	17,629	17,547	82	0.5%
合 計	160,821	153,939	6,882	4.5%

(2) 歳入

（単位：億円）

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
都 税	62,010	77.1%	56,308	72.2%	5,702	10.1%
地方譲与税	672	0.8%	492	0.6%	180	36.6%
国庫支出金	3,881	4.8%	7,422	9.5%	△ 3,541	△ 47.7%
繰入金	5,016	6.2%	5,673	7.3%	△ 656	△ 11.6%
都 債	2,908	3.6%	2,946	3.8%	△ 38	△ 1.3%
その他の収入	5,923	7.4%	5,170	6.6%	753	14.6%
合 計	80,410	100.0%	78,010	100.0%	2,400	3.1%

(3) 目的別歳出

（単位：億円）

区 分	令和5年度		令和4年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
福祉と保健	15,384	25.9%	17,019	29.1%	△ 1,635	△ 9.6%
教育と文化	11,980	20.2%	11,724	20.1%	255	2.2%
労働と経済	6,963	11.7%	6,155	10.5%	808	13.1%
生活環境	3,205	5.4%	2,408	4.1%	797	33.1%
都市の整備	8,913	15.0%	8,424	14.4%	489	5.8%
警察と消防	9,218	15.5%	9,115	15.6%	102	1.1%
企画・総務	3,691	6.2%	3,562	6.1%	129	3.6%
（小計）	59,354	100.0%	58,407	100.0%	947	1.6%
公債費・税連動経費等	21,056	—	19,602	—	1,454	7.4%
合 計	80,410	—	78,010	—	2,400	3.1%

注：各表の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び小計欄の数字は各欄の合算と一致しない場合がある。

第5 広報・広聴

1 広報（総務課）

産業労働局で行っている各種の事業を都民に広く周知するために、広報誌・パンフレットなどの印刷物、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、動画及びSNS）など、様々な媒体（メディア）を利用して広報活動を行っている。

(1) 印刷媒体

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として、「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」（総務部）を発行している。

また、各部・所で広報誌、パンフレットなどを作成している。（各部で発行している広報誌の主なもの：「とうきょうの労働」（雇用就業部））

(2) インターネット

「産業労働局ホームページ」において局事業のPRを行い、報道発表資料や調査・統計資料など、分野別にまとめて提供している。また、各分野ごとにページを開設し、事業の紹介や優れた技術をもつ中小企業や観光スポット、東京の農林水産物の紹介、労働に関する知識などの情報を提供している。

【各ホームページ URL】

- ・ 産業労働局ホームページ
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ TOKYOはたらくネット（東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト）
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ GO TOKYO（東京の観光公式サイト）
<https://www.gotokyo.org/jp/>
- ・ とうきょうの恵み TOKYO GROWN（東京の農林水産総合サイト）
<https://tokyogrown.jp/>

(3) 報道発表

都庁記者クラブ 20 社（令和 5 年 4 月現在）に対して、令和 4 年度に報道発表した件数は、815 件である。

2 広聴（総務課）

都民からの意見や要望などの声を局事業に反映させることを目的として、広聴活動を行っている。

(1) 都民の声窓口の設置

総務部総務課広報担当を産業労働局都民の声窓口とし、苦情及び要望等について、所管課や事業所をはじめ、政策企画局戦略広報部企画調整課や各局とも連携を図りながら、迅速な対応に努めている。

(2) 意見募集

事業の計画策定段階等で都民からの意見募集を行い、政策立案に反映させている。

また、都政モニターアンケートを活用し、都民の声を収集し、事業に反映させている。

第6 職員研修

産業労働局は、東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、局事業の重要課題に積極果敢に挑戦し、豊かな実務処理能力と高い専門性を持って、東京の活性化に取り組んでいく人材を育成していく必要がある。

このため、令和5年度の研修については、中央研修の基本方針を踏まえ、局独自のニーズを織り込みながら、職員の職務遂行能力の向上を目指し、実施していく。また、研修効果の向上や柔軟で多様な働き方を推進する観点から、実施方法等について柔軟に対応していく。

1 基本目標（職員課）

- (1) 職員一人ひとりの資質及び専門・実務能力の向上を通じ、局事業の円滑な遂行に寄与する職員を育成する。
- (2) 複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対処できるよう、マネジメント力、企画力、説明能力及び問題解決能力をもって行動できる職員を育成する。
- (3) 都民サービスの最前線に立つ職員として、都民満足度の高いサービスが提供できるよう、サービス意識・能力の向上を図る。
- (4) 人材育成の面で着実な成果を上げるため、さらなるOJTの活性化・定着化を推進していくとともに、職務の能率、質の向上に資する知識及び能力の自主的な習得を目指し、自己啓発の更なる促進を図る。
- (5) 緊急性、即応性の面から効果的・効率的な研修の実施を目指し、研修規模や内容の見直しを行い、短期間でかつ充実した研修の実施に努める。
- (6) 総務局人事部や他局との連携と協力を進めるとともに、行政系職員、現業系職員、会計年度任用職員など、職員の職務の多様性に対応した研修機会の確保に努める。

また、関係団体の固有職員についても、研修生として受け入れ、関係団体の人材育成を支援する。

2 計画の内容（職員課）

- (1) 現任、管理・監督者研修等
各職層の職員に期待される役割及び責任を踏まえ、新任、1級職、主任級、課長代理級、統括課長代理級、管理者等それぞれの職層に応じた研修を実施する。
- (2) 課題研修
「東京都人権施策推進指針」に基づき、都職員に必要な人権感覚を身に付ける「人権研修」、都職員が遵守すべき法令、方針、各種ルールを身に付ける「コンプライアンス推進研修」等を、全職員を対象として実施し、職員の一層の理解と認識を深める。

(3) 実務研修

職員が身に付けておくべき職務に関する実務・専門的知識を付与し、職務能力の向上を図る。

文書事務、契約事務、広報事務等の各科目を実施するほか、各所属においても必要な研修を実施する。

(4) 派遣研修

国や民間の研修機関等へ職員を派遣し、必要とする専門的な知識や技術の取得を図る。

(5) 職場内研修（OJT）

職場での日常の職務の遂行を通して、各職場の管理・監督者が、計画的・効果的に実施する。

(6) 自主研修

資格取得やスキルアップなどを支援する自己啓発支援制度を活用し、職員の自主的な能力開発を促進するとともに、自己啓発を促進する風土づくりを進める。

(7) 関係団体職員の研修受入

局事業に深く関わりのある政策連携団体等に対し、研修情報の提供及び受講の受入れを行う。

3 令和4年度研修実績（職員課）

局研修については、410回実施し、延べ4,417名が受講した。

4 令和5年度研修実施計画（職員課）

研修区分別の計画は以下のとおり。

研修区分	回数	研修人員	対象者・内容等
新任研修	2	60	新規採用職員
現任研修	12	535	1、2級職員、転入職員、島しょ勤務職員 他
管理・監督者研修	6	135	課長代理・統括課長代理級職員、部・課長級職員
派遣研修	175	534	国、民間の研修機関等への派遣研修
課題研修	25	1,680	人権、コンプライアンス推進 他
専門・実務研修	389	2,842	文書事務、契約事務、各所属実施研修 他
その他の研修	61	290	他局委託研修 他
合計	670	6,076	

Ⅱ 産業政策及び雇用就業政策の 企画立案

第1 産業・雇用就業政策の企画立案

1 産業・雇用就業政策の企画立案（企画調整課）

都内の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行うとともに、局内・他局との調整を行う。

2 日本各地と連携した産業振興施策の推進（企画調整課）

東京ひいては日本全体の経済活性化を実現するため、東京と日本各地が双方の強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

3 江戸東京きらりプロジェクト（企画調整課）

江戸東京の伝統の技や老舗の産品等の「宝物」を発掘し、新たな視点で磨きをかけ、その価値を高めるとともに、東京を代表するブランドとして、世界に発信することを通じて、将来に継承するとともに、東京のイメージ向上や外国人旅行者増加に資することを目的として「江戸東京きらりプロジェクト」を推進する。

4 地域未来投資促進事業（企画調整課）

平成29年7月に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）の活用を図ろうとする区市町村や都内企業を関係部署と連携し、支援する。

5 デジタルコンテンツを活用した東京の魅力発信（企画調整課）

国際社会での東京のプレゼンスを一層向上させるため、デジタルコンテンツを活用したイベントを開催し、江戸の英知や東京の産業等の多彩な魅力を発信する。

6 東京や国内で作る工業製品等の調達・購入促進キャンペーン（商工部経営支援課）

ウクライナ情勢を始めとした国際情勢の変動や、急速な円安の進展に伴って、工業製品等の海外調達の見通し等が不透明となっていることを受け、原材料等の調達を輸入から都内・国内へ切り替えることを希望する都内中小企業等に対し、民間人材を活用した支援や展示会・見本市等への出展支援を実施するとともに、都内・国内産品の活用に向けた呼びかけ・発信を行うことで、東京と国内の製品等の優れた品質や魅力を再認識する機会を提供する。

7 企業における女性管理職等の活躍促進事業（企画調整課）

企業における女性の活躍等を推進するため、人々の働き方や生き方をテーマに幅広く議論する有識者会議「東京くらし方会議」を設置するとともに、気運醸成を図るイベントや普及啓発等を実施する。

第2 産業・雇用就業に係る統計分析及び調査

東京の産業・雇用就業の実態と動向について、情報を収集・分析し、局事業の基礎資料として供するとともに、都民に対し情報提供を行っていく。また、局の政策課題について調査を行い、政策の実現に資する。

1 統計分析（企画調整課）

(1) 「東京の産業と雇用就業」の発行

東京の経済全般に係る実態と動向、主要産業別の特性、また、雇用、失業、賃金、労働時間等について、ポイントを分かりやすく分析・解説して発行する。

(2) 「グラフィック東京の産業と雇用就業」の発行

東京の産業と雇用就業に係る基本的・特徴的な状況を、コンパクトかつビジュアルにまとめ、広く庁内・庁外にPRする資料として発行する。（日本語・英文）

(3) 「月刊 東京の産業・雇用就業統計」の提供

東京及び全国の主要な経済指標（GDP、貿易、生産、中小企業景況、設備投資、消費、職業紹介状況、賃金、労働時間等）の動向を毎月、収集・分析・加工して、タイムリーな情報をホームページで提供する。

(4) 「東京の企業倒産状況」の提供

都内企業の倒産（負債額1,000万円以上）について把握・分析し、詳細情報を関係機関に提供するとともに、毎月の動向をホームページで提供する。

(5) 産業と雇用就業に係る基本統計の再編加工

国等が調査した産業と雇用就業に係る基本的な統計の原データを借り受け、東京都の産業振興の視点からデータを再編加工し、政策立案の基礎資料として、関係部署に提供する。

(6) 資料管理

政策立案に必要な図書・資料等の収集・購入・整理・保管・提供を行う。

2 政策調査（企画調整課）

局事業に関して、今後重要な施策として展開していく必要があると判断される課題、緊急に対応すべき課題及び部をまたがる横断的テーマを選定し、施策の在り方や方向等について検討する際の基礎資料とするため、課題の実態を把握・調査分析する。

（選定基準）

ア 全庁的な取組がなされている政策に関わる横断的調査

イ 部にまたがる政策に関わる横断的調査

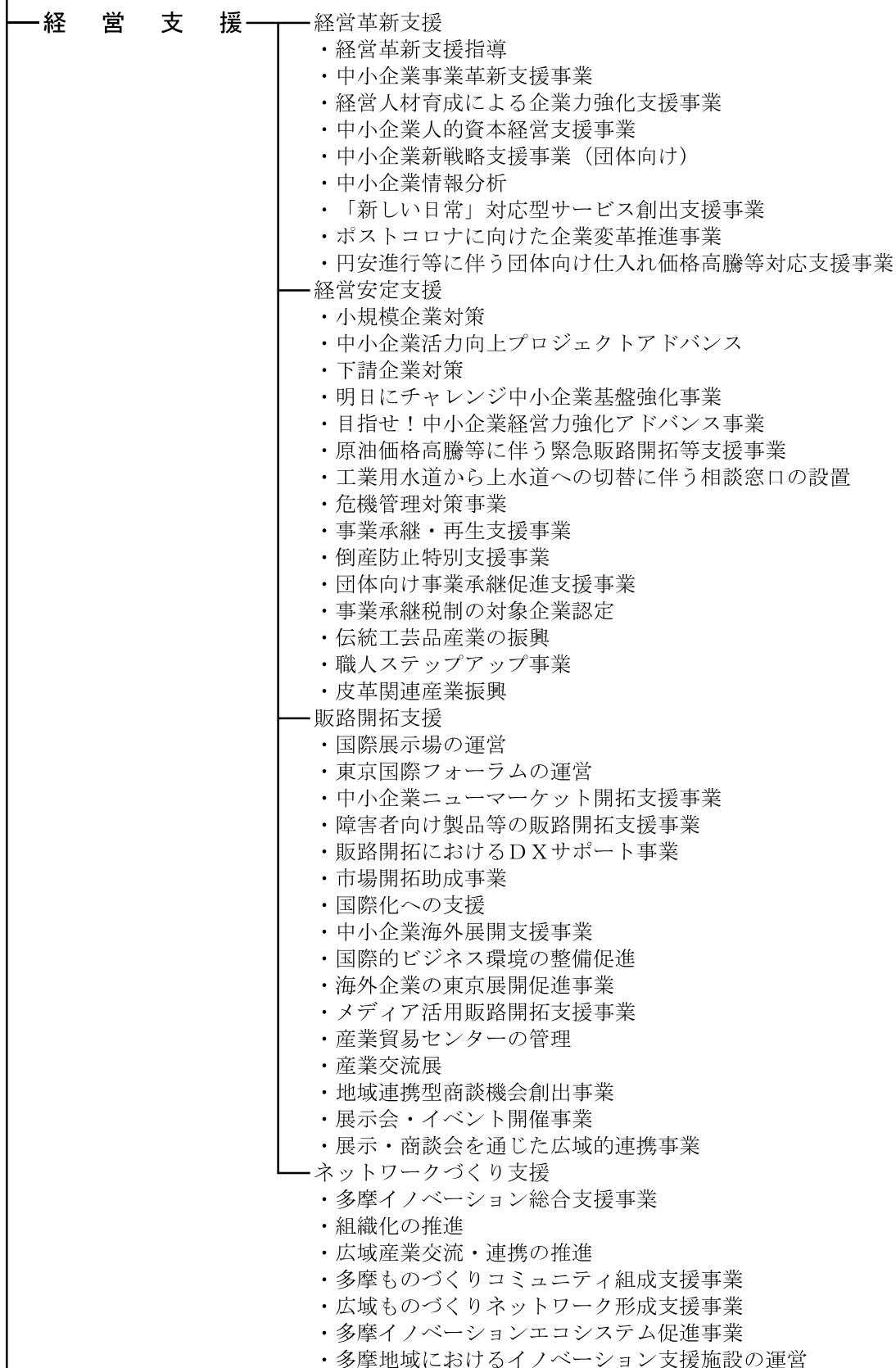
ウ 年度内に緊急に実施する必要があるものと認められる調査

エ その他、本事業により実施することが必要とされる調査

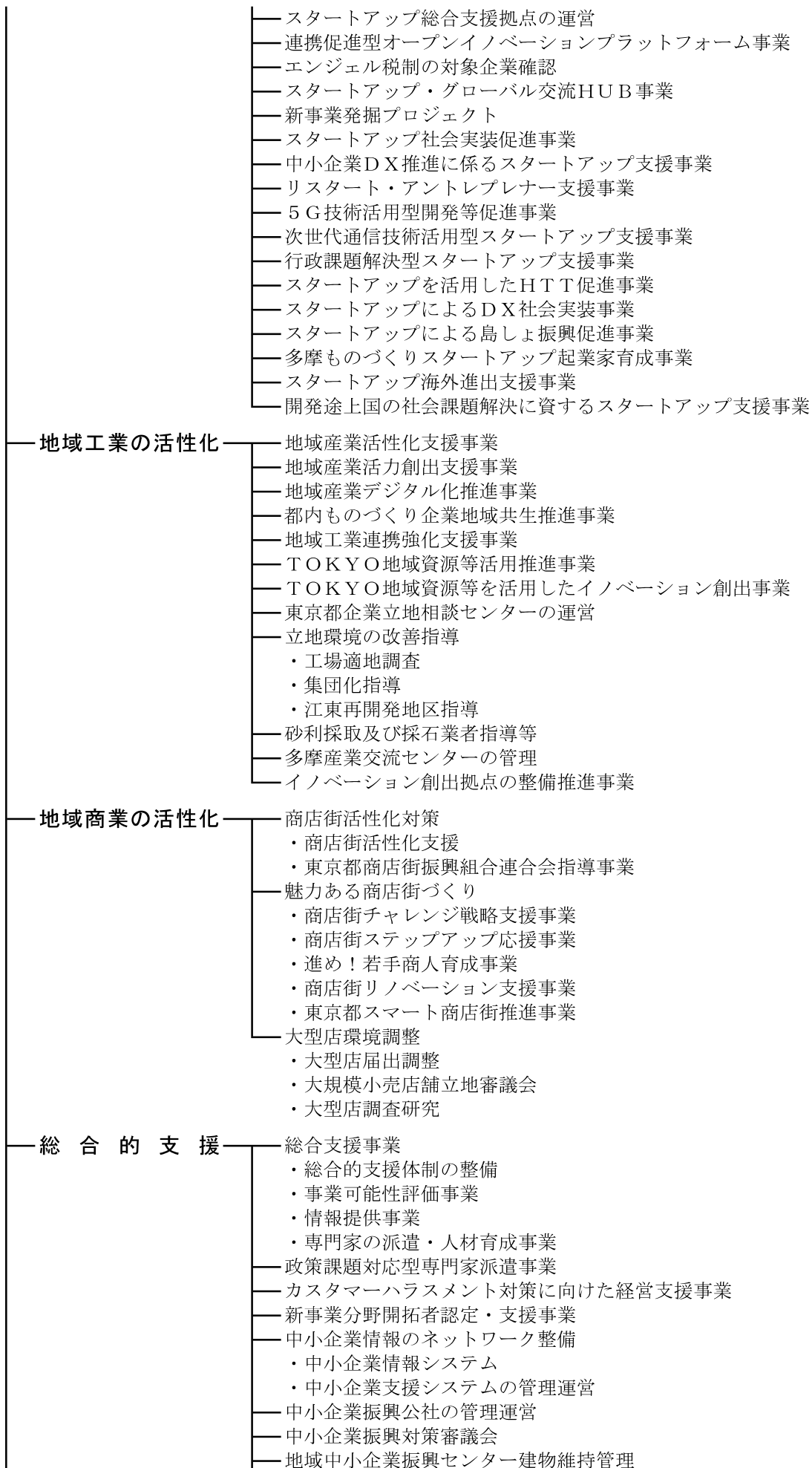
Ⅲ 中小企業対策

○施策の体系（令和5年8月1日現在）

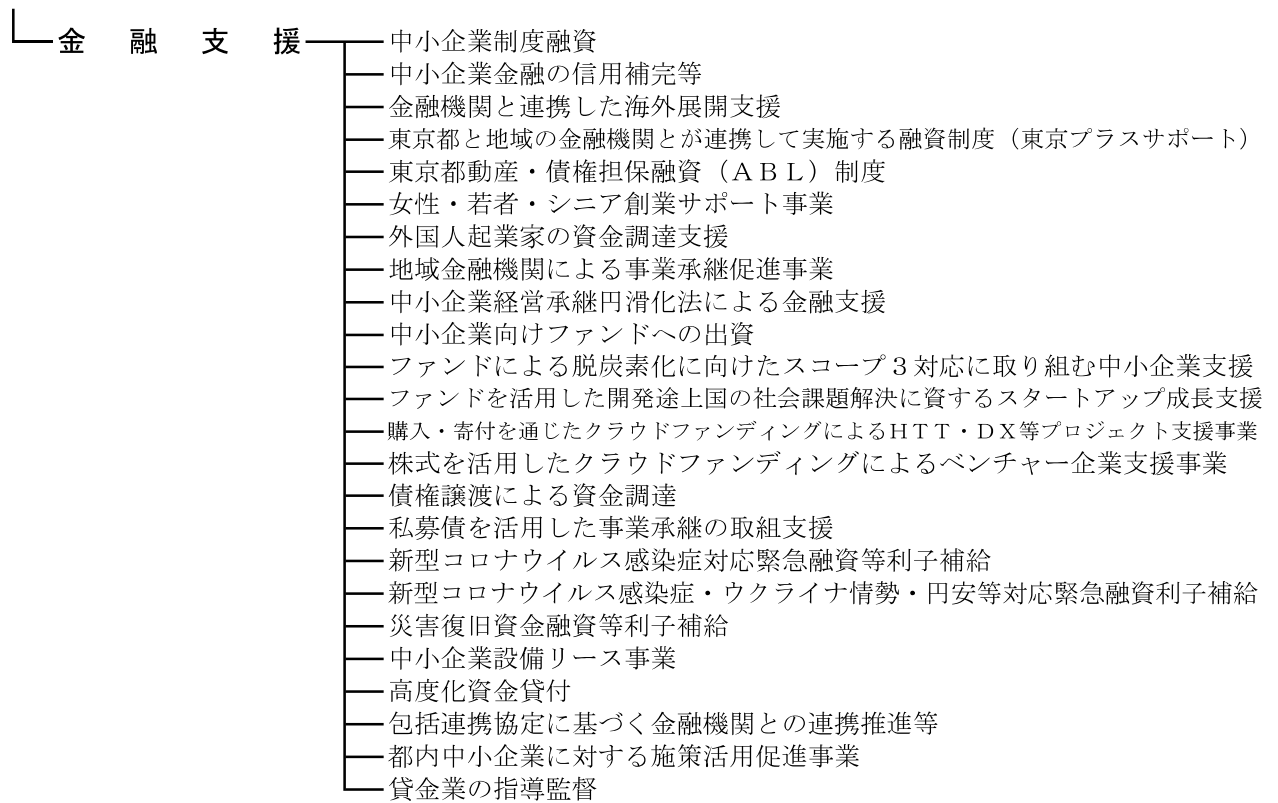
中小企業対策



<p>— 技 術 支 援 —</p> <p>— 創 業 支 援 —</p>	<p>中小企業技術活性化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品開発着手支援助成事業 ・新製品・新技術開発助成事業 ・製品改良・規格等適合化支援事業 <p>— ものづくりイノベーション企業創出道場 —</p> <p>— 新製品・新技術開発支援 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都ベンチャー技術大賞 ・発明くふう展等 <p>— 知的財産活用への支援 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産活用本部の運営 ・知的財産総合センターの運営 ・知財戦略導入支援事業（ニッチトップ育成支援事業） ・知的財産活用製品化支援事業 ・スタートアップ知的財産支援事業 ・重要な技術に関する知的財産保護事業 <p>— デザイン活用への支援 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン経営支援事業 ・東京デザインコンペティション事業 <p>— 企業変革に向けたDX推進支援事業 —</p> <p>— 生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業 —</p> <p>— 中小企業デジタルツール導入促進支援事業 —</p> <p>— 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業 —</p> <p>— スタートアップを活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援 —</p> <p>— 次世代イノベーション創出プロジェクト2020 —</p> <p>— 新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業 —</p> <p>— TOKYO戦略的イノベーション促進事業 —</p> <p>— 先進的防災技術実用化支援事業 —</p> <p>— 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業 —</p> <p>— 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 —</p> <p>— 生産性向上のための現場改善推進事業 —</p> <p>— 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト —</p> <p>— 5Gによる工場のスマート化事業 —</p> <p>— ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業 —</p> <p>— ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業 —</p> <p>— 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業 —</p> <p>— 高付加価値化に向けた食品開発支援事業 —</p> <p>— 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業 —</p> <p>— 高齢者向け新ビジネス創出支援事業 —</p>
	<p>次世代アントレプレナー育成プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプランコンテスト事業 ・アントレプレナーシップ醸成事業 ・ビジネススクール ・法人設立事業資金の交付 ・成果発信事業 <p>— インキュベーション施設の運営 —</p> <p>— 青山創業促進センターの運営 —</p> <p>— 創業活性化特別支援事業 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インキュベーション施設運営計画認定事業 ・インキュベーション施設整備・運営費補助事業 ・創業助成事業 <p>— 創業支援拠点の運営 —</p> <p>— 創業支援拠点（多摩）の運営 —</p> <p>— 女性ベンチャー成長促進事業 —</p> <p>— 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業 —</p> <p>— 起業家による空き家活用事業 —</p> <p>— 小中学校向け起業家教育推進事業 —</p> <p>— 高校生起業家養成プログラム —</p> <p>— シニア創業促進事業 —</p> <p>— 創業活性化に向けた広報PR —</p>



- 産業サポートスクエア・TAMA建物維持管理
 - 秋葉原庁舎建物維持管理
 - 戦略的産業分野の育成
 - ・ TMAN（航空機産業への参入支援）
 - ・ 医療機器産業への参入支援
 - ・ コンテンツの活用
 - ・ 東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進
 - ・ 中小企業受注拡大プロジェクト
 - 女性経営者等の活躍促進事業
 - ・ 女性経営者等の活躍促進事業
 - ・ 女性首長によるびじょんネットワーク
 - ファッション産業の振興
 - 地域特性に着目した産業振興
 - ファッション・アパレル産業活性化促進事業
 - ファッション産業の担い手発掘・育成事業
 - eスポーツに係る産業の振興
 - XR、メタバース等を活用した産業の振興
 - 中小企業SDGs経営推進事業
 - ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業
 - ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業
 - 食品利用高度化推進事業
 - 地域特産品開発支援事業
 - オンラインコンテンツビジネスアワード
 - 業態転換支援
 - 事業復活支援金等受給者向け緊急支援事業
 - ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業
 - ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業
 - 都市型産業施設を活用した事業可能性調査
 - 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業
 - テナントビル等安全対策強化支援事業
 - 原油価格高騰等対策支援事業
 - 製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業
 - 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業
 - 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業
 - オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業
 - 日系製造業等に対する投資促進事業
 - デジタル技術を活用した産業マーケティング事業
- **試験研究機関**
- 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
 - 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営
 - 東京都立皮革技術センター



第1 経営支援

中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに多様な就業の機会を創出して、地域経済を支える役割を担っている。

しかし、激化する国際競争、人口減少・少子高齢化・後継者不足等により、経営の立て直しが迫られるなど、中小企業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続いている。

こうした状況を乗り越えるため、個々の中小企業や各業界における新しい技術・製品や新しい事業・サービスの開発への積極的な自助努力、また、地域・企業のグループによる活性化の取組に対して支援し、経営の改善・強化を図る。

1 経営革新支援（経営支援課・調整課）

中小企業を取り巻く環境は、産業構造のサービス化や情報技術の高度化、世界経済等により、大きく変化している。こうした状況下の企業経営では、製品・サービスの高付加価値化や市場の変化に迅速、的確に対応できる力を確保すること等、生産性を高めていくことが重要な課題となる。

経営革新支援は、中小企業や事業協同組合、あるいは任意グループが経営革新を図るため、新たな事業活動を行う場合に、低利融資等により支援する事業や、生産性の向上を図る中小企業を後押しする事業等を展開していくものである。

(1) 経営革新支援指導

少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、中小企業を取り巻く経営環境が絶え間なく変化する中で、中小企業は多種多様な業種・業界があることに加え、生産や存立の形態が異なっており、実態に即した施策の検討・構築が必要である。

このため、製造業、流通業、サービス業等の業界の実態を把握し、各々のニーズを反映した施策を業界とともに総合的かつ効果的に推進し、中小企業の経営の革新を図っていく。

- ・業種別動向調査：業界の現状を把握するため、業種別に調査を行う。
- ・情報連絡会：業界との情報交換及び施策の普及を行う。
- ・経営革新支援協議会：経営革新の支援体制の整備に関し、関係機関と連絡・協議を行う。
- ・全国皮革行政連絡協議会：皮革関連産業を有する都府県が情報交換し、国に対し要望等を行う。
- ・経営革新計画承認企業フォローアップ支援

ア 実施フォローアップ

承認直後から計画開始2年未満の企業等に対し、経営の専門家を派遣して計画の実現を後押しする。また、事例集を発行し経営革新計画への取組拡大を図る。

イ 終了時フォローアップ

経営革新計画の残存期間が1年未満の企業等に対し専門家を派遣し指導する。また、「東京都経営革新優秀賞」を設置して、計画に基づく取組により、付加価値額の向上等、優れた経営の成果を収めた中小企業の表彰を行う。

- ・承認申請窓口の設置：商工団体等への受付窓口等を設置し、中小企業の利便性の向上を図る。
- ・関係機関への情報提供等

(2) 中小企業事業革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業自らが行う経営革新・研究開発等、事業を支援するための措置を講じ、中小企業の創意ある事業の取組により経営の向上を図っている。

※中小企業等経営強化法とは、中小企業等が行う経営革新や新たな事業活動、経営力向上に対し支援することにより、中小企業等の経営強化を図ることを目的とする。（平成 11 年法律第 18 号）

ア 経営革新計画の承認

中小企業者等が策定する経営革新計画を知事が承認する。

（計画の内容）

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

（承認企業への支援策）

- ・政府系金融機関による低利融資〔日本政策金融公庫〕
- ・中小企業信用保険法の特例〔信用保証協会〕
- ・東京都制度融資
- ・市場開拓助成事業 等

イ フォローアップ調査

経営革新計画の承認を受けた企業を対象に、アンケート調査を実施する。

(3) 経営人材育成による企業力強化支援事業

成長拡大志向の企業では、企業規模の拡大に伴って、経営者一人で経営方針を立てて、高度な経営判断を行うことや、経営者が社内の全てを把握することが困難になる。また、不確実性の高まるアフターコロナにおいて、危機管理の観点からは、安定した財務基盤や、確固たる財務戦略に加え、情報戦略に裏打ちされた意思決定が重要である。

そこで本事業では、経営者を経営戦略や組織マネジメント、さらに財務・情報戦略の視点からサポートできる中核人材を育成することで、企業の持続的成長を後押ししていく。

※令和 5 年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(4) 中小企業人的資本経営支援事業

グローバル化やデジタル化、コロナ禍で加速したライフスタイルの多様化など、環境の変化は激しさを増している。こうした変革の時代において、中小企業が持続的な成長を図るためには、「人的資本」を軸にした経営と新たな組織マネジメントが求められている。中小企業においても多様な価値観を持つ社員のエンゲージメントを高め、組織が成長する変革を促す必要があり、経営戦略と人材戦略を適合させた「人的資本経営」が不可欠となる。

そこで本事業では、都内中小企業に対して、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限

に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」を推進するため、普及啓発や推進人材の育成及び情報発信等を行うことで、企業価値の創造や競争力の向上を後押しする。

(4) 中小企業新戦略支援事業（団体向け）

ポストコロナにおいて持続的な成長を実現できるよう、中小企業団体等又は中小企業グループが行う新たな市場開拓や生産性向上等の取組を支援する。具体的には、事業実施主体となる団体等に対して、コーディネータを配置し、事業計画の策定からその後の実施までを一貫して支援するとともに、実施に係る経費の一部を助成する。また、ポストコロナにおいて団体が行うデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的な事業の実施を後押しして、各業界の持続的な発展を支援する。

(5) 中小企業情報分析

ア 中小企業の現状

産業振興施策等の企画立案資料として活用するため、また、中小企業の経営に資するため、都内中小企業の経営実態や行動を把握し、総合的に現状と課題を整理して年度ごとに報告書として取りまとめる。製造業、サービス産業、流通産業を3年ごとに調査対象とし、令和5年度は流通産業を対象に調査を行う。なお、結果はホームページで公開する。

イ 景況調査

都内中小企業の景況（業況、売上高、予想業況等）を毎月アンケート調査することによって、業種別、規模別の景況の状況を迅速に把握し、中小企業の経営判断の資料として情報提供するとともに施策立案等に活用する。

他に、四半期ごとの調査（設備投資等）及びテーマ別の付帯調査を行う。また、都内中小企業の景況関連の情報を Web サイトから発信し調査結果の認知度向上やデータの有効活用を促進する。

ウ 事業化調査

産業振興策等の具体的な施策化に当たって、調査の対象や内容を絞り込み、施策効果の向上と実施の効率化を図るために調査を行う。また、急激な経済環境変化など緊急課題の調査も行い、その結果を対応策の立案に活用する。

(6) 「新しい日常」対応型サービス創出支援事業

新型コロナウイルス感染症を契機に、非接触の要素等を取り入れた革新的なサービスが求められていることから、「新しい日常」に対応した革新的なサービス展開の取組を行う事業者に対して、専門家によるハンズオン支援と必要に応じた助成金による資金支援を実施する。また、取組事例を発信していくことで社会の変化に対応した新たなサービス創出を促進し、都の産業全体の活性化につなげていく。

(7) ポストコロナに向けた企業変革推進事業

ポストコロナに向けた企業変革を推進するため、都内中小企業の事業計画の見直しや新たな収益基盤の確保等に必要な支援を行う。

(8) 円安進行等に伴う団体向け仕入れ価格高騰等対応支援事業

昨今の円安の急速な進行等を受けて、原材料の仕入れ価格が高騰しており、企業活動に重大な影響が生じている。しかし、経営基盤の弱い中小・小規模事業者は、こうした課題を個別に

対応するには限界があるため、業界共通の課題などに対する中小企業団体等又は中小企業グループの取組を支援することで、個別事業者の事業活動の安定化を図ることが重要となる。

そこで、団体等による仕入れ価格高騰等対策の取組をコーディネータによる人的支援や経費助成により後押しするとともに、業界団体と連携して、仕入れ価格高騰等により事業活動の継続に苦しむ都内中小企業等を専門家が巡回し、現場で経営課題の解決に向けた提案などを行うことで、都内中小企業の事業継続や経営基盤の確保を支援していく。

2 経営安定支援（経営支援課・地域産業振興課）

経営安定支援は、需要の低迷等により厳しい環境にある産業、親企業の動向に左右される不安定な下請企業、また、伝統的な技術、技法を今日に伝承する産業などに対し、環境変化への対応や経営力強化のための各種支援を実施するものである。

(1) 小規模企業対策

中小企業の中でも特に小規模企業者（従業員 20 人以下、商業・サービス業 5 人以下）の経営の安定を図るため、商工会・商工会議所等が小規模企業者の経営を改善するために実施する経営相談、講習会の開催、会計の記帳指導等に係る経費を助成するとともに、商工会等に対して現地指導や検査を行う。

また、小規模企業者が経営を見直し、世代交代や業態の転換等を進めながら地域で持続的な発展を図ることができるよう、都内 9 か所に支援拠点を設置し、小規模企業者が抱える事業承継等の課題解決を支援するとともに、地域ブランド開発など商工会等が取り組む活性化事業等を支援している。今年度も引き続き、支援拠点において Web 経由での相談を実施するほか、多摩・島しょ地域において事業承継や地域資源を引き継ぐ取組を支援するための助成事業を実施する。

(2) 中小企業活力向上プロジェクトアドバンス

中小企業が抱える経営課題を解決し、都内中小企業の底力向上と将来の成長を図るため、都内の中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と専門家を企業に派遣する。これにより、経営分析の実施から短期的・中長期的課題の解決に向けた支援までを、切れ目なく一貫通貫に支援していく。また、事業計画の進捗確認やその実行継続、計画の見直しに向けた支援も行う。

ア 経営分析（1 企業当たり 1 回まで）

中小企業診断士の派遣により企業の抱える顕在的・潜在的な課題を明確にすることで、企業自身の気づきを促す。

イ アシストコース（1 企業当たり 9 回まで）

経営分析により明確となった課題の解決等に向け、各専門家を派遣し、経営改善に向けた具体的な支援を行う。

ウ アドバンスコース（1 企業当たり 9 回まで、アシスト利用者は 5 回まで）

事業計画の実行支援を求める企業に対して各専門家を派遣し、進捗確認や課題の抽出、さらに計画の見直し等の支援を行うことにより計画の実行性を一層高めていく。

(3) 下請企業対策

下請中小企業の経営基盤はぜい弱で、経済情勢の変動等に伴う種々の影響を受けやすいため、下請取引等を始めとする諸問題の解決に向けて取り組むとともに、適正な仕事の確保等により、

下請中小企業の自立化を図っている。

ア 下請企業取引対策

受注・発注の情報提供、技術水準向上、育成指導及び経営合理化の指導等を行うとともに、下請取引の実態調査、展示会出展及び下請企業取引対策商談会を実施し、下請中小企業の適正な仕事の確保や自立化を支援している。

イ 取引改善指導（ADR）（裁判外紛争解決手続き）

下請取引に係る紛争解決のため、法務大臣によるADR認証を取得し、迅速かつ効果的な相談及び調停を実施する。調停人として弁護士を配置するほか、紛争解決専門員が問題の解決に当たる。また、取引適正化相談員を配置し、巡回による取引改善指導を行う。

ウ 下請企業等への支援

親企業団体との協議会を開催し、生産動向や発注動向等を聴取するとともに、下請企業に対する不法・不当なしわ寄せの防止と下請法の法令順守の指導を行っている。また、東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置する経営安定特別相談室において倒産防止相談事業を実施している。さらに官公需における中小企業の受注機会の確保を図る。

(4) 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業

主として発注企業の仕様に基づいて製品、サービスを提供する受注型中小企業が行う、自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた取組に要する経費の一部を助成することにより、受注機会や事業範囲の拡大等、企業の技術・経営基盤の強化を支援する。

- ・ 助成限度額：20,000千円（一般枠）、10,000千円（小規模企業枠）
- ・ 助成率：2／3以内
- ・ 助成期間：1年3ヶ月以内

(5) 目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業

ア 展示会等出展支援助成事業（展示会出展助成事業）

経営基盤の強化に取り組む都内中小企業や積極的にPR展開を図る企業に対し、販路開拓を目的として、都内中小企業が展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。

また、展示会出展やPR展開をより効果的に実施するためのセミナーを開催する。

- ・ 助成率：2／3以内・助成限度額：150万円

イ マッチング商談会の開催

受注機会の拡大を支援するために、マッチング商談会を開催する。

(6) 原油価格高騰等に伴う緊急販路開拓等支援事業

原油価格等の高騰により影響を受けている都内中小企業の経営基盤強化のため、PR展開を図る企業に対し、販路開拓を目的としてマーケティング調査や展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・ 助成率：4／5以内・助成限度額：200万円

(7) 工業用水道から上水道への切替に伴う相談窓口の設置

上水道への切替完了後、料金の上昇に伴う経営や技術に関する様々な課題に対応できるよう、フリーダイヤルによる相談予約窓口を設置する。

(8) 危機管理対策事業

ア 東京都BCP策定支援事業

大地震や新型インフルエンザ等のリスクが高まる中、リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するための計画である事業継続計画（BCP）の策定は重要な課題であるため、普及啓発セミナーやBCP策定支援講座を開催するとともに、個別コンサルティングによる策定支援を行うことで、都内中小企業のBCP策定を支援する。また、既にBCPを策定済みの都内中小企業を対象としたセミナーを開催し、BCPの継続的な取組を支援する。

イ 中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業

(ア) 東京中小企業サイバーセキュリティネットワーク（T c y s s）の運営

中小企業支援機関、専門機関等とともに、中小企業のサイバーセキュリティ向上に必要な施策について、様々な角度から検討を行う。

(イ) 相談窓口による相談業務

- ・ 都庁内に相談窓口を設置し、専属職員が中小企業からの相談対応を実施
- ・ 警視庁や中小企業支援機関等と連携し、セミナー会場やイベント会場等において出張相談窓口を設置

(ウ) 普及啓発活動

- ・ 中小企業向けサイバーセキュリティ対策ガイドブックの改訂及び電子書籍化
- ・ 中小企業が参加する展示会やイベント開催時における周知

(エ) ポータルサイトを活用した情報発信

基本的なサイバーセキュリティ情報やタイムリーな情報をポータルサイトや SNS を活用して効果的に情報発信を行う。

(オ) セキュリティ向上支援

中小企業におけるサイバーセキュリティの認識や対策の不足といった課題が依然としてある中で、中小企業においてもテレワークをはじめとするオンラインツールの導入が急速に広がり、サイバーリスクが高まっている。こうした状況を踏まえ、セキュリティ機器（UTM）の体験機会を通じた導入支援やセキュリティポリシーなどの基礎的な社内規定の策定支援を行うとともに、支援企業に対するサイバー攻撃等の実態を把握・発信することで、都内中小企業のサイバーセキュリティ対策の向上につなげていく。

ウ 中小企業における危機管理対策促進事業

都内中小企業にとって首都直下型地震や局地的豪雨といった自然災害、大都市で流行しやすい感染症や近年増加しているサイバー攻撃は、今すぐにでも起こりうる重大なリスクとなっている。経営基盤が脆弱な中小企業が安全・安心に事業を継続できるよう、様々な支援メニューにより、実効性ある事業継続対策を後押ししていく。

(ア) BCP実践促進助成金

助成率：1／2以内（小規模企業2／3以内）、助成限度額：1,500万円（システムのクラウド化の場合：450万円）

(イ) LED照明等節電促進助成金

助成率：1／2以内、助成限度額：1,500万円

(ウ) サイバーセキュリティ対策促進助成金

助成率：1／2以内、助成限度額：1,500万円

エ 中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会におけるDX化が急速に進行したが、本来、DX化と車輪の両輪であるべきサイバーセキュリティ対策は、特に中小企業において整備が追いついていない状況にある。

この現状を踏まえ、普及啓発に加え、機器設置等のハード面の整備を進めているが、中小企業のリソース不足（人材面・ノウハウ面）が、継続的なサイバー対策の実施を続ける上で大きな障害となっている。

そこで、サイバーセキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押しし、サプライチェーンのセキュリティ対策などにもつながる中小企業の体制強化を目指す。

オ 中小企業サイバーセキュリティ対策強化サポート事業

(ア) セキュリティサービスの導入支援

支援企業に対し、エンドポイントセキュリティサービス（EDR）の体験機会を通じた導入支援を実施。

(イ) 技術的相談・インシデント対応

EDRサービス導入に関する技術的サポート及び支援期間中のサイバーインシデント発生時の駆けつけ支援を実施。

(ウ) セキュリティ診断・社内規定等策定支援

支援企業に対し、情報セキュリティ状況を診断するとともに、専門家派遣を通じて社内の情報セキュリティポリシーや情報資産管理台帳等の作成や見直しの支援を実施。

(9) 事業承継・再生支援事業

都内中小企業の多くが事業承継の問題を抱え、これを放置すると東京の産業の存立基盤そのものが崩壊してしまう恐れがある。円滑な事業承継のためには、早期からの準備や後継者の育成等が重要であり、潜在層への働きかけから相談に至る体制を整備するとともに、普及啓発セミナーや後継者育成支援等の施策を実施していく。

また、次代に引き継ぐべき優れた技術等を有し、かつ事業承継に取り組む意欲をもつ企業に対しては、継続的なハンズオン支援の実施や、事業承継、経営安定化のために必要となる取組に要する経費の一部を助成するほか、会社合併や事業譲渡等の相手先を捜すために必要となる経費の一部を助成する。

・事業承継支援助成金 助成率：2／3以内、助成限度額：200万円

あわせて、近年増加している第三者承継を支援するため、事業譲渡等を検討している企業を対象に、事業内容の分析や譲受企業とのマッチングを支援するほか、譲受企業に対してはM&A後の経営統合作業の支援を行う。

(10) 倒産防止特別支援事業

倒産防止相談のための「倒産防止特別支援窓口」を設置するとともに、公社コーディネータを中心に金融機関・公社・専門家が連携を図り、金融機関からの依頼等に基づき、倒産の恐れのある都内中小企業に対して専門家を派遣する。

(11) 団体向け事業承継促進支援事業

経営基盤の脆弱な中小・小規模事業者は、原油原材料高騰による景況悪化の下では事業承継の準備を計画的に進める余裕はないことから、事業承継に関する業界共通の課題等に対する中小企業団体等又は中小企業グループの取組を支援することで、個別事業者の円滑・計画的な事業承継を促進する。

(12) 事業承継税制の対象企業認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）に基づく事業承継に伴い、中小企業の非上場自社株式等を先代経営者から贈与、相続又は遺贈により取得した場合の贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例制度の認定業務を遂行するとともに、制度の活用促進を図る。（第 5 次地方分権一括化法の成立（平成 27 年 6 月法律第 50 号）により、平成 29 年 4 月 1 日より認定事務が国（経済産業省）から都道府県に移管）

(13) 伝統工芸品産業の振興

東京には、歴史と風土に生まれ、その伝統を今に伝える伝統工芸品が数多く存在する。しかし、これらに携わる企業はほとんどが小零細企業であり、近年の社会・経済環境の変化に対応しきれず、技術の伝承さえ困難な状況にあるため、伝統工芸品産業の保存と発展を図っている。

- ・ 伝統工芸品展等による市場開拓事業
- ・ 展示会等による後継者育成支援事業
- ・ 功労者顕彰や伝統工芸士の認定などの普及推進事業

なお、伝統工芸品目の指定は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）により国から指定されるものと、都の指定する伝統工芸品目があり、現時点の指定品目数は、都の指定が 42 品目、国の指定が 21 品目となっている。

(14) 職人ステップアップ事業

東京の伝統工芸品事業者においては、経営状況に課題を抱えながらも、経営改善のための知識やノウハウが不足しており、具体的な取組に着手できていない状況がある。これらの企業が個々の経営課題を発掘し、それに対応した解決策の実行を支援し、一貫したサポートを行うことで、伝統工芸品産業の基盤強化、伝統工芸品産業全体の活性化を推進していく。

(15) 皮革関連産業振興

皮革関連産業の経営環境は、皮革の輸入自由化などの影響を受け、大変厳しいものとなっているため、皮革製品の国内外の展示会出展や技術者の海外研修などにより、皮革関連産業の振興を図っている。

ア 皮革産業活性化対策

(ア) 皮革総合見本市参加事業

皮革の総合見本市等に皮革製品を展示し、国内外の販路開拓を図る。

- ・ 国内展示会：年 2 回（東京レザーフェア）
- ・ 海外見本市：年 1 回（ジャパン・シューズフェア）

(イ) 皮革産業技術者研修派遣

皮革関連産業の技術者をイタリアのアルス製靴学校に派遣し、高度な意匠技術を習得させるとともに市場動向を把握し、意匠技術や新製品等の開発能力の向上を図っている。

- ・ 受講資格：概ね 2 年以上の実務経験を有し選考試験に合格した者

イ 皮革製品製造業経営安定対策

消費者ニーズの動向を的確に把握する展示会を開催し、新商品の開発及び販路の開拓を図っている。

- ・年2回開催・・・靴展示会 1回
- 皮革製品展示会 1回

ウ 皮革関連産業振興対策

(ア) 皮革関連産業素材開発支援事業

欧州先進国における素材、商品等のファッション、トレンド、消費者ニーズ等の情報を収集・分析・提供し、新素材開発に向けての具体的な検討を行う。

開発した素材の試作品は、展示会等で展示することで、新素材のPRを行う。

(イ) 皮革鞣製業経営安定対策

豚革の素材を活かしたデザインの新商品などの展示会を実施し、皮革関連製品の需要開拓を行う。

・展示会開催

豚革のイメージアップと豚革製品の内需拡大を図るため、ファッションショー等を行う。

・需要開拓

皮革関連産業の販路開拓を促進するため、繊維総合見本市やギフトショーへ積極的に出展する。

・新商品企画開発

豚革商品の試作を進め、皮革製品業界の開発意欲の喚起を図る。

(ウ) 小規模事業者等啓発事業

産業界等に対し、人権問題に対する理解と協力を求めるため、有識者による講演会等を行う。

3 販路開拓支援（経営支援課・調整課）

経済のグローバル化により、都内中小企業においては、国内の販路拡大に加え、海外展開を志向する企業が増加している。

都では、都内中小企業等が見本市、会議等として活用できる施設の運営・管理をはじめ、海外展開や海外販路拡大を志向する企業への支援や海外企業の誘致促進によるビジネス機会の拡大などに取り組んでいる。

(1) 国際展示場の運営

ア 国際展示場の運営

東京国際展示場（東京ビッグサイト）は、見本市、会議、イベントなどの多様な催しを開催できる国内最大の総合コンベンションセンターである。この施設の運営を通じて産業や文化の発展と交流に寄与している。

イ 有明展示場の運営

有明展示場（有明GYM-EX）は、東京2020大会で使用された有明体操競技場の後利用として整備された展示場である。この施設と東京国際展示場（東京ビッグサイト）との一体的な運営を通じて、都内中小企業の振興に寄与していく。

(2) 東京国際フォーラムの運営

東京国際フォーラムは、東京の中心から文化と情報を国際規模で発信し、イベント、展示会、会議などの多様な催しを開催できるコンベンション&アートセンターである。この施設の運営を通じて、産業や文化の発展と交流に寄与している。

(3) 中小企業ニューマーケット開拓支援事業

ベンチャー企業をはじめとした中小企業は、製品開発力・技術力を充分備えていても営業力が弱いと、販路先の確保が難しい面がある。

そこで、営業経験の豊富な大企業OBなどの持つネットワークや市場情報を有効に活用して、中小企業の優れた製品や技術を商社やメーカーに紹介するとともに、「売れる製品・技術」として改良するためのアドバイス等を行う。また、マーケティング戦略策定から支援し、営業力強化及び営業体制の確立に対する意識改革を促しながら自立化へ導く。

(4) 障害者向け製品等の販路開拓支援事業

パラリンピック東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた障害者の社会参加と共生社会の実現があり、また今後の超高齢化社会に向けた対策が必要である。

そこで障害者等向け製品等の技術・製品等の国内外への販路拡大を支援する。

(5) 販路開拓におけるDXサポート事業

中小企業における販路開拓手法のDX推進のため、DXの必要性や有用性を説明する普及啓発、基礎的な知識や手法を付与する人材育成講座、アドバイザーを派遣し支援するデジタルマーケティング実践支援、また支援の成果事例の発信を実施する。

(6) 市場開拓助成事業

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社から一定の評価又は支援を受け自ら開発、又は「イノベーションマップ」に該当する自社の製品等について、国内外の見本市に出展する費用や新聞・雑誌等に掲載する広告費等の一部を助成する。

(7) 国際化への支援

ア 海外貿易情報の収集提供支援

（独）日本貿易振興機構（JETRO）の保有する貿易・投資情報の提供等を通じて、都内中小企業の海外投資や貿易の振興を促進する。

イ 輸出信用補償

株式会社日本貿易保険（旧（独）日本貿易保険）が実施している輸出手形保険に対し、都は15%を上限に上乗せ補償を行ってきた。現在、新規付保や荷為替手形買取金融機関へのてん補金の支払いは終了しているが、過去にてん補金を受けた金融機関からの回収金の受入等を行っている。

(8) 中小企業海外展開支援事業

ア 海外展開総合支援事業

(ア) 海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援

海外のビジネス事情に詳しい企業OB等が、専門商社を活用するなどして、都内中小企業の海外取引や海外進出に向けた取組を支援する。

(イ) 海外展示会出展等支援

出展効果の高い海外の展示会・見本市や、海外オンライン展示会、国内展示会、海外

現地でのテストマーケティング及び現地バイヤーとの商談会等を有効に活用し、中小企業の海外販路開拓を支援する。

(ウ) 海外ワンストップ相談

輸出入、海外投資、海外事情等の海外展開に関する様々な相談にワンストップで対応する相談事業を実施する。

(エ) 海外展開チャレンジ支援

海外展開を目指す企業に対し、セミナー、個別相談会による情報提供や事業計画の策定支援等を実施する。

(オ) 欧米中展開サポート事業

米中貿易摩擦等の国際情勢の著しい変化に的確に対応するため、海外ワンストップ相談員が欧米中の相談を受けた際に現地情報を収集できるホットラインを設置する。

(カ) 越境 EC 出品支援

セミナーでの情報提供のほか、特設サイトを開設して出品及びプロモーション支援を行い、中小企業の越境 EC への参入をハンズオンで支援する。

(キ) 海外展開準備サポート

ハンズオン支援対象企業に対し、ローカライズ、WEB サイト等の英文対応、貿易実務、現地規制等への対応など各企業が抱える課題に応じて専門家がサポートする。

イ ASEAN 展開サポート事業

(ア) タイ事務所

(公財) 東京都中小企業振興公社のタイ事務所において、相談対応や現地情報の提供、ビジネスマッチングなどにより、都内中小企業の現地での営業活動の支援と技術・製品等の PR のための情報発信を行う。

(イ) サポートデスク

都内中小企業の海外展開に伴う現地支援拠点として、インドネシア（平成 29 年度）及びベトナム（平成 30 年度）に設置したサポートデスクで、現地の法規制や経済事情を踏まえた相談対応、ビジネスマッチング等を実施する。

ウ 海外企業連携プロジェクト

海外企業への生産委託や技術提携を望む都内中小企業に、技術力のある海外企業の情報提供を行い、両者のマッチング支援を行う。

エ 海外拠点設置等戦略サポート事業

海外拠点開設等を目指す都内中小企業が事業計画に基づいて海外展開を図れるよう、精緻な海外戦略の策定と現地検証、海外拠点設置等の実行支援をトータルで支援する。

オ グローバル人材育成支援事業

グローバル人材育成のための普及啓発セミナーや、養成講座等を通じ、海外展開に向けた中小企業の人材育成を総合的に支援する。

カ 海外デジタルマーケティング支援事業

海外展開を志向する都内中小企業のデジタルツールを活用した英語での情報発信力の強

化を目的に、英語版 WEB ページや PR ツールなどの作成等を支援する。

キ 円安を契機とした中小企業の輸出促進プロジェクト

円安を契機と捉え、都内中小企業の輸出促進を図るため、地域金融機関と連携し、中小企業の英語による製品・商品の PR 支援を行うとともに、貿易実務のサポートや貿易保険料の助成等を実施する。※令和 5 年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

ク 商社を活用した輸出拡大支援事業

海外企業との取引に精通している商社と中小企業のマッチング商談会を開催するとともに、専門家による商談サポート等を行い、中小企業の間接輸出を後押しする。

ケ 地域間経済交流事業

海外都市（地域）と経済交流に関する協定等を締結し、都内中小企業が現地支援機関等のネットワークを活用できる仕組みを構築することで、都内中小企業の欧米への展開を支援する。あわせて、ドイツ NRW 州中小企業の東京でのビジネス機会の拡大を支援し、都内企業及び NRW 州企業の経営活性化を図る。

コ 成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療関連機器・環境・エネルギー分野等）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援する。

(9) 国際的ビジネス環境の整備促進

東京で起業や事業展開を目指す外国企業、外国人起業家等を対象に、ビジネス及び生活に関する相談対応を行う「ビジネスコンシェルジュ東京」をスタートアップ・国際金融都市戦略室への執行委任により運営する。また、誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会等を実施する。

(10) 海外企業の東京展開促進事業

A S E A N 展開サポート事業で設置したタイ、インドネシア、ベトナムの現地支援拠点を双方向で活用し、現地企業が東京で活躍する機会を提供することにより、都内企業とのビジネス機会の拡大を図る。更に、都内進出済み外国企業向けアドバイザーを設置し、取引先の開拓等をハンズオンで支援する。

(11) メディア活用販路開拓支援事業

メディア（インターネット販売等）を活用して紹介・販売することで、商品開発力を持つ都内中小企業者の更なる成長につながるよう、販路開拓を支援する。

(12) 産業貿易センターの管理

中小企業をはじめとする東京都の商工業及び貿易の振興を図るため、見本市及び展示会等に必要となる展示室、会議室の貸出を行う。

- ・展示室等 産業貿易センター台東館（台東区花川戸 2-6-5）
 産業貿易センター浜松町館（港区海岸 1-7-1）
- ・指定管理者 （公財）東京都中小企業振興公社

(13) 産業交流展

首都圏の中小企業の優れた技術や製品を一堂に展示する国内最大級の総合見本市を、九都県市が連携して開催する。令和 3 年度から、従来のリアル展示会に加え、ウェブサイト上の

オンライン展示会を開催し、「リアルとオンラインの融合」による新たなビジネスマッチング等の機会を提供する。

・令和3年度実績 リアル展

出展者数：546社・団体（670小間） 来場者：28,584名

オンライン展

出展者数：721社・団体 ログイン数：12,388回

・令和4年度実績 リアル展

出展者数：555社・団体（771小間） 来場者：32,928名

オンライン展

出展者数：618社・団体 ログイン数：9,824回

(14) 地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図ることを目的として、地方で開催される展示会等の機会を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出する。

(15) 展示会・イベント開催事業

原材料価格高騰等でマイナスの影響を受けた業種を中心に、リアルとオンラインのハイブリッドを取り入れた展示会等を開催することで、中小企業の販路開拓ツールの確保を行い、都の「稼ぐ力」の強化・都の産業の活性化を図る。

(16) 展示・商談会を通じた広域的連携事業

国際情勢の変動や円安等による価格高騰の影響を緩和し、都内中小企業のサプライチェーンを強化・構築することを目的として、各地域の自治体・商工会議所等と連携し、マッチング展示商談会や都内展示会へ地方企業を誘致し、都内企業と地方企業との受発注や技術連携等の商談・交流を行う機会を創出する。

4 ネットワークづくり支援（調整課・創業支援課・経営支援課）

中小企業は、多様な分野で創造的な事業を展開しているが、技術・情報・人材等の経営資源に弱い面がある。このため、中小企業の活性化には、個々の企業が経営革新していくことに加え、同業種あるいは異業種の企業間で、経営資源の相互補完を図れるよう、連携した活動を促していくことが重要となる。

中小企業の連携には、まず、「中小企業等協同組合法」等の法律に基づき結成する事業協同組合等がある。中小企業が協同して生産、販売、運送、研究等を行い、経営の合理化と取引条件の改善を図るためのものである。

もう一つに、目的を持った企業が中心になって参加企業者を募る任意グループがある。産学公連携にみられるような大学、公的試験研究機関等と共同で技術開発を行うグループや、地域の企業間で技術交流、意見交流等の種々の交流を通して経営資源を補完しているグループなど、様々な形態がある。

都では、中小企業の経営の改善と安定を図るため、中小企業団体の指導機関である「東京都中小企業団体中央会」への支援や産学公連携事業など、連携した活動を支援している。

(1) 多摩イノベーション総合支援事業

オープンイノベーション志向の大手企業等からの技術・開発ニーズに応えることや大学等との連携などを契機にゼロエミッション分野などの成長産業分野への参入、新市場への対応、より高いレベルの技術・製品開発を促し、イノベーション創出を促進する。

(2) 組織化の推進

多くの課題を抱えて厳しい経営環境にある中小企業の組織化を推進している。

組織化された事業協同組合などの団体が、多様で活力ある成長・発展を図ることができるよう支援する必要があるため、組合の指導機関である東京都中小企業団体中央会に対し、同会が行う組合に対する組織運営指導、情報提供、調査研究等の指導事業について助成している。

(3) 広域産業交流・連携の推進

イノベーションを誘発し、新事業を創出していくため、首都圏の自治体と中小企業支援機関の連携により合同商談会を実施し、都域を超えた異業種・異分野間における企業の新たなマッチング機会の創出と産業交流の促進を図る。

(4) 多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業

多摩地域からの活発なイノベーション創出を促すため、中小企業の掘り起こしを行い技術課題に応じたコミュニティを組成し、ハンズオン支援や技術・製品開発等に要する経費の一部を助成することで、大手企業等への技術提案を促進し、新たなビジネスチャンス獲得へつなげていく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(5) 広域ものづくりネットワーク形成支援事業

多摩地域を中心とした活発なイノベーション創出を広域で推進するため、複数の中小企業等の連携によるものづくりネットワークを広域で組成し、大手企業等への提案や新事業展開に向けた連携体制の構築を支援するとともに、併せて提案用の試作品開発等の支援も行うことで、新たな産業分野や市場等への参入を支援する。

(6) 多摩イノベーションエコシステム促進事業

現在、東京都では「未来の東京」戦略で、多摩を世界有数のイノベーションエリアへ進化させるべく、多摩イノベーションパーク構想を掲げている。本構想の実現に向け、イノベーション創出の成功事例となるリーディングプロジェクトを皮切りに、様々な取組を展開することで、多摩地域でイノベーションを起こし続ける好循環を作り、さらなる地域産業の活性化を図っていく。

(7) 多摩地域におけるイノベーション支援施設の運営

「未来の東京」戦略における、多摩イノベーションパーク構想実現に向け、多摩地域のイノベーションエコシステム形成を促進するため、旧労働相談情報センター八王子事務所及び国分寺事務所を暫定的に利用し、中小企業等のイノベーション創出を支援する施設を設置・運営する。

第2 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギーや環境への対応など経営環境の変化は大きく、中小企業の経営が安定し、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

しかし、多くの中小企業にあっては、人材や資金の不足などが製品や技術の開発を続けていくうえで、大きな制約要因となっている。

このため、都では、以下の各種取組により、中小企業の技術力向上を支援する。

- 1 新製品・新技術の開発や基盤技術強化のための助成
- 2 新製品・新技術の開発成果の実用化に向けた支援、都市課題解決に寄与する新製品・新技術の開発促進、普及に向けた支援
- 3 知的財産制度にかかわる普及啓発活動、一般相談支援と権利の取得から活用、ノウハウ秘匿などの高度な知的財産戦略を導入するための支援、大企業等の保有する知的財産権を活用した中小企業の新製品の開発・製品化支援
- 4 セミナー等による中小企業のデザイン導入・活用支援、デザインを活用した中小企業の製品開発支援、中小企業のパートナーとなるデザイナーの育成等の支援

1 中小企業技術活性化支援事業（創業支援課）

中小企業等が産業構造の転換等による経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、技術の活性化に必要な経費を助成し支援している。

助成事業メニュー () 内は助成限度額、助成率はすべて1 / 2以内

(1) 製品開発着手支援助成事業（100万円）

本格開発の実現可能性を検証し、開発の質的向上に向けた取組を支援するため、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証等に要する経費の一部を助成する。

(2) 新製品・新技術開発助成事業（1,500万円）

技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図るため、都内の中小企業者等に対して、新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成する。

(3) 製品改良・規格等適合化支援事業（500万円）

国内外の販路開拓にあたり必要となる製品改良や輸出に必要な規格適合の取組を支援するため、市場投入にあたり、製品改良が必要となった場合に要する経費の一部及び規格への適合や認証取得のために要する経費の一部を助成する。

2 ものづくりイノベーション企業創出道場（経営支援課）

新製品の構想（アイデア）はあるものの実現化のノウハウや社内体制が脆弱な中小企業を対象に、新製品の開発から事業化までの一連の取組に対して、座学による講座や専門家によるハンズオン支援を組み合わせることにより一貫した支援を行う。

3 新製品・新技術開発支援（創業支援課）

(1) 東京都ベンチャー技術大賞

中小企業が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを表彰している。「新規性・創造性」、「技術的完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」等を総合的に審査し、その経緯を踏まえて、知事が大賞等を決定する。

【各賞及び開発・販売等奨励金】

- ・東京都ベンチャー技術大賞（開発・販売等奨励金 300万円：1企業）
- ・東京都ベンチャー技術優秀賞（〃 150万円：3企業程度）
- ・東京都ベンチャー技術奨励賞（〃 100万円：3企業程度）
- ・東京都ベンチャー技術特別賞（〃 50万円：8企業程度）

※上記以外に受賞企業の中から、女性経営者や開発者等へ賞を贈呈する場合がある。

(2) 発明くふう展等

ア 児童生徒発明くふう展

学校単位で児童・生徒の創意工夫による自由作品を展示し、児童・生徒の発明工夫に関する知識と科学技術への関心を高め、科学的な思考の育成と創造性の向上を図る。

- ・会期、会場：5日間開催、港区立みなと科学館（予定）

イ 科学技術関係功労者表彰

科学技術の進歩・発展のために尽力し、産業の振興や都民生活の向上に貢献した方、優秀な発明・考案を行った方を都民の日に表彰する。

- ・表彰区分：技術振興功労

4 知的財産活用への支援(創業支援課)

今日のグローバル化した市場の中で、国際競争力のある企業を創出していくためには、より多くの中小企業が知的財産に対する認識を高め、市場で勝てる高付加価値製品を生み出す源泉となる知的財産を活用していくことが重要となる。

そこで、「東京都知的財産活用本部」において、都としての「知的財産活用戦略」を構築し、中小企業の知的財産活用の実現を図る施策を総合的に推進している。

(1) 知的財産活用本部の運営

中小企業の知的財産活用をめぐる様々な課題を研究するため、活用本部のもとに研究会を設置する。

(2) 知的財産総合センターの運営

中小企業の知的財産に係る相談に総合的かつ専門的に対応する。

また、マニュアルの作成をはじめ、弁理士と中小企業のマッチングを図るサイトを知財センターのホームページに設けるなど、知的財産に係る様々な情報を発信する。さらに、各種セミナー・シンポジウムの開催により知的財産に関する人材育成及び普及啓発を図る。

(3) 知財戦略導入支援事業(ニッチトップ育成支援事業)

独自の技術力、製品を保有するものの、知財戦略が十分でない中小企業に対して、企業が知財戦略を策定し実施するための支援を行う。

ア ハンズオン支援

知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材

の育成など最長3年間の継続的支援を行う。また、知財戦略の策定及び実施に必要な知的財産の体系的な知識習得に関する支援(知的財産人材育成スクール)を実施するとともに、短期間でのAI等によるデータ活用技術の知的財産取得に関する支援を行う。

イ 知財戦略導入助成事業(基金事業)

助成事業メニュー () 内は助成限度額、助成率はすべて1/2以内

- (ア) 特許調査費用助成事業 (100万円)
 - ・知財戦略策定に必要な先行技術調査に対する助成
 - (イ) 外国意匠・商標出願費用助成事業 (60万円)
 - ・外国への意匠、商標出願に対する助成
 - (ウ) 外国特許出願費用助成事業 (最大400万円)
 - ・外国への特許出願から中間手続に対する助成
 - (エ) 外国侵害調査費用助成事業 (200万円)
 - ・外国における模倣品被害の事実確認調査等に対する助成
 - (オ) 外国実用新案出願費用助成事業 (60万円)
 - ・外国への実用新案出願に対する助成
 - (カ) グローバルニッチトップ助成事業 (3年間で1,000万円)
 - ・海外展開における知的財産戦略の構築・実施に対する助成
 - (キ) 外国著作権登録費用助成事業 (10万円)
 - ・外国における著作権登録に対する助成
 - (ク) 海外商標対策支援助成事業 (500万円)
 - ・海外での商標係争に対する助成
 - (ケ) 知的財産活用製品化支援助成事業 (500万円)
 - ・知的財産活用製品化支援事業の支援企業に対する開発経費の助成
- (4) 知的財産活用製品化支援事業
- 大企業等の保有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発・製品化を支援する。知的財産の使用について合意を得られた中小企業に対しては、技術移転等のサポートを実施する。
- 事業化への成功率を高めるため、市場調査によるターゲット顧客の提案や開発後のテストマーケティングなどを実施する。
- (5) スタートアップ知的財産支援事業
- スタートアップを対象とした知的財産に関する相談やセミナー等を開催し、知的財産への意識の醸成を図るとともに、優れた技術を有しているものの、知的財産の活用ノウハウを持たないスタートアップに対し、知的財産の活用を取り入れた経営戦略の策定から知的財産権取得までのハンズオン支援を行う。
- (6) 重要な技術に関する知的財産保護事業
- 東京都知的財産総合センターに特別相談窓口を設置し、都内中小企業が有する重要な技術の流出防止を図るための知的財産保護に関する情報収集・提供を行うとともに、特許出願以外の権利保護方法等に関しても、窓口相談・セミナー・ハンズオン支援を通して普及啓発を

実施することで、都内中小企業の重要な技術の流出防止を後押しする。

5 デザイン活用への支援（創業支援課）

(1) デザイン経営支援事業

デザインを活用した経営手法である「デザイン経営」を軸とする人材育成とともに、これに資する情報提供、相談対応、マッチングによる中小企業とデザイナーの協働促進を実施する。

(2) 東京デザインコンペティション事業

都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施する。

6 企業変革に向けたDX推進支援事業（経営支援課）

デジタル技術を用いて顧客視点で新たな価値を創出していくDX化は、大企業を中心に進展しているものの、中小企業ではDXを実現するために必要となるビジネスモデルや企業文化変革などを行うための土壌が整備されていない場合が多い。

そこで、都内中小企業がデジタル技術を用いて企業変革を図ることで新たな価値を創出し、継続的な成長・発展を目指していくため、経営理念・ビジョンを踏まえたDX戦略の策定支援、DX推進アドバイザーによるトータル支援を行うことで、中小企業のDX化を推進する取組を支援していく。

また、DX推進のためにデジタル技術を活用する際の費用を助成する。

- ・助成限度額：1,000万円
- ・助成率：2／3以内

7 生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業（経営支援課）

今後人手不足が一層深刻化し、将来の労働力減少が見込まれる中、中小企業の生産活動やサービス提供等において、その基盤となるデータ整備や先端技術の活用による企業変革を行い、生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

そこで、セミナー等による普及啓発や、専門家による相談対応、人材育成講座の開催、専任アドバイザーの派遣等を実施することで、中小企業が生産性向上を図る取組を支援する。

また、デジタル技術の活用に要する経費の一部を助成する。

- ・助成限度額：300万円
- ・助成率：①1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）
②3／4以内（賃金引上げ計画を策定し、実施した場合）

8 中小企業デジタルツール導入促進支援事業（経営支援課）

都内中小企業に対し、デジタルツールの導入に係る経費の一部を助成することで、事業活動のデジタル化を促進させ、継続的な成長・発展を支援する。

- ・助成限度額：100万円
- ・助成率：1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）

9 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業（経営支援課）

社会におけるデジタル化が急速に進んでおり、中小企業においてもデジタル化への対応が求められている。

こうした中、都は中小企業のデジタル化の取組を支援してきたが、各中小企業のデジタル化の浸透度合いは様々であり、各企業の取組状況に応じたきめ細かい支援を行う必要がある。

そこで、都内中小企業に対し経営課題・業務課題解決のためのデジタル化の必要性を周知するとともに、デジタル化診断を行い、各企業のデジタル化の取組状況に応じた支援メニューにつなげることで、都内中小企業の事業活動のデジタル化を促進していく。

10 スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援（経営支援課）

世界の変革と成長はスタートアップ企業が牽引している状況であり、生み出されたイノベーションは社会課題の解決につながっている。

そこで、リスキリングに知見のあるスタートアップ企業を活用し、デジタル化が進んでいない中小企業とのマッチング機会を創出することで、都内中小企業のデジタル化の更なる推進を図る。

- (1) 民間企業との連携による、リスキリングに知見を有するスタートアップ企業によるプラットフォームの構築
- (2) 中小企業に対するスタートアップ企業の知見を活かしたデジタル化支援

11 次世代イノベーション創出プロジェクト2020（創業支援課）

東京の都市課題の解決に役立つとともに、成長が期待される産業分野における技術開発・市場動向を示した「イノベーションマップ」を策定し、これに沿って中小企業等が、他企業、大学等と連携して行う大規模技術開発プロジェクトを支援する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- (1) イノベーションマップの策定
(令和3年度よりTOKYO戦略的イノベーション促進事業にて実施)
- (2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成
 - ・助成限度額：8,000万円
 - ・助成率：2／3以内
 - ・助成期間：3年以内

12 新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業（創業支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響により国内の経済・産業全般に深刻な影響をもたらした反面、非接触や混雑回避、医療や衛生分野など新たな需要が生み出されている。

このような新たな需要の獲得に向け、スタートアップなど他企業や大学等と連携し、新たな製品やアプリなどのソフトウェア等の技術開発を目指す中小企業を資金面、事業面から集中的に支援し、イノベーションの創出を促していく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成限度額：8,000万円
- ・助成率：2／3以内
- ・助成期間：3年以内

13 TOKYO戦略的イノベーション促進事業（創業支援課）

高いポテンシャルを有する中小企業を核とした連携体の構築を促し、集中的に支援することで、その技術力を最大限に活かし、今後の都内産業を牽引するような技術・製品の開発及びその事業化を支援する。

また、その成果により、「未来の東京」戦略等で示される都市課題を解決し、東京の魅力を更に高めていく。

- (1) イノベーションマップの策定
- (2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成
 - ・助成限度額：8,000万円
 - ・助成率：2／3以内
 - ・助成期間：3年以内

14 先進的防災技術実用化支援事業（創業支援課）

高度防災都市の実現に向け、都内中小企業等が開発した都市の防災力を高める新規性の高い優れた技術・試作品を対象に、その実用化を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組を構築し、新技術の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を促進する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・防災関連技術・試作品等の選定
- ・実用化等の経費助成
 - 助成限度額：1,000万円、助成率：2／3以内
- ・製品等の普及促進
 - 助成限度額：350万円、助成率1／2以内

15 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

安全・安心な東京の実現に向け、都内中小企業等の安全・安心をテーマとする新規性の高い製品開発や改良を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組を構築し、新製品等の普及による安全・安心な東京の実現と産業の活性化を促進する。

- ・セミナー開催、専門家の派遣
- ・安全・安心をテーマとする製品・技術の選定
- ・開発・改良の経費助成
 - 助成限度額：15,000千円、助成率：2／3以内
- ・普及促進の経費助成
 - 助成限度額：3,500千円、助成率：1／2以内

16 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（創業支援課）

更なる発展に向けた競争力の強化、競争力の強化かつ事業の省エネの実現又は一定の賃上げの実現、IoT・AI・ロボット等のデジタル技術の活用及び新事業活動等の取組によるイノベーションの創出、及び後継者による事業多角化や新たな経営課題の取組を目指す際に必要となる最新機械設備の導入経費の一部を助成することで、東京の産業力強化を支援し、「稼ぐ東京」の実現を図る。

（競争力・ゼロエミッション強化／賃上げ促進区分）

- ・助成限度額：1億円〔小規模企業の場合は、3,000万円又は1億円〕
- ・助成率：1／2以内、2／3以内又は3／4以内
〔小規模企業の場合は、2／3以内又は3／4以内〕

（DX推進・イノベーション区分、後継者チャレンジ区分）

- ・助成限度額：1億円
- ・助成率：2／3以内

17 生産性向上のための現場改善推進事業（経営支援課）

改善活動の重要性についての普及啓発を図るとともに、生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、改善活動の中心的役割を担う中核人材を育成する。さらに、社内人材だけでは解決できない改善課題に対して専門家による伴走型支援を行うことで、都内中小企業の現場改善の推進を図り、生産性の向上を促進する。

18 未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つベンチャー・中小企業が、資金・販路・人材・ブランド等を有する大企業とのオープンイノベーションにより、革新的なサービス・製品を創出する大規模プロジェクトを支援することで、広く波及効果のある新たなビジネスを生み出していく。

また、優れた技術シーズをもつ大学発ベンチャー枠を新設し積極的に支援することで、東京発のオープンイノベーションをさらに加速させていく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・補助限度額：3億円、補助率：1／2以内、補助期間：2年以内

19 5Gによる工場のスマート化事業（創業支援課）

令和2年から商用を開始した「5G」は、高速・大容量等の特徴を持ち、今後の産業の姿を変える可能性を秘めている。とりわけ、生産性の向上等を目的として、工場内の工作機械や製造ラインをネットワーク接続する「スマート工場」は、5Gの機能・利点を発揮できる分野の1つと言われている。

本事業は、生産現場である工場へ先駆的に「ローカル5G」を導入し、リモート操作による自動化・省力化や、熟練工の技能伝承などへ活用することで、工場のスマート化を図る中小企業を支援する。令和2年度末に採択した製造業を営む都内中小企業に対し、最長3年間にわたり、導入費用の一部を支援する。また、その成果を広く情報発信し、都内ものづくり中小企業の5Gの

取組を促進する。

- ・ 補助限度額：1億2,000万円
- ・ 補助率：4／5以内
- ・ 補助期間：3年以内

20 ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業 (創業支援課・経営支援課)

世界が「脱炭素」へとシフトする中、東京も大都市の責務と持続可能な成長のため、社会全体を「脱炭素化」へと転換することが求められている。

東京都には、多くの中小企業やベンチャー企業が集積しており、ゼロエミッションの実現に向けたソリューション創出に期待ができることから、脱炭素社会の実現に向け、技術開発を支援していく。

(1) 大企業等と連携した研究開発支援

- ・ 補助限度額：600,000千円、補助率：2／3以内、補助期間：3年3か月以内
※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(2) 中小企業グループによる新たな共同開発等の支援

- ・ 助成限度額：10,000千円、助成率：2／3以内、助成期間：1年以内

21 ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つスタートアップ・中小企業と、資金・人材・販路等を有する大企業等とのオープンイノベーションによる大規模プロジェクトを支援し、東京の社会的課題の解決や経済活性化、スタートアップ・中小企業が大きく成長する機会の創出へと繋げていく。

また、脱炭素事業等に取り組むエネルギー・環境系のスタートアップ・中小企業を積極的に支援することで、ゼロエミッション東京へ貢献するオープンイノベーションをさらに加速させる。

- ・ ゼロエミッション枠

補助限度額：1,000,000千円、補助率：2／3以内、補助期間：3年以内

- ・ 大学発ベンチャー・一般枠

補助限度額：300,000千円、補助率：1／2以内、補助期間：2年以内

22 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業（創業支援課）

働く女性が増え続ける中、女性の心身の不調に関する研究の進展、技術の進歩も相まって、女性特有の悩みや問題を可視化・解決する技術・製品・サービスへのニーズが顕在化し、国内でもフェムテック分野への関心が高まっている。

そこで、フェムテック開発に取り組む都内中小企業者等を支援することで、フェムテックの技術開発・普及促進を後押しするとともに、女性活躍社会の実現を加速させる。

- ・ 助成限度額：20,000千円、助成率：2／3以内、助成期間：1年9か月以内

23 高付加価値化に向けた食品開発支援事業（創業支援課）

世界情勢の激しい変化に伴い、原油や小麦をはじめとする原材料等の価格が高騰しており、食

料品製造業者等においては、利益率悪化等の新たな経営課題に直面している。

そこで、自社製品の高付加価値化や付加価値の高い新製品の開発に取り組む都内中小企業者を支援することで、都内食品産業の振興に取り組んでいく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成限度額：15,000千円、助成率：4／5以内、助成期間：1年以内

24 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

都内中小企業の中には、優れた技術を有し、財務的には経営継続可能であるにもかかわらず、事業に将来性がないという理由から廃業を選択する企業も多く、これらを放置すると東京の産業の存立基盤の崩壊や、産業活力の衰退・雇用喪失の恐れがある。

そこで、優れた技術力を活かして新たな成長産業分野へ参入・事業転換を行う都内中小企業に対し、診断士、大学、大企業等が成長産業分野へ進出できる技術力等の目利きを行い、方向性をアドバイスするとともに、必要に応じて技術開発や設備投資に係る経費を助成することにより、都内中小企業の事業継続や成長産業分野への進出を促進する。

(1) アドバイザリーボードの設置

(2) 技術開発助成（5件程度）

- ・助成限度額：15,000千円、助成率：2／3以内、助成期間：1年6か月

(3) 設備投資助成（5件程度） ※令和6年度以降

- ・助成限度額：20,000千円、助成率：2／3、助成期間：最長1年

25 高齢者向け新ビジネス創出支援事業（創業支援課）

高齢化率の上昇が予測されており、それに伴い、今後一層、高齢者のニーズを満たす製品・サービスの需要が高まることが見込まれている。しかし、健康状態、経済環境、家族構成等、高齢者の実態は多様であるため、中小企業が自ら高齢者市場のマーケティングを行うにはハードルが高い状況である。

そこで、高齢者のニーズを踏まえた支援テーマを設定し、都内中小企業等が高齢者市場でビジネスチャンスを獲得できるよう支援していく。

・支援テーマの設定

・支援テーマに沿った製品・サービスの開発等の経費助成

助成限度額：7,500千円、助成率：2／3以内

第3 創業支援

経済のグローバル化が進展し、産業構造が大きく変化する中で、事業所数の減少傾向が続いている。こうした状況は、東京の産業活力低下の大きな要因となるおそれがあることから、創業の活発化が重要な課題となっている。創業の活発化により、次のことが期待できる。

- 1 リスクを克服して新事業を展開していく創業者を多数輩出することにより、市場競争が活性化し、経済の新陳代謝が促進される。
- 2 中小企業は、地域の工業集積、商業集積の中核を担っており、新たな発想と起業家精神にあふれる創業者の出現は、地域社会に大きな刺激を与え、イノベーションの促進、新たな雇用機会の提供などにつながる。

しかし、新たに事業を開始し、創業した企業の経営を軌道に乗せていくためには、資金調達や製品開発、製品の販売ルートの開拓など、多くの課題を克服していく必要がある。意欲にあふれ、優れた発想や技術を持っていても、こうした課題に対応することは難しく、また、創業者を支援・育成する民間機関の態勢も、十分には整っていない。

そのため、都では、意欲的に創業に取り組む人々に対し、起業とその後の経営の安定・発展に向けた支援を行うことで、活発な創業の促進を目指している。

都の創業支援施策は、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、

- 1 創業に必要な知識、経営基盤の確立に必要な販売戦略、財務管理等のノウハウ習得や、経営者としての資質向上に資する機会の提供
- 2 インキュベーションオフィスなどによる創業の場や創業者同士が切磋琢磨する場の提供
- 3 創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や、技術開発・販路開拓に要する資金の助成
- 4 取引先の開拓や出資等につなげるための既存企業やベンチャーキャピタル等との交流の場の提供や専門家の継続的な助言による経営の安定的発展を目指すソフト支援など創業が円滑に行われるよう、多様なニーズに応じた支援を行っている。

1 次世代アントレプレナー育成プログラム（創業支援課）

次世代を担う若者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、コンテストで選ばれた者に対する集中的な育成支援を行い起業を促進し、起業の成功事例を広く発信することで、起業に対する機運を醸成する。

(1) ビジネスプランコンテスト事業

都内で起業する意思のある15歳以上40歳未満の者を対象に、ビジネスプランコンテストを開催し、事業計画書による書類審査、一般公開イベントの決勝大会におけるプレゼンテーション審査等により、次世代を担う意欲的な若手起業家を発掘する。最優秀賞、優秀賞、ファイナリストには賞金を交付する。

(2) アントレプレナーシップ醸成事業

コンテスト事業で選抜された優れたビジネスプランと高い志を持つ将来有望な若手起業家に対して、優れた経営者としての資質やリーダーシップを磨くための経験値を高めることを重視した育成メニューを提供する。

(3) ビジネススクール

コンテスト応募に繋げ、起業に向けた意欲の底上げを図るため、先輩起業家等が講師となって、起業や事業開発に挑むための実践的な講座や、様々な人同士が交流し事業プランを考えるワークショップ形式のイベントを実施する。また、コンテスト参加者だけでなく、落選者もフォローし起業へ繋げる。

(4) 法人設立事業資金の交付

ビジネスプランコンテスト事業のセミファイナリストのうち、その翌々年度末までに都内に法人を設立した者に対し、事業の継続性を審査のうえ、法人設立事業資金を交付する。

(5) 成果発信事業

コンテスト受賞者の起業後の状況を常に把握し、成功事例をホームページや動画、電車内広告等で広く発信することで、若者への起業に対する普及啓発を行い、起業への機運を高める。

2 インキュベーション施設の運営（創業支援課）

創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、あわせて経営支援などを行う創業支援施設（インキュベーション施設）の運営を行う。

(1) インキュベーション施設

産業サポートスクエア・TAMAにおいて、起業を図ろうとする者又は創業間もない中小企業者に対し、低廉な賃料で創業の場を提供し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

インキュベーションオフィス・TAMA

所 在：昭島市東町3-6-1

産業サポートスクエア・TAMA内 経営サポート館3階

部屋数：6室

(2) 先駆的ベンチャー支援施設

都が保有する空き庁舎を活用し、特定分野の成長性の高い事業計画を持つ創業間もない企業等に、低廉な賃料で創業の場を提供し、ベンチャーキャピタル等のインキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

ア 東京コンテンツインキュベーションセンター（略称：TCIC）（コンテンツ・アニメ産業等）

所 在：中野区弥生町2-41-17

部屋数：25室

イ 白鬚西R&Dセンター（研究開発型等）

所 在：荒川区南千住8-5-7

部屋数：14室

3 青山創業促進センターの運営（創業支援課）

都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供する（希望者は宿泊滞在可能）。またアクセラレーションプログラム受講者を応

援しうる先輩起業家等に対し、低廉な賃料でオフィスを提供する。両者を一体的に運営することで、入居者同士が活発に交流しながら切磋琢磨する場を構築し、創業のさらなる促進を図る。
所 在：渋谷区神宮前5-53-67（コスモス青山 SOUTH 棟内）

4 創業活性化特別支援事業（創業支援課）

インキュベーション施設運営事業者及び創業予定者等への支援を通じて、都内開業率のさらなる向上を図る。

(1) インキュベーション施設運営計画認定事業

民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の整備・運営に係る事業計画のうち一定の基準を満たしたものを都が認定し、当該施設（計画）の公開、事業者間の交流を行うことにより、官民挙げての創業支援への機運醸成を図る。

(2) インキュベーション施設整備・運営費補助事業

インキュベーション施設運営計画認定事業において認定された事業のうち優良な事業について、当該工事及び工事実施後の運営に要する経費を補助することにより、開業率の向上を図る。

・助 成 率：2／3以内（ただし、区市町村は1／2以内）

※多摩産材を使用して施設整備等を行う場合は、当該部分につき3／4以内

・助成限度額：整備・改修費⇒2,500万円（最長2か年）

（ただし、区市町村は2,000万円（最長2か年））

運営費⇒年毎2,000万円（最長2か年）

（ただし、区市町村は年毎1,500万円（最長2か年））

※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間は通算して最長3年

・規 模：10か所

(3) 創業助成事業

一定の要件を満たした創業予定者等に対して、審査のうえ創業に係る経費を助成する。

・助 成 率：2／3以内

・助成限度額：300万円

・規 模：150件

5 創業支援拠点の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点である「TOKYO創業ステーション」を運営する。

拠点では、（公財）東京都中小企業振興公社の創業相談・セミナーのほか、先輩起業家による助言・指導等も実施し、創業を後押しする。

所在：千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル低層棟1階、2階

6 創業支援拠点（多摩）の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点を立川市において運営する。

拠点では、自治体や大学などの地域の支援機関とも連携しながら、多摩地域全体の起業機運を高めていく。

所在：立川市緑町3-1GREEN SPRINGS E2 3階

7 女性ベンチャー成長促進事業(創業支援課)

女性ベンチャー等に共通して必要となる知識等を提供するための育成講座を実施し、その上で、社会課題の解決やグローバル市場の進出など、スケールアップする可能性の高い事業ビジョンを持つ女性起業家向けに3ヵ月程度のアクセラレーションプログラムを実施する。

プログラム修了後、選抜された受講生を海外に派遣し、現地のメンターや起業家等へのプレゼン会などを企画することで、現地におけるネットワーク構築を支援する。帰国後、成果発表会等を企画し、成長意欲の喚起を図る。

8 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業(創業支援課)

アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、事業会社等と協定を締結し、民間のアイデア、ネットワーク、フィールドなどを最大限に生かした多彩なスタートアップ支援を実施する。

スタートアップを支援する多様な主体との連携を深め、スタートアップの更なる創出と成長につなげる。

9 起業家による空き家活用事業(創業支援課)

都内に空き家は平成30年時点で約81万戸あり、空き家が諸問題の発生要因となっている。そこで、空き家を活用した事業を考えている起業家に対し、家賃等相当額の補助を行うとともに、当該起業家に空き家を提供した建物所有者に対し、管理費相当額(固定資産税、都市計画税)を補助することにより、空き家を有効活用した事業を創出する。

起業家の柔軟な発想で空き家を活用した事業を創出していくことで、空き家活用の波及効果及び新たな起業が期待される。

10 小中学校向け起業家教育推進事業(創業支援課)

都内の開業率向上を図る上で、起業への関心を高めるとともに、変化や失敗から学べる、目標に向かって進む力、最後まで諦めない力、自分の力でやり切る力など子供の生きる力を育成するため、会社の設立、原材料の仕入れ、商品等の企画・販売などを体験する起業家教育を総合的な学習の時間等に導入を図る都内小中学校を支援する。起業家教育プログラムの策定及びその実施を支援し、各小中学校が自立的に当該プログラムを運営できる体制の構築を目指す。

11 高校生起業家養成プログラム(創業支援課)

起業家の裾野を一層広げていくため、将来的に起業を目指す高校生等を掘り起こすことを目的とした講座を実施する。その上で、起業の意向を持つ高校生等向けに知識やスキル取得、起業家精神の涵養に寄与する実践的なプログラムの提供を行う。

また、身近なロールモデルとしての成果等を広く発信する機会を設けることにより、学生の起業機運醸成につなげていく。

12 シニア創業促進事業(創業支援課)

シニア向けのビジネスプランコンテストを開催することにより、シニア層に定年退職後の選択肢として起業への関心を高めてもらうとともに、実際の起業に向けた後押しを行うことで、シニア層の起業を促進していく。

また、コンテストの最終選考に残った10名に対して、起業支援資金として100万円を交付することで、資金面での起業支援を行う。

13 創業活性化に向けた広報PR（創業支援課）

都内開業率は伸び悩んでおり、政策目標の達成には未だ不十分な状況にある。

そこで、創業活性化に向けた各種広報PRを行い、創業への機運を醸成して創業希望者の増加を図り、開業率の向上を図る。

14 スタートアップ総合支援拠点の運営（創業支援課）

スタートアップが抱える課題に対し多種多様な支援を実施し、都内外のスタートアップと、その支援パートナーとなる大企業、投資家、大学、自治体や既存支援機関等との連携関係を生み出す総合的な支援拠点「NEXs Tokyo」を構築し、スタートアップの成長促進を図る。

15 連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業（創業支援課）

全国の大企業や大学、研究機関等に眠っている技術シーズや地方自治体などの行政機関が抱える課題と、スタートアップが持つアイデアやソリューションを効果的に結びつけるプラットフォームを作ることにより、オープンイノベーションを活性化し、大企業や行政機関とスタートアップの連携を促進する。

16 エンジェル税制の対象企業確認（創業支援課）

第5次地方分権一括化法（平成27年6月法律第50号）の成立により、国（経済産業省）から都道府県に対し、中小企業等経営強化法に基づく特定新規中小企業に対する投資等の確認業務が移管されたことを受け、当該業務を適切かつ円滑に遂行するとともにエンジェル税制活用促進を期し周知を図る。

17 スタートアップ・グローバル交流HUB事業（創業支援課）

成長志向の強いスタートアップを選抜し、世界各地の大規模なピッチ会等に派遣して、現地の企業やVCとのマッチングの機会を設け、グローバル展開につながるプログラムを実施する。また、海外の有望なスタートアップやベンチャーキャピタルとの交流等を通して、都内のスタートアップのグローバルでの成長志向を高める取組を行う。

これらの取組の実施にあたっては、（独）日本貿易振興機構（JETRO）と協定を締結し、連携して実施する。

18 新事業発掘プロジェクト（創業支援課）

大企業の中で眠る優れたアイデアを掘り起こし、新たな事業創出、その先のカーブアウト型の起業等を促すための取組として、大企業の中で事業アイデアを抱えた人材を掘り起こし、先輩起業家や専門家との交流、セミナー、ワークショップ等を行うプラットフォームを構築する。

その上で、有望な参加者を選抜し、事業化に向けて、メンターによるサポートやVC等とのマッチングサポートを主な内容とするアクセラレーションプログラムを実施する。

19 スタートアップ社会実装促進事業（創業支援課）

革新的なアイデアを武器に新たなビジネス領域の開拓を目指すスタートアップによる、ビジネスモデルの検証・磨き上げのためのコンセプト検証が着実に実施できるよう効果的な支援を行う。具体的には、大企業や行政機関など検証の場を提供できる主体とのマッチング・調整へのサポートや検証の際に必要な機材の手配などの物的サポートを行う。

20 中小企業DX推進に係るスタートアップ支援事業（創業支援課）

中小企業のデジタルトランスフォーメーションを推進するとともに、スタートアップの新たな事業展開を後押しするため、デジタルトランスフォーメーション分野において中小企業の課題解決に資する革新的な製品・サービスを有するスタートアップのビジネスモデルの実装に必要となる手続きや費用、場の確保のサポートを行う。

21 リスタート・アントレプレナー支援事業（創業支援課）

起業の失敗への恐れを払拭し、東京における起業機運をさらに高めていくため、廃業・倒産等の過去の経験を糧に再起を目指す起業家を掘り起こし、再スタートに向けたセミナーやワークショップを行うプラットフォームを構築する。その上で、再スタートを志す有望な起業家を選抜し、過去の経験を次の成功に昇華させるためのビジネスプランの磨き上げやVCとのマッチングを企図するアクセラレーションプログラムを行う。

22 5G技術活用型開発等促進事業（創業支援課）

5G技術を活用して新製品やサービスの開発等を目指すスタートアップの取組を促すため、スタートアップが5G技術を保有する通信キャリア等と連携する仕組づくりを行い効果的な支援を図る。具体的には、通信キャリアに加え、日頃よりスタートアップへの支援を行うアクセラレータ等と連携、協働しスタートアップ等の開発・事業化を資金的、技術的な側面からサポートするとともに、ビジネスマッチング支援などのネットワーク面でも支援を行う。

23 次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業（創業支援課）

都内スタートアップ企業等が、5Gをはじめとした次世代通信技術を活用した新たなビジネスやイノベーションを創出し、各スタートアップ企業の企業価値向上を目指す。その実現に向けて、都が選定した開発プロモーターを通して、通信キャリアをはじめとした様々な連携企業等と連携し、資金面、技術面、ネットワーク面での支援を行う。

24 行政課題解決型スタートアップ支援事業（創業支援課）

西新宿でスタートアップ支援の拠点を運営し、ピッチイベント開催と交流の場を創出することで、行政の課題を、これまでにない製品やサービスを提供するスタートアップにより解決することができる環境を生み出す。

25 スタートアップを活用したH T T促進事業（創業支援課）

喫緊の課題であるH T T（電力をH減らす・T創る・T蓄める）に係るテーマのピッチイベントを開催し、省エネや節電、脱炭素につながるスタートアップの製品等を都の関連施設に導入することで、行政とスタートアップとの協働機会を創出するとともに、当該分野における行政課題の解決を図る。

26 スタートアップによるDX社会実装事業（創業支援課）

スタートアップが開発したDX推進に資する製品やサービスの普及・実装に向け、大企業等とのマッチング機会を創出し、導入事例を広く発信する。

27 スタートアップによる島しょ振興促進事業（創業支援課）

島しょ地域の現状を知るための説明会を実施して、島しょ振興に熱意のあるスタートアップ等を掘り起こし、事業化に向けた集中的な支援を行う。その事業成果を広く発信していくことで、島しょ振興機運の醸成と島しょ地域におけるスタートアップ等のビジネス機会の創出を促進する。

28 多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業（創業支援課）

ものづくり起業家の掘起しを行い、既存の中小企業などの製造業との連携を促進し、次世代のスタートアップ起業家へと育成することで、創業機運を醸成、ものづくり起業家を輩出していく。

29 スタートアップ海外進出支援事業（創業支援課）

創業者・スタートアップが円安を好機と捉えて積極的に海外展開を目指す取り組みへの後押しするため、海外展示会参加費などに関する経費の一部を助成する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：200万円
- ・規模：50件

30 開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業（創業支援課）

途上国が抱える社会課題の解決及び都内スタートアップの海外展開への足掛かりを築くため、都内スタートアップが有する優れた技術や製品、アイデアが途上国市場に参入可能か検証するなど、市場投入に向けた必要なサポートを実施する。

第4 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へのマンション進出などにより、域内での事業環境が悪化し都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。

都では、重要な産業集積を守るため、区市町村と連携し競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進するほか、コロナ禍など社会環境変化に柔軟に対応していくための取組支援などにより、地域産業の活性化を図る。

また、地域産業のデジタル化をきめ細かく推進するため、新産業の創出や中小企業の生産性向上・競争力強化等に取り組む区市町村を後押しすることで、地域ごとに異なる産業特性や地域の実情に応じた支援を行う。

さらに、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細やかな立地支援を行う。

加えて、東京の各地域の持つ強みや特色である地域資源を活用する取組を支援し、地域経済の活性化を図っていく。

1 地域産業活性化支援事業（地域産業振興課）

地域産業のネットワークの形成や強化、広域的な企業間取引の活性化を図る取組を支援することにより、都内全域の産業力を高めていく。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内
- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

2 地域産業活力創出支援事業（地域産業振興課）

「多様な主体との連携により地域の産業力を強化する取組」とあわせ、「感染症や自然災害などの発生による社会経済活動の大きな変化や社会構造の変革への対応」を含む区市町村の地域産業活性化計画を支援することで、地域産業振興施策をより力強く推進すると同時に、都内産業の継続的・安定的な発展を後押ししていく。また、区市町村が連携して地域産業の振興に資する事業を実施する取組を支援することに加え、多摩・島しょの市町村が、地域産業活性化の施策立案に向け地域産業の実態や課題等を把握する取組を支援することにより、都内全域の産業力を高めていく。

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内

- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

（地域産業実態調査事業に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内

- ・補助限度額：1,000万円

（広域連携事業に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内

- ・補助限度額：500万円

3 地域産業デジタル化推進事業（地域産業振興課）

コロナ禍を機とした世界規模でのデジタル化の進展により、中小企業はデジタル技術の実装による経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

デジタル化の推進に当たっては、地域ごとに異なる産業特性や地域の実情に応じた支援が必要であり、中小企業の生産性向上・競争力強化や新産業の創出等に取り組む区市町村を後押しすることにより、都内における地域産業のデジタル化をきめ細かく推進する。

- ・補助率：2／3以内

- ・補助期間：交付決定の日から令和6年3月31日まで

- ・補助限度額：4,000万円

4 都内ものづくり企業地域共生推進事業（地域産業振興課）

都内ものづくり企業が今後も操業を継続し、地域産業が持続的な発展を行っていくためには、近隣住民に対する防音・防臭といった操業環境の改善に留まらず、地域との調和・共生をめざし、主体的な取組を行っていくことが重要である。

都は、区市町村と連携し、地域との共生に意欲的なものづくり企業に対しての支援を行うことにより、産業集積の維持・発展を図る。

（操業環境改善事業、住民受入環境整備事業）

- ・補助率：1／2以内

- ・補助限度額：250万円

（耐震補強事業）

- ・補助率：1／3以内

- ・補助限度額：700万円（耐震診断：100万円、耐震設計：200万円、耐震工事：400万円）

5 地域工業連携強化支援事業（地域産業振興課）

(1) 東京工業団体連合会補助（事務費）

東京工業団体連合会が実施する東京の工業維持発展を図る事業を支援し、地域工業者の経営の安定と都内産業の振興を図る。

(2) 東京工業団体連合会補助（事業費）

ア 専門家派遣支援事業

地域工業者等が自ら解決することが困難な、様々な課題（会計全般、財務・申告、特許

出願、専門技術等) に対して専門家を派遣し、個別に問題解決していくことにより、地域工業者等の経営基盤の見直しや経営基盤強化を図る。

- ・ 1 企業当たり 5 回以内

イ 依頼試験等助成事業

地域工業者等が技術開発及び製品開発等に係る課題の解決や技術革新を図ることができるよう、必要となる依頼試験等に要する経費の一部を助成する。

- ・ 助成率：2 / 3 以内
- ・ 助成限度額：200 千円

ウ ものづくり基盤技術強化支援事業

地域の工業団体等がものづくり基盤技術の強化を図るため、自主的に取り組む事業に対し経費の一部を助成することにより、厳しい経営環境に置かれている都内ものづくり企業の経営力の向上を図る。

- ・ 助成率：2 / 3 以内
- ・ 助成限度額：3, 600 千円

6 TOKYO地域資源等活用推進事業（地域産業振興課）

東京の魅力ある「地域資源」（鉱工業、農林水産物）を活用した都内中小企業等による新製品・新サービスの開発及び改良等を支援することにより、地域経済等の活性化を図る。また東京の都市課題の解決につながる取組もあわせて支援する。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・ 助成率：1 / 2 以内
- ・ 助成期間：2 年以内
- ・ 助成限度額：1, 500 万円

7 TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業（地域産業振興課）

東京の「地域資源」（鉱工業、農林水産物）を活用した、あるいは東京の都市課題解決につながる中小企業等の新製品・新サービスの開発・改良を支援することにより、イノベーションを創出し、地域経済等の活性化を図る。

- ・ 助成率：1 / 2 以内（「東京の都市課題解決事業」の「環境・エネルギー」分野については2 / 3 以内）
- ・ 助成期間：2 年以内
- ・ 助成限度額：1, 500 万円

8 東京都企業立地相談センターの運営（地域産業振興課）

都内での立地を希望する企業に対して適時適切なアドバイスや情報提供を行う相談センターを設置し、都内への立地を支援する。センターでは、区市町村や民間の不動産事業者と連携し、立地を希望する企業へ産業振興施策や物件の情報を提供することで、きめ細やかな立地支援を行う。

9 立地環境の改善指導（地域産業振興課）

(1) 工場適地調査

工場立地が環境の保全を図り適正に行われるよう、立地条件等を調査し、工場を設置しようとする者にその情報を提供する。

(2) 集団化指導

市街地で事業を行っている中小企業者の多くは、公害問題や作業環境の悪化、店舗等の狭隘化などの課題を抱えている。このような課題に対応するため、中小企業者が組合等を結成し、集団で移転するなどの場合に、計画実施から移転後の企業経営の運営までの指導や移転経費等の貸付を実施している。

(3) 江東再開発地区指導

ア 営業再建指導

江東防災再開発事業の実施により、立地環境に大きな変化が生じている地区の中小企業の営業再建を進め、再開後の新地域における環境に適応した商工業者の振興を指導し、経営基盤の確保を図る。

イ 白鬚共同利用工場管理

白鬚東・西地区の中小企業で、再開事業実施後も同地区内で営業の継続を希望しながら、権利変換施設・再開住宅併設作業所等に立地し難い者の営業再建を図るため、当該企業が入居した共同利用工場の管理を実施する。

- ・白鬚東共同利用工場（26 作業室） 墨田区堤通 2 - 1 - 12
- ・白鬚西共同利用工場（41 作業室） 荒川区南千住 8 - 5 - 7

空区画が生じた際の対応として、白鬚東共同利用工場では、特定地域の中小企業に対し公募し、審査会を経たうえで、平成 19 年 5 月から 3 年間の短期貸付を行っている。

また、白鬚西共同利用工場では、研究・技術開発型のインキュベーション施設（白鬚西 R&D センター）として、平成 19 年 7 月から 5 年間の短期貸付を行っている。さらに、平成 28 年度からは、白鬚東共同利用工場と同様に、3 年間の短期貸付を実施している。

ウ 白鬚共同利用工場管理（工事）

経年劣化等により、白鬚共同利用工場の更新が必要な設備等を改修することで、工場の安全性向上を図り、入居者が安心して作業を行える環境を提供する。

10 砂利採取及び採石業者指導等（地域産業振興課）

砂利採取法及び採石法に基づく業者登録、採取計画認可のほか、災害防止、環境の保全、地域社会との調和などの指導を行い、砂利・岩石採取業者の健全な企業活動を促進している。

- ・砂利採取業者登録数： 302 業者（令和 5 年 3 月末現在）
- ・採石業者登録数： 79 業者（令和 5 年 3 月末現在）

11 多摩産業交流センターの管理（経営支援課）

多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的な産業交流を通じてイノベーションの創出を活性化するため、広域的産業交流の中核機能を担う多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）を管理運営し、展示室、会議室等の貸出を行う。

指定管理者制度を導入しており、令和3年度から令和7年度の5ヶ年の運営を委任し、管理運営の効率化、利用者サービスの向上を図っている。また、指定管理者は多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）の共用部分等についても維持管理を行う。

12 イノベーション創出拠点の整備推進事業（地域産業振興課）

地域産業の活性化を図るため、イノベーション創出に向けた拠点の整備等について調査を実施する。

第5 地域商業の活性化

都内には、約 2,400 の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や店主の高齢化などの課題のほか、昨今のコロナ禍による来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。

その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、にぎわいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、このような元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

また、都が直面する行政課題の解決につながる商店街の取組への支援や商店街が地域団体と連携して行う地域ぐるみの活動に対して支援を行い、商店街の活性化を図る。

さらに、新たな取組にチャレンジする商店街を側面支援し、商店街の主體的で創意工夫ある取組を後押しする。

大規模小売店舗の進出に対しては、多数の来客、物流により周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、地域住民や区市町村の意見を聴取するなど、地域社会と調和した立地を図るよう指導している。

1 商店街活性化対策（地域産業振興課）

(1) 商店街活性化支援

商店街等が行う先駆的で意欲的な取組の中で、大きな効果が期待できる事業について各区市町村や他の商店街への普及に努めるとともに、商店街等の活性化に向けた多様な取組に対して助言等を行う。

(2) 東京都商店街振興組合連合会指導事業

小売事業者の経営の安定を図るため、都内の法人格をもつ商店街の連合会である東京都商店街振興組合連合会が傘下組合等を対象にして行う指導事業に要する経費の一部を助成する。

2 魅力ある商店街づくり（地域産業振興課）

(1) 商店街チャレンジ戦略支援事業

魅力ある商店街づくりに向けて、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジする商店街に対し、区市町村を通じて補助を行う。令和5年度は新たに「組織活力向上支援事業」を開始し、法人商店街の維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていく。

また、区市町村の行政区域を越えた広域的な商店街の取組に対しても支援を行い、「単一的取組」と「面的取組」の両面から商店街の活性化を図る。

あわせて、環境や防災、買物弱者支援など都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組に対し支援を行う「政策課題対応型商店街事業」において、令和5年度は、環境メニューの補助率を引き上げ、環境負荷の低減につながる取組を行う商店街をより一層、後押ししていく。

他に、都内商店街で開業又は事業承継をする方を対象に、開業等の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援や開業後の経営面等に係る継続的な支援を行い、商店街及び個店の更なる活性化や後継者の育成を目指す。

加えて、若手・女性を対象に、開業の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援、チャレンジショップでの商品販売機会の提供、繁盛店の経営手法を学ぶ集団研修を行い、商店街の後継者となる新たな担い手の発掘を図る。

さらに、商店街や個人の多様な取組の中から、「東京商店街グランプリ」として、優れた取組を表彰し、商店街の意欲ある取組を促すとともに、広く都民に紹介する。

各事業別の補助率・補助対象者・補助限度額については以下のとおりとする。

事業名		都補助率	補助対象者	補助限度額 (千円)
イベント事業	100万円以下	1/2	区市町村	500
	小額支援事業（100万円以下）	5/9		555
	若手・女性支援事業（100万円以下）	5/9		555
	小額助成（任意商店街）	1/3		200
	組織活力向上支援事業	7/12		5,250
	100万円超	1/3		3,000
活性化事業	組織力強化支援事業・キャッシュレス対応事業・多言語対応事業以外	1/3(※1)	区市町村	50,000 (※1.2)
	小額支援事業（100万円以下）	5/9		555
	小額助成（任意商店街）	1/3		200
	多言語対応事業	1/2		5,000
	組織力強化支援事業	7/12		20,000
	キャッシュレス対応事業	1/2		50,000 (※1.2)
地域連携型商店街事業	イベント事業（新規）	2/5	区市町村	4,000
	イベント事業（継続）	1/3		3,333
	活性化事業	2/5		100,000(※2)
地域力向上事業	住民生活サポート事業	1/3	区市町村	200
	感染症対策事業	1/2		300
未来を創る 商店街支援事業	調査	1/2	区市町村	1,000
	計画実行			1年目 15,000 2・3年目 50,000
広域支援型商店街事業		2/3	東京都商店街振興組合連合会	20,000
政策課題対応型商店街事業（環境・買物弱者以外）		4/5	商店街等	120,000
政策課題対応型商店街事業（環境・買物弱者）		9/10		
商店街起業・承継支援事業	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料 ③研修参加費	2/3	東京都中小企業振興公社	①2,500 ②1年目月額150 2年目月額120 ③60
若手・女性リーダー応援プログラム	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料	3/4	東京都中小企業振興公社	①4,000 ②1年目月額150 2年目月額120
	③研修参加費	2/3		

※1 新たに法人化した商店街にあつては、都補助率1/2、都補助限度額7,500万円

※2 会則、役員名簿、過去24箇月分の決算書等を具備した任意商店街の補助限度額は1,000万円

(2) 商店街ステップアップ応援事業

商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチで行う体制を区市町村で整備するよう支援する。

また、専門家派遣事業の都内での実施体制を整備し、商店街が新たな取組を行う際に必要とする知識やノウハウを提供することで、商店街の主体的な取組を後押しする。

さらに、上記の専門家による助言等を受けた商店街が行う市場調査や計画策定に対して支援を行う。

(3) 進め！若手商人育成事業

商店街の活性化を図るには、次代を担う店主や後継者の意欲、経営能力を高めるとともに、商店街づくりの核となるリーダーの育成など、商店街の人材育成が急務である。このため、専門家の商店街への派遣、商人大学校の開催や商店街リーダー実践力向上塾の実施等により、次世代の商店街を担う若手商人を中心に据えた実践的かつ総合的な人材の育成を図る。

(4) 商店街リノベーション支援事業

後継者不在や店舗所有者の都合等により空き店舗が有効活用されず、また魅力的な店舗が不足することなどにより商店街の集客力が低下している中で、まちづくり的な視点を持って商店街を活性化していくことが必要である。ただし、商店街だけでは課題解決に限界があることから、外部の人材を活用し、商店街や店舗所有者等を巻き込んで商店街店舗の活用を促進する。 ※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

(5) 東京都スマート商店街推進事業

商店街のデジタル化の取組を後押しするため、キャッシュレス化の推進やアプリ開発（デジタルスタンプカードなど）などに取り組む商店街に対し、コーディネーターの派遣や必要な機器の購入等に係る経費を助成するなど、その取組を支援する（商店街デジタル化推進事業）。

また、区市町村が商店街区において無電柱化を行った場合に生じる地上機器（トランス）にラッピングする経費を補助することで商店街の景観向上を図る（商店街無電柱化推進事業）。

3 大型店環境調整（地域産業振興課）

大規模小売店舗の出店は、多数の来客・来車、大規模物流等を伴うことから、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。地域住民や区市町村の意見を聴取し、大規模小売店舗立地法の「指針」に沿った調整を行い、地域の生活環境など地域社会と調和した立地を図る。

(1) 大型店届出調整

大規模小売店舗立地法に基づく新設、変更等の届出に対し、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）を審査・調整する。

(2) 大規模小売店舗立地審議会

審議会において、地域社会に融和した大型店の適正な立地を確保できるよう、届出案件ごとにその内容を審議し、勧告、公表等の意見形成を行う。

(3) 大型店調査研究

大規模小売店舗立地法の調査対象項目は交通、騒音、駐車場・駐輪場の設置、廃棄物処理など広く、調整においては専門的知見を聴取しつつ適切な運用を図ることが必要であることから、大型店の実態を把握するための委託調査を実施する。調査結果については、大型店問題研究会において検討を行うなど、東京都における立地法の適正な運用のためのデータ資料とする。

第6 総合的支援

中小企業に対する支援をより効果に行うためには、個々の施策を有機的に結びつけるとともに、各支援機関が相互に連携して支援を行うことが重要である。

このため、（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や（地独）東京都立産業技術研究センター等の各支援機関が相互に連携して支援を行う総合支援事業等を行っている。

また、都の中小企業振興対策の方針や施策のあり方を見直すために、中小企業振興対策審議会を設置している。

1 総合支援事業（経営支援課・創業支援課）

産業構造の変化など激変する社会情勢の中で、大企業に比べ経営基盤の脆弱な中小企業は厳しい環境に置かれている。こうした中小企業の経営を下支えするためには、技術、経営、資金面など、各企業が抱える経営課題に応じた支援を行っていく必要がある。

そこで、都が中小企業支援法第7条第1項に基づき指定した（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関及び産業技術研究センターが中心となり、労働部門や民間とも連携し、総合的・継続的な支援を行う。

(1) 総合的支援体制の整備

総合相談窓口を設置し、中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士、司法書士等の専門家を配置して、経営・金融、法律、創業・会社設立、IT関連、税務会計、悪質クレーム等の分野についての様々な相談にワンストップで対応する。

(2) 事業可能性評価事業

ア プロジェクトマネージャー等の配置

創業者等が抱える技術・経営等の様々な課題に対し、適切な支援策を講じるため、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、アドバイザーを配置している。

イ 事業可能性評価委員会の運営

事業成長の可能性が高く、将来的に有望な企業を発掘し、総合的、継続的な支援を行うため、中小企業等の事業の可能性について総合的な評価を行う。

(3) 情報提供事業

ア 産業セミナー

中小企業の経営者、実務担当者等を対象に経営方法、経営管理、IT活用等をテーマに、今日的課題の普及を目的としたセミナーを実施する。

イ 交流会

経営者を対象とした「経営者交流会」を側面から支援するとともに、適切な助言、相談等を行う。

ウ 情報支援室の設置

中小企業に経営や技術に関する最新の情報を提供する。

(4) 専門家の派遣・人材育成事業

ア 専門家の派遣

企業の経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、税理士等の民間の専門家が直接中小企業を訪問し、助言・指導を行う。

イ 人材育成事業

中小企業の経営者、その従業員を対象に経営方法に関する専門知識や技術・技能の習得並びにISO内部監査員の養成等を目的とした研修を行う。

2 政策課題対応型専門家派遣事業（経営支援課）

「未来の東京」戦略ビジョンで目指す2030年代を見据えた取組を着実に実現していくためには、都内中小企業者等の協力が必要不可欠である。

そこで、デジタルやグリーンなどの政策課題に係る取組を行う都内中小企業者等に対し、その取組に係る経営上の様々な課題を解決するため、専門家派遣事業を実施する。

3 カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業（経営支援課）

近年、商品やサービスを提供する企業に対し顧客等が著しい迷惑行為を行うカスタマーハラスメントが社会問題となっている。

そこで、中小企業者が行うカスタマーハラスメント対策に係る体制整備等を支援するため、特別相談窓口の設置や専門家派遣事業を実施する。

4 新事業分野開拓者認定・支援事業（創業支援課）

新規性等一定の条件を満たす新商品等を生産・提供するベンチャー企業等の中小企業者を「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として東京都が認定し、認定事業者が生産・提供する新商品等を都のホームページ等でPRするとともに、当該新商品等の一部を都の機関が試験的に購入・評価することによって、販路開拓を支援する。

5 中小企業情報のネットワーク整備（調整課・創業支援課）

(1) 中小企業情報システム

中小企業を様々な側面から支援するためには、情報ニーズの高度化、迅速化に対応した情報収集体制が必要である。企業情報の収集等を行う共通情報システム、専門情報が収集可能な個別情報システムをはじめとした各システムにおいて、情報の充実を図るとともに、その効率的な運営を行う。

(2) 中小企業支援システムの管理運営

受発注情報などをデータベース化し、インターネットで提供することにより、双方向性を持った交流や中小企業同士の情報交換を可能とし、商取引拡大の有力な支援ツールとなるようシステムを運営する。

6 中小企業振興公社の管理運営（調整課）

都内中小企業の中核的な支援機関である（公財）東京都中小企業振興公社に対し、管理運営経

費の一部を補助している。

(公財) 東京都中小企業振興公社の概要

昭和 41 年に中小企業の下請取引の紹介等を行うため、東京都により設立された。その後、平成 12 年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく中核的支援機関の認定を受け、東京都における総合的支援機関として地域経済の振興に寄与している。

- (1) 本 社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地
- (2) 設 立 昭和 41 年 7 月 29 日
- (3) 目 的 都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。
- (4) 職員定数 612 名（うち常勤 378 名、非常勤 234 名）（令和 5 年 4 月 1 日現在）
- (5) 主な事業
 - ア 中小企業の経営支援、勤労者の福祉向上並びに地域産業の振興に関する事業
 - イ 中小企業の事業者及び勤労者等に対する共済事業

7 中小企業振興対策審議会（調整課）

中小企業の振興を図り産業の発展に寄与するために設置される知事の附属機関であり、知事の諮問に応じて、中小企業の振興対策の基本方針などに関して審議・答申を行い、これにより都内中小企業の振興を図る。

〈近年の審議会答申〉

- ・平成 6 年 10 月 21 日 「東京の新しい中小企業像について」答申
- ・平成 14 年 8 月 28 日 「都のものづくり振興のあり方について」答申
- ・平成 16 年 5 月 24 日 「都のものづくり産業の集積施策のあり方」答申

8 地域中小企業振興センター—建物維持管理（創業支援課）

地域における中小企業振興の拠点として、都内 2 か所に設置している産業労働局庁舎である地域中小企業振興センターの建物維持管理を（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

地域中小企業振興センターの名称及び所在地

- (1) 城東地域中小企業振興センター（所在地：葛飾区青戸 7-2-5）※休館中
- (2) 城南地域中小企業振興センター（所在地：大田区南蒲田 1-20-20）

9 産業サポートスクエア・TAMA 建物維持管理（創業支援課）

平成 22 年 2 月に開設した、多摩における初の本格的産業支援拠点である、「産業サポートスクエア・TAMA」内の多摩テクノプラザ（テクノプラザ本館、別館）及び経営サポート館の建物維持管理を、（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

産業サポートスクエア・TAMA（所在地：昭島市東町 3-6-1）

- (1) テクノプラザ本館・別館（（地独）東京都立産業技術研究センター）

- (2) 経営サポート館 ((公財) 東京都中小企業振興公社・東京都商工会連合会)

10 秋葉原庁舎建物維持管理 (調整課)

(公財) 東京都中小企業振興公社及び(地独) 東京都立産業技術研究センター等が入居する産業労働局秋葉原庁舎の土地、建物、工作物の維持管理を(公財) 東京都中小企業振興公社に委託して行う。

11 戦略的産業分野の育成 (創業支援課・経営支援課)

- (1) Tokyo Metropolitan Aviation Network (TMAN: 航空機産業への参入支援)

高い技術的波及効果が期待される航空機関連産業への都内中小企業の参入に向けた取組を支援する。

○ 市場参入支援

- ・ TMAN会員内B toB マッチング支援
- ・ 戦略的販路開拓ワークショップ
- ・ 国内航空機部品メーカーへの訪問商談会
- ・ 海外航空機部品メーカーへの訪問商談会
- ・ TMANのPR活動

- (2) 医療機器産業への参入支援

ものづくり中小企業と臨床機関、医療機器製造販売企業(以下「製販企業」という。)、大学等研究機関との間での医工連携の取組を介して、ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進し、都内経済の活性化を図る。

ア 医工連携HUB機構等による医工連携の推進

医工連携HUB機構、中小企業振興公社及び都立産業技術研究センターが連携し、ものづくり中小企業・臨床機関・製販企業・研究機関から医療機器に関するニーズやシーズ、技術情報を収集・集約し、関係機関同士のマッチング支援を行う。また、医療機器開発に係る各種相談対応や助言を行う。これらの活動を通じて新たな医療機器の研究・開発が立ち上がり、事業化されていくことを支援する。

イ マッチング交流会

機器・分類毎に整理されたニーズとシーズを事前に検討した、製販企業と中小企業との効率的なマッチングを図る。

ウ 医療機器産業参入促進助成

都内ものづくり中小企業等と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成する。

助成率 2/3 以内、助成限度額 5,000 万円、10 連携体/年度あたり採択数

うち、以下の部分を切り出して単独利用することができる。

- ・ 開発着手支援助成 助成率 2/3 以内 助成限度額 500 万円 10 社程度/年度あたり採択数

エ 支援拠点の運営

大学病院等の臨床現場から寄せられるニーズに基づく新たな医療機器開発に向けたマッ

チング支援や機器開発支援の拠点として、中央区日本橋に医工連携HUB機構及び中小企業振興公社からなる東京都医工連携イノベーションセンターを運営する。

オ 臨床アカデミアとの連携

都内医学部を中心とするネットワークを形成し、臨床アカデミアにおいて事業可能性が高いニーズを定常的に収集・整理することで、関係機関同士の確度の高いマッチングを促進する。

カ 医工連携人材育成

都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を3コース開設する。

キ 現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援

世界の中でもとりわけ高い成長が見込まれる新興国を訪問し、現地医療機関の現場観察やヒアリングを行うと共に現地の関係機関とのネットワーク作り等を支援することで海外向け医療機器開発及び事業化を支援する。

ク 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト

都内に集積する臨床機関、医療機器開発に係る専門人材、研究機関、製販企業、ベンチャースピリットに富む中小企業などの医療機器開発のための高いポテンシャルを活用し集中的な支援を行うことで、東京に先端医療機器を生み出すエコシステムを構築する。

(3) コンテンツの活用

都内のコンテンツ産業の発展に向けては、コンテンツ産業と他の産業との交流を契機として、コンテンツ活用の裾野を広げていくことが重要である。そのため、異業種交流イベント等を実施し、業種を超えた連携を促進する。

(4) 東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進

コンテンツやファッション、伝統工芸品など我が国の生活文化を活かした産業分野には、優れた技術・商品・アイデアなどを持つ都内中小企業等が多く存在し、海外での事業展開が期待される。

このため、優れた事業プランを有した中小企業等の海外展開や、国際的に通用する優れた人材の育成等を支援するとともに、こうした取組を通じて東京の「クールジャパン」を世界へ発信・浸透させ、東京の産業力とブランド力の強化を図る。

(5) 中小企業受注拡大プロジェクト

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓を支援し、中小企業の更なる成長を後押しするため、これまで、中小企業支援機関と連携し、「中小企業世界発信プロジェクト」を実施して、官民連携の受発注のマッチングサイト「ビジネスチャンス・ナビ」の構築などを行ってきた。こうした取組を東京2020大会のレガシーとして定着させ、更なる発展を目指す必要がある。

そこで、「中小企業受注拡大プロジェクト」として引き続き事業を継続し、利用者のニーズを捉えながら、「ビジネスチャンス・ナビ」の充実強化を行うなど、プロジェクト内の取組における利便性向上を図り、中小企業の受注機会の拡大を強力に後押ししていく。

12 女性経営者等の活躍促進事業（創業支援課・調整課）

(1) 女性経営者等の活躍促進事業

本格的な人口減少時代を迎える中、都内産業の持続的発展を図るためには、未だ十分でない女性の活躍を更に推進し、その能力をより一層活用することが不可欠である。

企業経営における女性の活躍の推進により、これまでにない新たな視点での事業展開など、事業活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面することとなる。

そこで、ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、新たな知識・ネットワークの獲得を支援する施策を実施する。

(2) 女性首長によるびじょんネットワーク

日本における女性の活躍は、諸外国に比べるとあまり進んでいない現状があり、女性活躍を推進していくためには、自治体が持つ強い発信力を活かし、日本全体でムーブメントを起こしていくことが重要である。

そこで、全国の女性首長と経営者等による会議「女性首長によるびじょんネットワーク（通称：びじょネット）」を開催し、全国の女性首長が一堂に会し、経済界の最前線で活躍する女性経営者とともに、女性の視点を取り入れた企業活動や行政運営などに関して意見・情報交換を行うことで、女性の活躍推進についての共通認識を形成し、女性が輝く社会の実現を目指していく。

13 ファッション産業の振興（経営支援課）

東京では、ファッションに関する様々なショーや展示会が異なる時期と場所で個別に開催されているため、いずれも世界や国内からの注目の度合いは高くなく、商談や来場者の増加による発展のきっかけが見通せない状況にある。

このため、都とファッション業界が連携し、街全体でファッションを盛り上げる雰囲気醸成し、幅広い層へ東京のファッションの魅力を発信することにより、新たなビジネスチャンスの創出やアジアのファッション拠点としての東京のプレゼンス確立を目指す。

14 地域特性に着目した産業振興（経営支援課）

業界団体や民間企業などが企画・実施するそれぞれのエリアの地域特性に着目した産業振興に資するイベントや広報・PRへの支援を行うことにより、今後見込まれる様々な中長期のビジネスチャンス拡大に向け、中小企業の優れた製品やサービス等を効果的にアピールする機会を創出し、東京の産業力を高め、活性化を図っていく。

15 ファッション・アパレル産業活性化促進事業（経営支援課）

原油原材料高などの影響により厳しい状況にあるファッション・アパレル産業を盛り上げるため、都民参加型のファッション関連イベントを実施することで、街全体に広くファッションを楽しむ機運を醸成し、東京をパリ、ミラノ、ニューヨーク、ロンドンと肩を並べる「ファッションの拠点」としていく。

16 ファッション産業の担い手発掘・育成事業（経営支援課）

ファッション・アパレル産業を持続的に発展させていくためには、ファッション界の未来を担う若きファッションデザイナーの潜在能力を引き出し、世界にも通用する人材として育て上げることが重要である。

このため、ファッションデザイナーを志す若き世代に挑戦・活躍する機会を与えるとともに、将来につなげるためビジネス展開に向けた支援も提供することで、若き才能が世界に羽ばたく後押しをする。

17 eスポーツに係る産業の振興（経営支援課）

eスポーツは、日本のみならず全世界で流行の兆しを見せ、競技人口・市場規模ともに飛躍的な増加が見込まれる。eスポーツに係るゲーム・コンテンツ開発や周辺機器の製造・販売など、関連産業の裾野は広く、eスポーツへの関心を高めていくことは、様々なニーズを生み出し、中小企業の力を発揮する機会をつくることにつながる。

そこで、eスポーツの競技大会と関連産業展示会からなる「東京eスポーツフェスタ」を開催し、eスポーツの認知度の向上を図るとともに、関連産業における都内中小企業の優れた製品やサービス等を効果的に発信する機会を創出することにより、東京の産業力を高め、さらなる活性化を図っていく。

18 XR、メタバース等を活用した産業の振興（経営支援課）

デジタル空間活用の拡大に伴い、流通経路の多様化・複層化やメタバース・NFT等の技術革新によるマネタイズ機会の拡大等、コンテンツ市場には様々な変化が生じている。また、コンテンツはデジタル空間のブランド化に不可欠な要素となることから、重要性の高まりや消費機会の拡大が進んでいる。更に、リアル空間でのコンテンツ消費にはデジタル空間とは異なる付加価値が求められると共に、デジタルとの連動・融合等による新たなビジネス機会の拡大も見込まれる。

そこで、コンテンツを軸に、XRやイベント等の多様な事業者が、業務提携によるビジネスの拡大や販路の開拓等の商談を行う展示会を開催することで、更なる市場の拡大を後押しし、都内産業の発展に結び付けていく。

19 中小企業SDGs経営推進事業（経営支援課）

SDGsの活用は企業イメージの向上や取引条件の優位性など「経営戦略の強化」等が期待できるが、中小企業におけるSDGs認知度は高まっている一方で、SDGsへの対応・アクションを行っている中小企業は少ない状況にある。

そこで、都内中小企業に対して、SDGs経営を推進するための施策（普及啓発、ハンズオン支援、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図っていく。

20 ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業（経営支援課）

東京の特産品の販路拡大を後押しするため、民間ECサイト（インターネットショッピングモール）内に特産品販売の特設ページを開設し、東京の特産品を取り扱う都内中小企業等のEC

サイト活用を支援する。

21 ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業（経営支援課）

コロナ禍等で販売機会が減少した東京の伝統工芸品の販路拡大を後押しするため、ECサイトを活用し、伝統工芸品の販売及びプロモーションを支援することで、東京の伝統工芸品を広く発信し、認知度を向上させることで販路拡大につなげていく。

22 食品利用高度化推進事業（経営支援課）

原料農産物内外格差の拡大、輸入拡大、流通コストの上昇など食品産業の競争条件は悪化しており、その体質改善を図ることが大きな課題となっている。

そこで、新製品の開発、技術の向上、販路拡大、人材育成を図り、食品産業の高度化を総合的に推進するとともに、都内食品産業と農林水産業との連携を図り、地域特産品のブランド化を推進する。

23 地域特産品開発支援事業（経営支援課）

東京 2020 大会等を契機として、東京の特産品への関心は急速に高まり、この機会を活かして東京都の特産品を国内外に向けて広くPRし、認知度を向上させることが急務となっている。

そこで、東京の高い技術や東京産の農林水産物等を活用し、質の高い東京ならではの食品の開発を支援するとともに、販路開拓・PR策を強化し、特産品の国内外への提供・PRを図り、もって都内中小食品製造企業の活性化を目指す。

24 オンラインコンテンツビジネスアワード（経営支援課）

5G等の通信環境の高度化やテレワークの推進により、VR、AR、AI等の先端技術を活用したコンテンツの重要性が高まっており、より効果的なコンテンツの開発・活用が求められている。一方で、中小企業の優秀なコンテンツや技術が注目・活用される機会が少ない状況にある。

そこで、都内中小企業が有する、社会課題の解決に資する優れたコンテンツを表彰し、広く周知することで活用促進を図り、東京の社会課題の解決に加え、産業力の強化につなげていく。

25 業態転換支援（経営支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく売上げが落ち込んだ都内中小飲食事業者が新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成する。

26 事業復活支援金等受給者向け緊急支援事業（経営支援課、創業支援課、地域産業振興課）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、度重なる緊急事態宣言や外出自粛等により、都内中小企業は非常に厳しい状況に置かれている。

そこで、緊急事態宣言や外出自粛の影響等により、売上げが減少した都内中小企業者等に対

し、直面する課題の解決を図るため、販路拡大助成や新事業展開等支援を実施することで、経営環境の改善等を図る。※令和5年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

27 ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業（経営支援課）

世界的な環境問題の深刻化により、企業におけるゼロエミッションの推進は、企業経営の競争力を高める上で重要となっており、中小企業振興においても重要な政策課題となっている。

そこで、中小企業のゼロエミッションの実現に向けて、脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、実行支援までを総合的に支援（PDCA支援）する。

28 ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（創業支援課、経営支援課）

都内中小企業のゼロエミッションに資する新製品開発・技術開発及び販路開拓等を総合的に支援することにより、都内中小企業等の成長を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献する。

(1) 製品開発支援事業

ア 製品開発助成

・助成限度額：15,000千円（グループは30,000千円）

・助成率：2/3以内

・助成期間：1年6か月以内

イ 普及啓発イベントの開催

ウ コーディネーターによるハンズオン支援

(2) 販路拡大助成事業

販路拡大に係る経費の一部を助成

・助成限度額：1,500千円

・助成率：2/3以内

・助成期間：1年1か月以内

29 都市型産業施設を活用した事業可能性調査（調整課）

イノベーション創出に向けた中小企業支援機関の連携方法など、施設の運営方法の在り方等を調査し、今後都内で求められるイノベーション創出に向けた施設の在り方について整理する。

30 飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（経営支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続く都内飲食事業者を対象に、収益の確保や安定的な集客につなげていくための各種取組を専門家派遣及び助成金により支援していく。

31 テナントビル等安全対策強化支援事業（経営支援課）

都内には数多くのテナントビルが存在しており、同一建物内に複数の事業者が密集して事業運営をしている状況も多い。このような状況下で一度火災等が発生すると、事業継続はおろか、従業員の生命や会社の財産等が重大な危険にさらされる恐れがある。

そこで、都内中小企業等に対し、火災の初期対応を着実に実施するための高性能な消火器の導入に係る経費の一部を助成することで、安心して事業を運営できる環境の整備を支援する。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：10万円（上限2万円×5点）

32 原油価格高騰等対策支援事業（経営支援課）

これまでの原油価格上昇等に加えて、国際情勢の変動によるさらなる影響により、中小企業の経営状況の悪化が懸念されている。

このような状況下に置いて、中小企業の企業活動に伴う固定費やコストの削減に伴う経営改善の支援が急務となる。そこで、都内中小企業が、固定費やコスト削減へ取り組むことで機動的に経営基盤安定化を図れるよう、専門家グループの派遣及び助成金支援による支援策を講じる。

33 製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業（経営支援課）

原油価格上昇等に加えて、国際情勢の変動によるさらなる影響により、中小企業の経営状況の悪化が懸念される。とりわけ製造業においては、原油価格高騰の影響を直接受けやすく、現にその影響が生じている状況である。

このため、固定費の上昇に伴う業績悪化の影響を受けている都内中小製造事業者に対し、専門家派遣や経費の助成により固定費削減に資する取組の実施を支援することで、都内中小製造事業者の経営改善を図る。

34 原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業（経営支援課）

国際情勢の変動等による原油等の価格高騰の長期化やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の企業活動の更なる不安定化が懸念されている。また、急激な為替変動（円安）により、輸入する原材料や燃料の高騰が一層深刻化している。

これまでも都は、主に製造業における固定費削減に資する設備等の導入を支援してきたが、長期化する情勢の悪化及び急激な為替変動を踏まえ、業種を問わず省エネルギーや固定費削減に向けた取組を強力に後押しすることが急務となる。

そこで、都内中小企業が、省エネルギーや固定費削減への取組をより一層推進することで経営基盤安定化を図れるよう、専門家グループの派遣及び助成金支援による支援策を講じる。

35 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこで都内中小企業が、自ら使用する電気を安定的に供給することができるよう、創電・蓄電の取組について、専門家の派遣及び助成金による支援を行う。

36 オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこでオフィスビルが集積する東京において、オフィスビル等の所有者がビル等の省エネ化、

創エネ化に取り組み、エネルギー消費量を削減することで都内中小企業の経営基盤を安定化することができるよう、専門家の派遣及び助成金による支援を行う。

37 日系製造業等に対する投資促進事業（調整課）

国際輸送の混乱等により、製造業を中心に日系企業の海外での生産活動には高いリスクが継続し、大企業ではリスク分散に向けた大型設備投資等の動きが見えている。経営資源に限りのある中小企業は、資金や人材確保、法規制等の様々な要素により投資に慎重な状況となっている。

そこで、中小企業が海外での生産活動における様々なリスクを回避し、安定的な生産・供給体制を再構築できるよう促していくため、海外で生産活動を行う中小企業等の実態・課題を把握し、投資促進に向けた支援の検討を行う。

38 デジタル技術を活用した産業マーケティング事業（調整課）

都内中小企業を取り巻く経営環境は急激に変化し、直面する課題は多岐にわたるなど、厳しい状況が続いている。都においては、様々な中小企業支援策を展開しているところだが、よりの確な施策を届けるためには、都内中小企業の現状やニーズとともに、都の支援策の浸透度等を把握することで、施策の改善等を図っていく必要がある。

そこで、これらの事項を毎年度継続して調査・分析することで、中小企業支援策の検討や施策のブラッシュアップ等に活用していく。

第7 試験研究機関

先端技術による革新的な技術開発によって新たな製品等を開発し、ユーザーの信頼を勝ち取ることは中小企業にとって重要な課題である。

そこで、東京都は、試験研究機関を設置して、中小企業の抱える技術的課題の解決を積極的に支援している。

試験研究機関名及び所在地

＜地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター＞ 分野：産業技術（食品工業技術を含む）

- ・ 本部 江東区青海 2-4-10
- ・ 多摩テクノプラザ 昭島市東町 3-6-1
- ・ 城東支所 葛飾区青戸 7-2-5 ※休館中
- ・ 墨田支所 墨田区横網 1-6-1 KFCビル 12階
- ・ 城南支所 大田区南蒲田 1-20-20
- ・ 食品技術センター 千代田区神田佐久間町 1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎 6～8階
- ・ DX推進センター 江東区青海 2-5-10 テレコムセンタービル東棟
- ・ バンコク支所(タイ王国)
MIDI Building, 86/6, Soi Treemit, Rama IV Road,
Klongtoey, Bangkok 10110.

＜皮革技術センター＞ 分野：皮革技術

- ・ 皮革技術センター 墨田区東墨田 3-3-14
- ・ 台東支所 台東区花川戸 1-14-16

1 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

東京都立産業技術研究センターの業務運営に必要な経費を交付し、試験研究施設・設備の整備や必要な人材の確保・育成など、運営体制の維持・強化を図ることにより、都内中小企業に対する技術支援や研究開発を効率的かつ効果的に実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与する。

(1) 総合的支援

中小企業の「稼ぐ力」を高めていくため、新製品開発などに意欲のある中小企業のニーズを的確に捉えて、東京都立産業技術研究センターが保有する幅広い技術分野の研究開発を実施する。また、研究成果を技術相談などの各種支援施策を通して社会に還元していく。

(主な事業)

- ・ 技術相談
- ・ 依頼試験

- ・ 機器利用
- ・ オーダーメイド型技術支援
- ・ 基盤研究
- ・ 共同研究
- ・ 外部資金導入研究・調査
- ・ 知的財産の取得と活用

(2) プロジェクト型支援

情報技術を活用した新産業の創出や社会的課題解決に向けて、最先端の技術を用いた製品や、これらに組み込まれる付加価値の高い部品の開発を支援する。

(主な事業)

- ・ 航空機産業への参入支援事業
- ・ 活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業
- ・ バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業
- ・ 中小企業の5G・IoT・ロボット普及促進事業
- ・ ものづくりベンチャー育成事業
- ・ ゼロエミッションに資するモビリティ産業支援事業
- ・ フードテックによる製品開発支援事業
- ・ サーキュラーエコノミーへの転換支援事業
- ・ 海外展開競争力強化支援事業

(3) 新事業展開支援

企業や大学など多様な主体と連携することにより、オープンイノベーション等を促進することで、新製品開発などを支援する。また、東京都立産業技術研究センターの保有する資源やネットワークを活用して、起業を目指す方などの製品化・事業化を後押しする。

海外市場への展開を目指す中小企業に対して、首都圏の広域連携や現地支所と本部の連携を活用して、きめ細かい支援を実施する。

(主な事業)

- ・ 業種別交流会、技術研究会
- ・ 公設試験研究機関連携
- ・ 製品開発支援ラボ
- ・ 海外展開技術支援（広域首都圏輸出製品技術センター（MTEP））
- ・ 海外支援拠点（バンコク支所）

(4) 地域や支所の特色を活かした支援

多摩や城南などの地域の産業特性を踏まえ、技術支援を実施する。また、公益財団法人中小企業振興公社や大学などとの連携を通じて、中小企業の製品開発や技術的課題の解決を支援する。

食品技術センターでは、食品分野への技術支援を引き続き行うとともに、東京都の食の安全・安心や地産地消関連部署との連携も図っていく。

(5) 産業人材の育成

新技術や産業動向に係わる実践的な研修・セミナーを行い、中小企業の技術力向上や中核人材の育成を支援する。

また、大学や高専などから研修学生を受け入れることにより、次世代を担う人材の育成も推進していく。

(主な事業)

- ・ 技術セミナー、講習会
- ・ 研修学生の受入れ

(6) 情報発信の推進

研究発表会や展示会、オンラインによるイベント開催など様々な機会や各種広報媒体を活用して、東京都立産業技術研究センターの研究成果や保有する技術情報を発信し、その普及・利活用を促進する。

2 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営（創業支援課）

地方独立行政法人法で定める附属機関である評価委員会を運営し、地方独立行政法人法に基づき知事が行う東京都立産業技術研究センターの各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価、同センターの業務運営に関する中期目標の策定や中期計画の認可等について意見の聴取などを行う。

3 東京都立皮革技術センター

(1) 依頼試験

品質管理や性能評価などの要望に応じて、皮革原材料、革製品、靴についての各種試験を行う。また、この試験を通じて、企業の技術開発力の強化、品質向上等に結びつける技術支援も合わせて実施する。

(2) 受託事業

皮革工業技術の高度化、需要の多様化に対応するため、探求的要素を含む分析を必要とするなど依頼試験にはなじまない試験、開発について、受託事業として実施する。

(受託事業実績例)

- ・ 皮革から溶出する六価クロムの定量
- ・ ソフトネステスト
- ・ ブリ皮の鞣製
- ・ 海外製革の性状調査
- ・ ISO規格に基づく透湿度の測定
- ・ 靴底の耐滑性試験
- ・ トウシューズ及び芯材の性能評価試験

(3) 技術支援

皮革産業が抱える技術的課題に対し、随時技術相談に応じるとともに、講習会、講演会、セミナー、情報誌、ホームページなどにより情報提供を行う。実験棟内にある皮革製造用機械を

試験・製品開発用として有料で開放している。

(事業実績例)

- ・ホームページによる情報提供
- ・皮革産業技術者研修
- ・情報誌「かわとはきもの」の発行
- ・皮革関連セミナー

(4) 研究

業界の要望や行政需要にマッチしたテーマを取り上げ、皮革技術の応用研究に重点をおいて多用な研究に取り組んでいる。その結果を各種講習会、実地技術支援などで活用し、皮革関連産業の技術振興を図っている。

(研究事例)

- ・ I S O規格に基づく試験方法の検討ー吸湿度ー
- ・靴用材料の性状調査～甲材料と裏材料～
- ・加水分解ケラチンによる豚ウェットブルーの改質
- ・ウォッシュャブル革の性状調査

第8 金融支援

中小企業が経営の安定化や積極的な事業展開を図るためには、新たな取組に必要となる事業資金を円滑に調達することが重要である。しかし、中小企業は大企業と比べて信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい状況にあり、資金調達の選択肢も限られている。

そこで都は、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、信用保証制度に基づく中小企業制度融資を実施するとともに、資金調達手法の多様化に向けて、地域金融機関と連携した都独自の融資制度（東京プラスサポート）や、動産・債権などの事業用資産を担保に活用した融資制度（ABL制度）などを実施している。また、創業や事業承継など個別の経営課題への対応として、融資と経営サポートを組み合わせた支援やファンド、クラウドファンディングを活用した支援などにも取り組んでいる。

さらに、貸金業者の適切な業務運営を確保し、資金需要者等の利益保護を図るため、貸金業の指導監督を行っている。

1 中小企業制度融資（金融課）

中小企業制度融資は、信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して行う融資である。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行っている。

令和5年度は、①「政策課題対応資金（HTT・SDGs・DX・育業等）」を新設するとともに、②新しい時代を切り拓き、課題解決や成長を促すため、スタートアップ等の創業促進支援として「創業融資」を拡充したほか、③様々な要因により著しく経営悪化した中小企業の抜本的な経営改善を支援するため「フェニックス金融支援パッケージ」を創設した。

また、④経営改善に向けて金融機関が中小企業を伴走支援する「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走）」の継続実施や、⑤中小企業の経営悪化要因の複雑化・複合化に伴う感染症融資の借換や緊急的な資金需要に対応した緊急融資について、新たにエネルギー関連の要因を対象に追加し「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」をリニューアルすることにより、様々な要因で経営が悪化した中小企業を資金面から支援している。

2 中小企業金融の信用補完等（金融課）

中小企業の資金需要に対し東京信用保証協会の積極的な保証を促進するため、東京信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、中小企業の資金調達に係る費用負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。

<令和4年度実績>

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・東京信用保証協会保証債務履行に伴う損失補助 | 32億954万円 |
| ・信用保証料補助 | 193億9,845万円 |

<東京信用保証協会>

- ・根拠法令 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）
- ・業 務 中小企業者等に対する資金融資が円滑に行われるよう、中小企業又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受ける際に、その貸付金等の債務を保証する。
- ・令和 4 年度末基本財産 3,383 億 4,724 万円（都出えん金 129 億 1,954 万円）
- ・令和 4 年度保証承諾額 8 万 432 件 1 兆 1,597 億 2,722 万円
- ・令和 4 年度代位弁済額 4,194 件 515 億 803 万円

3 金融機関と連携した海外展開支援（金融課）

（独）日本貿易振興機構（JETRO）、（独）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関とが連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施し、中小企業の海外展開を後押しする。

4 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）（金融課）

高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、中小企業の資金繰りの改善を図る。

金融機関に対して都が貸付原資の一部を預託して、低利な資金を供給するとともに、個別の中小企業の債務不履行に伴う保証機関又は金融機関が被る損失に対し、補助を実施する。

5 東京都動産・債権担保融資（ABL）制度（金融課）

中小企業の資金調達が多様化を図るため、不動産に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する。

担保物件の種類ごとに優れたノウハウを持つ専門機関が動産や債権の評価・管理等を行い、金融機関の融資をサポートする。

都は、中小企業の負担軽減のため、担保物件の評価費用や保証料等の必要経費を補助するとともに、個別の債務不履行等に対して、損失補助を実施する。

6 女性・若者・シニア創業サポート事業（金融課）

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供し、

都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

7 外国人起業家の資金調達支援（金融課）

外国人が東京で起業しやすい環境の整備を図るため、金融機関を通じた融資と、外国人起業家に対する事業計画の日本語化サポート、融資実行後の経営サポート等を組み合わせ提供し、資

金調達を支援する。

8 地域金融機関による事業承継促進事業（金融課）

地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材を次世代に引き継ぐため、都と地域金融機関が連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定などの取組を支援する。

9 中小企業経営承継円滑化法による金融支援（金融課）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 13 条及び第 14 条による金融支援の前提となる同法第 12 条に基づく認定等を行う。

10 中小企業向けファンドへの出資（金融課）

中小企業やベンチャー企業は、事業拡大に必要となる資金の調達が困難であるとともに、技術のさらなる展開や販路拡大等に必要なネットワークの構築が難しい現状がある。そこで都は、ファンドへの出資を通じて、中小企業やベンチャー企業に対して資金供給と経営支援を行っている。

(1) ベンチャー企業成長支援ファンド

平成 25 年 1 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、有望な技術力を持つものづくりベンチャー企業を対象に、資金・経営の両面からの支援を行っている。

(2) 中小企業連携促進ファンド

平成 28 年 11 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、知名度の低さなどによりネットワーク構築に取り組むことが困難な中小企業を対象に、大学・大企業・地方の企業等との連携を促進し、資金・経営の両面からの支援を行っている。

(3) ベンチャーファンド

平成 29 年 12 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、IoT や AI など先端技術を活用したイノベーションの創出やグローバルな活躍を目指すベンチャー企業を後押ししていくとともに、ベンチャーに対する民間投資の活性化につなげていくための支援を行っている。

(4) 事業承継支援ファンド

平成 31 年 1 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進するための支援を行っている。

(5) 事業承継M&Aファンド・オブ・ファンズ

令和 2 年 12 月、事業承継を手掛ける複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、より多様な中小企業の事業承継と更なる成長支援を積極的に後押ししている。

(6) DXスタートアップ成長支援ファンド

令和 3 年 12 月、民間事業者とともにDXスタートアップの支援に実績のある本ファンドへの出資を行い、将来のネクストユニコーンとなり得るスタートアップを創業から支援し、DX活

用が進んでいない分野でのイノベーションの流れを後押ししている。

(7) 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ

令和4年12月、脱炭素化への貢献が期待できるベンチャー企業を支援する複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、脱炭素社会の実現に向けた動きを後押ししている。

11 ファンドによる脱炭素化に向けたスコープ3対応に取り組む中小企業支援（金融課）

脱炭素社会の実現に向け、サプライチェーン全体でカーボンニュートラルを求められている中小企業の脱炭素化に向けた取組や、それを支援するファンドを後押しする。

12 ファンドを活用した開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ成長支援（金融課）

独自の技術・アイデアで開発途上国などの社会課題の解決に向け、日本から海外へと事業戦略のフィールド拡大を目指すスタートアップを支援する。

13 購入・寄付を通じたクラウドファンディングによるH T T・D X等プロジェクト支援事業（金融課）

創業や、新製品・新サービスの創出、ソーシャルビジネスへの挑戦を促進するとともに、H T T・ゼロエミッションやD X等の社会的課題の解決を推し進めるため、購入・寄付を通じたクラウドファンディングによる資金調達を支援する。

14 株式を活用したクラウドファンディングによるベンチャー企業支援事業（金融課）

ベンチャー企業によるH T T・ゼロエミッションやD Xの推進等、新しいビジネスへの挑戦を促進するため、株式を活用したクラウドファンディングによる資金調達を支援する。また、本事業を通じ株式を活用したクラウドファンディングの普及も推進する。

15 債権譲渡による資金調達（金融課）

法令等による業規制がないファクタリングについて、中小企業者が安心して利用できる環境の整備に向けた動きを促すため、業界団体等の自主規制等の取組の普及に必要な経費補助などを行う。

16 私募債を活用した事業承継の取組支援（金融課）

中小企業の事業承継の取組みを推進するため、金融機関と連携し、事業承継に取り組む中小企業の私募債を活用した資金調達と事業承継を支援する。

17 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等利子補給（金融課）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業を対象とする緊急融資等について、中小企業の負担を軽減するため利子補給を行う。

18 新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資利子補給（金融課）

新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等により影響を受けている中小企業を対象とする緊急融資について、中小企業の負担を軽減するため利子補給を行う。

19 災害復旧資金融資等利子補給（金融課）

平成 25 年 10 月に発生した大島台風、令和元年 9 月に発生した台風 15 号、同年 10 月に発生した台風 19 号及び 21 号の被害に係る災害復旧資金融資について、被災者の負担を軽減するため利子補給を行う。

20 中小企業設備リース事業（商工部調整課）

リース実施機関である（公財）東京都中小企業振興公社が、中小企業に代わって生産設備等を購入し、低廉な価格でリースすることにより、中小企業者等の経営基盤の強化に必要な設備等の導入を促進する。※新規採択は平成 28 年度で終了。

21 高度化資金貸付（金融課）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、中小企業構造の高度化に寄与する事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等中小企業者が組織する団体に貸し付ける。

(貸付予算額)

(単位：千円)

	令和 5 年度予算額	令和 4 年度予算額	増 △ 減
高度化資金貸付対象事業費	190,000	240,000	△50,000
東京都貸付負担額	24,000	25,000	△1,000

(令和 4 年度貸付実績)

普通貸付		広域貸付		合計	
1 件	77,600 千円	1 件	4,499 千円	2 件	82,099 千円

22 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等（金融課）

都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づく金融機関との連携の推進等を図っている。

また、都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの株主であることから、同社の経営状況の把握等を行っている。

23 都内中小企業に対する施策活用促進事業（金融課）

地域に密着した地域金融機関の力を最大限に活用し、都内中小企業に対して都の産業振興施策

の更なる浸透を図るため、産業振興施策コーナーの設置等を行っている。

24 貸金業の指導監督（貸金業対策課）

貸金業法等の関係法令に基づき、新規・更新等の登録や立入検査等による貸金業者の指導監督を強化するとともに、苦情・相談等に適切に対応することにより、貸金業者の業務の適正化と資金需要者等の利益の保護を図る。

(1) 根拠法令

「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）、同法施行令（昭和 58 年政令第 181 号）、同法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）、「利息制限法」（昭和 29 年法律第 100 号）、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和 29 年法律第 195 号）

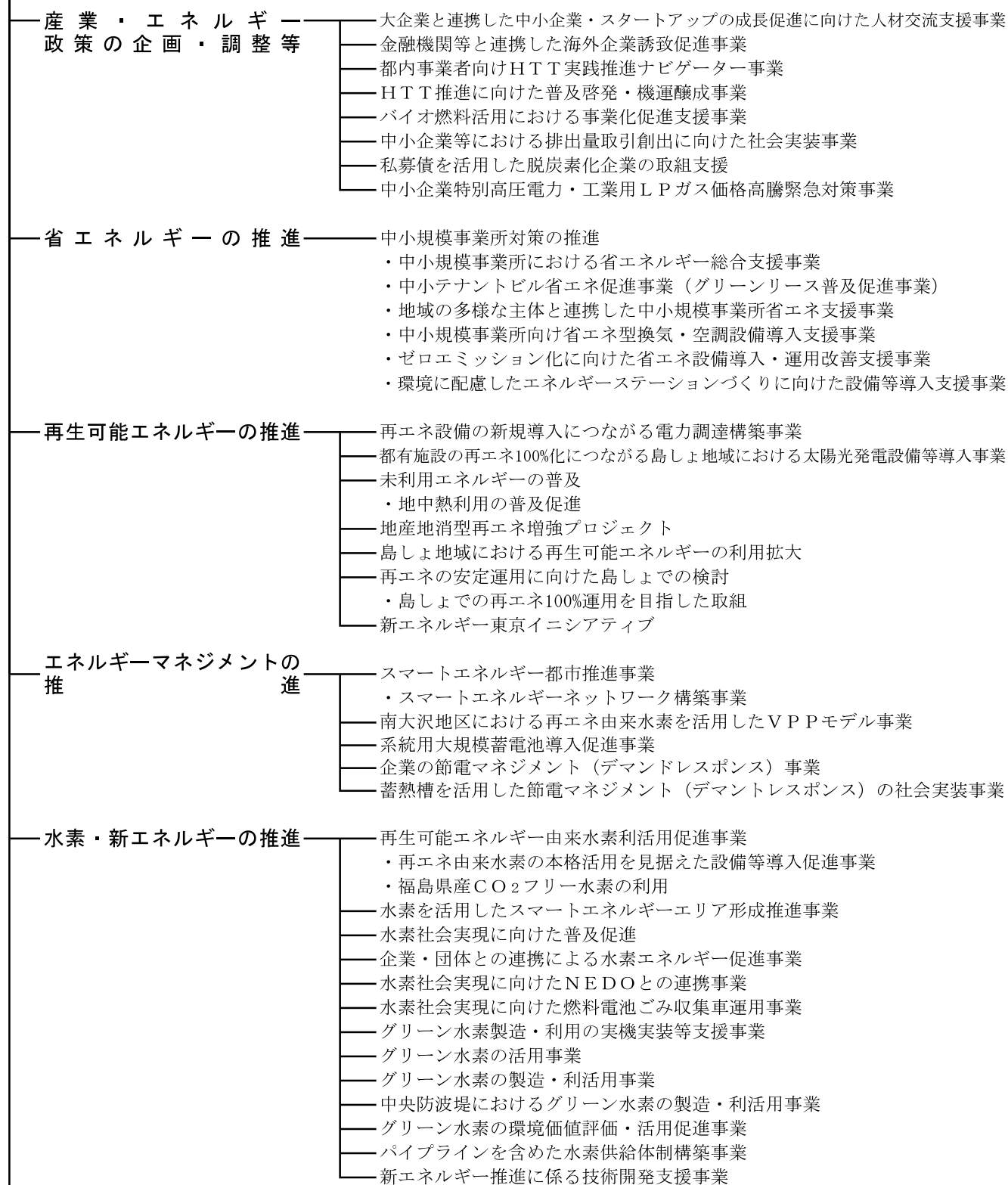
(2) 事業内容

- ア 貸金業者の登録事務（新規・更新の登録、休業・廃業等の届出、証明・照会・閲覧等に係る事務）
- イ 貸金業に係る苦情・相談への対応
- ウ 登録業者の指導・立入検査及び行政処分、事業報告書・業務報告書の徴求及び集計
- エ 貸金業に係る会議、関係機関との連絡調整
- オ 貸金業の総合的監督対策（登録業者の資質向上のための取組等）
- カ 資金需要者に対する啓発宣伝事業等

IV 産業・エネルギー対策

○ 施策の体系（令和5年8月1日現在）

産業・エネルギー対策



└ Z E V の 普 及 促 進

- Z E V 等 普 及 促 進 事 業
 - ・ Z E V 普 及 促 進 事 業
 - ・ 燃 料 電 池 バ ス 導 入 促 進 事 業
 - ・ E V バ ス ・ E V ト ラ ッ ク 導 入 促 進 事 業
 - ・ Z E V 活 用 に よ る 島 しょ 地 域 防 災 力 向 上 事 業
 - ・ カ ー シ ョ ア ・ レ ン タ カ ー 等 Z E V 化 促 進 事 業
 - ・ E V バ イ ク 等 利 活 用 促 進 事 業
 - ・ Z E V ト ラ ッ ク 早 期 実 装 化 事 業
 - ・ 燃 料 電 池 フ ォ ー ク リ フ ト 実 装 支 援 事 業
 - ・ Z E V ご み 収 集 車 実 装 支 援 事 業
- 充 電 設 備 普 及 促 進 事 業
- ビ ル 等 へ の 充 放 電 設 備 (V 2 B) 導 入 促 進 事 業
- 水 素 ス テ ー シ ョ ン 設 備 等 導 入 促 進 事 業
- 空 白 地 解 消 に 向 け た 水 素 ス テ ー シ ョ ン 整 備 事 業
- ガ ソ リ ン ス タ ン ド 等 に お け る 水 素 ス テ ー シ ョ ン 導 入 支 援 事 業
 - ・ 中 小 ガ ソ リ ン ス タ ン ド へ の 水 素 ス テ ー シ ョ ン 導 入 に 向 け た 支 援 事 業
- Z E V 普 及 に 向 け た キ ャ ン ペ ー ン の 展 開

第1 産業・エネルギー政策の企画・調整等

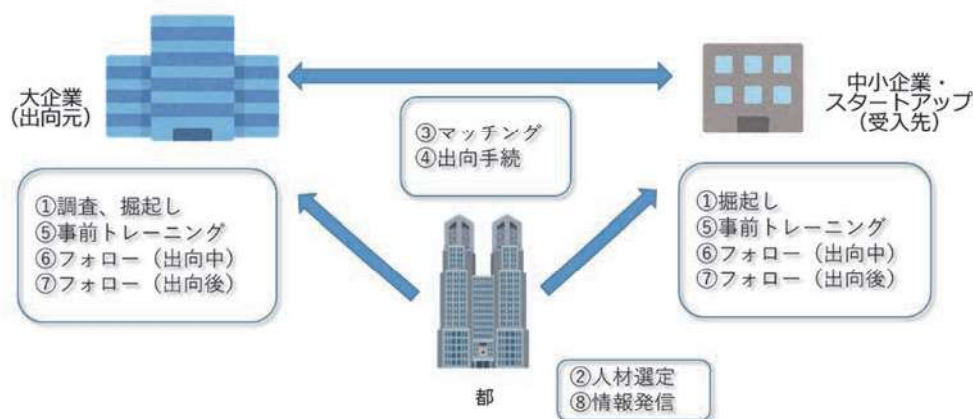
ロシア・ウクライナ情勢を契機とした世界的なエネルギー危機が長期化し、エネルギーの安定供給への不安が顕在化している。一方で、深刻化する気候変動への対策も引き続き喫緊の課題であり、都は、直近の課題である電力需給の問題への対応と、将来のエネルギーの安定確保と脱炭素化を目指し、電力を「⑩減らす、①創る、①蓄める」H T Tの取組等を実施している。

こうしたエネルギー対策の実効性を高めるためには、都内経済を支える中小事業者のG Xの推進が欠かせない。そのためには、環境政策の視点に加え、脱炭素の最新動向を踏まえた企業経営への支援や革新的なイノベーションの創出・活用など、産業政策の視点を併せ持った施策を、大企業を含む多様な主体と連携しながら展開していくことが必要である。

また、大企業の知見・リソース等の活用により、中小事業者の支援に繋がる新たな事業領域・分野を創出することで、エネルギー・G X分野のみならず、成長産業への支援や企業間人材交流の後押しなど、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

1 大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業（計画課）

円滑な企業間人材交流を促進するため、外部への出向による人材育成を希望する大企業と、人材の受入れを希望する中小企業・スタートアップのマッチングや受入れ等をサポートする。



2 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業（計画課）

都内企業との取引拡大など都内産業の振興につなげるため、金融機関等と協定を締結し、海外企業誘致を促進するとともに、海外企業の都への進出費用等への補助を行う。

図表 1-1 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業の補助内容等

区分	補助額・成功報酬額
海外企業への補助金	都内進出に係る経費の3分の2以内（最長令和7年度末までの合計額 上限1億円/社）
金融機関等への成功報酬	支援対象企業の補助対象経費の3%（1件あたり上限2千万円）

3 都内事業者向けH T T実践推進ナビゲーター事業（計画課）

脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層を掘り起こし、個々の事業者に適したH T Tの取組を促すため、H T T実践推進ナビゲーターによる都の支援策の周知やセミナーを実施する。

(1) H T T実践推進ナビゲーター

都内事業者への電話やダイレクトメールによる周知を行うことで、脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層に対して、アウトリーチ型の掘り起こしを行う。あわせて、当該事業者への訪問を実施し、個々の状況に適した都の支援策の活用につなげていく。

(2) H T T実践推進セミナー

H T T実践推進ナビゲーターによる事業者へのアウトリーチ型の掘り起こしと組み合わせ、より効果的にH T Tの取組を周知するため、脱炭素化やG X等をテーマとした事業者向けセミナーを実施する。

4 H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業（計画課）

当面の厳しい電力需給を見据え、H T T推進に向けた先進的取組事例の情報発信等を行うことで、事業者等への普及啓発を行う。

(1) H T T推進に向けた事業者の先進的な取組の創出・情報発信

節電・省エネルギーに積極的に取り組む事業者を「H T T取組推進宣言企業」として登録し、特設ウェブサイトやS N Sで登録事業者の取組を発信する。あわせて、登録事業者の先進的な取組について表彰等を行うことで、企業の自主的な取組を後押しし、H T Tに取り組む企業の裾野を広げていく。

(2) イベントを活用したH T T推進に向けた取組のP R

ワイドコラボ協定締結企業等と連携しながら、都内で実施するイベントにH T TのP Rブースを出展し、発電体験コンテンツや節電グッズの展示、チラシ・ノベルティの配布等を通して、H T T推進に向けた取組のP Rを行う。

5 バイオ燃料活用における事業化促進支援事業（計画課）

バイオ燃料の活用を促進するため、商用化・実装化に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。

図表 1-2 バイオ燃料活用における事業化促進支援事業の補助内容

募集分野	補助上限額	補助率	補助件数（見込）
バイオ燃料	8,000万円	4 / 5	1件
混合バイオ燃料	6,000万円	2 / 3	2件

6 中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業（計画課）

中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、G Xの普及啓発や排出量取引事例を創出する実装事業等を実施する。

7 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援（計画課）

中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、脱炭素化に取り組もうとする中小企業等に対し、私募債の発行に必要な経費の一部を補助し、私募債を活用した資金調達とPRを支援する。

8 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業（計画課）

特別高圧電力や工業用LPガスを利用する中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、国の臨時交付金を活用し、支援金を支給する。

図表 1-3 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業の支援内容

特別高圧電力		(3) 工業用LPガス
(1) 直接受電	(2) テナント	
500万円/所	10万円/所	10万円/所

第2 省エネルギーの推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030年までの行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)する「カーボンハーフ」を目指している。

さらに、世界的なエネルギー危機において、脱炭素化に向けた取組、とりわけ事業活動におけるエネルギーの効率的利用(省エネルギー)が喫緊の課題となっている。

都内には、約63万の中小規模事業所(燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未滿となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等)があり、都における業務・産業部門の約6割のCO₂を排出している。

都は、これら中小規模事業所に対し、省エネルギー診断や省エネルギー研修会、助成事業などを実施し、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進している。

中小規模事業所対策の推進(事業者エネルギー推進課)

(1) 中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業

都は、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京における地球温暖化対策の拠点である東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、個々の事業所の実態に即した無料の「省エネルギー診断」や、対策の基本から実践的な知識を学べる「省エネルギー研修会」のほか、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口、業種別省エネルギー対策推進研修会、地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度などの各種支援策を実施している。

また、地球温暖化対策報告書(環境局所管)を提出した中小企業者が、都で指定した機器を導入した場合、法人(個人)事業税の減免を受けられる中小企業者向け省エネ促進税制(主税局所管)において、対象となる照明設備、空調設備、ボイラー設備類、再生可能エネルギー設備の各機器について、メーカー及び機器型番を指定し、ホームページにより対象機器を検索できる仕組みになっている。

(2) 中小テナントビル省エネ促進事業(グリーンリース普及促進事業)

ア グリーンリース普及促進事業

都内のCO₂排出量において相当割合を占める中小テナントビルで省エネを進めるためには、ビルオーナーとテナントが協働し、電気料金等の削減メリットを両者が享受し合うこと等を約束し、設備の省エネ改修等に取り組む「グリーンリース」が有効である。都は、グリーンリースの実例や手順を分かりやすく説明した「グリーンリース実践の手引」を作成し、普及を図っている。

イ 省エネ対策の診断ツールの提供

都は、省エネ改修効果を容易に予測できる「省エネ改修効果診断ツール」をホームページに掲載し提供している。

また、設備の運用方法を改善するチューニングや設備改修時に必要な設備容量とするダ

ウンサイジングによる設備の最適化を促進するため、「設備の最適化のススメ」の冊子や、事業者が容易に実施可能なチューニング対策を発見し、削減効果を算定できる「チューニング対策簡易診断ツール」をホームページに掲載し提供している。

(3) 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業

中小規模事業所のCO₂削減に向けては、経営改善に向けた取組の中に「経営効率化に繋がる省エネ」を中小企業者等へ提案することが効果的であると考えられる。そのためには、中小企業者等と経営上の接点を多く有する経営支援団体と連携したアプローチを強化することが重要である。

そこで、地域金融機関その他の経営支援団体との連携を強化し、中小企業者等に「省エネが経営効率化にもつながること」への気付きを促すとともに、省エネ対策サポート事業者を通じた省エネコンサルティングを実施することで、具体的な省エネ行動の実践につなげる事業を実施する。あわせて、省エネコンサルティングを受けた中小企業者等が実践する運用改善に要する費用の一部を助成する事業も行う。申請期間は、令和元年度から令和4年度まで（補助期間は令和5年度まで）。

(4) 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業

都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者に対し、換気の確保と、エネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立できるよう高効率な換気設備と空調設備の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和3年度から令和4年度まで(補助期間は令和5年度まで)。

(5) ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフの実現に向けて、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の一部を助成する。

図表2-1 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 省エネ設備の導入 高効率空調設備、全熱交換器、LED照明設備、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、高効率コンプレッサ、高効率冷凍冷蔵設備などの省エネ設備	
2 運用改善の実践 BEMS、人感センサー等の導入、照明スイッチ細分化工事などの運用改善	
補助対象者	補助率 ※上限額に応じた要件あり
1 中小企業者等 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者	○省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の3分の2 (上限額2,500万円ほか) ※CO ₂ 排出量の削減見込みが50%以上かつエネルギー消費量の削減見込みが50%以上の場合は助成率4分の3(上限額5,000万円)

(6) 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業

都民の暮らしを支えるエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドを環境配慮型のマルチエネルギーステーションへ転換していくため、省エネルギー設備の導入支援を実施する。

そのため、都内の事業者には専門家を派遣し、省エネ設備等への更新提案などを実施する。あわせて、専門家派遣を受けた事業者を対象に、省エネ設備の導入に対する補助を行う。

図表 2-2 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業の補助対象等

補助対象者	補助額	条件
○都内でガソリンスタンドを営む 中小企業者等 ○上記と共同で事業を実施する リース事業者又はESCO事業者	○省エネ設備の導入に要 する経費の3分の2 (上限額2,500万円)	○専門家派遣における更新提案 等に基づき、省エネ設備(洗車 機・空調・LED照明等)を導入 すること 等

第3 再生可能エネルギーの推進

都は、電力の大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、化石燃料から再生可能エネルギーを基幹エネルギーとした脱炭素エネルギーへの転換を推進していくことが必須である。

このため、令和12(2030)年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標に掲げ、事業者等の再生可能エネルギーの設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32(2050)年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

1 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（事業者エネルギー推進課）

都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内需要家に対し、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法の確立を図るとともに、併設する蓄電池も補助対象とすることで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進していく。

図表 3-1 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
再生可能エネルギーを利用した発電設備	システムの導入に要する経費の2分の1以内（上限額2億円） ※国等補助と併給する場合でも、合算して2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度において認定を受けない設備であること ・再エネ発電設備設置地域への環境配慮及び関係構築等を行うこと ・本事業による電力調達に関する取組の普及啓発に協力すること 等
蓄電池	蓄電池の導入に要する経費の3分の2以内（上限額1億円） ※国等補助と併給する場合でも、合算して3分の2以内	

2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（事業者エネルギー推進課）

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管。事業者向け補助は環境局へ執行委任）

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の事業所等に対して、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。

図表 3-2 都府施設の再エネ 100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等
導入事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の事業所等に 設置する太陽光発電設 備・蓄電池	システムの導入に要する 経費の4分の3以内（上 限額1億円）	・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価 値を都に帰属すること 等

3 地中熱利用の普及促進（事業者エネルギー推進課）

地中熱は、地中の温度と外気との温度差を空調などの熱源として利用する再生可能エネルギーの一つであり、電力消費量の削減に寄与するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大という面からも、導入の意義は大きい。

都内においては、東京スカイツリータウンをはじめ、オフィスビルや学校等に導入されているが、地中熱交換器設置に係るボーリング工事等の導入費用の負担が大きいこと、事業者等の認知度が低いこと等の理由から、十分に普及が進んでいない。

このため、都は、地中熱ポテンシャルマップを作製するなど、地中熱の利用について、普及啓発事業を行ってきた。引き続き普及啓発ツールを活用し、事業者等の認知度向上を図っていく。

4 地産地消型再エネ増強プロジェクト（事業者エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

平成24年度に固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備などを中心に再生可能エネルギーの導入設備容量は年々増加している。一方、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大も重要である。

そこで、平成28年度から固定価格買取制度の対象によらない地産地消型の再生可能エネルギー設備を都内に導入する事業者に対し、経費の一部を補助する事業を開始した。令和2年度からは自営線等によって、再エネ設備から離れた需要地で消費する事業も対象に加えた新たな事業を開始した。令和4年度からは、都内に環境価値を還元することを条件に都外（東京電力管内）へ設置する再エネ発電等設備及び事業者が都内に単独で設置する蓄電池も補助対象に加えるとともに、中小企業等が導入する蓄電池の補助率を拡充し、再生可能エネルギーの導入の後押しとその利用割合を高めていく。

図表 3-3 地産地消型再エネ増強プロジェクトの補助対象等

補助対象機器	条件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内及び都外（東京電力管内）に設置する再生可能エネルギーを利用した発電等設備 ・ 都内に設置する再生可能エネルギーを利用した熱利用設備 ・ 都内に単独で設置する蓄電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定価格買取制度の対象外の自家消費型の設備であること ・ 再生可能エネルギー設備、蓄電池の普及啓発に協力すること ・ 導入費及び工事に係る資料を提供すること 等

補助対象者	補助率（補助上限額）	
	再エネ発電設備 再エネ熱利用設備	蓄電池
中小企業等※1	助成対象経費の 3分の2以内 (上限1億円)	助成対象経費の4分の3以内 (再エネ発電設備同時設置：上限1億円※2) (蓄電池単独設置：上限450万円)
その他	助成対象経費の 2分の1以内 (上限7,500万円)	助成対象経費の2分の1以内 (再エネ発電設備同時設置：上限7,500万円※2) (蓄電池単独設置：上限300万円)

※1 中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

※2 同時設置の再エネ発電設備と合わせて

5 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域は豊かな自然環境を有し、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きい地域である一方、電力の多くを重油を燃料とする内燃力（ディーゼル）発電で賄っている。

各島の特性を生かした再生可能エネルギーを活用することにより、内燃力による発電を低減することが可能となることから、割高な化石燃料の使用が抑えられ、気候変動対策にも貢献できる。また、島のエネルギー自給率が高まることで、防災力の向上にもつながる。

具体的な取組として、老朽化が進む八丈島の地熱発電所において、都は八丈町とともに、平成25年1月から検討委員会を設置し、地熱利用の継続拡大について検討してきた。平成28年度は、町が地熱発電事業者を公募選定し、協定書を締結した。平成29年度から選定事業者による事業化に向けた本格的な取組を行っている。

6 島しょでの再エネ100%運用を目指した取組（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、平成30年度から小笠原母島において太陽光発電と蓄電池を組み合わせることで1年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査を実施している。実証後は、太陽光発電による電力供給を継続するとともに、更なる再生可能エネルギーの拡大を目指していく。

7 新エネルギー東京イニシアティブ（事業者エネルギー推進課）

民間事業者と協働して臨海部の中央防波堤内側埋立地に風力発電設備を建設し、新エネルギー

のパイロット事業を実施することにより、都民等への新エネルギーの利用促進と普及啓発を図っている。設備老朽化に伴い、令和5年度中の撤去を予定している。

第4 エネルギーマネジメントの推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、エネルギー需給バランスの最適化を目指すエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

供給面の取組として、再生可能エネルギーを有効活用することにも資するコージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの導入支援により、スマートエネルギーネットワークの構築を推進する。

需要面の取組として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入支援を行う。さらに、企業による節電マネジメント（デマンドレスポンス）により、需要家（企業等）における電気の需要の最適化を促進する。

1 スマートエネルギーネットワーク構築事業（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギーの大量導入を支えるため、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステム（CGS）等の調整電源の導入及びエネルギーマネジメントを推進することで、地域の低炭素・快適性・防災力を同時に実現するスマートエネルギーネットワークの構築を推し進めることは重要である。そのため、コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラ（送電線、熱導管等）の導入経費の一部を補助する。

図表 4-1 スマートエネルギーネットワーク構築事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
① 熱電融通インフラ （送電線、熱導管等）	○再エネ開発を行う場合 ① 熱電融通インフラ 2分の1 （上限1億円）	○CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること
② CGS（熱電融通インフラを整備する場合のみ）	② CGS 2分の1（上限4億円） ○再エネ開発を行わない場合 ① 熱電融通インフラ 3分の1 （上限0.8億円） ② CGS 3分の1（上限3億円）	
		○CGSを設置する建築物又は供給対象建築物に公衆無線LANアクセスサービスの利用が可能な一時滞在施設を確保すること 等

2 南大沢地区における再エネ由来水素を活用したVPPモデル事業

(事業者エネルギー推進課)

再生可能エネルギーやEVの大量導入時を見据え、将来的な地域RE100の実現にも資する需給調整モデル事業として、南大沢地区において、太陽光発電、蓄電池、再エネ由来水素設備、EV等を活用して電力の最適な需給調整を行い、再エネ電力を無駄なく地域で利用する再エネシェアリング推進事業を令和3年度から実施している(事業期間は令和6年度まで)。地域における再エネ利活用の拠点・先行事例の確立及び災害時のレジリエンスを向上するとともに、CO₂フリー水素による電力・熱の最適な運用方法の確立につなげていく。

3 系統用大規模蓄電池導入促進事業(事業者エネルギー推進課)

令和4年度より、電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部に助成を実施している。大規模な調整力として電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、需要最適化の取組を後押しする。

図表 4-2 系統用大規模蓄電池導入促進事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
東京電力管内の電力系統に直接接続する1,000kW以上の蓄電システム	助成対象経費の5分の4以内(上限25億円) ※国等補助と併給する場合でも、合計5分の4以内	都の要請に応じて、電力需給ひっ迫時における東京電力管内への電気の供給に努めること等

4 企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業

(事業者エネルギー推進課)

電気利用の効率化とその定着を図るため、事業所全体の節電をマネジメントできる仕組みの導入支援を目的とし、電力需給ひっ迫時等において、高圧又は特別高圧を受電している都内の事業所が小売電気事業者等からの節電要請に基づき一定程度の節電を実施した場合に、小売電気事業者等を通じてインセンティブを付与する取組及びそのシステム構築等に対する経費について補助を実施する。

また、より効果的な節電を実施するため、小売電気事業者等が、高圧又は特別高圧を受電している都内の事業所に対してエネルギーマネジメントシステムを導入する場合に必要な経費に対して補助を実施する。

図表 4-3 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業の補助対象等

区分	補助対象経費・補助額	条件
節電行動に資する デマンドレスポンス（DR）	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ付与 10分の10 （上限年間20万円） ・DR用システム構築等経費 10分の10（上限2,500万円） ・DR用システム保守等経費 2分の1（上限3,600万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ○節電要請を行い事業所の電力使用量を一定割合削減すること ○都が提供するHTTの取組や補助金に関する情報などを指定回数提供すること 等
エネルギーマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーマネジメントシステム導入に要する経費 5分の4 （上限80万円／事業所） 	

5 蓄熱槽を活用した節電マネジメント（デマンドレスポンス）の社会実装事業

（事業者エネルギー推進課）

空調システムに使用される蓄熱槽はデマンドレスポンスのリソースとして有効であるが、現状ではポテンシャルを活用しきれていない。そこで、蓄熱の利用による電力負荷平準化等を図るため、小売電気事業者と協定を締結し、ビルなどに設置されている蓄熱槽を活用した節電マネジメント（デマンドレスポンス）の社会実装に向けた取組を令和4年度より実施している（事業期間は令和5年度まで）。

第5 水素・新エネルギーの推進

水素は、利用の段階でCO₂を排出しないなど多くの優れた特徴を有しているほか、大規模・長期間のエネルギー貯蔵が可能であり、再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力として有望である。また、昨今の国際情勢や自然災害などによりエネルギーの安定供給が危ぶまれる中、水素は、多様な資源からの製造が可能なることから、調達先を多様化することができ、エネルギーの安全保障やレジリエンスの向上にも寄与する。

水素は産業のすそ野が広く、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されることから、水素エネルギー技術の一層の社会実装化を進め、更なる需要拡大を目指す必要がある。

しかし、社会実装化に当たっては、インフラ整備などのコスト面、法規制などの制度面、サプライチェーンの構築、都民の理解促進など様々な課題がある。

都は、東京都環境基本計画で、令和12(2030)年までの水素エネルギーの普及拡大に関する政策目標を設定している。

政策目標

水素ステーションの整備※	
目標	2030年：150か所
燃料電池自動車・バスの普及※	
目標	【燃料電池自動車】 2030年：都内で新車販売される乗用車100%非ガソリン化 【燃料電池バス】 2030年：ゼロエミッションバスの導入300台以上
業務・産業用燃料電池の普及	
目標	【業務・産業用燃料電池】 2030年：3万kW

※水素ステーションの整備及び燃料電池自動車・バスの普及については、第6 ZEVの普及促進に掲載

「ゼロエミッション東京戦略（令和元年12月）」等では、再生可能エネルギーの大量導入を支える再エネ由来のCO₂フリー水素（グリーン水素）の本格活用を脱炭素社会実現の柱と位置付けている。

国に対しては、大規模水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援、水素ステーションの整備促進に向けた更なる規制緩和及びグリーン水素の環境価値評価の確立のほか、民間事業者が長期的視点を持って事業展開ができるよう複数年にまたがる長期的かつ柔軟な財政支援等を強く要望している。

令和4(2022)年3月には「東京水素ビジョン」を策定し、2050年の目指す姿（ビジョン）とマイルストーンとなる2030年に向けた水素施策展開について、取組の方向性を紹介した。

令和4(2022)年8月から5回にわたり、国際的な水素サプライチェーン構築やグリーン水素等の普及について先進的な取組を行う企業や自治体と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催し、企業との連携を強化して、水素の更なる社会実装やサプライチェーン

構築に向けて取り組んでいくこととした。

図表5-1 色で表現される水素

グリーン水素（再エネ由来水素）	再エネ由来の電力を利用して水を電気分解して生成される水素
ブルー水素	化石燃料を原料とするが、製造過程で発生するCO ₂ を回収・貯留することで大気中にCO ₂ を放出しない水素
グレー水素	天然ガスや石油などの化石燃料を原料として製造される水素

加えて、脱炭素社会に向け、水素を含む新エネルギーの開発・利活用に係る取組の支援を強力に進める必要から、新エネルギー等の開発・普及を早期に促進するための支援策も開始している。

1 再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業（新エネルギー推進課）

(1) 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

脱炭素社会実現の柱となる再生可能エネルギー由来水素の活用を促進するため、事業者による設備の導入を促進する。

図表5-2 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
再生可能エネルギー由来水素活用設備	設備設置に要する経費の2分の1 （水素製造能力5Nm ³ /時間超 上限額 3億7,000万円 水素製造能力5Nm ³ /時間以下 上限額 1億円）	設置した設備を活用し、再生可能エネルギー由来水素に関する普及啓発を実施すること等
純水素型燃料電池	3分の2 *定格発電出力 （3.5kW超* 上限額 8,700万円 3.5kW以下* 上限額 1,600万円）	
水素燃料ボイラー	3分の2 *相当蒸発量 （1,000kg/時間超* 上限額 4,500万円 1,000kg/時間以下* 上限額 3,500万円）	

※ 国補助併給時には、国補助を控除

(2) 福島県産CO₂フリー水素の利用

東京都、福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び公益財団法人東京都環境公社の四者で締結した協定（平成28年5月）に基づき、CO₂フリー水素の活用等に関する専門的知見の共有等に取り組んでいる。

また、環境イベントなどにおいて、福島県の水素・再生可能エネルギー施策や技術開発、東京都の水素社会の実現に向けた取組等を相互に紹介するなど、連携を図っている。

2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（新エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する事業者に対して、設置に対する補助を行う。

図表5-3 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
業務・産業用燃料電池	3分の2 * 定格発電出力 (5kW超* 上限額3億3,300万円) 1.5kW超～5kW以下* 上限額1,300万円)	設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること等

※ 国補助併給時には、国補助を控除

3 水素社会実現に向けた普及促進（新エネルギー推進課）

水素エネルギーの普及に当たっては、水素を利用する意義や安全性などに関する都民の理解を深めていくことが重要であることから、イベントやシンポジウムの開催、パンフレット作成等を行っている。

また、水素エネルギーの情報発信拠点である水素情報館「東京スイソミル」（平成28年7月潮見水素ステーションの隣接地にオープン）を活用した普及啓発を行っているほか、イベントやセミナーの開催、専用ホームページの開設により情報発信を行っている。

東京2020大会では、聖火台及び聖火リレートーチに大会史上初めて水素を活用するとともに、選手村内のリラクゼーションハウスや居住棟の一部でも同様に活用した。これらには、福島県において再エネを用いて製造された水素も活用した。

令和4年10月には、水素エネルギーの普及に先進的に取り組む国や州、企業等の代表が参加する「TIME TO ACT：水素フォーラム2022」を環境局と連携して開催し、世界におけるグリーン水素の普及を目指して知見を共有するとともに、具体的な気候危機行動を呼びかけた。令和5年度は、グリーン水素や国際サプライチェーンの構築等について先進的な取組を行う都市・企業等との連携を強化し、海外の事例や動向を踏まえた都施策の立案や情報発信を実施する等、東京における水素の社会実装化の取組を加速するため、水素エネルギーをテーマとした国際会議を開催する。

4 企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業（新エネルギー推進課）

平成26年度には「水素社会の実現に向けた東京戦略会議」を設置し、水素社会の実現に向け、水素エネルギーの利活用の可能性、課題等について産学官が一堂に会して議論し、水素エネルギーの普及に向けた戦略の共有及び機運の醸成を図ってきた。

平成27年度からは、「水素社会の実現に向けた東京推進会議」において、戦略目標の実現に向けた具体的な取組等を議論した。

平成29年度からは、水素エネルギーの普及に向け、官民一体によるムーブメントを醸成すべく、民間企業や都内自治体等の100以上の団体と共に「Tokyoスイソ推進チーム」を組織し、先

進事例の共有を行っている。

令和元年度からは、イベントにおいて水素エネルギーを活用したライトアップを実施するなど、目に見えない水素を「見える化」し、官民一体となって普及を促進した。

令和2年12月には、東京から世界に向けた水素の普及拡大につなげていくため、企業と連携した「東京水素イニシアティブ」（オンライン会議）を開催し、国内外で水素ビジネスを展開する企業に対し、東京及び首都圏での水素利用の一層の拡大を呼びかけた。

5 水素社会実現に向けたNEDOとの連携事業（新エネルギー推進課）

令和2年1月、東京都と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との間で、水素エネルギーの普及促進に関する包括的な協定を締結した。この協定に基づき、都施策に対する技術的知見の提供や、高校生向け環境学習講座の共同開催等のより効果的な情報発信・普及啓発などで連携を図っている。

6 水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業（新エネルギー推進課）

排気ガス・騒音を改善するとともに、地球温暖化の抑制を図るため、多摩市及び学校法人早稲田大学と連携し、燃料電池ごみ収集車を令和5年5月から多摩市内で試験運用し、これを踏まえて普及を促進する。令和元年度から令和3年度までは大学提案事業として、令和3年度には港区で試験走行を実施した。

7 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（新エネルギー推進課）

都内設置に適した形でグリーン水素の製造から利用まで設備をパッケージ化したモデルプランを水素設備製造メーカー等から公募し、当該モデルプランを導入する事業者に対し支援を実施する。

図表5-4 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業の補助対象等

補助対象	補助率	補助上限額	備考
ワンパッケージ	10分の10	2億5,300万円	水素の製造から利用までがパッケージ化されたもの
ワンパッケージ以外		1億7,700万円	
再エネ電力設備		5,400万円	水素の製造能力に応じた規模に対し補助

※ 国補助併給時には、国補助を控除

8 グリーン水素の活用事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素の活用促進等に関し連携することを目的として、令和4年10月に「グリーン水素の活用促進に関する基本合意書」を山梨県と締結した。これを踏まえ、都有施設に純水素型燃料電池を設置し、山梨県産グリーン水素を供給、当該施設の電力の一部に活用するとともに、施設来場者等へのグリーン水素活用のPRを実施する。令和5年5月より東京国際展示場に設置した純水素型燃料電池において山梨県産グリーン水素を利用している。

9 グリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

都がグリーン水素製造・利活用のモデルを示しグリーン水素の普及拡大を推進するため、都
有地におけるグリーン水素製造設備の設置に向けた設計等を実施する。

10 中央防波堤におけるグリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

中央防波堤に太陽光発電設備及び水素製造設備を整備し、太陽光発電による電力を活用してグ
リーン水素を製造する。実施に当たっては、東京ベイeSGプロジェクト（所管：政策企画局）と
連携していく。

11 グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業（新エネルギー推進課）

コストが高いグリーン水素の活用促進に向け、グリーン水素の環境価値を評価する制度を創
設する。事業者がグリーン水素を積極的に製造・利用するインセンティブを強化することで、
都内におけるグリーン水素の活用等を促進していく。

12 パイプラインを含めた水素供給体制構築事業（新エネルギー推進課）

今後海外からの水素を受け入れる場合のパイプラインなどのサプライチェーンに関する調査
のほか、羽田エリアでの水素活用イベントを実施する。令和5年6月には、川崎臨海部での水素
の受入を想定し、空港臨海エリアにおける水素等のパイプラインを含めた供給体制の構築や水素
等の需要の拡大等に向けて連携するため、川崎市・大田区・東京都の三者で連携協定を締結し
た。

13 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（新エネルギー推進課）

2030年のカーボンハーフや2050年のゼロエミッション東京の実現に寄与するため、新エネ
ルギーの技術開発及び新エネルギーの利活用・普及に資する製品・サービスの調査研究、技術開発、
実証、実装化までの各段階の取組に対して、必要な経費を支援する。

図表 5-5 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業の補助内容等

補助対象	補助額等	条件
新エネルギー推進の技 術開発等に必要経費	補助限度額 30億円 ※申請時点で10億円を下回る事 業は対象外 補助率 3分の2以内	○申請事業を主体的に取り 組む都内大企業を代表と する2者以上のグループ （都内中小企業1者以上 含む。）が実施すること ○実証実験場所は原則都内 とすること 等

第6 ZEVの普及促進

ゼロエミッション東京の実現に向け、自動車についても、走行時にCO₂を排出しないゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるZEVの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上、公共用急速充電器1,000基、水素ステーションの整備150か所とする目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げた。

これらの目標の達成に向け、ZEVの普及を加速させるため、事業者の取組を支援する施策等を進めていく。

1 ZEV等普及促進事業（事業者エネルギー推進課・新エネルギー推進課）

(1) ZEV普及促進事業

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管）

ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。

ZEVラインナップを充実させるため、ZEV等の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対し上乗せ補助を行う仕組みを令和5年度から開始した。

図表 6-1 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車	①基本補助額 給電機能 有 37万5千円 給電機能 無 27万5千円	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大10万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時 12万5千円 又は 太陽光発電システム設置時 25万円	

	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 30 万円 給電機能 無 20 万円	
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 10 万円	
	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1（上限額 40 万円）	
電動バイク	ガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（上限額：車種により 18 万円又は 48 万円）	

イ 燃料電池自動車等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、燃料電池自動車及び外部給電器の購入補助を行う。

図表 6-2 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 110 万円 給電機能 無 100 万円	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 25 万円	
	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
燃料電池自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1（上限額 40 万円）	燃料電池自動車の所有者であり、主に都内で使用されること 等

(2) 燃料電池バス導入促進事業

バス事業者等に対して、燃料電池バスの購入費の補助を行う。

図表 6-3 燃料電池バス導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス	助成対象経費の3分の2の額から2,000万円を差し引いた額（国補助等を併用する場合） （上限額 5,000万円） 【導入台数に応じた補助】 導入台数に応じて上乗せ（上限額2,000万円） 【水素ステーション整備と連動した補助】 新たに導入する燃料電池バスの自己負担分が概ねゼロになるよう上乗せ（上限額2,000万円）	使用の本拠が都内にあること等 【導入台数に応じた補助】 5年度以内に、燃料電池バスを5台以上純増させる計画書の提出 【水素ステーション整備と連動した補助】 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合

(3) EVバス・EVトラック導入促進事業

バス又はトラックを事業用に供する者に対して、EVバス、PHEVバス、EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行う。

図表 6-4 EVバス・EVトラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
EVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラック	同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：2,300万円）	使用の本拠が都内にあること等

(4) ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する事業者・個人・町村に対して、ZEV中古車の購入補助を行う。

図表 6-5 ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ZEV中古車	上限額 30万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること等

(5) カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業

カーシェアリング事業者やレンタカー事業者等に対して、事業等に供する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の購入補助を行う。

図表 6-6 カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 75 万円 給電機能 無 65 万円	使用の本拠が都内にあり、カーシェアリング又はレンタカー事業用車両であること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円	
	③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①及び②の合計額に 0.8 を乗じた額	
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 200 万円 給電機能 無 190 万円	
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円	
	③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①及び②の合計額に 0.8 を乗じた額	

(6) EVバイク等利活用促進事業

EVバイクの新たな利活用を促進する先駆的取組を公募し、需給両面からバイクの非ガソリン化に向けた取組を共同で実施する。

(7) ZEVトラック早期実装化事業

商用燃料電池モビリティの実装化に向け、燃料電池トラックを導入する事業者等に対して、補助を行う。

図表 6-7 ZEVトラック早期実装化事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池トラック	助成対象経費から燃料電池トラック車両本体価格に 3 分の 2 をかけた額及び助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等であるディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額 上限額：1,300 万円	使用の本拠が都内にあること等

(8) 燃料電池フォークリフト実装支援事業

業務産業用車両のゼロエミッション化を後押しするため、事業者と連携して燃料電池フォークリフト（以下「FCFL」という。）の実装化を促進するため、FCFLを導入する事業者等に対して、補助を行う。また、FCFLを物流業界へ加速度的に普及促進するため、将来的に導入を検討している事業者等を募集し、都内物流施設等において、都の負担により無償（上限あり）で一定期間トライアル利用することで、車両性能の体験、導入効果の検証等を実施する機会を提供する。

図表 6-8 燃料電池フォークリフト実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池フォークリフト	助成対象経費から基準額を差し引いた額の2分の1又は基準額及び国等の補助金を差し引いた額 上限額：700万円	使用の本拠が都内にあること等

(9) ZEVごみ収集車実装支援事業

商用燃料電池モビリティの実装化に向け、燃料電池ごみ収集車の導入を検討する区市町村と連携し、車両の導入に向けた支援や車両の貸与等を行う。

2 充電設備普及促進事業（事業者エネルギー推進課）

（住宅、区市町村向け補助は環境局所管）

充電設備の所有者に対して、都内に設置する充電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-9 充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
非公共用充電（事務所・工場等）、公共用充電（商業施設・宿泊施設等）	【設備購入費】 国の補助金交付額と合わせて10分の10（機器によって上限額あり。一部都単独で10分の10） 【工事費】 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備（充電用コンセント以外） 81万円（1基目）、40万円（2基目以降） 充電用コンセント 60万円（1基目）、30万円（2基目以降） 機械式駐車場 171万（1基目）、86万（2基目以降） 急速充電設備 合計出力1kW当たり 6万円を乗じた額または1基あたり 309万円のいずれか低い方 超急速充電設備 1600万円	都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること等

	<p>【受変電設備改修費】 新設する充電器の合計出力が 50kW 以上になる場合 受変電設備における設備購入費及び設置工事費 (上限額：435 万円)</p> <p>【運営費(公共用超急速・急速充電設備のみが対象。超急速充電設備は設置から 5 年間、急速充電設備は設置から 3 年間で対象)】 維持管理費：上限額 40 万円/年 電気基本料金：上限額 60 万円/年(急速)、 310 万円/年(超急速)</p>	
--	--	--

3 ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業(事業者エネルギー推進課)

充放電設備の所有者に対して、電力ひっ迫時や非常時に備えるため、ZEVから建物に放電しピークカットを行うこともできる充放電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-10 ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ビル等への充放電設備(V2B)及びエネルギーマネジメントシステム	<p>【設備購入費】 設備購入費から国の補助金交付額を除いた額※ 上限額：250 万円(V2B) 30 万円(エネルギーマネジメントシステム)</p> <p>【工事費】 設置工事費から国補助額を除いた額※ 上限額：125 万円</p> <p>【補助率】 V2B導入基数1基：補助率2分の1 V2B導入基数2基：補助率4分の3 V2B導入基数3基以上：補助率10分の10</p>	都内に設置されること 等

※設置基数により、上限額は異なる。

4 水素ステーション設備等導入促進事業(新エネルギー推進課)

水素ステーションの整備又は運営をする事業者に対して、水素ステーションの整備費及び運営費の補助を行う。

図表 6-11 水素ステーション設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
整備費	<p>【大規模 ST 整備】 国と都の補助を合わせて全額補助 (国と都補助を合わせた上限額 10 億円)</p> <p>【大規模以外の ST 整備】 国と都の補助を合わせて整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (モデルケース: オフサイト液水 1 レーンの場合 都補助上限額 1 億 7,400 万円、中小企業の都補助上限額 2 億 9,000 万円) (50N m³/h 未満の小型ステーションを含む。)</p> <p>【増設・改修】 燃料電池バス・トラック対応に必要な費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 4 億円)</p> <p>【障壁】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3,000 万円)</p> <p>【次世代キャノピー】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 1 億円)</p> <p>【既存設備等の撤去・移設】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3,000 万円) (バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。)</p> <p>【土地の造成】 造成費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 2 億円)</p> <p>【水素 ST 併設・転換に伴う損失支援】 全額補助 (上限額 500 万円) (バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。)</p> <p>【FCV 以外 (FL・船等) 用 ST 整備】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3 億円)</p> <p>【ST 空白地における建築工事費等】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 1 億円)</p>	都内に設置されていること等
運営費	<p>【土地賃借料 (令和 3 年度以前整備)】 土地賃借料の 4 分の 1</p> <p>【土地賃借料 (令和 4 年度以降整備)】 土地賃借料の 5 分の 4 (中小企業は全額補助)</p>	

	ステーション運営費 乗用車用の場合 大企業 上限額 500万円／年 中小企業 上限額 1,000万円／年 燃料電池バス対応で1系統設備の場合 大企業 上限額 1,000万円／年 中小企業 上限額 2,000万円／年 燃料電池バス対応で2系統設備の場合 大企業 上限額 2,000万円／年 中小企業 上限額 4,000万円／年	
水素燃料費	水素と軽油の燃料価格差	

5 空白地解消に向けた水素ステーション整備事業（新エネルギー推進課）

平成28年3月に、江東区潮見の公益財団法人東京都環境公社の用地を活用して、民間事業者が商用水素ステーションを開設した。

また、令和2年2月に都有地としては初めて、下水道局が所管する葛西水再生センターの敷地の一部を活用して、民間事業者が燃料電池バス対応水素ステーションを開設した。

令和4年10月より、都有地に西新宿水素ステーション運営サイトを開設し、移動式水素ステーションによる充てんや普及啓発事業を実施している。

6 中小ガソリンスタンドへの水素ステーション導入に向けた支援事業

（新エネルギー推進課）

中小ガソリンスタンド事業者等に対し、水素ステーション導入に関する相談窓口の開設や講習会等の実施により、水素ステーション運営参入への支援を行っている。

また、既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEVレンタカー・カーシェアの導入を図るなど、環境配慮型のマルチエネルギーステーション化に向けた支援を行っている。

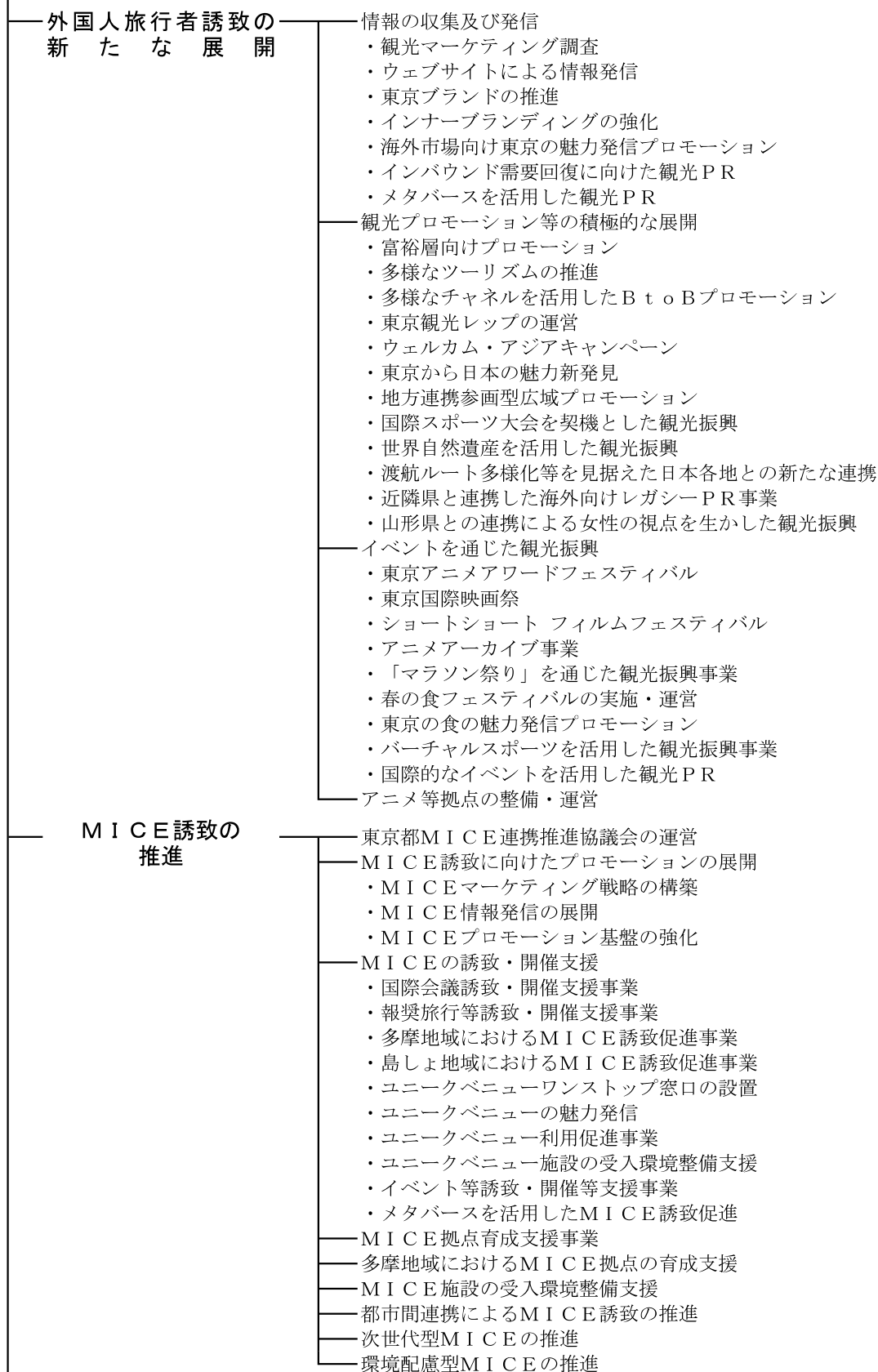
7 ZEV普及に向けたキャンペーンの展開（計画課）

ZEVの普及を飛躍的に進めるためには、ZEVに対する都民の関心を高めることが重要となるため、集客力のある大規模イベントを活用したZEVの普及啓発を行う。

V 観光産業対策

○ 施策の体系（令和5年8月1日現在）

観光産業対策



魅力を高める
観光資源の開発

自然と調和した観光

- ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業
- ・島しょ地域の観光振興事業
- ・島しょ地域における観光連携実践プロジェクト
- ・東京都版エコツーリズムの推進
- ・多摩・島しょ魅力発信事業
- ・多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト
- ・島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト
- ・キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業
- ・新たなツーリズム開発支援事業
- ・多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業
- ・観光型MaaS導入支援事業
- ・滞在型旅行（ロングステイ）推進事業
- ・多摩・島しょ地域観光課題解決事業

観光まちづくり

- ・地域における観光まちづくりの支援
- ・東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

地域資源発掘型プログラム事業

水辺のにぎわい創出事業

東京ライトアップ発信プロジェクト

東京プロジェクションマッピング促進支援事業

プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO

プロジェクションマッピング拠点整備事業

民間との協力によるプロジェクションマッピング展開事業

夜間・早朝利活用促進事業

富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援

多摩の観光・産業振興ネットワーク事業

旅行博による東京の魅力PR

東京フィルムコミッション事業

海外作品制作支援事業

アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業

アニメ関連観光情報等発信事業

デザインマンホール等ツーリズム推進事業

観光まちづくりサポート事業

Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業

サステナブル・ツーリズム推進事業

観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業

地域観光活性化推進事業

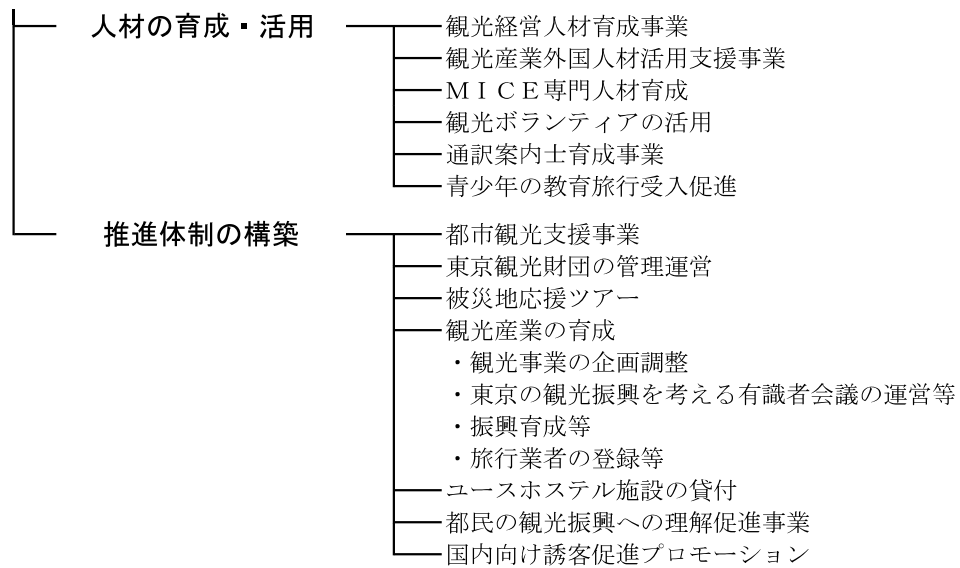
都内観光促進事業

地域観光支援事業

高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業

受入環境の充実

- 温かく迎える仕組みづくり
 - ・ウェルカムカードの作成・配布等
 - ・宿泊業活性化対策
- ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備
- 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営
- 多言語コールセンター事業
- タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業
- 飲食事業者向け食の多様性対応支援事業
- 観光案内機能の充実
 - ・東京ひとり歩きサイン計画
 - ・デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業
 - ・外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備事業
 - ・観光案内所の運営
 - ・広域的な観光案内拠点等整備事業
 - ・広域的な観光案内拠点等の運営
 - ・全国特産品等の展示紹介事業
- 観光インフラ整備支援事業
- 観光バス等バリアフリー化支援事業
- ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進
- 都民向けおもてなしポケットガイドの作成
- 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- アクセシブル・ツーリズム支援事業
- 観光事業者の災害対応力強化事業
- 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業
- TOKYO旅館ブランド構築・発信事業
- 住宅宿泊事業の適正な運営
- 宿泊施設テレワーク利用支援事業
- 宿泊施設活用促進事業
- 観光事業者の経営力強化支援事業
- 観光業界における経営課題解決促進事業
- 観光事業者向けワンストップ支援センターの運営
- 観光関連事業者の連携促進による経営支援事業
- アドバイザーを活用した観光事業者支援事業
- 観光資源の保全等のための支援事業
- 観光需要創出に向けた誘客促進支援事業
- 先端技術による次世代受入環境構築事業
- D Xによる観光データ活用等支援事業
- D Xによる旅行事業者レベルアップ応援事業
- 観光事業者のデジタル化促進事業
- 宿泊施設デジタルシフト応援事業
- 観光事業者による環境対策促進事業
- 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業
- タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業
- 観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業
- グループ交流等促進観光支援事業
- 宿泊施設テレワーク利用促進事業
- 外国人旅行者受入に係る経営活力向上支援事業



第1 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に旅行者を誘致するため、官民一体となったブランディングを進めるとともに、効果的で的確なプロモーション活動を実施し、東京の魅力を国内外にアピールしていく。

1 情報の収集及び発信（企画課・受入環境課）

(1) 観光マーケティング調査

ア 成果指標 K P I（Key Performance Indicator）を用いた複数市場における効果測定
成果指標 K P I を用いて、外国人旅行者誘致施策を行う市場において、施策効果を測定し、より一層効果的な事業実施につなげる。

イ 観光客数等実態調査

今後の観光施策の基礎資料とするため、訪都旅行者数、観光消費額、経済波及効果等を把握する。

ウ 国・地域別外国人旅行者行動特性調査

訪都外国人の行動特性を国籍又は地域別に把握することで、旅行者の特徴を国ごとに明らかにし、効果的な観光施策の実施につなげていく。

エ 持続可能な観光振興に向けた現況調査

経済、文化、環境等のバランスのとれた持続可能な観光の推進に係る各種指標を把握することで、今後の施策展開につなげていく。

オ 東京都観光データカタログ（統計データダッシュボードサイト）の運営

都内の各地域や団体等が行うマーケティング活動を支援するため、既存の統計調査データをダッシュボード化したウェブサイトの運営を行う。

(2) ウェブサイトによる情報発信

東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」やSNSを活用し、都内の観光情報を世界に発信する。

・「GO TOKYO」対応言語：

9言語10種類（日、英、中（簡、繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ）

・SNS対応言語：

（Facebook）9言語（日、英、中（繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ）

（X「旧Twitter」）2言語（日、英）

（Weibo、WeChat）1言語（中（簡））

（NAVER）1言語（韓）

(3) 東京ブランドの推進

アイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」を活用しながら東京ブランドの浸透を図るとともに、PR映像や公式サイト、各種広告等を展開し、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信する。

(4) インナーブランディングの強化

東京や各地域への愛着を向上させ、観光客の受入気運を醸成するため、地域と連携した都民参加型のキャンペーンや次世代の観光を担う若者が東京の魅力を考えるプログラムを提供し、インナーブランディングの強化を図る。

(5) 海外市場向け東京の魅力発信プロモーション

ア テレビCMの放映やオンライン広告の掲出

世界的なケーブルテレビネットワーク等を活用したCMを放映するほか、ウェブメディアにおけるオンライン広告や世界的なニュースサイト、旅行サイト等を活用して、「旅行地としての東京」を効果的にPRする。

イ 東京観光レップを活用した広告展開

東京観光レップのネットワークを活用し、現地で訴求力の高い広告媒体を通じて、現地市民の志向に応じた東京観光のプロモーションを行う。

ウ 世界有数の観光都市との相互PR

パリ、ニューヨーク等世界有数の観光都市と相互に連携し、広告媒体等を通じて各都市の魅力を一般市民向けにPRすることで、旅行地としての各都市の認知度を高め、都市間の旅行者の増加を図る。

(6) インバウンド需要回復に向けた観光PR

インバウンド需要の早期回復を図るため、事業者のプロモーション等と連動して訪都促進に向けた広告キャンペーン等を展開する。

(7) メタバースを活用した観光PR

高度なデジタル技術を活用して、世界各国へより効果的な観光プロモーションを行うため、メタバース空間において実際の訪都旅行に繋げる仕掛けづくりなどを展開する。

2 観光プロモーション等の積極的な展開（企画課）

(1) 富裕層向けプロモーション

欧米豪地域などから富裕な旅行者を誘致するため、「ILTM※ カンヌ」等の旅行商談会への出展をはじめ、旅行会社等が加盟する富裕層に特化したサービスを提供するVirtuosoやConnections等の国際組織を活用したプロモーションのほか、ウェブサイト等を通じ富裕層向けに東京の魅力を発信する。

また、富裕層旅行に係る人材を育成し、都内の富裕層旅行の受入体制の充実を図る。

※International Luxury Travel Market

(2) 多様なツーリズムの推進

多様化する旅行者のニーズに対応するため、海外のトラベル誌やビジネス誌等を通じて、ブレッジャー、エコツーリズム等の様々なテーマに沿った観光情報を発信する。

また、ティーン世代やファミリー層をターゲットとした情報発信を行うことで、更なる東京ファンの獲得を目指していく。

(3) 多様なチャネルを活用したB to Bプロモーション

アジア及び欧米豪地域における、旅行博や商談会への出展に加え、旅行事業者向けセミナーを開催する。また、東京観光レップを設置している市場の旅行事業者を東京へ招聘して商談

イベントを開催するなど、市場の特性に応じた観光プロモーションを実施する。

(4) 東京観光レップの運営

現地の旅行事業者やメディアに対する東京の最新情報の提供や、セールス活動等を継続的に行う「東京観光レップ」を設置し、一般市民や現地旅行事業者の東京に対する関心を惹きつけ、訪都旅行者の拡大を図る。

・設置状況：ロサンゼルス	(平成 16 年 4 月～)
イギリス、ドイツ	(平成 16 年 10 月～)
イタリア、スペイン	(平成 18 年 4 月～)
ニューヨーク	(平成 18 年 10 月～)
オーストラリア	(平成 20 年 5 月～)
フランス	(平成 22 年 4 月～)
カナダ	(平成 23 年 4 月～)
中国、韓国	(平成 27 年 4 月～)
台湾、マレーシア、シンガポール、タイ	(平成 31 年 4 月～)

(5) ウェルカム・アジアキャンペーン

アジア 9 都市が連携し、欧米やオセアニア等からの旅行者誘致を促進する。

9 都市：東京、バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、ソウル、台北、マニラ

(6) 東京から日本の魅力新発見

海外からの旅行者を誘致していくため、東京と日本各地の地方自治体、民間事業者等が連携し、東京と各地双方の魅力を堪能できる観光ルートを設定し、海外メディア等の招聘や O T A サイトの活用などにより、効果的な P R を実施する。

(7) 地方連携参画型広域プロモーション

東京が複数の自治体や民間事業者等で構成された広域連携組織等からの要望に応じて共同プロモーションに参画し、東京と地方双方の観光振興を推進する。

(8) 国際スポーツ大会を契機とした観光振興

国内で実施される国際スポーツ大会の機会を活用し、東京及び東京以外の各地の観光情報を発信し、観戦客の東京及び日本各地への観光を促進する。

(9) 世界自然遺産を活用した観光振興

世界自然遺産を有する 5 道県と連携し、世界自然遺産の知名度を生かした共同プロモーションを実施する。

北海道：知床、青森県・秋田県：白神山地、鹿児島県：屋久島、奄美大島・徳之島、
沖縄県：沖縄島北部・西表島、東京都：小笠原諸島

(10) 渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携

意欲ある自治体との連携関係を構築し、東京と特定の自治体等の観光コンテンツを海外に発信し、日本への誘客と東京と連携先との相互の送客を促進する。併せて、大阪・関西万博を見据えるなど、海外向けのプロモーションを充実させていく。

(11) 近隣県と連携した海外向けレガシー P R 事業

都と近隣県が連携した海外向けプロモーションを実施し、東京を拠点に近隣県への旅行を促す。

(12) 山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興

女性目線の新たな観光の推進に向け、女性有識者等を含む協議会を設置するとともに、東京都と山形県が連携した共同キャンペーン等を実施する。

3 イベントを通じた観光振興（振興課・企画課）

(1) 東京アニメアワードフェスティバル

国際的なアニメーション映画祭の開催を通じて、アニメーション制作を担う次世代の人材の発掘・育成等を行い、アニメーション産業の発展・振興を図るとともに、海外でも評価の高いアニメの魅力を発信する。

(2) 東京国際映画祭

映像産業の発展、国際文化交流の推進及び地域の振興に寄与することを目的に開催される「東京国際映画祭」を共催し、海外の映像関係者等へ東京の魅力をアピールする。開催都市として映画祭の円滑な発展を支え、都民等に楽しんでもらうとともに、国際的なイベントにおいて国内外に東京が誇る映像コンテンツを発信していく。

(3) ショートショート フィルムフェスティバル

アジア発の新しい映像文化の発信、新進若手映像作家の育成、映像を通じた国際的な芸術・文化交流の振興などを目的に開催される「ショートショート フィルムフェスティバル アジア」を共催し、海外の映像関係者等に東京の魅力をアピールする。東京の多彩な魅力を発信するためのプロジェクトとして、国内外の多くの人々が訪れたい「東京」をテーマにしたコンペティション「Cinematic Tokyo 部門」を実施する。

(4) アニメアーカイブ事業

過去から現在に至る貴重なアニメ資料を収集・分類・保管し、一部を観光資源・人材育成資料等として活用することにより、アニメ産業の振興を図る。

(5) 「マラソン祭り」を通じた観光振興事業

東京マラソンの開催に合わせて、臨時の観光案内所を設置するとともに、マラソンコース周辺の観光マップを作成するなど、東京マラソンを通じた観光PRを行う。

(6) 春の食フェスティバルの実施・運営

和食を始め世界の多彩な「食」が高いレベルで集積している東京の誇る「食」の魅力を観光コンテンツとして位置づけ、国内外に広く発信するとともに、体験する機会を創出する。

(7) 東京の食の魅力発信プロモーション

「食」などの観光資源を地域と掛け合わせ、将来の訪都者にとってより価値の高い情報として発信し、また東京の食の魅力そのものをより強い観光資源として高付加価値化していくことを目的としたPR施策を実施する。

(8) バーチャルスポーツを活用した観光振興事業

仮想空間において国内外の離れた場所から多くの方々が同時に楽しむことができるバーチャルスポーツを通じ、都内各地への訪都意欲を喚起する。

(9) 国際的なイベントを活用した観光PR

インバウンドの誘客を一層促進するため、世界各国から注目が集まる国際的なイベントの機会を捉え、観光都市としての東京の魅力を効果的に発信する観光プロモーションを実施する。

4 アニメ等拠点の整備・運営（振興課）

アニメ・マンガ等国内外からの評価が高いコンテンツを活用した集客拠点を整備し、展示イベントやワークショップ等を行うことで、インバウンドの誘客促進を図る。

第2 MICE誘致の推進

MICE^{*}の開催は、多くの外国人旅行者を呼び込むことで、高い経済波及効果をもたらすとともに、都市のプレゼンス向上や観光地としての東京のPRにもつながることから、様々な施策を効果的に展開し、東京への誘致を推進する。

※ M:Meeting(企業系会議)、I:Incentive(企業の報奨・研修旅行)、C:Convention(国際会議)、E:Exhibition/Event(展示会・イベント等)の頭文字を取った総称

1 東京都MICE連携推進協議会の運営(企画課)

(1) MICE連携推進協議会の設置

東京観光財団が中心となり、国や政府観光局(JTO)、民間事業者、地域の団体などの関係主体からなる官民一体の協議会を設置し、MICEの誘致や開催に向けて連携した取組を進める。

(2) MICEシンポジウムの開催

東京へのMICE誘致の意義や取組等を関連事業者のほか一般市民にも広くPRし、普及啓発を図るためのシンポジウムを開催する。

2 MICE誘致に向けたプロモーションの展開(企画課)

(1) MICEマーケティング戦略の構築

戦略的なMICEプロモーションのため、新たな東京都MICE誘致戦略に基づいて、国内及び海外の競合都市のMICE誘致活動状況を把握するための調査等を実施し、今後のマーケティング戦略や事業の見直しに活用する。

(2) MICE情報発信の展開

海外専門誌、学術研究誌等への広告掲載や海外への訪問営業等を通じ、MICE開催都市としての東京の魅力を発信する。

また、開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等に対する招待旅行を実施するほか、海外のMICE専門の見本市において、開催都市としての東京の魅力を効果的にPRする。

(3) MICEプロモーション基盤の強化

東京観光財団が加盟する国際的な連携組織等を通じて、国際会議の誘致に有益な情報の収集やプロモーション活動を戦略的に進めていく。

3 MICEの誘致・開催支援(企画課)

(1) 国際会議誘致・開催支援事業

国際会議の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

ア 国際会議誘致・開催資金助成

(ア) 国際会議誘致資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

・助成率：10/10 以内

・助成限度額：800 万円

(イ) 国際会議開催資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し開催時の会場借上費などを支援する。

・助成率：10/10 以内

・助成限度額：15,000 万円

イ 国際会議開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

a 東京開催における支援

東京で開催される一定の要件を満たす国際会議に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるようなプログラム等を提供する。

b 前回大会における支援

東京での開催が予定されている国際会議について、他国で開催される前回大会に参加し東京の魅力をPRすることにより、東京大会への参加を促進する。

ウ 観光ボランティアを対象とした国際会議向け研修

東京で開催される国際会議において、ボランティアサービスを提供するため、観光ボランティアの中から選考を行い、必要な知識等の研修を実施し、主催者の要望に応じて派遣する。

(2) 報奨旅行等誘致・開催支援事業

ア 報奨旅行等誘致・開催支援事業

企業系会議や報奨・研修旅行の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

(ア) 誘致支援事業

東京を開催候補地として検討している報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等の視察の際に滞在費などを負担するとともに、魅力的な視察コースを設定し、ツアーを実施するなどの支援を行う。

(イ) 開催支援事業

東京で開催される報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、開催時の魅力的なプログラム（ギブアウェイやアトラクション、東京ならではの特別感のある体験メニュー等）を提供する。また、一定規模以上の案件を対象に、会場借上げ手配を行う。

イ 報奨旅行等誘致・開催支援メニューの開発

海外企業等が行う報奨旅行等の誘致を優位に進めるため、開催時に参加者に対して提供する体験メニューの開発を行う。

(3) 多摩地域におけるMICE誘致促進事業

多摩地域におけるMICE誘致を促進するため、多摩地域でのMICE開催を予定している主催者に対して、参加者の輸送費用など地域の特性を踏まえた支援を実施する。

・助成率：10/10以内

・助成限度額：M/C/E 600万円

I 350万円

(4) 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業

東京の島しょ地域へのMICE誘致促進に向けた支援を実施する。

ア 島しょ地域におけるMICE誘致・開催資金助成

(ア) 島しょ地域におけるMICE誘致資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

・助成率：10/10以内

・助成限度額：500万円

(イ) 島しょ地域におけるMICE開催資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し開催時の会場借上費などを支援する。

・助成率：10/10以内

・助成限度額：1,500万円

イ 島しょ地域におけるMICE開催支援プログラム

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、島内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

ウ 島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション

MICE主催者や、開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等に対する招待旅行等を実施し、MICE開催地としての島しょ地域の魅力をPRする。

エ 「島しょ地域へのMICE誘致のモデル地区」への支援

観光協会をはじめとした地元関係者などによるMICE受入体制構築に向けた支援を実施する。

(5) ユニークベニューワンストップ窓口の設置

東京観光財団内に設けたワンストップ総合支援窓口において、MICE主催者等が行うユニークベニューの選定作業や手続き等の負担軽減や、受入れ施設のサポートを行うことにより、利用者と施設側の効果的なマッチングを推進する。

※ユニークベニュー：会議やイベント、レセプション等を特別感を演出しながら開催できる会場

(6) ユニークベニユ어의魅力発信

国内外のMICE主催者に向けて都内ユニークベニユ어의魅力や活用方法等を幅広く発信するため、ショーケースイベントを実施するとともに、都内ユニークベニユ어를紹介する専用のウェブサイトの内容の更新・充実を図る。

(7) ユニークベニユ어利用促進事業

ユニークベニユ어의利用を促進するため、主催者等に対して、ユニークベニユ어의利用に伴う会場設営費を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

(8) ユニークベニユ어施設の受入環境整備支援

ユニークベニユ어의会場となる美術館や博物館などの民間施設等を対象に、レセプション等の開催に必要な設備等の整備を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

(9) イベント等誘致・開催等支援事業

ア 展示会における海外参加促進支援

都内で展示会の開催を予定する主催者に対して、当該展示会の海外へのPR経費等を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：400万円

イ イベント等開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際イベント等を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

東京で開催される国際イベント等に対し、参加者が実際に東京の魅力を経験できるようなプログラム等を提供する。

(10) メタバースを活用したMICE誘致促進

東京へのMICE誘致を優位に展開するため、新たにメタバース空間を活用したMICEの受入環境を構築し、開催地としての魅力を向上させる。

4 MICE拠点育成支援事業（企画課）

会議・宿泊・商業施設などのMICE関連施設が集積しているエリアを都が指定し、受入体制の強化に向けた取組や各エリア間、又は国内他都市との連携及び地域住民参加に向けた取組を支援することで、MICE拠点として育成していく。

指定地域数：7エリア

※令和5年4月1日現在

大手町・丸の内・有楽町、六本木・赤坂・麻布、臨海副都心、
日本橋・八重洲、品川・田町・芝・高輪・白金・港南、
渋谷・浜松町・竹芝・芝浦

5 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援（企画課）

都心部以外でもMICEの開催を増やしていくために、多摩地域におけるMICEの誘致・受入れや人材育成に向けた取組を支援し、拠点の育成を図る。

指定地域数：2エリア

※令和5年4月1日現在

八王子、立川

6 MICE施設の受入環境整備支援（企画課）

国際会議等の会場となる会議施設やホテル、大学などの施設機能の強化を図るため、無線LANや高解像度プロジェクター、同時通訳システム、オンライン会議設備などMICEの開催に役立つ設備の導入等を支援する。

(1) 情報通信機能、映像機能、会場設備機能、多言語対応機能等

・助成率：1／2以内

・助成限度額：3,000万円

(2) オンライン会議整備機能等

・助成率：1／2以内

・助成限度額：3,000万円

(3) 環境配慮機能等

・助成率：ア 環境配慮機能（国際認証資格取得） 10／10以内

イ 環境配慮機能（国際認証資格取得に伴う設備導入経費等） 2／3以内

ウ 先端テクノロジー機能 3／4以内

・助成限度額：3,000万円

7 都市間連携によるMICE誘致の推進（企画課）

連携都市と共同で、東京と異なる魅力を有する国内他都市を周遊する報奨・研修旅行の共同誘致や、国際会議等参加者の他都市への送客に向けた取組を実施する。

（連携都市）

札幌市、福島県、石川県、愛知県・名古屋市、京都市、福岡市、沖縄県

8 次世代型MICEの推進（企画課）

国際的な誘致競争が激化する中、MICE開催形態の変化やテクノロジーの進展への対応が重要となることを踏まえ、オンライン併用のハイブリッド型MICEの開催や先端テクノロジーの実装を推進する。

(1) ハイブリッド型会議等開催資金助成

東京でのMICE開催を予定している主催者に対して、会議等の一部オンライン化に要する経費等を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：600 万円

(2) 次世代型MICE開催資金助成

東京でのMICE開催を予定している主催者に対して、先端テクノロジーの活用等に要する経費を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：3,000 万円

9 環境配慮型MICEの推進（企画課）

都内でMICE開催を予定している主催者等に対し、環境に配慮した取組を推進するためのノウハウ提供や経費助成等の支援を行う。

(1) サステナブルMICEサポートデスクの運営

MICE主催者が環境に配慮した取組を実施するための支援を行うサポートデスクを運営する。また、サステナブルMICEアドバイザーの派遣を行う。

(2) 環境配慮型MICE開催資金助成

都内でMICE開催を予定している主催者に対し、環境に配慮した取組に要する経費等を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：700 万円

第3 魅力を高める観光資源の開発

東京が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を高める。

1 自然と調和した観光（振興課）

(1) 多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業

多摩・島しょ地域への旅行者の誘致促進を目的として、市町村が行う観光施設整備や情報発信、観光振興イベント等の事業を支援する。

- ・補助対象事業：施設整備事業 案内板、標識の整備等
観光振興事業 ①観光パンフレット、ホームページの作成等
②観光振興イベント

・補助率：1 / 2 以内

- ・補助限度額：施設整備事業 2,000 万円
観光振興事業 ①500 万円、②250 万円

(2) 島しょ地域の観光振興事業

観光を主要な産業の一つとしている島しょ地域において、地域が主体的に取り組む観光振興事業を支援し、地域の更なる魅力の向上を図る。

ア 島しょ観光産業活性化支援事業

島しょ地域の民間団体が主体的に取り組む誘客事業を、町村とともに支援することで、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

イ 島しょ観光客誘致支援事業

島の個性的な魅力を活かして実施されるイベント事業を活用して旅行者を誘致し、島しょ観光の振興を図る。

(3) 島しょ地域における観光連携実践プロジェクト

島しょ地域の観光関連団体を中心とした広域連携によるPR体制を維持するとともに、実際の送客につなげる新たなツールや商品等を開発し、東京諸島の連携強化につなげる。

(4) 東京都版エコツーリズムの推進

小笠原村、御蔵島村及び三宅村において、貴重な自然を保護するとともに、それを新たな観光資源として活用し、自然への理解と関心を深める啓発等に取り組むことを通じて、「東京都版エコツーリズム」を定着させる。

ア 小笠原諸島

世界自然遺産地域における外国人旅行者の誘致に向けて、旅行者の実態やニーズについて調査を行う。

イ 御蔵島

御蔵島村が実施する観光施設整備事業を支援する。

ウ 三宅島

三宅村が実施する観光施設整備事業を支援する。

(5) 多摩・島しょ魅力発信事業

国内旅行者を確実に取り込むとともに、外国人旅行者の誘致に向け、様々な情報発信ツールを多角的に活用し、集中的なプロモーションを行う。

ア ウェブサイト等による情報発信

イ SNSを活用した情報発信

(6) 多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト

多摩・島しょ地域において、新たな交通サービスの導入など、市町村等の交通インフラ開発を支援する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：①シェアサイクルの実施支援 1,000万円

②新たな交通用具の導入支援 1,000万円

③PRツールの作成支援 200万円

(7) 島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト

「婚活」や縁結びに関連する観光資源開発や観光資源を活用したイベント等への支援により、島しょ地域への誘客を促進する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：ハード整備事業 1,000万円

ソフト事業 500万円

(8) キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業

島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」を発行し、島しょ地域のPR及び旅行者の誘客を促進し、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

※プレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」

10,000円の旅行券を発行し、うち3,000円を都が負担する。8万セット発行

(9) 新たなツーリズム開発支援事業

多摩・島しょ地域において、民間事業者等が体験型・交流型の新たなツーリズムの開発に取り組む場合に補助を行うとともに、プロモーター(民間事業者)のネットワークを活用し、広報支援や、事業全体の普及PR等を実施する。

・助成率：2／3以内(2年目：1／2以内、3年目：1／3以内)

・助成限度額：500万円(2年目：375万円、3年目：250万円)

(10) 多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業

多摩・島しょ地域におけるアドベンチャーツーリズムに係る新たな取組に必要な経費を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：2,000万円

(11) 観光型MaaS導入支援事業

スマートフォンで交通機関等に関する情報提供から予約、決済等ができる観光型MaaSの多摩地域での導入等を支援することで、観光客の利便性を高めるとともに、誘客の促進や

周遊性の向上により地域の活性化を図る。

- ・助成率：1年目：2／3以内、2年目：1／2以内
- ・助成限度額：1年目：2,500万円、2年目：1,500万円

(12) 滞在型旅行（ロングステイ）推進事業

多摩・島しょ地域における滞在型旅行（ロングステイ）に係る新たな取組に必要な経費を助成するとともに、アドバイザーによる支援を行う。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：1,500万円

(13) 多摩・島しょ地域観光課題解決事業

多摩・島しょ地域の観光産業の課題解決を目的とし、課題解決に向けた新たな取組に必要な経費を補助するとともに、新たな取組の実施が円滑に進むようにプロモーター派遣を行う。あわせて、他の多摩・島しょ地域に対して取組状況の周知を行う。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：2,000万円

2 観光まちづくり（振興課）

(1) 地域における観光まちづくりの支援

地域が主体となって取り組む観光まちづくりを推進するとともに、地域観光の担い手である観光協会等の経営力の強化や観光協会に加え多様な主体との連携した取り組みを支援する。

ア 観光活性化フォーラムの開催

地域の観光まちづくりの参考となる基調講演や事例発表等を行うとともに、地域の取組等を他の観光協会や関連団体、自治体等に紹介する展示交流会を実施する。

イ アドバイザー派遣事業

東京観光財団の地域支援窓口において、地域の様々な課題に対応するとともに、地域の要望に応じた観光まちづくりの専門家を観光協会等へ派遣し、指導・助言等を行う。また、観光協会等を対象とした地域連携プラットフォームを活性化させるための支援を行うことにより、自主的な取組や団体間の連携の強化を図るとともに、観光協会が地域の多様な主体と連携し、マーケティングを活用して策定する事業計画等の取組に対する支援を行う。

ウ 地域の観光力強化事業

(ア) 学生インターン事業

都内の観光関連分野の大学及び専門学校の学生を観光協会等に派遣し、新たな視点による取組を促進するとともに、将来の地域活性化の新たな担い手を育成する。

(イ) 観光人材育成支援事業

地域の観光振興を担う観光協会等に対して人材育成研修を行い、地域の観光振興をリード・コーディネートしていくことのできる人材の育成を図る。

(ウ) 観光まちづくり支援助成事業

観光協会等や、観光協会等を含む地域の多様な主体の連携による地域の観光振興を主たる活動目的とした協議会（DMO）が行う、地域の観光産業の活性化や経営力強化を

図ることを目的とした事業を支援する。

※広域連携（他道府県の協会等との連携を含む）も可

- ・助成対象事業：観光協会・DMO設立、情報発信、イベント実施、旅行商品造成、
経営力強化、地域における旅行者受入気運の醸成に向けた取組
- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：300万円（広域連携事業は、助成限度額600万円）

(2) 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

国内外の旅行者の多様な観光ニーズに応えるため、その地域ならではの特性を活かした観光まちづくりに対する支援を行う。

・補助対象事業：

① 次に掲げるテーマに関する観光ルートの整備など

伝統・文化、産業、食、景観、自然、水辺、スポーツ、インフラツーリズム、
国内会議等の誘致、国内外他都市との連携、SDGsに配慮した観光

② 区市の直接事業及び民間事業者への補助事業

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：施設等整備事業 2,000万円
広報・PR事業 500万円
※1区市 上限2,000万円

3 地域資源発掘型プログラム事業（振興課）

観光協会のほか民間企業など多様な主体が共同で実施する観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げなどによる特産品の開発やイベント等の誘客の取組を支援する。

(1) 対象事業

- ・地域における特産品の企画・開発
- ・旅行者誘致イベントの企画・実施
- ・着地型旅行商品の企画・造成 など

(2) 助成内容

ア 新規採択事業（委託）

- ・各区市町村内での取組（単域）

委託金額上限 600万円

※以下の条件を満たした場合は各50万円の増（最大上限800万円）

- ①外国人対応の取組、②地域の子供達が積極的に参加する取組、③新しい日常に対応し、
旅行者の満足度の向上に資する取組、④地域住民達が街への誇り・愛着を深める取組
- ・複数の区市町村（他道府県との連携を含む）にまたがる取組（広域）

委託金額上限 1,000万円

イ 継続支援助成（補助）

- ・2年目：助成率1／2以内、3年目：助成率1／3以内

4 水辺のにぎわい創出事業（振興課）

観光協会や水辺活動団体等による、水辺空間に新たなにぎわいを創出する事業に対して支援を行うとともに、水辺の観光ルートやイベント等の情報発信を行うことで、水辺空間に多彩なにぎわいを演出する。

- ・助成率：1／2以内（初めて採択される団体は、初年度は2／3以内）
- ・助成限度額：1,000万円

5 東京ライトアップ発信プロジェクト（振興課）

都内の建造物、春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップ等を行う取組を支援することで、地域の魅力を高めていく。また、都内の夜景やライトアップの魅力をWebサイト等で発信し、旅行者誘致に繋げていく。

(1) 建造物等のライトアップモデル助成

都内の建造物等を保有する民間事業者、区市町村等が行う常設のライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：3,000万円（広域の場合6,000万円）

(2) 春・秋のライトアップモデル助成

地域が行う春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：10／10以内（2年目：1／2以内、3年目：1／3以内）
※節電やH T Tの取組を行う場合は、2年目2／3以内、3年目1／2以内
- ・助成限度額：600万円

(3) ライトアップのPR

ライトアップの実施場所等を東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に掲載する。

(4) ライトアップのマップ管理・発送

都内のライトアップ施設などを紹介するマップの管理及び発送を行う。また、WEBサイトの運営・保守を行う。

6 東京プロジェクションマッピング促進支援事業（振興課）

プロジェクションマッピングを利用した地域の取組を支援し、活用を促進することで、東京の新たな夜間観光の盛り上げに繋げる。

- ・助成率：1年目2／3以内、2年目1／2以内、3年目1／3以内
- ・助成限度額：2,000万円

※継続2年目案件は助成限度額1,500万円、継続3年目案件は助成限度額1,000万円

7 プロジェクションマッピング国際アワード TOKYO（振興課）

プロジェクションマッピングの国際大会を実施することで、東京のプレゼンスを一層高めるとともに、本大会の実施を通して民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図る。

8 プロジェクションマッピング拠点整備事業（振興課）

都庁舎等の施設に機器を設置しプロジェクションマッピングの投影を実施する。

9 民間との協力によるプロジェクションマッピング展開事業（振興課）

東京をプロジェクションマッピングの聖地とし、新たな夜間観光の盛り上げにつなげるため、日本の誇るデジタル技術を最大限に活用し、民間事業者等との連携を強化、支援することで、プロジェクションマッピングを都内に面的・継続的に展開する。

10 夜間・早朝利活用促進事業（振興課）

(1) 夜間・早朝利活用促進助成金

東京の夜間・早朝の時間帯の観光を楽しめるよう、夜間・早朝観光の年間を通じたイベント等の実施に対して支援を行う。

- ・助成率：1 / 2 以内（地域の回遊性を向上させる取組を実施する場合 2 / 3 以内）
- ・助成限度額：一定期間に実施する夜間・早朝イベント等の支援 2,000 万円
地域の夜間・早朝の観光振興に向けた取組への支援 500 万円

(2) WEB サイト等を活用した情報発信

都内の夜間・早朝に楽しめる観光スポット等を WEB サイト等を活用して情報発信する。

11 富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援（振興課）

東京の魅力ある観光資源を活かした富裕層向けの夜間・早朝観光コンテンツの開発を支援する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1,000 万円

12 多摩の観光・産業振興ネットワーク事業（振興課）

多摩地域のコーディネーター役となる団体に対して支援を行い、面的・広域的に事業を展開することで、多摩地域への国内外の旅行者誘致とリピーター増加を促進し、多摩地域の観光振興を図る。

13 旅行博による東京の魅力 PR（振興課）

世界最大級の国内旅行博「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」（開催場所：インテックス大阪）で PR し、地域への誘致拡大を図ることで、地域の活性化につなげる。

14 東京フィルムコミッション事業（振興課）

(1) 東京ロケーションボックス（TLB）の運営

円滑なロケ撮影を支援するため、都内での撮影に関する情報提供や施設管理者との撮影許可の調整等を行う。また、ホームページでの情報発信、支援作品を活用したパネル展の実施、TLBの事業等を紹介する「東京ロケーションボックス・チャンネル」（動画）や「東京ロ

ケーションボックス・プレス」(広報紙)等により、ロケ撮影に対する都民等の理解促進を図る。

(2) 地域におけるフィルムコミッション設立等支援事業

ロケ撮影の円滑化及びそれを活用した地域振興を図るため、活動の中核となるフィルムコミッションの設立に向けた機運を醸成するとともに、設立後の活動支援を行う。

ア 各自治体等におけるロケ撮影担当者育成講習会

自治体や観光関連団体等を対象に、講習会を行い、ロケ撮影に対応する窓口担当者の育成を図る。

イ フィルムコミッション設立・運営支援アドバイザー業務

フィルムコミッションの設立に向けた意欲がある自治体等に対して、東京ロケーションボックススタッフがアドバイザーとして設立準備を支援するとともに、設立されたフィルムコミッションに対して、課題解決を図るための支援を実施する。

(3) 国内外へのPR活動

海外の制作者が多数集まる映画見本市にブースを出展し、ロケ地としての東京の魅力を世界に向け広くPRする。

15 海外作品制作支援事業(振興課)

都内で撮影の全部又は一部を行う、海外で公開又は放映が見込まれる映像作品の撮影やロケハン支援することにより、海外映像作品のロケ地誘致を積極的に行い、映像作品を通じて東京の魅力を国内外に発信する。

・助成率：ロケハン1/2以内

撮影1/2以内(本事業を活用しロケハンを実施した場合2/3以内)

・助成限度額：ロケハン100万円/件

撮影700万円/件

16 アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業(振興課)

国内外で関心の高いアニメ等のコンテンツを活用して観光振興を行う区市町村、地域の観光振興団体の取組に対して支援を行う。

・補助率：区市町村2/3以内、観光振興団体4/5以内

・補助限度額：①施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業2,000万円/件

※既存又は新設のアニメ等関連施設における機材、設備、備品等の購入
のみの事業の場合は、1補助事業者 上限1,000万円

②情報発信等に関する事業、集客イベント事業500万円/件(2以上の団体が
連携し、広域連携補助事業者として実施する場合は、1,000万円/件)

※1補助事業者 上限2,000万円

※デザインマンホール蓋を製作、設置及び活用する取組については、

1補助事業者 上限600万円

17 アニメ関連観光情報等発信事業（振興課）

(1) 「GO TOKYO」での情報発信

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に、都内全域のアニメ関連観光情報等を多言語で掲載することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

(2) アニメツーリズム推進事業

都内複数箇所をデジタルスタンプラリーのスポットに選定し、特設サイトを活用したアニメツーリズムを実施することにより、マイクロツーリズムの充実を図る。

18 デザインマンホール等ツーリズム推進事業（振興課）

東京に集積するアニメ関連産業のキャラクター等を活用したデザインマンホール等を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、都内全域における回遊性向上を図る。

19 観光まちづくりサポート事業（振興課）

都内の観光協会が抱える地域の観光まちづくりの課題を解決するため、多様な職務経験等を有するプロボノ人材のノウハウを活用した支援を実施する。

20 Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業（振興課）

東京にある芸術・音楽・伝統芸能や伝統工芸、歴史的な建造物等の日本文化を活用したイベント等の観光振興の新たな取組を支援し、持続的な賑わい創出につなげる。

・助成対象：観光協会、商工会等、商店街、町会・自治会、文化・芸術団体、その他の法人、民間事業者など地域の複数の団体・企業が連携し、設置した以下の協議会

A 協議会…都内で活動する複数の団体・企業が3者以上連携し、設置する協議会（※）

※文化・芸術団体を1者以上含むこと

B 協議会…都内で活動する複数の団体・企業が2者以上連携し、設置する協議会（※）

※都内の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（観光協会、商工会等）及び文化・芸術団体を各1者以上含むこと

・助成率：2／3以内

・助成限度額：A 協議会 1,300万円、B 協議会 600万円

21 サステナブル・ツーリズム推進事業（振興課）

観光協会や観光関連事業者等が行うコンテンツ開発やプロモーション等、環境配慮型旅行に係る新たな取組を支援する。また、地域の文化や環境などを学ぶツアーについてガイドラインを展開するとともに、地域における持続可能な観光まちづくりに係る取組を支援することで、都内のサステナブル・ツーリズムの推進を図る。

(1) 環境配慮型旅行推進事業

環境配慮型旅行に係る新たな取組に対して費用を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：2,000万円

(2) 地域のサステナブル・ツーリズム推進事業

小学生（親子）や中高生等を対象とした、地域の文化や環境などを学ぶツアー造成に関するガイドラインを作成し、都内に広く展開する。また、経済・文化・環境などの観点から持続可能な観光まちづくりを目的として実施する新たな取組を支援する。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：500万円

22 観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業（振興課）

都内の観光協会等と連携して実施する、地域の特産品の販売及び地域の観光PRを目的としたイベント「TOKYO 周穫祭 2023」に対して支援を行う。

23 地域観光活性化推進事業（振興課）

多摩、島しょ地域における観光の活性化に向けて魅力的なコンテンツの開発、現地等での移動手段の多様化、新たな宿泊施設の誘致などを推進するための調査を実施する。

24 都内観光促進事業（振興課）

都民の都内観光の促進につなげるため、都内への旅行商品等への定額の支援を行う。

※実施期間は、令和5年6月30日まで（令和5年7月1日チェックアウトを含む）

25 地域観光支援事業（振興課）

国の「全国旅行支援」を活用し、都内観光に係る旅行商品等への支援を行う。

※実施期間は、令和5年6月30日まで（令和5年7月1日チェックアウトを含む）

26 高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業（振興課）

高齢者の家庭での新型コロナウイルスの感染を防ぐため、同居家族から一定期間離れて都内宿泊施設に滞在することに定額の支援を行う。

※利用期間は、令和5年5月7日（チェックアウト）まで

第4 受入環境の充実

東京を訪れる旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、旅行者への円滑な情報提供に取り組むとともに、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援など、旅行者を迎え入れる滞在環境の整備を推進する。また、観光関連事業者のDX導入促進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

1 温かく迎える仕組みづくり（受入環境課）

- (1) ウェルカムカードの作成・配布等
観光スポット、観光地図、緊急時連絡先及び施設割引情報などを記載した「TOKYO TRAVEL GUIDE」を作成し、東京観光情報センター及び観光案内窓口等で配布する。
 - ・対応言語
9言語10種類(日、英、中(簡・繁)、韓、独、仏、西、伊、タイ)
- (2) 宿泊業活性化対策
宿泊施設における受入環境の充実を図るため、宿泊事業者により構成される団体が実施する、旅行者の誘致やサービス向上につながる取組等を支援する。
 - ・補助率：1／2以内
 - ・補助限度額：810万円

2 ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備（受入環境課）

ムスリムを含む多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者の受入環境整備に取り組んでいる施設などを紹介するとともに、事業者等に対して、必要な知識・ノウハウなどの普及啓発を図る。

- (1) パンフレットの作成・配布
ムスリム旅行者の受入れに取り組んでいる都内の飲食店や宿泊施設、礼拝所などを紹介したパンフレットに加え、ベジタリアン向けメニュー対応の飲食店を紹介したパンフレットを作成・配布する。
- (2) 受入対応セミナーの開催
受入環境整備に必要な知識・ノウハウなどに関する情報提供や、先進事例の紹介などを目的とした事業者向けセミナーを開催する。
- (3) 専門家の派遣
飲食メニュー開発等に取り組む事業者に対し、専門家を派遣し受入環境整備を支援する。
- (4) マッチング会の実施
ムスリムやベジタリアン対応の製品取扱事業者と、飲食事業者等とのマッチング会を実施する。
- (5) インバウンド対応ガイドブックの改訂
観光関連事業者を対象としたインバウンド対応ガイドブックを改訂する。

3 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営（受入環境課）

都内の飲食店が多言語のメニューを簡単に作成でき、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる機能を備えたウェブサイト「EAT 東京」を運営する。

また、多言語メニューのさらなる普及を図るため、ウェブサイトの操作研修会や登録済み店舗に対する個別のフォローアップ等を行う。

・翻訳言語：

11 言語 12 種類（英、中（簡・繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ、インドネシア、ベトナム、アラビア）

4 多言語コールセンター事業（受入環境課）

外国人旅行者の利用頻度の高い施設（都内宿泊施設、飲食店、タクシー事業者及び小売店（免税店含む））に対して、英語・中国語・韓国語・仏語・タイ語による通訳等を行う 24 時間対応のコールセンターサービスを提供する。

5 タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業（受入環境課）

多言語対応及び決済機能を持つタブレット端末等を導入する都内タクシー事業者に対して、支援する。

・助成率：法人事業者 1 / 2 以内、個人事業主 9 / 10 以内

・1 台あたりの助成限度額：法人事業者 5 万円、個人事業主 9 万円

6 飲食事業者向け食の多様性対応支援事業（受入環境課）

(1) 食の多様性に向けた普及啓発

先進的な料理店等の協力を得て、ヴィーガンなど食の多様性に対応したメニューを開発するとともに、レシピのコンテンツを作成し、ウェブサイト等で発信する。

(2) ベジタリアン・ヴィーガン認証取得支援

都内飲食店が、新規顧客獲得のため、ベジタリアン及びヴィーガンに関する認証を新たに取得する際に要する経費について助成する。

・補助率：1 / 2 以内

・補助限度額 1 店舗当たり 20 万円

7 観光案内機能の充実（受入環境課・企画課）

(1) 東京ひとり歩きサイン計画

ア 案内サインの統一化の周知・推進

外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、平成 27 年 2 月に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・推進していく。

イ 歩行者用観光案内標識の維持管理（都道）

ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識について、地図面の更新等の維

持管理を行う。（建設局への執行委任）

(2) デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業

多言語での観光情報の提供を目的にデジタルサイネージを屋内外に設置するとともに、地図上に表示する様々な情報を効率的に収集・管理するためのデータベースを運営する。

(3) 外国人旅行者に対するW i - F i 利用環境整備事業

東京を訪れる外国人旅行者が観光情報等の収集を目的にインターネットを利用する際に、ストレスフリーで無料W i - F i に接続できる環境を整備する。

ア 観光案内標識及び電話ボックスにおける公衆無線 LAN サービスの保守運営

街なかには設置している観光案内標識や公衆電話ボックス周辺で無料 W i - F i が利用できる環境を提供する。

イ 外国人旅行者に対する無料W i - F i サービス周知広報事業

都内で無料W i - F i サービスが多くある場所で利用できることを、インフルエンサーを活用し発信することで、利用環境の認知度を高める。

ウ 都内W i - F i 利用環境満足度等調査

外国人旅行者に対してアンケート調査を行い、満足度を調査するとともに、都内の外国人旅行者が利用できるW i - F i スポットの場所等を把握し、今後の施策展開の基礎資料とする。

(4) 観光案内所の運営

ア 東京観光情報センターの運営

都内5カ所にある東京観光情報センターを運営し、観光情報提供の中核として、国内外旅行者のニーズに合った情報を提供するとともに、国内外からの問合せに対し、ビデオ通話やチャット等で案内するオンライン観光案内を実施する。

また、センター東京都庁で東京の特産品等を販売し、旅行者へ東京の魅力を発信する。

・東京観光情報センター設置場所

東京都庁第一本庁舎1階、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、エキュート立川

イ 全国観光PRコーナーの運営

東京都と全国の各自治体が連携して、都庁舎を「全国の観光情報発信拠点」として活用し、日本各地域の魅力を広くPRするため、各自治体の最新の観光パンフレット等を設置、配布するとともに、観光・物産等のPRイベントを行うスペースを提供する。

設置場所：東京都庁第一本庁舎1階

(5) 広域的な観光案内拠点等整備事業

都内の観光案内窓口を拡充・強化し、都内全域での観光案内機能の充実を図る。

(観光案内窓口整備)

・助成率：2 / 3 以内（区市町村は1 / 2 以内）

・助成限度額：1 施設 300 万円（区市町村は225 万円）

(6) 広域的な観光案内拠点等の運営

国内外の旅行者に対して観光情報を円滑に提供できるよう、広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口の運営を支援する。

ア 広域観光案内拠点の運営等

広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口に対して、必要な観光情報提供機能を支援し、観光案内機能の充実を図る。

※広域的な観光案内拠点 10か所(令和5年5月現在の指定箇所数)

東京観光情報センター バスタ新宿、東京観光情報センター 京成上野、
中央区観光情報センター、浅草文化観光センター、東京シティアイ、
お台場SKYツーリストインフォメーション、秋葉原観光情報センター、
六本木ヒルズ総合インフォメーション、表参道ヒルズインフォメーションカウンター、
shibuya-san tourist information & art center

イ 広域観光案内拠点等の運営実態調査

広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口に対して、実態としてどのような対応が行われているかを調査する。

ウ 外国人旅行者及び観光案内窓口のニーズ調査

外国人旅行者を対象に、観光案内窓口及び屋内デジタルサイネージ等に求める機能等の実態を把握するための聞き取りを行う。併せて、観光案内窓口を対象に、都が提供する支援サービスについて、どのような内容を求めているのか調査を行う。

エ 観光案内窓口の情報発信力強化

広報用HPをリニューアルするとともに、ウェブ広告を展開し、旅行者等の窓口の認知度向上を図る。また、希望する窓口に専門家を派遣し、オンラインでの情報発信に係る助言を行うことで、各窓口へのさらなる来訪者増加を図る。

(7) 全国特産品等の展示紹介事業

都内アンテナショップ等と連携した特産品の販売イベントを開催し、全国の特産品を販売する。また、都内アンテナショップを回遊し、各地の魅力に触れることができるイベントを実施する。さらに、民間事業者による大規模イベントの機会を活用して、東京をはじめとした各地のマラソン大会やサイクリング大会の紹介等を切り口とした観光PRを行う。

8 観光インフラ整備支援事業（受入環境課）

都内全域における受入環境の整備を促進するため、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を促進していく。

(1) 区市町村観光インフラ整備支援

多言語対応の改善・強化や情報通信技術の活用など、地域の特色を生かし、地域の実情に応じて旅行者の受入環境整備を計画的に実施する区市町村の主体的な取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内（安全・安心の確保とオーバーツーリズム対策は2／3以内）
- ・助成限度額：1区市町村 1億円（令和2年度から5か年合計）

(2) 観光施設の国際化支援

多様化する旅行者のニーズに対応し、旅行者の受入環境整備を実施する都内の民間美術館・博物館等の取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内

- ・助成限度額：1施設 1,000万円（令和2年度から5か年合計）

9 観光バス等バリアフリー化支援事業（受入環境課）

国内外から多様な旅行者を迎えるにあたり、障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラである観光バスのバリアフリー化を推進する。

(1) 観光バス車両のバリアフリー化の推進

リフト付観光バスの新たな導入に取り組む事業者に対して支援する。

- ・助成率：10/10以内
- ・助成限度額：1車両 大型 800万円、中型 500万円、小型 300万円

(2) 新型コロナウイルス感染症防止対応車両導入の推進（※）

感染防止対策のための設備等や高性能車内換気機器等、感染防止効果の高い設備を備えた車両導入を支援する。（（1）を実施した車両のみ対象）

- ・助成率：1/2以内
- ・助成限度額：1車両 100万円

※令和5年5月7日で受付終了

10 ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進（受入環境課）

障害者や高齢者等がドローンを操作してリアルな観光を楽しむことができる事例創出を行い、アクセシブル・ツーリズムの充実を図る。

11 都民向けおもてなしポケットガイドの作成（受入環境課）

外国人旅行者や障害者等に対する道案内や配慮の仕方などを掲載した冊子を配布し、都民のおもてなしの心の醸成を図る。

12 宿泊施設のバリアフリー化支援事業（受入環境課）

東京を訪れる高齢者や障害者等が、宿泊施設を安全かつ快適に利用できるよう、都内宿泊施設のバリアフリー化を推進する。

(1) 宿泊施設バリアフリー化支援補助金

宿泊施設の段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化のための施設整備（共用部）、客室整備、備品購入、コンサルティング等に要する経費を支援する。

補助対象経費	延べ床面積 1,000 m ² 未満の施設		延べ床面積 1,000 m ² 以上の施設	
	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
バリアフリー化整備事業 (施設整備)	4/5以内	3,000万円 (6,000万円 ^{※4})	2/3以内	2,500万円 (5,000万円 ^{※4})
バリアフリー化整備 (客室整備)	3/4以内 ^{※1}	4,000万円 (8,000万円 ^{※5})	2/3以内 ^{※1}	3,500万円 (7,000万円 ^{※5})
	4/5以内 ^{※2}	4,200万円 (8,400万円 ^{※5})	3/4以内 ^{※2}	4,000万円 (8,000万円 ^{※5})

	9 / 10 以内 ^{※3}	4,800 万円 (9,600 万円 ^{※5})	4 / 5 以内 ^{※3}	4,200 万円 (8,400 万円 ^{※5})
バリアフリー化整備事業 (備品購入)	4 / 5 以内	320 万円	2 / 3 以内	270 万円
バリアフリー化整備事業 (実施設計)	4 / 5 以内	100 万円	2 / 3 以内	90 万円
コンサルティング	2 / 3 以内	100 万円	2 / 3 以内	100 万円

助成対象は、法令・条例で定める設置基準を上回る整備を実施する場合に限る。

※1 15 m²未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※2 車いす使用者用客室の整備を行う場合及び15 m²以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※3 車いす使用者用客室の整備で、客室出入口の有効幅を90 cm以上とする場合

※4 バリアフリー化整備事業(施設整備)において以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合

①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※5 6室以上(改修前の客室数を基準に判断)バリアフリー化整備を行う場合

(2) 宿泊施設バリアフリー化促進事業

宿泊施設のバリアフリー化を推進するために、宿泊事業者や備品製造事業者等に向けたセミナーを開催するとともに、宿泊事業者に対しアドバイザー派遣を実施する。

13 アクセシブル・ツーリズム支援事業（受入環境課）

障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。

(1) 都民・観光関連事業者向け支援

ア シンポジウムの開催

都民や観光関連事業者等を対象に、アクセシブル・ツーリズムの普及啓発と機運醸成を図る。

イ アクセシブル・ツーリズム推進セミナー

経営層等に対するセミナーを開催し、アクセシブル・ツーリズム推進に向けた受入環境整備の取組を促す。

ウ アクセシブル・ツーリズム推進ウェブサイトの運営・情報発信

障害者や高齢者等の受入事例や観光地の情報等を集約した総合ウェブサイト等を用いて、都内のアクセシブル・ツーリズムの情報を発信する。

(2) 旅行者向け支援

ア バリアフリー観光情報の発信

バリアフリー観光情報ガイドを更新するとともに、既存観光モデルコースの 360° 動画を製作する。また、コース内のバリアフリー対応トイレのリアルタイム空室情報を収集し、ウェブサイトで発信する。

イ 乗降用リフト装置付バス利用支援事業

乗降用リフト装置付バスを貸切で手配し旅行を催行する旅行者に対して、通常のバスの貸切バス料金との差額について支援する。

ウ 島しょアクセシブル・ツーリズムモニターツアー

障害者や高齢者等が島しょ地域を訪問しやすい環境を整備するため、島しょ地域における観光モデルコースの作成や島へのアクセスなどのバリアフリー情報を発信する。

エ 車いす使用者用客室利用支援

車いす使用者用客室の利用率の向上を図るため、モニターによる宿泊を実施し、同客室の快適性等を情報発信する。

14 観光事業者の災害対応力強化事業（受入環境課）

外国人旅行者の安全・安心の強化を図るため、「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」の活用、周知を図るとともに、宿泊施設等を対象としたセミナーを実施する。

15 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業（受入環境課）

外国人旅行者による観光を東京での消費活動につなげるよう、旅行者の一層の消費拡大や受入に係るサービス向上に向けた観光関連事業者の取組を促進する。

(1) 派遣型セミナー・ワークショップの開催、コンサルタント等活用による支援

外国人旅行者受入に取り組もうとする宿泊、飲食、小売事業者等に対してセミナーやワークショップを開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、その取組を後押しする。

(2) 観光タクシー普及事業

観光タクシーで SNS 等において発信力がある外国人を案内し、海外に情報発信するとともに、東京の観光タクシー PR パンフレットを配布することで、観光タクシーの普及啓発と利用促進を図る。

(3) 地域通訳案内士育成等事業

一定の語学力を有するタクシー運転手等に対し、地域通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、観光英語や旅程管理等に関する研修を行い、円滑に外国人旅行者を案内できる人材の育成と、サービスレベルの維持・向上を図る。

16 TOKYO 旅館ブランド構築・発信事業（受入環境課）

旅行者と地域をつなぐ役割を担う「旅館」が、国内外の旅行者の誘致を地域と協力して進める取組を支援するとともに、こうした「旅館」の観光の拠点としての機能充実を通じた、旅館ブラ

ンドの構築と発信体制の強化を図る。

(1) 地域グループへの支援

ア 旅館が地域の観光協会や商店などと協力して旅行者誘致を行う取組を支援するため、モデルとなる地域グループに対して、必要となる経費等を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1グループ 1,000万円
- ・支援期間：3年以内

イ 観光人材（地域コンシェルジュ）の育成

- ・補助率：4／5以内
- ・補助限度額：1グループ 360万円

(2) 旅館ブランドの発信

和の文化とおもてなしを体験できる旅館の優れたイメージを、海外に向けてブランドとして発信する取組を支援する。

17 住宅宿泊事業の適正な運営（振興課）

特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）を除く区域において、住宅宿泊事業を営む事業者の届出を受け付けるとともに、衛生・建築・消防などの関係部署と連携して、適正な事業実施に向けた指導監督を行う。

- ・根拠法令等：住宅宿泊事業法（平成29年 法律第65号）

東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン 等

18 宿泊施設テレワーク利用支援事業（受入環境課）

(1) 宿泊施設におけるテレワークプランの提供

都内の宿泊施設を活用し、日帰り・宿泊型のテレワークプランを安価に提供する。

- ・利用対象者：都内在住又は在勤で、企業等で働く方（個人事業主含む）
- ・利用料：日帰り1日1室1,000円、宿泊型1日1室2,000円

(2) テレワークプランを提供している宿泊施設の情報発信

ウェブサイト「HOTEL WORK TOKYO」を運営し、テレワークプランを提供する都内宿泊施設の情報発信を行う。

19 宿泊施設活用促進事業（受入環境課）

(1) 助成事業

宿泊事業者が経営環境の変化や多様な顧客ニーズに対応するために行う、需要の創出・収益力向上に資する取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内（中小企業は2／3以内）
- ・助成限度額：1施設 500万円

(2) 好事例情報の発信

補助金事業の内、特に優良な事例を「観光事業者向けワンストップ支援センターの運営」

事業にて構築するサイト上で公開することにより、都内観光産業全体の活性化に繋げる。

20 観光事業者の経営力強化支援事業（受入環境課）

(1) 観光経営力強化支援事業

観光事業者が事業継続や収益確保を図るために行う生産性の向上や新サービス・商品開発、体験型コンテンツ開発等に係る経費の一部を補助する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：生産性向上への対応 1,500 万円
新サービス・商品開発への対応 500 万円
体験型コンテンツ開発等への対応 500 万円

(2) インバウンド対応力強化事業

外国人旅行者が都内で快適に滞在できるよう、宿泊施設・飲食店（中小企業に限る）・体験型コンテンツ施設（中小企業に限る）・観光バス等における外国人旅行者対応に係る無線LAN環境の整備、トイレの洋式化、災害時における外国人旅行者の受入対応、外国人用グルメサイトへの掲載費用等の経費を支援する。

- ・助成率：1 / 2 以内
- ・助成限度額：300 万円（団体等は1,000 万円）

21 観光業界における経営課題解決促進事業（受入環境課）

観光関連の業界団体等が取り組む、サービスのレベルアップや生産性向上に向けた取組を支援する。

- ・補助率：2 / 3 以内（4社未満の観光事業者グループの場合は1 / 2 以内）
- ・補助限度額：1 団体（グループ）2,000 万円

22 観光事業者向けワンストップ支援センターの運営（受入環境課）

観光事業者からの相談にワンストップで対応する窓口を設置するとともに、ウェブサイトで支援メニューを効果的に発信すること等により、事業者のニーズに合った支援を実施する。

(1) 観光産業総合支援ウェブサイトの運営

観光事業者向けの支援策を一元的かつ網羅的に紹介するウェブサイトを経営する。

(2) 観光産業総合相談窓口

- ・観光事業者からの相談事項等について、対応する支援メニュー（補助制度、セミナー等）を案内する総合相談窓口を経営する。
- ・経営相談については必要に応じ専門家を派遣し、生産性の向上や新商品・サービスの開発等、経営に関する助言を実施する。

(3) 事業説明会等による情報発信

- ・都内観光関連事業者に対し、先進的な取組の紹介や生産性の向上、新技術活用等の紹介を行うとともに、各種支援メニューも案内する経営セミナーを開催する。
- ・関連団体と連携した事業説明会、出張相談や事業者交流会も実施する。

23 観光関連事業者の連携促進による経営支援事業（受入環境課）

旅行業者が観光関連事業者と連携し、地域の特色を活かした新たな旅行商品を造成する取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：200万円（自社以外の4者以上と連携した場合、300万円）

24 アドバイザーを活用した観光事業者支援事業（受入環境課）

観光事業者がアドバイザーなどの助言に基づき行う経営改善や新商品・サービス開発、人材確保・定着等の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 200万円（コンサルタント経費については100万円）

25 観光資源の保全等のための支援事業（受入環境課）

都内の貴重な観光資源の喪失を防ぐため、観光関連事業者を対象に、民間資金を募るクラウドファンディングによる資金調達や東京の魅力発信に資する観光資源の維持・保全に係る取組を支援する。

(1) クラウドファンディングの手数料助成等

観光関連事業者が、観光資源として活用できる施設または技術等の維持・保全に係る取組を実施するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う際に、クラウドファンディング事業者に支払う手数料を支援する。また、クラウドファンディングの活用を促すオンラインセミナーを実施する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：100万円

(2) 観光資源の保全等のための補助

観光関連事業者が、観光資源として活用できる施設または技術等の維持・保全に係る取組を行う際に、必要となる経費を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1,000万円

ただし、地域の協議会等が作成する計画を基に指定する重点エリア内は、以下のとおり

- ・補助率：3／4以内
- ・補助限度額：1,500万円

26 観光需要創出に向けた誘客促進支援事業（受入環境課）

都内の観光需要の創出に向け、東京の観光振興や都内への誘客が見込める観光関連団体等が主催する全国大会の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：5,000万円

27 先端技術による次世代受入環境構築事業（受入環境課）

エリア（地区）単位で複数の施設（ホテル・レストラン・観光施設・商業施設等）が連携し、受入環境の向上に資する新技術の実装を図る取組を支援することで、ストレスフリーの次世代受入環境を構築する。

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：4,000万円

28 DXによる観光データ活用等支援事業（受入環境課）

地域単位で抱える課題に対してデータを活用しながら解決を図る取組を支援することにより、観光地での回遊性の向上や消費の最大化などを図る。

29 DXによる旅行事業者レベルアップ応援事業（振興課・受入環境課）

都内旅行事業者のデジタル技術導入を促進するため、専門家を活用したDX事業計画の策定や計画の実行を支援する。

(1) 専門家派遣

専門家を無料で派遣し、旅行事業者のDX事業計画の策定を支援する。

(2) 補助事業

DX事業計画を策定した旅行事業者の中で、DXの取組により業務改善やサービス向上等の効果が顕著に見込める計画を策定した事業者を採択し、その取組を支援する。

- ・補助率：3／4以内
- ・補助限度額：300万円

30 観光事業者のデジタル化促進事業（受入環境課）

観光事業者が生産性の向上や高付加価値化を図るために行うデジタル化やDXに向けた取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 3,000万円

31 宿泊施設デジタルシフト応援事業（受入環境課）

人手不足の解消や業務効率化などの課題解決のため、中小の宿泊事業者が実施する比較的短期間で導入可能なデジタル技術を活用した取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 150万円

32 観光事業者による環境対策促進事業（受入環境課）

観光事業者がSDGs・環境対策として実施する設備導入やそれらの取組を国内外に向けてPRする経費の一部を補助することで、持続可能な観光を促進し、選ばれる観光都市東京の実現を

目指す。

- ・補助率：1 / 2 以内（中小企業は 2 / 3 以内）
- ・補助限度額：1,500 万円

33 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業（受入環境課）

東京における長期滞在を促し、インバウンド需要を確実に取り込むため、宿泊施設が体験型観光提供事業者と連携して企画する日本文化等の体験型観光を支援する。

- ・補助率及び補助限度額：2 / 3 以内 1,500 万円
3 / 4 以内 500 万円（中小事業者に限る。）

34 タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（受入環境課）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス等事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援する。

(1) タクシー事業者向け支援（※）

タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策を支援する。

- ・補助率：4 / 5 以内
- ・補助限度額：1 台 8 千円
- ※令和 5 年 5 月 7 日で受付終了

(2) バス事業者向け支援（※）

観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染防止に向けた取組等を支援する。

- ・助成率：4 / 5 以内
- ・助成限度額：1 台 8 万円
(車両内への高効率空気清浄機等の設備を設置する場合 1 台 30 万円)
- ※令和 5 年 5 月 7 日で受付終了

35 観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業（受入環境課）

(1) 広報経費支援

受注型企画旅行のために都内旅行業者が行う広報経費を助成する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1 事業者 20 万円

(2) 感染対策備品等購入経費支援

受注型企画旅行の訪問先が受注旅行受入のために実施する感染対策用の備品等購入経費を助成する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1 ツアー 20 万円（1 施設 5 万円）
- ※令和 5 年 5 月 7 日で受付終了

(3) ツアーコンダクターに係る支援

感染症対策を実施した受注型企画旅行に随行するツアーコンダクターの経費の一部を助成する。

- ・助成率：第1種登録旅行者 2／3以内、または3／4以内
第2種、第3種及び地域限定登録旅行者 3／4以内、または4／5以内、
- ・助成限度額：1人1日 3万円

(4) 交通機関貸切経費支援

受注型企画旅行において、貸切で交通機関を利用する場合、1台あたりの乗車人数を乗車定員の半分以下とし、安全・安心対策を実施した場合の経費の一部を助成する。

- ・助成率：第1種登録旅行者 2／3以内、または3／4以内
第2種、第3種及び地域限定登録旅行者 3／4以内、または4／5以内
- ・助成限度額：1台1日 貸切バス 12万円、
観光タクシー 4万円、
1回 水上交通 24万円、
鉄道・軌道 22万円

36 グループ交流等促進観光支援事業（受入環境課）

貸切で交通機関を利用する手配旅行において、1台あたりの乗車人数を乗車定員の半分以下とし、安全・安心対策を実施した場合、貸切費用の経費の一部を補助する。

- ・助成率：第2種、第3種及び地域限定登録旅行者 2／3以内、または3／4以内、
第1種登録旅行者 1／2以内、または2／3以内
- ・助成限度額：1台1日 貸切バス 12万円、
観光タクシー 4万円、
1回 水上交通 24万円、
鉄道・軌道 22万円

37 宿泊施設テレワーク利用促進事業（受入環境課）

都内事業者が都内宿泊施設をテレワーク等で利用する場合の借り上げ経費を支援することで、宿泊施設の新たなビジネス展開や事業者の働き方改革を促進する。

- ・補助限度額：1日1室 3,000円、1か月 100万円（最大3か月間）

38 外国人旅行者受入に係る経営活力向上支援事業（受入環境課）

本格的な旅行需要の回復に合わせ、事業者が行う収益確保に向けた取組や従業員の再教育・新たな人材確保のための取組、広告宣伝などの取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 200万円

第5 人材の育成・活用

東京の観光振興を支える人材や、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅広い人材を育成・活用していく。

1 観光経営人材育成事業（受入環境課）

観光関連産業（旅行業、宿泊業、飲食業、小売業等）の経営人材を対象とした講座を開講することにより、経営の視点からサービス提供ができる人材の輩出につなげるとともに、観光関連事業者の経営力を向上させる。

(1) 都立大学と連携した観光経営専門人材育成に向けたプログラムの開発

都立大学と連携し、ICTやデジタルマーケティング等を活用できる高度な人材育成プログラムの開発及び実施支援、高度観光人材育成に向けた調査・研究を行う。

(2) 経営人材・マネジメント人材育成のためのプログラムの開発・実施

都内の大学等と連携し、観光関連産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた新たな教育プログラムの開発及び実施支援を行う。

2 観光産業外国人材活用支援事業（受入環境課）

事業者のインバウンド対応力を高めるため、観光産業への就職を希望する留学生など、外国人材の活用に向けた支援を実施する。

(1) 観光産業の魅力発信

外国人留学生等に対し、リーフレット等により就職先としての観光産業の魅力を発信する。

(2) 外国人材活用支援事業

外国人材の活用に取り組む宿泊施設・飲食店・小売店の事業者に対して、外国人材採用に向けたセミナーの開催、専門家の派遣、職場見学会、合同企業説明会を実施する。

(3) 外国人材定着支援事業

外国人材の定着に向け、事業者・留学生双方に対して研修会を実施することにより、普及啓発を図る。

3 MICE専門人材育成（企画課）

MICEに関わる事業者や世界で通用する専門人材を、研修等を通じて育成する。

(1) MICE専門人材育成講座

都内MICE関連事業者や学生等を対象に、誘致や開催に必要な知識、高度で実践的なスキルの習得を目的とした講座を実施する。

(2) MICEプロフェッショナル人材育成

世界で通用する人材の育成を目的として、都内MICE関連事業者に対し、国際団体等が実施する海外の育成プログラムの参加に要する経費等の一部を支援する。

(3) 国際会議主催者向け東京都MICE施策紹介

令和4年度に作成した国際会議誘致に係る東京都MICE施策を紹介する冊子を改訂し、国際会議主催者向けに更なる普及啓発を図る。

4 観光ボランティアの活用（受入環境課）

東京を訪れる国内外からの旅行者を温かく迎え入れる環境の整備を進めるため、東京の観光スポットを案内する観光ボランティアの育成を図る。

(1) 東京都観光ボランティア

ア 以下の観光案内を多言語で実施する。

(ア) 都庁（展望室を含む。）案内ツアー（英・中・韓）

(イ) 観光ガイドサービス（英・中・韓を含む7言語）

都内の人気観光スポットをめぐる15コースを案内する。

(ウ) 観光ボランティアの派遣（英・中・韓を含む7言語）

観光振興に資するイベントや国際会議等に派遣

(エ) 街なか観光案内

外国人旅行者が多く訪れる10地域の街なかにおいて、旅行者に積極的に声を掛け、観光案内を実施する。

イ 大学生を対象に外国人旅行者へのおもてなしを考える観光ボランティア参加促進プログラムを実施する。

・東京都観光ボランティア登録者数 3,118名（令和5年4月1日現在）

(2) おもてなし親善大使育成塾

都内在住又は在学の中学生・高校生を対象に、外国人旅行者に英語で観光案内等を行う「おもてなし親善大使」を育成する。

・おもてなし親善大使任命者数：1,336名（令和5年4月1日現在）

・令和5年度任命予定者数：150名

5 通訳案内士育成事業（振興課）

東京を訪問する外国人旅行者の多様なニーズに対応し、東京の魅力を伝えることのできる質の高い通訳ガイドを育成するため、研修等の実施や通訳ガイドとしての活動の支援を行う。

6 青少年の教育旅行受入促進（企画課）

観光、教育、私学等の関連部署の連携により「東京都訪日教育旅行促進協議会」を設置して、学校交流のマッチングや交流活動の支援を行うとともに、教育旅行の訪問先としての東京を国内外に向けPRすることで、青少年の東京への教育旅行の受入を促進する。

第6 推進体制の構築

1 都市観光支援事業（振興課）

都内の観光協会等が、訪都旅行者の増加を図るために実施する地域の魅力の掘り起こしや、その発信等につながる事業を支援する。

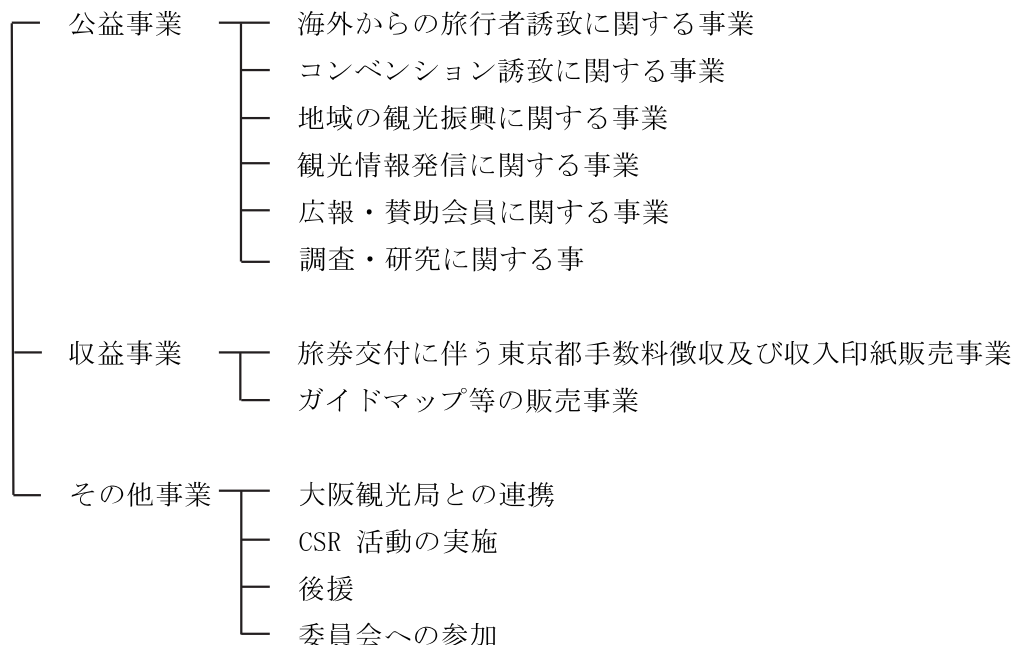
- ・補助対象：都内に所在する観光協会等
- ・補助率：1 / 2
- ・補助限度額：200万円

2 東京観光財団の管理運営（企画課）

公益財団法人東京観光財団は、東京都の産業・技術及び歴史的・文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として、各種事業を実施している。

都は、東京における観光産業の振興を図るため、行政と民間事業者等の架け橋となる公益財団法人東京観光財団を支援する。

- ・設立年月日 平成15年10月15日（平成23年4月1日 公益財団法人に移行）
- ・所在地 新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階
- ・組織 役員（常勤・非常勤）27名、常勤職員 160名（令和5年7月1日現在）
- ・会員数 633会員（令和5年3月31日現在）
- ・事業体系



3 被災地応援ツアー（受入環境課）

都内旅行事業者と連携し、福島県を目的地とする旅行を促進することで、現地での消費を喚起

し地域経済復興の支援を行う。また、福島県が推進する「ホープツーリズム」を支援対象とするとともに、県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校等が実施する福島県への教育旅行などを支援する。

4 観光産業の育成（企画課・振興課）

(1) 観光事業の企画調整

東京都の観光事業の振興充実を図るため、知事の附属機関として「東京都観光事業審議会」を運営するとともに、企画調整・調査を行うことにより、観光事業施策の重要な柱を確立していく。

ア 東京都観光事業審議会の運営

・委員：23名（令和5年4月1日現在）

イ 各種連絡会議等の運営

(ア) 東京都区市町村観光行政連絡会議

・構成員：各区市町村観光主管課

(イ) 東京都観光情報連絡会

・構成員：ホテル・旅館業界、交通業界、旅行業界等

(2) 東京の観光振興を考える有識者会議の運営等

観光を巡る環境の変化に的確かつ迅速な対応を図るため、幅広い分野の有識者との意見交換を通じて、今後の観光振興の方向性や具体的な観光施策について検討する。

・委員：15名（令和5年6月1日現在）

(3) 振興育成等

ア 観光団体振興育成

都内の観光振興を推進するため、広域事業を実施する観光団体に分担金等を支出する。

イ 多摩地域観光活性化事業

大多摩地域の観光地としての魅力を多くの人々に発信し、更なる観光客誘致につなげるため、観光ガイドブックを作成する。

(4) 旅行業者の登録等

ア 旅行業

主たる営業所を東京都内に置き、旅行業（第二種・第三種・地域限定）、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務等に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

・根拠法令等：旅行業法（昭和27年 法律第239号）

旅行業法施行令（昭和46年 政令第338号）

旅行業法施行規則（昭和46年 運輸省令第61号）

旅行業者営業保証金規則（平成8年 法務・運輸省令第1号）

(ア) 旅行業者等の登録（旅行業者代理業及び旅行サービス手配業を含む。）

(令和4年度実績)

登録者数(令和4年度末)(者)		2,511
取扱件数	新規登録	216
	登録抹消	143
	変更登録	14
	更新登録	271
	登録事項変更	707
	営業保証金取戻	68

(イ) 営業保証金の還付

旅行業法第17条に規定する、旅行業者と旅行業務に関し取引をした旅行者で、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する者に対し、登録行政庁として営業保証金の還付手続きを行っている。

		令和3年度実績	令和4年度実績
取扱数	被申立て旅行業者数	0者	0者
	債権者数	0人	0人
	意見聴取会開催件数	0回	0回
	処理済件数	1件	0件

イ 通訳案内士

都内に住所を持つ全国通訳案内士及び都が行う研修を修了した地域通訳案内士について登録制度を実施し、あわせて通訳案内士の業務の適正な運営を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与する。

・根拠法令等：通訳案内士法（昭和24年法律第210号）

通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）

(令和4年度実績) ※

登録者数(令和4年度末)(人)		9,060	
取扱件数	新規	207	
	再交付	30	
	登録事項の変更	都内	180
		転入	49
	転出・抹消	89	

(注) 登録証の有効期限なし

※都内に住所を持つ全国通訳案内士及び都が行う研修を修了した地域通訳案内士

5 ユースホステル施設の貸付（受入環境課）

ユースホステル施設を民間事業者に貸し付けることで、より柔軟な運営を図るとともに、都は施設所有者として、建物の修繕等にかかる経費を負担する。

場 所	新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ18・19階
延床面積	1,721.11㎡（地下室・事務室を含む）
貸付期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間 （定期建物賃貸借契約による）
室 数	洋室 10人用 2室 和室 6人用 2室 8人用 2室 4～5人用 25室 3人用 2室（車椅子利用可）
収容定員	179人

6 都民の観光振興への理解促進事業（企画課）

観光の産業としての価値や将来性等を都民に対してわかりやすく発信するため、大学や観光協会等の団体と連携して、観光振興への理解促進を目的としたシンポジウムやイベント等を実施する。

7 国内向け誘客促進プロモーション（振興課）

都内観光産業の早期回復に向け、国内からの旅行者を誘致するため、東京の新たな魅力の発見につなげるプロモーションを展開する。

VI 農林水産対策

○施策の体系（令和5年8月1日現在）

農林水産対策

農業の振興

農業振興計画及び情報提供等

- 農業振興計画等
- 農地利用調整事務
- 農林水産業の普及啓発
- 東京産食材の魅力発信事業
- 東京産農産物の流通促進事業
- 国産農作物を利用した商品開発及び購入促進キャンペーン
- 農林水産物の相互PR事業
- 都内産等農水産物の輸出促進事業
- 未来に残す東京の農地プロジェクト
- 都市農地活用推進モデル事業
- 生産緑地買取・活用支援事業
- 東京の農地流動化促進事業
- 農業振興地域活用計画支援事業
- 農業委員会デジタル化推進事業
- 農業振興事務所の管理運営

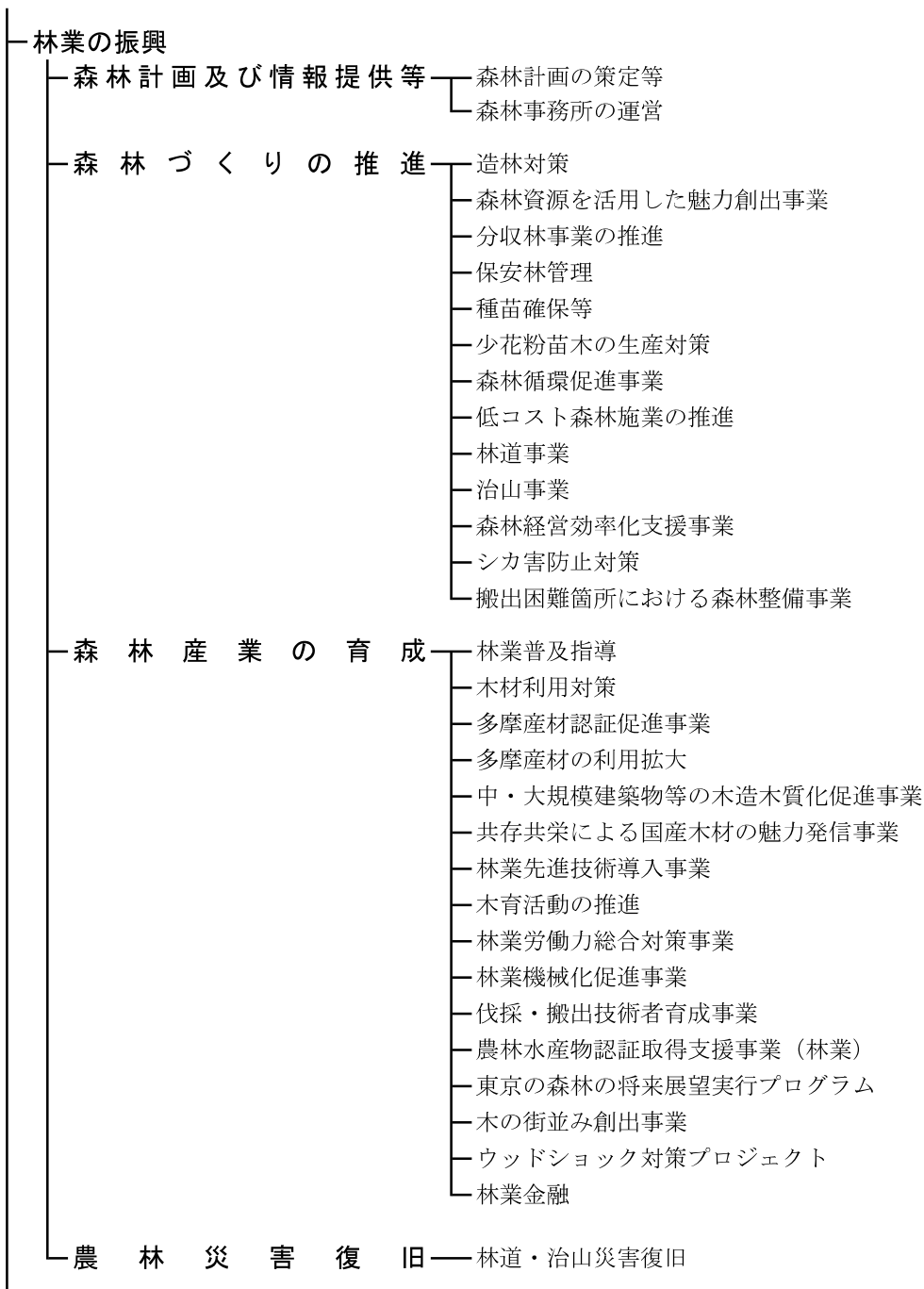
農業基盤の整備

- 土地改良
- 農業用水整備
- 島しょ地域等における農業のDX推進事業

食の安全・安心の確保

- 食の安全安心・地産地消拡大事業
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- 東京産農産物消費拡大支援事業
- 食育の推進
- 病害虫等の防除
- ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業
- デジタル技術を活用した農作物獣害対策の推進
- 農産物安全確保調査分析
- 農薬適正指導強化事業
- 環境と調和した農業の推進
- 肥料コスト低減緊急対策事業
- 堆肥等利用促進事業
- 農林水産物認証取得支援事業（農業）
- 新東京都GAP推進事業
- 畜産振興総合対策
- 青梅畜産センター等運営費補助
- 動物薬事・獣医事取締指導
- 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）
- 野生イノシシ豚熱対策
- 家畜保健衛生所の運営

- 農 業 經 営 の 安 定 —
 - 地域特産化の推進（農業振興地域、振興山村・過疎・離島・特定農山村地域等）
 - 都市農業経営力強化事業
 - 都市農業収益向上緊急対策事業
 - チャレンジ農業支援事業
 - 東京広域援農ボランティア事業
 - 農業次世代人材投資事業
 - 新規就農者育成総合対策
 - 新規就農者定着支援事業
 - 都市農地流動化促進奨励事業
 - 野菜供給確保対策事業
 - 農園芸総合奨励等
 - 花と緑の競争力強化支援事業
 - 東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業
 - 江戸東京野菜生産流通拡大事業
 - 農業改良普及指導等
 - 東京農業アカデミー事業
 - 就農準備支援事業
 - 多様な担い手育成支援事業
 - 雇用就農推進支援事業
 - 農業者出産・育児期支援事業
 - 農協指導
 - 農協経営改善対策
 - 農業共済団体
 - 収入保険加入推進支援事業
 - 東京型スマート農業プロジェクト
 - 島しょ地域等における農業のDX推進事業
 - ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業
 - 木質バイオマスエネルギー農業利用推進事業
 - 農業金融
- 農 林 総 合 研 究 セ ン タ ー の 運 営 等 —
 - 農林水産試験研究総合推進
 - 農林総合研究センターの運営
 - （公財）東京都農林水産振興財団の運営
 - 島しょ地域農業振興プロジェクト
 - 島しょ農林水産総合センターの運営
- 緑 化 推 進 — 苗木の生産供給
- 農 林 災 害 復 旧 — 農地災害復旧等
- 小 笠 原 振 興 —
 - 小笠原農業基盤整備
 - 小笠原農業生産流通対策
 - 硫黄島旧島民定住促進対策
 - 植物防疫
 - 亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）
- 産 業 労 働 施 設 整 備 —
 - 青梅畜産センター施設整備
 - 農林総合研究センター施設整備



水産業の振興

- 漁業資源の管理 —
 - 漁業調整委員会の運営
 - 漁業調整等
 - 漁業取締
 - 水産資源利用の持続化推進
 - D Xによる漁船操業情報収集事業
 - 漁場環境保全対策
 - 栽培漁業の育成
 - 漁場の荒廃・海の異変対策
 - 食害生物等追払い対策
 - 持続可能な網漁業の推進
- 漁業生産流通基盤の整備 —
 - 漁業振興施設整備
 - 水産物供給基盤整備
 - 魚類等防疫対策
- 漁業経営の安定 —
 - 漁協指導等
 - 漁協指導強化対策等
 - 東京の漁業人材確保・育成事業
 - ぎょしょく普及事業
 - 水産物加工・流通促進対策事業等
 - 東京産水産物の海外販路開拓
 - 農林水産物認証取得支援事業（水産業）
 - 離島漁業再生支援事業
 - 島しょ漁業経営支援緊急対策事業等
 - D Xによる漁協荷捌き作業効率化推進事業
 - 漁業共済加入促進支援事業
 - 東京の水産業振興に向けた専門懇談会の運営
 - 島しょ漁業資材高騰緊急対策事業
 - 漁業金融
- 島しょ農林水産総合センターの運営 —
 - 島しょ農林水産総合センター試験研究
 - 漁業調査指導等
 - 島しょ農林水産総合センター維持管理
- 小笠原振興 —
 - 小笠原漁業基盤整備
 - 沖ノ鳥島総合対策
 - 水産センターの運営（総務局所管）
- 産業労働施設整備 — 島しょ農林水産総合センター施設整備

第1 農業の振興

東京農業の振興計画策定や農業基盤の整備、農業経営の安定、食の安全・安心の確保に向けた施策及び農業者・都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

1 農業振興計画及び情報提供等（農業振興課・食料安全課・調整課）

(1) 農業振興計画等

ア 農業振興計画

地域の実態に即した農業施策を展開する上で、必要な情報・資料の収集や各種調査等を行う。

イ 農作物生産状況調査

東京産の農作物に関する生産状況調査について、区市町村・農業委員会の協力の下、区市町村毎の品目別の作付面積・生産量等の調査を実施する。

ウ 農業委員会及び農業会議等

(ア) 区市町村農業委員会交付金等

農業委員会の委員手当、事務局職員の設置に要する経費を交付する。

農業委員会数：44委員会（7区、26市、4町、7村）

農業委員数：565人、農地利用最適化推進員数：47人、職員数：227人

（令和4年度農業委員会実態調査）

(イ) 東京都農業会議補助

都道府県に置かれる農業会議の運営に必要な経費の補助を行う。

(ウ) 都推進指導

農業委員会及び農業会議の各事業の円滑な執行のための指導等を行う。

エ 都市農業対策

都市と調和した農業を育成することを目的として、都市農業推進協議会の開催、都市農業実態調査等を実施する。

オ 水土里保全活動支援事業

農地や農業用水路・農道を保全する地域の共働活動への支援を行うことにより、地域資源の適切な保全管理を図り、農業・農地の有する多面的機能を今後とも適切に維持・発揮させていく。

(ア) 地域活動支援

農道や農業用水などへの基礎的な保全支援（施設の草刈り、泥上げ等）

(イ) 資源向上活動支援

農道や農業用水路などへの質的向上や長寿命化に向けた取組支援（施設の補修、植栽などの環境保全活動等）

(ウ) 推進支援

市町村推進支援：活動組織実績整理支援 他

都 推 進 費：事業推進業務委託、第三者委員会運営、連絡会設置 他

カ 都市における農的活動に関する基礎調査

東京農業の新たな課題等について、都民生活への貢献等の幅広い観点から各種調査等を実施する。

キ 農業振興地域等の農業実態調査

農業振興地域や山村・島しょ地域の農業経営や流通、新規就農者の確保・育成状況等の実態のほか、時勢に応じたテーマに沿った農業者の意向などの各種調査等を実施する。

(2) 農地利用調整事務

ア 農地調整

農地に係る訴訟、調停、和解の仲介等に関する業務を行う。

イ 農地相談

農地の転用、賃貸借の解除等に係る許可及び農地に関する相談業務を行う。

ウ 国有農地管理

国有農地及び開拓財産並びに貸付使用料に係る債権の管理業務を行う。

(3) 農林水産業の普及啓発

ア 東京の農林水産webサイトの構築・運営

都民及び国内外の旅行者に対して、新鮮で安全・安心な東京産農林水産物や、東京で営まれている農林水産業の魅力を紹介する。

イ 東京味わいフェスタの実施・運営

東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化などの東京の多彩な魅力を国内外へ発信するとともに、エリアマネジメント組織と連携し、各エリアの特徴や創意工夫を活かした地域の賑わいを創出する。

ウ 公募型東京農林水産魅力発信事業

東京の農林水産業や農林水産物の魅力を発信するため、新たな商品・サービス等を民間ならではの発想で開発・販売する事業者に対し、経費の一部を補助する。

(4) 東京産食材の魅力発信事業

東京産食材の魅力を伝え、都民に実際に食べてもらう機会を増やすため、東京産食材の魅力発信戦略に基づく施策を展開する。

ア 東京産食材の魅力発信キャンペーン事業

多様な広告を活用して東京産食材の魅力を情報発信し、飲食店や直売所へとつなげるPRキャンペーンを実施する。

イ 東京産食材のトライアル・ユース事業

東京産食材を使ったことのないレストラン等に食材をサンプルとして提供し、料理の試作を通じて東京産農産物の魅力を感じてもらい、継続的な取引につなげる。

ウ クロスメディアを活用した東京産食材PR推進

東京産食材の魅力を伝えるPR動画を作成・公開し、SNSによる情報発信と連動させる

などクロスメディアの手法を用いることで認知度の向上を図り、東京産食材の消費拡大を図る。

エ 中食における東京産食材PR

中食業者が実施する東京産食材のPRに関する取組を支援し、東京産食材の認知度向上と購買活動の促進を図る。

(5) 東京産農産物の流通促進事業

東京産農産物の区部等での流通を推進するため、複数の都内小売店や飲食店等に納品する流通事業者の地産地消の取組に対して支援する。

(6) 国産農作物を利用した商品開発及び購入促進キャンペーン

国際的な小麦確保の見通しや価格の状況を踏まえ、米粉を使ったパンの魅力発信や、米粉パンを販売する都内店舗への支援、東京産食材を用いた米粉パンの商品開発支援を行う。

(7) 農林水産物の相互PR事業

新潟県と締結した「米粉の活用と消費の促進及び相互の農林水産物の魅力の発信による消費拡大等に関する協定」に基づき、農林水産物やその加工品等について相互に紹介するPR販売を実施する。

(8) 都内産等農水産物の輸出促進事業

都内産農水産物の輸出に向け、農林水産省や他県と連携し、海外での政府関係者を交えた販売促進イベントを実施するとともに、在日大使館等へのPR等を展開する。

(9) 未来に残す東京の農地プロジェクト

農地保全を積極的に推進するため、農地の創出や再生、農業・農地の持つ多面的機能を強化させるための施設整備や農地保全の理解促進に向けた取組など、区市町村が行う農地保全策に対してハード・ソフトの両面から支援する。

ア 農地創出型

宅地や公有地を、農地や区民農園等に整備する場合の建築物の基礎や舗装版等の撤去に係る経費を補助

補助率：1/2以内

イ 農地再生型

農家が貸借等した遊休農地等を再生利用するために必要な経費（伐採・伐根・深耕・整地等）を補助

補助率：1/2以内（認定新規就農者は2/3以内）

ウ 生活環境型

地域や環境に配慮した施設を整備するために必要な経費（土留め・農薬飛散防止施設・簡易直売所・農業体験農園等）を補助

補助率：3/4以内

エ 防災安全型

防災農業用井戸の設置や、農業用水路、ため池への転落防止施設等の整備

補助率：3/4以内

- オ 公的利用型
 - 区市町村が公有地に市民農園、福祉農園、農業公園等を整備するために必要な経費を補助
 - 補助率：3／4以内（1億円／箇所を上限）
- カ 推進支援型
 - 補助率：1／2以内
 - (ア) 整備支援に関連する調査設計や基本設計
 - (イ) 農地保全の理解促進を図る情報発信などにより、都市農地の多面的機能をより発揮させる取組
 - (ウ) 農地保全に係るPR、広報活動などの支援
 - (エ) 整備した農業体験農園のPR など
- (10) 都市農地活用推進モデル事業
 - ア 高齢者活躍に向けたセミナー農園事業
 - 生産緑地の貸借制度を活用し、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組める「セミナー農園」を管理し、農地保全とともに高齢者の活躍を進めるモデルを確立する。
 - イ インキュベーション農園事業
 - 買取申出等のあった生産緑地を都が買入れ、農業者に新たな栽培技術を試行する場を提供する「インキュベーション農園」を整備し、公有化による農地活用モデルを示すとともに、施設の確保が難しい農業者へ貸し出すことにより高収益化へのチャレンジを支援する。
- (11) 生産緑地買取・活用支援事業
 - 区市の生産緑地の買取りを支援するとともに、高収益農業を目指す農家の育成や農福連携のための農園を区市が開設する際、必要な施設整備や運営支援に係る経費に対して支援する。
- (12) 東京の農地流動化促進事業
 - ア 都市農地貸借円滑化促進事業
 - 都市農地を保全し、担い手等への生産緑地の貸借を促進するため、貸借に関する意向調査を実施するとともに、生産緑地バンク制度の創設支援や貸借促進のための制度啓発等を実施する。
 - イ 農地中間管理事業
 - 市街化区域以外の区域において、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構（（一社）東京都農業会議）の活動を支援する。また、農地中間管理機構にまとめた農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付する。
 - ウ 農地利活用促進事業
 - 遊休農地の解消・防止を図るため、新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者等への農地のあっせん等を実施し、農地の保全・利活用を促進する。
- (13) 農業振興地域活用計画支援事業
 - 農業振興地域の効率的な活用につなげ、農地利用の活性化を図るため、市町村の農業振興地域整備計画の見直しに係る調査検討に要する経費の一部を支援する。

(14) 農業委員会デジタル化推進事業

農地法の行政手続きのオンライン化等へ対応するため、農業委員会等が農林水産省の所管する農業委員会サポートシステムを利用できる体制を整えるために必要な台帳のデータ変換費用等を支援する。

(15) 農業振興事務所の管理運営

農業振興事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

2 農業基盤の整備（農業振興課）

(1) 土地改良

ア 基盤整備促進事業

土地改良法等に基づき、農業振興地域で受益面積 5 ha 以上の地区を対象にした国庫補助事業を実施する。

(ア) 基盤整備促進事業（農道整備等）：八丈町

(イ) 調査設計事業：令和 5 年度該当なし

イ 小規模土地改良

受益面積 2 ha 以上(国庫対象外のもの)の地区に対し、都単独の補助事業を実施する。

(ア) 農道整備：町田市、大島町、三宅村、八丈町

(イ) 農業用排水施設：日野市、国立市、稲城市、日の出町、三宅村、八丈町

(ウ) ほ場整備：令和 5 年度該当なし

(エ) 調査設計：国立市、八丈町

(オ) 調査・調整：青梅市

ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

(ア) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業：三宅村

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、その受益面積が 10ha 以上の施設について機能保全計画に基づく対策工事を国庫補助事業で実施する。

(イ) 農業水利施設保全合理化事業：令和 5 年度該当なし

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、管理省力化のための農業用排水施設の整備、水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に付随する施設の整備等を国庫補助事業で実施する。

(ウ) 農業用水路等長寿命化・防災減災事業：新島村、神津島村、三宅村、昭島用土地改良区

国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であって、機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を実施する。

エ 農村総合整備

農業集落を単位とした農業生産基盤及び農村生活環境の総合的な整備に対して国庫補助事業を実施する。

(ア) 農村総合整備事業：令和 5 年度該当なし

- (イ) 農業集落排水事業：神津島村
- オ 土地改良指導等
 - (ア) 土地改良事業認可、土地改良区の設立・運営指導及び検査
 - (イ) 東京都土地改良事業団体連合会の運営指導
 - (ウ) 土地改良事業等の適正な執行を図るための評価委員会の設置
 - (エ) 土地改良事業及び水資源確保のための調査(国受託等)
- (2) 農業用水整備
 - ア 畑地灌漑施設等実態調査
 - 農業用水水利組織等実態調査（多摩・島しょ地域）を実施する。
 - イ 魚の遡上を阻害する土砂撤去等
 - 魚道を魚（アユ等）が支障なく遡上できるよう、主要な農業用水堰がある市町村、土地改良区、漁協等の関係者の連携のもと、農業用水堰及び魚道の機能の維持・改善をする。
- (3) 島しょ地域等における農業のDX推進事業
 - ア DXによる農業基盤の防災力強化：令和5年度該当なし
 - デジタル技術を活用した防災重点農業用ため池への遠隔・遠方監視設備の設置を支援し、貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、維持管理の負担軽減を図る。
 - イ DXによる島しょ農業基盤の防災力強化
 - デジタル技術を活用した畑地灌漑施設への遠隔・遠方監視設備の設置を支援し、島しょ地域における貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、維持管理の負担軽減を図る。（防災重点ため池（島しょ部）：2か所、防災重点のため池以外（島しょ部）：4か所）

3 食の安全・安心の確保（食料安全課・農業振興課・調整課）

- (1) 食の安全安心・地産地消拡大事業
 - 新鮮で安全安心な東京産農産物について、都内での販売ルートの拡大やPR・販売促進活動等の支援を行い、地産地消の取組を拡大していく。
 - ア 東京産農林水産物を扱う飲食店等の登録・PR
 - 安全安心な東京産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として、また、島しょ産農林水産物を使用している島しょ地域の飲食店等を「東京島じまん食材使用店」としてそれぞれ登録し、東京都ホームページへの掲載、PR冊子の作成や各種イベントでの配布等により広く消費者へPRする。
 - イ 新たな登録店拡大と食材PRのための取組
 - (ア) 食材使用店の英語版ガイドブックの作成
 - 訪都外国人向けに、東京産食材を食べてもらう機会を増やすため、食材使用店の英語版ガイドブックを作成し、観光情報センター等へ配布する。
 - (イ) JA東京アグリパークを活用した地産地消に係るイベントの開催と食材マッチングサポートデスクの運営
 - 東京の農林水産物の情報発信拠点であるJA東京アグリパークを活用して農産物の魅

力発信や、食材調達、東京都地域特産品認証食品などの加工品に関するマッチングを支援する。

(ウ) 地産地消に係る総合的なPRキャンペーン

東京味わいフェスタ、東京農林水産フェア、東京都食育フェアなどの地産地消推進PRキャンペーンを実施する。

(2) 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

輸出先のニーズに対応するための施設や機器の整備及び体制整備を支援し、農林水産物・食品の輸出促進を図る。

補助率：1/2以内（負担は国及び事業者）

実施主体：食品製造業者、流通業者、中間加工業者等

補助対象経費：輸出先のニーズを満たすために必要な施設整備（新設、増設、改築及び修繕）及び機器整備の経費等

(3) 東京産農産物消費拡大支援事業

東京産農産物の消費拡大と販路開拓等の取組を積極的に行う区市町村及び農業協同組合や特定非営利法人等を支援し、東京全体の地産地消を推進する。

補助対象：区市町村、区市町村内において当該区市町村民を対象に活動する団体、農業協同組合、漁業協同組合、特定非営利活動法人等の団体

補助率：1年目2/3以内、2年目1/2以内、3年目1/3以内

補助限度額：1年目1,000万円、2年目750万円、3年目500万円

(4) 食育の推進

ア 交流と体験支援事業

東京都食育推進計画に示す食育の推進の基本的考え方に基づき区市町村や民間団体が実施する食育推進活動を支援する。また、関連団体や事業者等で構成する協議会を設置・運営し、事業や施策の検証及び評価を行う。

(ア) 区市町村食育推進活動支援

補助対象：区市町村、区市町村内において当該区市町村民を対象に活動する団体

補助率：1/2

補助限度額：100万円

(イ) 広域食育推進民間活動支援

補助対象：都内の広域に渡り活動し、都内を住所地とする農業協同組合、漁業協同組合、特定非営利活動法人等の団体

補助率：1/2

補助限度額：120万円

イ 東京の食の魅力の発信（食育フェアの開催）

食育関連団体の参加を募り、各種団体の活動内容の展示や事例発表、講演会、料理講習会、農業体験などの実施により、食の安全・安心の普及啓発や、食文化、東京産の農畜水産物を紹介する。

ウ 食育の情報発信

イラストやクイズ等を用いたWebコンテンツを活用し、東京都食育推進計画を都民に発信するとともに、子供をはじめあらゆる世代の「食」に関する意識向上を図る。

エ とうきょう元気農場の運営

とうきょう元気農場を活用し、地産地消の一層の促進や農業への理解、生産者への感謝の気持ちの醸成を図る。

(5) 病害虫等の防除

ア 病害虫防除対策

農業生産環境の変化に伴う病害虫発生の複雑化に対応するため、病害虫発生予察の効率化や新しい防除技術の検討を行い、高品質で安全な農作物の生産を支援する。

イ 病害虫防除所の運営

病害虫の種類、発生時期、発生量を予測する病害虫発生予察や、病害虫の診断に基づいた確かな防除方法の助言を行うことにより、効果的な病害虫防除を推進する。

ウ 農作物獣害防止対策事業

サル・シカなどの野生獣による農作物被害に対応するため、加害獣侵入防止対策、有害鳥獣捕獲支援、地域普及啓発支援事業、加害獣生息状況調査など、効果のある被害防止対策を実施するとともに、その結果等をモニタリングし、総合的・効果的な対策を展開する。

エ 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業

島しょにおいて農作物に重大な被害を与えている外来野生獣の早期撲滅を図るため、集中的に捕獲を行う緊急対策を実施する。

オ プラムポックスウイルス（PPV）の防除対策

PPV未発生地域への感染防止のため、発生地域内で生産された苗木・盆栽類等の検査を実施するとともに、これまで防除強化対策を行ってきた地域における防除マニュアルの検証・作成に向けた取組等を支援する。

(6) ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業

被害が増加しているハクビシン・アライグマ等の中型野生獣による農作物被害の軽減を図るため、侵入防止施設の普及、防除方法等の普及啓発を行うとともに、侵入防止施設の導入・設置、協議会の設置と講習会等の開催、捕獲に係る経費を支援する。

(7) デジタル技術を活用した農作物獣害対策の推進

農作物に被害を及ぼす野生獣の追い払いや捕獲等に関する作業の省力化や効率化を図るため、デジタル技術導入に関する経費やデジタル技術を活用した獣害対策の助言等を行うための専門家の派遣に要する経費を支援する。

(8) 農産物安全確保調査分析

東京産農産物の安全・安心を確保するため、新作型、新品種などにおける農作物への農薬残留調査分析を行う。

(9) 農薬適正指導強化事業

農薬の安全使用を推進するため、農薬販売者に対する届出指導、巡回調査・立入検査及び農

薬管理指導士の認定等を行う。また、農薬の適正使用による安全・安心な農作物の生産振興のため、農薬登録の拡大、IPM（総合的病害虫・雑草管理）を推進する。

(10) 環境と調和した農業の推進

ア 東京都エコ農産物の生産支援

環境保全型農業の普及・啓発を図るため、環境保全型農業に関する講習会、視察研修会などを実施し、東京都エコ農産物の生産支援に資する。

イ 東京都エコ農産物認証制度

環境にやさしく安全で安心な農産物の普及を進めるため、土づくり、化学肥料削減及び化学合成農薬削減の技術を導入し、都の慣行基準から化学合成農薬や化学肥料を25%、50%及び100%削減して作った農産物を認証する。

(11) 肥料コスト低減緊急対策事業

農業者団体と連携し、土壌に含まれる各種の養分の量を把握する診断を実施するとともに、農業者に適正な使用量などに関する助言を行うことで、化学肥料の使用の削減に結びつける。また、化学肥料に代わるたい肥等の効果的な活用に関し講習会を開催するほか、栽培品目に応じた利用ノウハウについて指導員が農家に助言する。

(12) 堆肥等利用促進事業

化学肥料使用量の削減により、経営コストの低減及び環境への負荷を軽減するため、堆肥等の代替資材に係る購入経費の一部を支援する。

(13) 農林水産物認証取得支援事業（農業）

持続可能性に配慮した農業の推進を図るとともに、JGAP等の民間認証取得を取引の条件としている流通事業者との取引の継続、若しくは新たな取引のために、民間認証取得及び更新に係る経費の一部を支援する。

(14) 新東京都GAP推進事業

多くの農業者がGAPに取り組めるよう、東京農業の特性を反映した「新東京都GAP」の認証取得を推進する。

新東京都GAP認証農産物の流通が促進されるよう、認証取得や維持に必要な施設等の整備に係る費用の一部を支援するとともに、認証農産物の販売イベントを通じて支援を行う。

(15) 畜産振興総合対策

都市に適した畜産の推進のため、家畜の生産性向上、畜産環境対策、品質の良い畜産物の提供、牛乳・乳製品の需給調整、肉畜の安定生産・流通体制の確立等を図る。また、生産・流通・消費の強化を図る。

ア 畜産活性化総合対策

畜産振興対策の総合的な推進と円滑・適正な執行を図るための指導監督、畜産基本調査、事業啓発等を行う。また、家畜排せつ物法に適応した家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進など、資源循環型で環境に調和した畜産を確立する。

イ 畜産物価格安定対策

牛乳及び肉用牛価格の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用子牛生産者

補給金制度等への運営支援、並びに肉用子牛基金造成に対して助成を行い、酪農及び肉用牛生産者の経営安定を図る。

ウ 高品質畜産物普及定着事業

家畜の能力検定と新技術の活用により、優良家畜の確保・生産段階での安全確保をすすめ、消費者に安全・安心で高品質の畜産物を提供する。また、東京都の銘柄畜産物の生産普及を支援する。

エ 畜産経営基盤強化支援事業

酪農ヘルパー制度による省力化の推進、リース事業を活用した機械施設導入促進による生産性向上・省力化推進・家畜排せつ物の適切な処理の実施を推進することにより畜産経営の継続性を確保する。

オ 畜産獣医療体制整備事業

畜産農家戸数の減少により診療効率が低下した都内の畜産獣医療の体制整備のため、地域の畜産獣医師を活用し、繁殖検診等を行う。

カ TOKYO Xブランド強化支援

農家に対する指導や新規生産者獲得活動などの生産基盤強化対策を実施するとともに、生産組合の販売・PRを支援することで、TOKYO Xのブランド力強化を図る。

キ 配合飼料価格高騰緊急対策事業

配合飼料の価格上昇により影響を受ける畜産農家の負担を軽減するため、国の「配合飼料価格安定制度」で畜産農家が負担する積立金の一部を補助する。

ク 国産粗飼料流通円滑化支援事業

牧草やわら草等の外国産粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営負担の緩和を図るため、国産粗飼料を購入する際に必要となる経費等の一部を支援する。

(16) 青梅畜産センター等運営費補助

ア 青梅畜産センター事業

青梅畜産センターで実施するトウキョウX、東京しゃも、東京うこっけいなどの系統維持及び配付事業を支援し、都民に安全・安心な銘柄畜産物を供給するとともに農家経営の安定を図る。

イ 堆肥センター事業

堆肥センターは、青梅畜産センター等の家畜排せつ物等を利用して優良堆肥を製造し、農家等に配布している。このセンターの事業を支援し、環境と調和した農業と有機農業の推進を図る。

ウ 青梅畜産センター等施設管理

青梅畜産センター事業及び堆肥センター事業を円滑に実施するため、施設管理費を補助する。

(17) 動物薬事・獣医事取締指導

ア 動物用医薬品取締指導

動物用医薬品等の製造・製造販売・販売業者の取締指導等により動物用医薬品等の適正流

通及び品質の確保、使用を図る。

イ 獣医師等の指導監督

獣医師及び飼育動物診療施設に対し指導を行い、獣医師の育成と獣医療の向上を図る。

(18) 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）

家畜の伝染性疾病発生時に備えた対策の一環として、事前対応型の防疫体制及び監視体制の整備を図る。また、慢性伝染病の摘発、清浄化の推進、動物由来感染症等の防除を行う。

ア 事前対応型防疫体制整備：家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策

イ 地域防疫清浄化対策：地域防疫清浄化対策、診断予防技術向上対策、生産農場清浄化対策、ワクチン接種の推進

ウ 畜産物安全性確保対策：動物由来感染症監視体制整備、抗菌性薬剤残留調査

エ 牛海綿状脳症(BSE)対策：BSE対策推進、BSE検査体制強化、飼料適正使用推進

オ 特定家畜伝染病侵入防止対策：特定家畜伝染病侵入防止対策普及指導、特定家畜伝染病原体侵入防止対策支援

カ 特定家畜伝染病防疫体制整備：埋却場所事前調査、家畜防疫用大型装置整備、防疫資材備蓄

(19) 野生イノシシ豚熱対策

飼育豚への感染拡大の原因となる野生イノシシの豚熱(CSF)感染を予防するため、経口ワクチン散布による野生イノシシへの豚熱対策を行う。

(20) 家畜保健衛生所の運営

ア 家畜衛生等

(ア) 家畜衛生技術指導事業

家畜飼養者に対し、家畜衛生技術の普及啓発、各種疾病等による家畜の損耗防止及び生産性の向上を図り、家畜衛生の向上と経営の安定に資する。

(イ) 家畜防疫

家畜伝染病予防法に基づき、発生予防及びまん延防止のための検査、調査等を行う。

(ロ) 病性鑑定

家畜の各種疾病等の診断、原因究明のための専門検査の実施により、迅速かつ適切なまん延防止、生産阻害疾病の防除等を図る。

(ハ) 肥飼料検査等

肥料の登録及び肥料・飼料の届出の受理、成分分析、製造業者・販売業者への立ち入り検査、指導等を行う。

イ 管理運営及び施設整備等

(ア) 本所〔西多摩郡日の出町〕

(イ) 肥飼料検査センター〔立川市〕

(ロ) 立川庁舎旧本館〔立川市〕

(ハ) 大島・三宅・八丈支所

(ニ) 青梅施設

4 農業経営の安定（農業振興課・調整課）

(1) 地域特産化の推進（農業振興地域、振興山村・過疎・離島・特定農山村地域等）

ア 経営構造対策事業

地域農業の再編と活力ある農村社会を築くため、土地基盤の整備、近代化施設、都市農村交流施設等の導入や、農業の担い手の育成など、地域の独創的、自発的な取組を支援する。

(ア) 構想策定：令和5年度該当なし

(イ) 施設整備：令和5年度該当なし

イ 山村振興等特別対策

(ア) 山村振興等特別対策

地域特性を活かした農林漁業の振興と関連地場産業の育成、都市との交流促進等による就業機会の確保を図るとともに、高齢者対策の推進と地域社会の環境整備を実施し、農村地域の総合的定住条件を整備する。

(イ) 山村・離島振興施設整備

山村や離島での基幹作物の生産振興に必要な施設等を整備し、農業経営の近代化を図り、農家の生活安定と中山間地域経済の活性化を図る。

実施地区：奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、八丈町、小笠原村

(2) 都市農業経営力強化事業

都市農業を担う認定農業者等の意欲ある経営体に対して、効率的で生産性の高い農業を展開するための施設等の整備を支援し、農業経営力の向上等を図るとともに、都市農地の保全及び多面的機能の発揮により、都市の特性を生かした東京農業の「稼ぐ力」を強化する。

ア 都市農業振興特別対策事業

国の交付金事業を活用し、地域における中心的な農業法人や農業者団体等に対して生産施設や集出荷貯蔵施設等の基幹施設の導入支援を行う。

国庫補助事業名：強い農業づくり総合支援交付金

補助対象メニュー事業：産地基幹施設等支援タイプ

事業実施主体：区市町、農業者の組織する団体、公社農業協同組合、農業協同組合連合会及び知事が関東農政局長と協議して認める団体

対象地域：「都市的地域」

事業費：原則として補助対象経費が1億円以上のものを対象

補助率：国1/2以内、都1/4以内

イ 都市農業振興施設整備事業

都市農業を担う認定農業者等の意欲ある経営体に対して、経営力の強化、新技術の導入、経営の継続や生産基盤の高度化、地域農業の活性化等を図る施設等の導入を支援する。

対象地域：「都市的地域」

事業実施主体：認定農業者、区市町、農業協同組合

事業費：1事業の補助対象経費の下限額は200万円
都が負担する補助金の上限額は5,000万円

補助率：1／2以内

(3) 都市農業収益向上緊急対策事業

原油価格高騰等による資材費の急激な値上がりなどの影響を受ける農業者等に対し、農産物の加工や販売のための機器等の導入を支援することで、農業者の経営安定を図る。

補助率：3／4以内

補助限度額：750万円

補助対象者：認定農業者、農業協同組合等

補助対象地域：都内全域（山村・離島地域を除く）

(4) チャレンジ農業支援事業

（公財）東京都農林水産振興財団にチャレンジ農業支援センターを設置し、経営改善に意欲ある農業者とそのグループ、団体に対して、課題解決のための専門家派遣や農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成し、東京農業の産業力を強化する。

ア 相談業務等

(ア) 相談業務

農業者が抱える経営課題について相談業務を行うとともに、問題点の整理を行う。

(イ) 派遣専門家の登録・派遣

経営コンサルタント、Webデザイナー、食品加工、新商品開発などの専門家を登録し、相談内容に応じて派遣することで、農業者の課題解決を図る。

(ウ) 啓発事業

講演会の開催や成果事例集を作成し、収益性の高い農業経営に転換しようとする農業者の取組を支援する。

(エ) 販路開拓ナビゲータの派遣

商品の売込みや商談の仲介など、農作物販売をサポートする。

イ 助成事業の実施

(ア) 内容

農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成

(イ) 事業実施主体

チャレンジ農業支援センターの専門家派遣を受けた、都内の農業者（就農が確実な者も含む）、農業者が構成するグループや団体、その他知事が認めたもの

(ウ) 事業費

30～500万円以内

(エ) 補助率1／2以内（令和5年度に限り、物価高対応として2／3以内）

(オ) 対象事業

都内産農産物の販売促進、商品開発、Eコマースやマルシェへの出店等

(5) 東京広域援農ボランティア事業

都内農地の遊休化・低利用化を防止するため、広域ボランティアを育成・活用して農地の保全・利活用の促進を図る。

(6) 農業次世代人材投資事業

新規就農者の確保育成を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農準備段階や経営開始時の経営を支援するための資金を交付する。

(7) 新規就農者育成総合対策

次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていくため、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農準備段階や就農直後の経営を支援するための資金を交付する。

(8) 新規就農者定着支援事業

認定新規就農者等に対し、就農に必要な施設整備費等を補助するとともに、就農後に安定した収入を得るための販路獲得に向けた支援を行い、新規就農者の都内定着を図る。

(9) 都市農地流動化促進奨励事業

都市農業の担い手を育成し、都市農地を保全するため、新規就農者や経営規模拡大志向農家等へ一定期間以上の長期の賃貸借契約を締結する農地所有者に対して、奨励金を交付する。

(10) 野菜供給確保対策事業

市場価格低落の価格差を補てんし、野菜生産の出荷安定と農家経営の安定を図る。

ア 対象品目：7品目（こまつな、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、ブロッコリー、にんじん、アシタバ）

イ 保証基準額：市場平均価格の8/10又は9/10

ウ 実施主体：（公財）東京都農林水産振興財団

(11) 農園芸総合奨励等

ア 園芸奨励指導

園芸関係の情報の収集と提供及び農業経営の安定と生産流通改善に関する指導並びに東京農業のPR等を行う。

イ 経営所得安定対策等の推進

農業経営の安定と食料の安定供給を図るために、国内と国外の生産条件の格差から生ずる不利益を補正するための交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する経営所得安定対策を推進する。

(12) 花と緑の競争力強化支援事業

新しい生活様式・環境配慮・地域貢献などの新たな視点で花き・植木の生産出荷の差別化を試みる取組を支援し、都内の花き・植木生産者団体による社会情勢の変化に対応した事業展開を促進することで、生産者団体の競争力を強化する。

ア 事業実施主体：都内の花き・植木生産者団体

イ 補助率：1/2以内

ウ 補助限度額：500万円

エ 補助対象事業：生産者団体の競争力を高める取組で、新しい生活様式・環境配慮・地域貢献に対応するもの

(13) 東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業

都試験研究機関で開発された新品種や新技術を用いて生産される農産物、あるいは地域特産農産物などを、「認知度」、「品質」、「生産量」、「ストーリー」、「継続性」といったブランドとしての5つの要素を高め、東京産ブランド農産物に育成していくため、都内生産者を核として、研究から生産、販売等の各ステークホルダーの協働を促し、計画的かつ包括的・多層的な取組を支援する（事業実施主体：（公財）東京都農林水産振興財団）。

ア 生産者団体及び都関係機関等で構成する協議会の設置・運営

協議会では、品目ごとに「5要素」を高めるため、産地形成や生産量確保、PR展開の方向性などを検討する。

イ 産地形成・生産拡大のための生産支援

対象農産物の種苗確保、都内生産者団体における試作等を支援（具体的な支援の内容は、対象農産物ごとにアの協議会で検討）。

ウ PR対策

品目や生産量など「5要素」の充足状況に応じて、生産拡大、流通拡大、販売拡大のためのPRを実施する（具体的なPRの内容は、対象農産物ごとにアの協議会で検討）。

(14) 江戸東京野菜生産流通拡大事業

江戸東京野菜の計画的な生産と品質向上のため生産団体の組織化等による産地化を推進するとともに、効果的かつ継続的な流通改善対策の推進による供給力強化を図り、東京産野菜のイメージアップにつなげていく。

ア 江戸東京野菜供給力強化対策

(ア) 事業推進組織の整備

生産振興、普及促進を統括する江戸東京野菜普及推進担当の設置運営支援

(イ) 江戸東京野菜産地化推進

生産団体の組織化を推進するとともに出荷規格や生産計画の作成を支援し、江戸東京野菜の産地化を推進

(ウ) 流通改善・販路拡大支援

(a) 江戸東京野菜の生産流通に係る実態把握支援

(b) 江戸東京野菜を扱う卸・仲卸等業者の開拓支援

(c) 卸・仲卸等業者と飲食店・加工業者等の連携による江戸東京野菜の販売促進活動支援

イ 生産技術向上対策

江戸東京野菜である東京ウドは、その多くが地下穴タイプの軟化施設で生産されているが、壁や天井の崩落など危険な状態のものが増えており、代替策を早急に開発・普及する必要がある。このため、「地下穴に代わる軟化施設の開発と栽培管理技術の確立」について、東京都農林総合研究センターにて試験研究を行う。

(15) 農業改良普及指導等

ア 農業改良普及指導

(ア) 農業技術及び農家経営等の改善を図るために普及指導を実施し、能率的農法の開発や、

農業生産の増大を指導するとともに、農家経営の安定化を図る。

- (イ) 普及事業の成果を発表するとともに、関係機関・団体との連携を強化するため、普及事業フォーラムを開催する。
- (ウ) 的確な普及活動を実施するため、体系的に研修を実施し、普及指導員の資質向上を図る。
- (エ) 年々減少している担い手の確保育成を強化するとともに、「未来の東京」戦略の稼ぐ農業の実践を実現するため、普及指導体制の強化を図る。
- (オ) 迅速かつタイムリーな普及指導のためのタブレット端末を配備し、現場にて必要なコンテンツを素早く活用できる仕組みづくりを行う。

イ 農業改良特別指導

- (ア) 女性農業者の社会参画及び経営参画促進を図るため、女性活躍推進会議や男女共同参画フォーラムを開催する。
- (イ) 技術職員が常駐していない離島に対する技術指導や新技術の積極的な導入を図る。

(16) 東京農業アカデミー事業

東京農業の担い手を確保・育成するため、都内への就農希望者及び都内の農業者の全てを対象として、就農検討期から経営発展期に至るまでの各ステージに応じた研修等を実施する。

ア 青年農業者確保育成対策

次代の東京農業を担う優れた農業後継者や、他産業から転職した新規就農者を確保・育成するため、就農計画策定支援、就農支援活動や就農相談活動等を実施するとともに、就農支援資金の貸付金の管理を行う。

イ 担い手確保育成及び女性就農支援事業

将来の東京農業の中核を担う農業者の育成に熱心に取り組む先進的な農業者を「東京都指導農業士」として認定し、担い手の指導・育成を推進する。また、女性が就農相談しやすい窓口を設置するとともに、新たに東京の農業経営に参入しやすい環境を整備して、就農促進、定着を支援する。

ウ 八王子研修農場事業

農外からの新規就農希望者を対象として、実践的な栽培技術や農業経営に関する知識を習得するための研修事業を実施する。

エ 農業後継者育成対策

次代の東京農業を担う優れた農業後継者を確保・育成するため、フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーや、農業実践力養成セミナー等を実施する。

オ 意欲的農業者経営発展対策

農業経営者の育成を図るための経営力強化セミナー、新技術の導入・普及による農業経営の確立を図るための高度・先進技術セミナー及び女性農業者の社会参画・経営参画促進を図るための講座を開催する。

(17) 就農準備支援事業

新規就農希望者が都内で就農地を確保するまでの一定期間、都が営農場所を提供する。

(18) 多様な担い手育成支援事業

区市町村、大学等研究機関、中間支援組織、農業者団体等の連携により、東京農業の担い手をつなぐプラットフォームを構築し運営することで、副業的農業希望者等、多様な担い手を確保・育成する。

(19) 雇用就農推進支援事業

東京農業の担い手が減少する中、新たな人材育成として、法人の新規参入による雇用就農を促進するため、相談、人材育成、施設整備など総合的な支援を実施する。

ア 企業参入等経営相談事業

都内に農業参入を希望する法人や法人化しようとする農業経営体を対象にした相談窓口を設置し、意欲的な企業等の参入を支援する。

イ 雇用就農推進事業

都内で新たに農業参入又は規模拡大した法人に対して、雇用就農者の人材育成や研修に要する経費の一部を助成する。

ウ 雇用就農推進施設整備事業

都内で新たに農地を取得又は貸借した法人を対象に、雇用就農による農業経営を展開するための施設整備に要する経費を助成する。

補助率：4／5以内

補助対象地域：都内農業振興地域

補助上限額：8億円

補助対象者：農地を貸借又は購入して、新たに農業参入し、雇用就農を支援する法人

エ 雇用就農推進調査

都内の農業法人を対象に農業経営や雇用の状況等を調査し、法人や雇用就農者が抱える課題の整理や支援策の検討を行う。

(20) 農業者出産・育児期支援事業

農業者が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う場合など、農業経営体として労働力不足になり、一時的にでも事業規模を縮小せざるを得なくなる。このため、農業経営体の安定的な農業生産を維持するため、代替人材の確保に必要な経費の一部を助成する。

(21) 農協指導

ア 農協・漁協検査及び指導

農林水産業協同組合の健全な運営の確保と組合員等の保護を図るため、農協等に対し、組織、財務、事業等の経営全般に関する検査及び指導を行う。

(ア) 総合農協：14（区部 4、多摩 10）

(イ) 専門農協：9（多摩 3、島しょ 6）

(ウ) 農事組合法人：12（区部 1、多摩 5、島しょ 6）

イ 農業者年金等監査指導

農業者年金制度の健全な運営に資するため、有事の際に独立行政法人農業者年金基金が業

務を委託している区市町村の農業委員会及び農業協同組合に対し、監査指導等を実施する。

(22) 農協経営改善対策

東京都農業協同組合中央会が、特別指導組合の経営改善指導等の目的で設置する特別対策指導員の設置補助を行う。

(23) 農業共済団体

農業共済組合が行う業務に必要な経費を補助するとともに、検査及び指導を行う。

ア 農業共済団体補助

農業者が不慮の災害によって受ける損失を補てんして、農家経営の安定を図ることを目的に、農業共済事業を行う団体に対して、事業費等を補助する。

イ 農業共済団体に対する検査及び指導

農業共済事業の効率化や組織運営の適正化を図るため、法令に基づく検査、指導等を行う。

(24) 収入保険加入推進支援事業

台風や雪害、雹害といった自然災害や、販路喪失などの様々なリスクに備えるため、農業経営のセーフティネットである収入保険への加入促進を図る。

ア 助成対象者

個人：令和6年を責任期間とする収入保険に新規加入する農業者

法人：令和5年6月から令和6年5月までに責任期間が開始する収入保険に新規加入する農業関係法人

イ 助成対象経費、助成率

新規加入者が負担する保険料（掛捨て部分）、1/2

(25) 東京型スマート農業プロジェクト

東京型スマート農業の確立に向けて、既存の東京フューチャーアグリシステムの多品目化、ダウンサイジング化、低コスト化等の改良を進めるとともにIoTやAI等の先進技術を導入したシステム開発等を行う。また、ローカル5G等の新しい通信技術を活用し、遠隔での農業指導が可能な環境を整備するほか、AIによる最適な農作業支援を行う。

(26) 島しょ地域等における農業のDX推進事業

東京型スマート農業の確立に向けて、現地調査や自動気象観測装置の導入など島しょ地域におけるデジタル技術を活用した農業振興を支援する。

(27) ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業

東京農業において「世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現」に向けたヒートポンプ等の導入経費を支援する。

補助率：9/10以内

補助限度額：900万円

補助対象者：認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合、区市町村等

補助対象地域：都内全域

(28) 木質バイオマスエネルギー農業利用推進事業

農業分野においても脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることが求められていることか

ら、持続可能な東京農業の実現を目指すため、暖房等のエネルギーシフトに向けた木質バイオマスの利活用について検証する。

(29) 農業金融

ア 農業近代化資金利子補給

- (ア) 資金の種類 施設資金、果樹等植栽育成資金他
- (イ) 対象者 農業者、農協等
- (ウ) 融資枠 4億5,800万円
- (エ) 貸付限度額 個人1,800万円 法人等2億円
- (オ) 償還期間 最長20年
- (カ) 利子補給率 1.25%（令和5年5月18日現在、例外あり）

イ 農業経営基盤強化資金利子補給（貸付主体は日本政策金融公庫）

平成23年度までに利子補給承認された案件について、都において利子補給を実施する。

ウ 農業改良資金・就農支援資金

農業改良資金の貸付条件となる農業改良措置（新作物分野及び加工分野への進出、新技術導入等の取組）の認定等を実施する。また、就農支援資金の債権管理を行う。

エ 農業金融指導事務

農業近代化資金をはじめとする農業に係る制度資金の円滑な運用を図ることを目的とした各種調査・審査・承認等の事務を実施する。

5 農林総合研究センターの運営等（調整課・島しょ農林水産総合センター）

(1) 農林水産試験研究総合推進

農林水産業の振興と都市の良好な生活環境の保全に積極的に貢献していくため、都民や農林漁業者等のニーズに的確に応えて試験研究を推進する。

ア 農林水産試験研究外部評価委員会の開催

学識経験者を委員とする試験研究外部評価委員会を開催し、専門的な見地から、試験研究に対する評価及び指導・助言を受ける。

イ 研究成果合同発表会

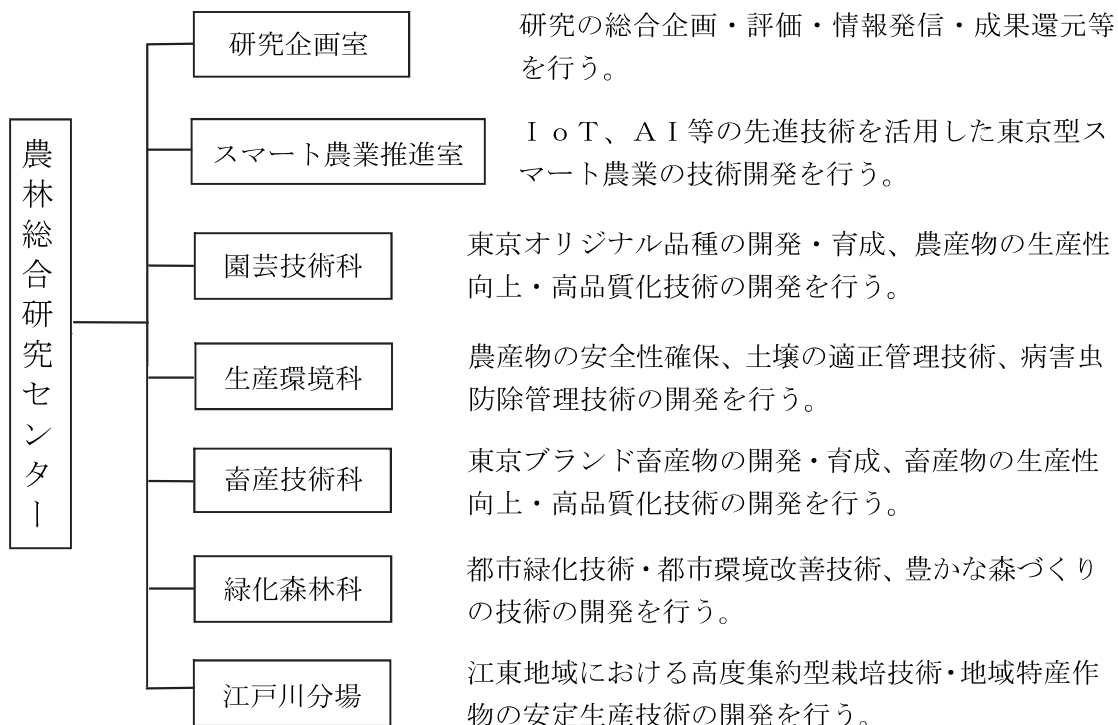
試験研究機関等が実施した研究等の成果を、わかりやすく都民に提供することで、都民が農林水産業に対する理解を深める一助とする。

(2) 農林総合研究センターの運営

ア 試験研究 42テーマ

イ 管理運営及び施設整備等

- (ア) 立川庁舎〔立川市〕
- (イ) 青梅庁舎〔青梅市〕
- (ウ) 江戸川分場〔江戸川区〕
- (エ) 日の出試験林〔日の出町〕
- (オ) 日原試験林〔奥多摩町〕



(3) (公財) 東京都農林水産振興財団の運営

農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や農林水産業の振興、森林の保全整備及び緑化推進事業等、行政を補完し、弾力的かつ機動的な施策展開を行うために設立された(公財)東京都農林水産振興財団の管理運営に必要な経費を補助する。

(4) 島しょ地域農業振興プロジェクト

持続可能な島しょ農業を実現するため、担い手の確保・育成に係る基礎調査や就農情報の発信を実施するとともに、協同組織の体制強化のために専門家による講習会の開催など、関係機関と連携して島しょ地域の農業振興を推進する。

(5) 島しょ農林水産総合センターの運営

ア 試験研究 6テーマ

イ 管理運営及び施設整備等 各事業所〔大島町・三宅村・八丈町〕

6 緑化推進(農業振興課)

苗木の生産供給

東京を緑豊かな都市とするため、公共事業や公共施設などの緑化を推進するとともに、緑化用の苗木の生産を行うことで、市街化区域内における農地の保全を図る。また、「緑施策の新展開」、「東京都環境物品等調達方針」等に基づき、都の環境関連施策に対応した供給を行う。

(1) 苗木の育成：48万本(平成30～令和4年度購入分)

(2) 苗木の供給：19万本(平成29～令和3年度購入分)

7 農林災害復旧(農業振興課)

農地災害復旧等

田、畑、農道、灌漑施設等を対象として、台風、地震などによる被害を復旧する。あわせて災害の発生を未然に防止する。

(1) 農地及び農業用施設災害復旧

(2) 農地防災：農業用河川工作物応急対策事業 令和5年度該当なし

：ため池一般型工事(ため池改修) 八丈町

：実施計画策定事業 あきる野市、三宅村

：用排水施設整備工事 令和5年度該当なし

8 小笠原振興(農業振興課・食料安全課・調整課・島しょ農林水産総合センター)

(1) 小笠原農業基盤整備

農道・灌漑施設などの農業基盤施設を整備し、父島・母島の農業振興を図る。

令和5年度は、渇水対策灌漑施設整備として貯水施設設置工事を、母島で実施する。

(2) 小笠原農業生産流通対策

台風等による農作物被害を軽減するとともに、農作物の生産性向上と高品質化を図るため、農業協同組合の施設整備を行う。

(3) 硫黄島旧島民定住促進対策

母島蝙蝠谷地区において農業生産基盤を整備（平成3年度～8年度）し、硫黄島及び北硫黄島旧島民の営農による定住（移住）を促進してきたが、旧島民による生産組合の解散により、平成29年度をもって営農による定住支援は終了した。母島蝙蝠谷地区の土地を有効利用し、小笠原の農業振興に活用するため、平成30年度から再整備を進め、平成30年度から5区画（計3,518㎡）、令和元年度から3区画（計5,703㎡）、令和2年度から2区画（計2,925㎡）、令和4年度から4区画（計5,419㎡）を村に有償で貸し付け、農業利用に供している。令和5年度は2区画（計2,398㎡）を新たに貸し付けるための再整備を行う。

(4) 植物防疫

植物防疫法に基づく指定害虫の防除、特に被害の大きいアフリカマイマイの総合的な防除法の確立及び、ミカンコミバエの再侵入防止のための警戒調査を実施する。

(5) 亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）

ア 亜熱帯農業センター

(ア) 試験研究 7テーマ

(イ) 管理運営及び施設整備等

イ 営農研修所

(ア) 研修会(基礎・ほ場)、巡回指導、営農指導

(イ) 管理運営及び施設整備等

9 産業労働施設整備

(1) 青梅畜産センター施設整備

東京ブランド畜産物の種畜の供給拠点である青梅畜産センターの施設を改修し、将来にわたる畜産物の安定供給と畜産経営の安定化を図るとともに、都民の食に対する興味・関心をより一層促していくため、家畜とのふれあい体験等が行える食育機能も充実させていく。

(2) 農林総合研究センター施設整備

農林業に関する試験研究を効率的に推進するため、施設・機器等の整備を行う。

第2 林業の振興

森林計画の策定や森林づくりの推進、森林産業の育成等に向けた施策及び林業者・都民に対する各種情報提供や、調査研究等を実施する。

1 森林計画及び情報提供等（森林課）

(1) 森林計画の策定等

ア 森林計画

木材等林産物の安定供給と森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、市町村が定める市町村森林整備計画の規範となる森林整備の方向を明らかにする。

イ 森林審議会

地域森林計画の樹立、林地開発許可、保安林解除等の案件を審議する。

ウ 東京の林業振興に向けた専門懇談会

東京の森林・林業の課題に対し早急に取り組むべき事項等について、専門家等から出された意見を参考に、都の施策を取りまとめる。

エ 森林情報基盤整備

航空レーザー計測で得られた高精度な地形や森林のデータ等を、都、市町村、林業事業者と共有し、森林整備や林業経営に有効活用するためのシステムの円滑な運用を図る。

オ 所有者不明森林緊急対策事業

市町村との連携により、所有者が不明となっている森林の調査を行う。

(2) 森林事務所の運営

森林事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

2 森林づくりの推進（森林課）

(1) 造林対策

ア 造林対策

森林資源の造成及び森林の持つ公益的な機能の確保のため、人工造林、保育等に対する補助を実施する。また、高品質な木材を生産していくため、きめ細かな保育管理に対する補助を実施する。

イ 間伐対策

間伐、森林作業道整備、間伐材搬出に対する補助を実施する。

区 分		補助対象面積	実施主体
造 林 事 業	人 工 造 林	2.00ha	森林所有者 林業事業者 市町村 等
	保 育 等	22.00ha	
間 伐 事 業	間 伐	370.00ha	
	計	394.00ha	

ウ 都行造林管理

都行造林の保育及び管理を行う。

(2) 森林資源を活用した魅力創出事業

多摩地域の森林の魅力をさらに引き出すため、良好な景観の支障となっている立木を伐採し、園地整備を行うことで、森林の恩恵を受けられる環境を整えるとともに、地域の活性化を促進する。

(3) 分収林事業の推進

森林の土地所有者と（公財）東京都農林水産振興財団の二者又はこれに育林費用負担者（森のオーナー）を加えた三者が共同で育林し、伐採収益を一定の割合で分収する分収林の保育及び管理を行う。

(4) 保安林管理

保安林及び都有林を適切に管理することなどにより、それぞれの森林が持つ機能の強化を図る。

ア 保安林管理：保安林の指定、解除、指定施業要件の変更、標識の設置、伐採許可、台帳の整備等

イ 都有林管理：林内歩道改修、境界刈払、標柱整備等

ウ 保安林整備：標識設置、森林保育整備、歩道改修、境界刈払等

(5) 種苗確保等

林業種苗法に基づき、優良な種苗の供給を確保するため、採種園等の維持管理を行う。また、花粉対策を進めるため、花粉の少ないスギ・ヒノキの採種園の整備、種子採取、樹齢1年生及び2・3年生の幼苗生産費の助成等を行う。

(6) 少花粉苗木の生産対策

少花粉スギ等の種子の品質向上及び生産性向上に向けた実証を行うため、採種園に閉鎖型生育環境施設を整備する。

(7) 森林循環促進事業

利用期に達したスギ・ヒノキ等人工林における主伐事業に加え、都民ボランティアの活用など、総合的に森林循環を進め、花粉削減と多摩産材の安定供給を図る。

ア 主伐等（樹種更新）：花粉の少ないスギ・ヒノキ等への伐採更新及び保育に加え、民間の主伐実施促進のため、伐採された木材の運搬経費を補助する。

イ とうきょう林業サポート隊：都民ボランティアとの協働による森づくりの場として、主伐事業地を活用し、将来の林業担い手の育成・確保につなげる。

(8) 低コスト森林施業の推進

コンテナ苗の導入に関する調査分析や、低コスト森林施業モデル調査を行う。

(9) 林道事業

森林資源の高度利用を促進し、林業経営の安定及び適切な森林管理を行うために林道を開設する。また、既設林道の機能向上と交通の安全を確保するため林道の改良を行う。

- ア 林道開設：3路線
- イ 林道改良：15路線
- ウ 林道維持管理：83路線
- エ 林道高規格化：1路線
- オ 林道整備促進事業：5路線

(10) 治山事業

山地荒廃の復旧・予防、水源かん養、森林環境の整備を行い、国土の保全を図る。

- ア 公共治山：2箇所
- イ 都単治山：10箇所
- ウ 治山施設機能保全：8箇所
- エ 治山調査委託事業：全体計画調査、測量、設計

(11) 森林経営効率化支援事業

境界明確化等の現地調査及び確認・測量及び森林所有者への説明会開催の経費について補助を行う。

(12) シカ害防止対策

東京都第二種シカ管理計画に基づきニホンジカの管理捕獲を実施する。

【実績】

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
シカ捕獲	729頭 (内一般狩猟288頭)	747頭 (内一般狩猟260頭)	887頭 (内一般狩猟304頭)

(13) 搬出困難箇所における森林整備事業

人家や公共施設等に隣接する森林においては、木材の搬出が困難であることから、花粉発生源対策の更なる促進や防災機能強化のため、森林の整備に対する補助を実施する。

3 森林産業の育成（森林課・調整課）

(1) 林業普及指導

地域林業を振興するため、林業に関する技術及び知識の普及指導、林業後継者の育成を行う。また、森林の公益的機能・林業の社会的役割の重要性について、都民にPRする。

(2) 木材利用対策

環境保全と経済発展を調和させた「持続可能な森林経営」の実現に向けて、木材産業を育成強化する。また、消費者に普及啓発を行うとともに、木材安定供給に向けた体制を整備し、木材需要の拡大を図る。

ア 木材需給対策情報事業

木製材業に従事し、その発展に寄与した模範従業員の表彰等により、勤労意欲の向上及び後継者の育成を図るとともに、業界の健全な発展に資する。

イ 木材利用普及啓発強化推進事業

木や木造住宅の良さ、木材の重要性を都民にPRし、森林資源に対する正しい理解を求め

ることで、木材需要の拡大を図る。

(3) 多摩産材認証促進事業

多摩産材認証を適正に管理する体制を整備するとともに、木材生産から加工・販売までの連携を強化し、需要に対応できる供給体制を構築する。

(4) 多摩産材の利用拡大

都民共通のかけがえない財産である多摩の森林の循環に資するため、多摩産材の利用拡大を推進し、多摩の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや木を使う意義を普及PRする。

ア 多摩産材の公共利用の促進

都民が利用する都有施設等において多摩産材の利用を進め、木の良さや、多摩産材を使うことの大切さを普及PRする。

(ア) 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

多摩産材と触れあえる場を創出するため、区市町村における公共施設のモデル的な内装木質化・什器導入等を支援する。

(イ) 公共施設木質空間創出事業

都民が利用する都有施設において、多摩産材什器等を整備し、木の良さや魅力を発信し、多摩産材の認知度を向上させ、区市町村や民間への波及を図る。

イ 多摩産材の民間利用の促進

(ア) 多摩産材利用啓発推進事業

多摩産材を使った家づくりを行う団体等に対し、多摩産材の良さや多摩産材を使った家づくりを普及啓発するための活動経費を支援する。

(イ) 森林吸収源機能評価

とうきょう森づくり貢献認証制度に基づき、森林や木材の二酸化炭素吸収量等を評価・認証し「見える化」することで、都民や企業等の木材利用と森林整備への参加を促進する。

(a) 森林整備による二酸化炭素の吸収量を認証

(b) 木材利用による二酸化炭素の固定量を認証

(ウ) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

商業施設等のPR効果が高い施設への多摩産材利用を推進する。

(エ) 建築物木材利用促進協定

事業者等と協定を締結し、建築物における木材利用を促進する。

ウ 多摩産材の供給体制整備

(ア) 多摩産材情報センターの運営

多摩産材の製品や調達方法等の情報を一元化し利用者へ提供するなど、供給者と利用者をコーディネートする組織を運営する。

(イ) 製材業等の生産基盤向上支援事業

多摩産材の利用を一層推進するため、生産性の向上や品質に係る技術の向上を図る製材業等の施設整備に係る経費を支援する。

- (5) 中・大規模建築物等の木造木質化促進事業
 - ア 中・大規模建築物の木造木質化支援事業
 - 木造の中・大規模建築物の建築促進に向け、設計や施工にかかる経費への支援を行う。
 - イ 木造木質化を担う建築士の育成事業
 - 中・大規模建築物の構造や内装等の実践的な知識を得られる講習会を開催し、非住宅木造木質化建築を担う建築士を育成する。
- (6) 共存共栄による国産木材の魅力発信事業
 - ア 国産木材の魅力発信拠点の運営
 - 多摩産材をはじめとした国産木材の魅力と、木を使うことの意義を、民間企業等に普及・PRする常設展示拠点「MOCT ION」を運営する。
 - イ 日本各地との連携による国産材利用推進
 - (ア) 木材製品展示会の開催
 - 東京ビッグサイトにおいて、日本各地の木材を取り扱う建材・什器メーカー、団体等の出展する木材製品展示会を会場での実施と並行しオンラインで開催し、建築関係者や行政、商社等の来場者との商談の機会を提供する。また、消費者を対象とした国産木材製品の展示販売等をあわせて実施する。
 - (イ) 木材利用建築物のコンクール
 - 国産材を活用したモデル的な都内の建築物を表彰し広く紹介することで、木材利用への機運を高める。
- (7) 林業先進技術導入事業
 - 東京の森林において、先進技術による林業機械等の導入や開発に向けた支援を行う。
- (8) 木育活動の推進
 - 次世代を担う子供たちを中心に木育事業を実施し、森林や多摩産材への理解を深め、森づくりに対する意識の醸成を図る。
- ア 木育推進事業
 - (ア) 木育体験プログラム
 - 現場で東京の森林・林業や多摩産材の素材生産から木材利用まで体験しながら学ぶプログラムを実施する。
 - (イ) 多摩産材利用体験プログラム
 - 都内小学生を対象に多摩産材を使った木工・工作コンクールの実施や、都内の学校に対し授業等で使用する副教材として多摩産材を提供する。
- イ 木育活動支援事業
 - (ア) 情報提供支援
 - 東京の森林・林業について学ぶことができるインターネット教材の提供や木育関連セミナーを実施する。
 - (イ) 助成支援
 - 都内の保育園等が行う木育活動や内装木質化等整備を支援する。また、多摩産材を使

った木育活動を行う団体に対しイベントへの出展費用等を支援する。

ウ 東京の森林を支える未来の担い手育成支援

未来の林業の担い手育成を図るため、全国育樹祭を契機に結成された緑の少年団が行う森林づくり等の活動を支援することにより、東京における森林への理解を深める。

(9) 林業労働力総合対策事業

林業労働力の確保のため、林業技術者の確保・育成や、林業経営体等の強化、林業労働力の把握などを総合的に推進する。

ア 林業技術者の確保・育成

都内の森林整備を担う技術者を育成するため、新規就労者への基礎的研修から多岐にわたる専門技術の習得まで、レベルに応じた研修を実施する。

イ 林業経営体等の強化

林業経営体等の経営基盤を強化し、林業技術者の雇用の維持・安定化を図るため、林業経営体等に対し、経営の拡大・多角化に係る経費、装備等の支給経費、キャリアアップの経費などの助成を行う。

ウ 林業労働力の把握

森林整備に係る林業労働力の確保に向け、都内外の労働力の実態把握を行うとともに、他県事業者にも都内での森林整備事業の情報提供等を行う。

(10) 林業機械化促進事業

林業の生産性の向上による多摩産材の供給体制を強化するため、I o T等の先進技術を搭載した林業機械等の導入経費に助成を行う。

(11) 伐採・搬出技術者育成事業

森林循環に必要な主伐を行うため、木材の伐採・搬出技術者の確保育成に向け、伐採・搬出といった高度な技術を習得する研修を行う。

(12) 農林水産物認証取得支援事業（林業）

多摩産材の販路を維持・拡大し、SDGsを推進するために、森林管理者・木材加工流通事業者への森林管理及びC o C（木材加工流通過程の管理）の認証取得等に要する費用を支援する。

(13) 東京の森林の将来展望実行プログラム

ア シカ害造林地対策事業

多摩地区のシカ被害対策と野生動物との共生を実現するため、管理捕獲に加え、シカ害造林地対策を実施する。

イ 100年の森整備事業

多摩産材の優良大径材を伝統的な技法で生産するための森林施業の技法や育成方法の実証的な試験・研究を実施する。

ウ 森林整備・木材利用推進アドバイザーによる自治体支援

区市町村に譲与される森林環境譲与税を、効果的に森林整備や木材利用に結びつけるための情報提供を行う。また、森林経営管理制度により、市町村が実施する森林経営の集積・

集約化等の業務に対して支援を行う。

エ 島しょ観光資源・林産物生産振興事業

伊豆諸島・小笠原諸島において、各島の魅力を引き出すため、景観の向上等に資する森林整備等を行う。また、有用広葉樹の育成を促進するための整備を行う。

(14) 木の街並み創出事業

外壁や外構に木材を用いることで、木の良さや木を使うことの大切さを普及PRし、多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大を図るとともに、森林整備の促進につなげていく。

(15) ウッドショック対策プロジェクト

ア 伐採・搬出技能向上対策事業

主伐事業の継続及び素材生産の維持拡大に向け、伐採・搬出技術者の確保育成への取組が急務となる中、技術者の技能向上を図るため、林業架線作業主任者免許講習の開催及び実践力を積むために必要な支援を行う。

イ 最先端林業技術導入事業

最先端技術を実装した林業機械の導入支援を行う。

ウ 林産物生産支援事業

ウッドショック等の影響により林産物の生産に係る資材費が高騰していることを踏まえ、原木の搬出等に要する経費の一部を支援する。

エ 国産木材流通促進対策事業

ウッドショック等の影響により国産木材の供給拡大が求められていることを踏まえ、全国各地から木材を集荷する都内の木材流通事業者に対して、国産木材の取扱いを拡大するための取組を支援する。

オ 多摩産材流通拠点の機能強化

多摩産材の需要増や供給体制の整備に対応するため、多摩産材流通拠点（多摩木材センター）の規模拡大や機械化などにより市場機能の強化を図る。

カ 国産木材利用促進強化事業

外国産木材の供給不安定化や価格高騰の中、多摩産材を含む国産木材の販路拡大を図るため、木材製品の商談型展示イベントを開催する。

キ 多摩産材の情報発信力強化事業

多摩産材の利用促進及び多摩地域の林業・木材産業を活性化するため、都心部に新たな情報発信拠点を開設する。

ク 木材利用ポイント事業

木材の需要の喚起やゼロエミッション東京の実現に向け、多摩産材及び国産木材を利用し、環境に配慮した住宅を新築した建築主に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する事業を実施する。令和5年度からは、新たにリフォーム（賃貸を除く）も対象とする。

(16) 林業金融

ア 林業近代化資金利子補給

(ア) 資金の種類 林業・林産業経営資金、林業・林産業用機械・施設資金他

- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 融資枠 4,000万円（一般3,000万円 災害1,000万円）
- (エ) 貸付限度額 個人 600万円 団体 4,000万円
- (オ) 償還期間 5年
- (カ) 利子補給率 1.25%（令和5年5月18日現在）

イ 木材産業等高度化推進資金貸付（間接金融制度）

- (ア) 資金の種類 林業経営高度化推進資金、素材生産等促進資金
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 融資枠 5,480万円
- (エ) 貸付限度額 林業経営高度化推進資金 5,000万円
素材生産等促進資金 480万円
- (オ) 償還期間 1年
- (カ) 利子補給率 なし

ウ 林業・木材産業改善資金助成会計繰出（林業木材産業改善資金）

- (ア) 資金の種類 林業・木材産業改善資金
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 融資枠 5,000万円
- (エ) 貸付限度額 個人 1,500万円、会社 3,000万円、会社以外の団体 5,000万円
- (オ) 償還期間 10年以内
- (カ) 利子補給率 なし（無利子資金）

4 農林災害復旧（森林課）

林道・治山災害復旧

台風・豪雨などにより被災した林道、治山施設、荒廃森林の復旧を行う。

- (1) 林道災害復旧（単）：21箇所
- (2) 治山施設災害復旧：3箇所
- (3) 林地荒廃復旧（公）：3箇所
- (4) 林地荒廃復旧（単）：16箇所

第3 水産業の振興

水産業の振興計画の策定や漁業資源の管理、漁業生産流通基盤の整備や漁業経営の安定に向けた施策並びに水産業者・都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

1 漁業資源の管理（水産課・島しょ農林水産総合センター）

(1) 漁業調整委員会の運営

漁業者を主体とする漁業調整機構の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図る。

ア 東京海区漁業調整委員会

漁場の秩序や各種の漁業調整を漁民の総意に基づいて行う目的で、都道府県に設置されている行政委員会で、知事に当該海区の区域内における漁業権の免許、許可等について意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定など、漁業に関する事項を処理する。

イ 東京都内水面漁場管理委員会

内水面における漁業生産力の発展と漁場利用の調整を図るため、遊漁規則の変更などの必要事項を、本委員会において審議する。また、うなぎ種苗の特別採捕許可方針、河川放流魚の増殖計画の策定や禁漁区などの指示を行う。

(2) 漁業調整等

ア 漁業調整対策

東京都海面及び内水面における漁業権の免許、入会漁業の調整、漁業許可等の事務を行い、漁業秩序の維持を図る。

イ 漁場利用調整対策

東京都海面及び内水面における漁業と親水レクリエーション（遊漁、ダイビングなど）との紛争を防止し、漁場の円滑な利用のための調整を行う。

ウ 漁船登録

法に基づき、漁船の登録・変更・抹消、建造許可、トン数の測度などの事務を行う。

(3) 漁業取締

漁業関連法に基づき、無許可操業、禁止区域及び禁止期間等の違反を対象に、指導船、航空機、大型船を活用し、漁業取締を実施する。また、国の役割である外国漁船の取締について国と連携し監視を行う。

(4) 水産資源利用の持続化推進

改正漁業法の下、資源の状態を正確に把握、評価するとともに、資源評価の結果を漁業者に提供し、漁業者の理解の下で、資源の持続的利用を推進する。

ア 漁獲努力量管理

資源の持続的利用の手法として、漁獲努力量管理を実施するとともに、漁業者の取組を支援する。

- (ア) 資源管理協定策定指導
- (イ) 漁業収入安定対策
- (ウ) 資源管理措置促進・指導協議会
- (エ) 資源評価の精度向上に向けた試験調査
- イ 漁獲可能量管理
 - 資源の持続的利用の手法として、漁獲可能量管理（TAC）を実施し、資源管理方針の策定と漁業者への指導を実施する。
 - (ア) 資源管理方針作成
 - (イ) TAC管理、指導
- ウ 水産資源利用の持続化推進に向けた漁業取締
 - 資源の持続的利用を図る手法である漁獲努力量管理と漁獲可能量管理の実効性を担保するため、資源管理対象魚種を操業対象とした漁業取締体制を強化する。
 - (ア) 航空機
 - (イ) 大型備船
- エ フィッシュタグによる骨太の資源管理推進
 - 漁業者の協力のもと標識放流調査の充実を図り、資源評価精度の向上に必要なデータを収集する。
- (5) DXによる漁船操業情報収集事業
 - 精度の高い資源量推定の必須情報となる操業情報収集のためのしくみを構築し、資源管理の取組の着実な推進を図る。
- (6) 漁場環境保全対策
 - ア 漁場環境改善対策
 - 河川における廃棄物の回収処理や、ウミガメの産卵場等における廃棄物の回収処理、カワウによる食害の防止対策等を行う。
 - イ DXによる内水面漁業被害軽減手法の開発
 - カワウにGPSデータロガーを装着し、行動の追跡・行動範囲を把握することで、効果的な被害軽減手法を開発する。
 - ウ 漁場環境監視指導
 - 漁場環境の監視及び情報の収集を行い、被害発生時には漁業者等に対し、緊急に措置すべき事項を指導する。
 - エ 貝毒安全確保対策
 - 東京内湾、河川において、アサリ、シジミ等の二枚貝類を採取し、下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施する。
 - オ 魚道機能の維持改善
 - 多摩川において、魚道に魚を誘導する漁具を設置するとともに、堰周辺の土砂撤去や簡易魚道の設置効果の調査を行うことにより、アユ等の遡上促進を図る。
 - カ 江戸前アユ資源安定化対策

アユの産卵親魚の効果的な放流技術及び人工ふ化放流技術の開発を行い、江戸前アユの安定的な遡上量確保を図る。

キ 演習に係る漁業補償調査

自衛隊・在日米軍の演習に伴う操業規制により生じた損失を国が補償するための基礎資料となる漁獲高・操業状況などを調査する。

(7) 栽培漁業の育成

ア 栽培漁業センターの施設整備

栽培漁業の種苗生産基地である栽培漁業センターの整備・改修等を行う。

(令和5年度計画)

圧力式ろ過槽ろ材交換工事

イ 栽培漁業センターの運営等

魚貝類の放流種苗の生産・供給を行い、島しょ地域における、稚貝等の放流と育成の場となる漁場整備、資源管理をあわせて実施する「つくり育てる漁業」を育成することで、漁業者の経営安定と都民への新鮮な魚貝類の安定的な供給を図る。

種苗の生産配付：アワビ、トコブシ、サザエ

ウ 栽培漁業センターの機能強化

生産した種苗の放流、漁場造成や資源管理と連携した取組の方法、海洋環境保全や環境学習、地域拠点としての取組など栽培漁業センターの機能強化に向けた検討を進める。

エ 奥多摩さかな養殖センターの運営

都内河川中上流域の水産資源の増殖と冷水性魚類養殖業の振興を図るため、養殖技術の改良・普及、種苗の生産配付、魚病対策を行い、養殖業の経営安定を図る。

発眼卵、春稚魚、秋稚魚の生産配付：ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ、イワナ

オ スマート内水面養殖業推進事業

奥多摩さかな養殖センターにA I機器を試験導入し、養殖作業の効率化を検証、都内養殖業者への技術移転を目指す。

(8) 漁場の荒廃・海の異変対策

サメ等による漁業被害の軽減対策を実施し漁家経営の安定を図る。

(9) 食害生物等追払い対策

サメ・イルカによる漁業被害を減らすため、火薬類を使用し地域が連携して行う追払いの取組を支援する。

(10) 持続可能な網漁業の推進

資源の状況を正確に把握した上で資源管理協定を策定し、策定した協定に基づき効率的な操業体制への転換を図ることで持続可能な網漁業を推進することを目的とし、漁船試験操業調査を実施する。

2 漁業生産流通基盤の整備（水産課・島しょ農林水産総合センター）

(1) 漁業振興施設整備

ア 島しょ漁業振興施設整備

漁業の生産性向上、近代化、合理化などに必要な施設等の整備を行い、島しょ沿岸漁業の発展を促進し、漁業者の生活安定と地位の向上を図る。

(令和5年度計画)

(ア) 東京都漁連：荷捌施設附帯設備改修

(イ) 大 島：水産物展示販売施設（大島町）、出荷運搬等車両（伊豆大島漁協）

(ウ) 利 島：水産加工施設（利島村漁協）

(エ) 新 島：水産加工施設（新島村）

(オ) 神 津 島：つきいそ、水産物展示販売施設（神津島村）、製氷・貯氷・冷蔵施設改修工事（神津島漁協）

(カ) 三 宅 島：つきいそ、定置船揚網機整備、展示販売施設改修（三宅村）、貯氷・冷蔵・冷凍施設改修工事（三宅島漁協）

(キ) 御 蔵 島：製氷冷蔵施設改修（御蔵島村）

(ク) 八 丈 島：出荷運搬等車両（八丈島漁協）

(ケ) 小笠原島：燃油施設改修、製氷冷蔵施設改修（小笠原島漁協）

イ 内水面漁業振興対策

養殖マス類の生産・加工・流通基盤や釣り場等の整備等を行い、内水面漁業の振興を図る。

(2) 水産物供給基盤整備

魚礁の設置、増殖場の造成など島しょにおける漁場の開発を総合的かつ計画的に実施する。

(令和5年度計画)

ア 漁場環境管理施設（海洋観測ブイ撤去、保守管理、漁場環境予測システム開発等）

八丈島近海

イ 漁場造成調査（効果調査委託等）

(3) 魚類等防疫対策

農林水産省の定める防疫対策ガイドラインに基づき、天然域のモニタリング調査や種苗生産施設等におけるまん延防止対策のほか、今後発生が懸念される新たな魚類等の疾病について防疫対策を行う。

3 漁業経営の安定（水産課・調整課）

(1) 漁協指導等

都内漁協への経営改善等の指導を実施することにより、漁協の健全な発展を図る。

(2) 漁協指導強化対策等

漁協の経営能力の向上と財務体質の改善を目的として設置された漁連指導室に対する補助及び指導、信用基金協会の執行体制強化による信用保証事業の円滑な実施等への指導を行う。

ア 漁協指導強化対策

都漁連内に設置された指導室の一部経費を助成することにより、漁協系統団体の指導体制の整備・強化を図る。

イ 漁業信用基金協会補助

基金協会東京支所の運営経費の一部を補助することにより執行体制及び財務基盤を強化し、信用保証事業の円滑な実施を図る。

(3) 東京の漁業人材確保・育成事業

漁業就業者の確保・育成を主導する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）を中心に、助言・相談窓口の設置や担い手ごとのキャリアに応じた支援を行い、漁業者の確保と技術力の向上を図る。あわせて、将来の東京の漁業を支える担い手を島外から募集し、育成することを目的とした研修に係る経費、住宅費、資格取得に係る経費等の補助を実施する。

(4) ぎょしょく普及事業

東京の水産物や水産業を介した食育活動を、積極的に展開することで、新鮮で安全・安心な東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大につなげていく。

(5) 水産物加工・流通促進対策事業等

島しょ地域の水産加工団体を対象に、水産資源を活用した加工、流通を支援し、消費拡大を促すことにより、経営安定・強化を図る。

ア 水産物加工・流通促進対策事業

切り身等加工品の学校給食での利用を増やすため、水産加工団体が行う加工品の生産・運搬等に要する経費を補助する。

イ 水産加工経営強化促進事業

島外販売に向けた競争力のある商品の開発、量産体制の整備、インターネット販売体制などの販路拡大の取組を行うことにより、水産加工団体等の経営力強化を図る。

ウ 東京産水産物のPR

東京産水産物の認知度・評価を高め、漁業者の収益力を向上させるため小売店・レストラン等におけるPRやインターネットを活用したPRを行う。

(6) 東京産水産物の海外販路開拓

販路の多角化の一環として東京産水産物の海外輸出について検討するとともに、東京産水産物を取扱う事業者が行う販売活動への支援を行う。

(7) 農林水産物認証取得支援事業（水産業）

SDGsへの社会的な関心の高まりや、国際的な評価の向上、輸出の促進に向けMEL（マリン・エコラベル・ジャパン）などの国際認証の取得が求められているため、水産認証を希望する事業者に対して認証の取得、維持等について支援する。さらに、認証を取得した水産物が円滑に流通ルートを確保できるように販路開拓等の支援を行う。

(8) 離島漁業再生支援事業

都内離島地域において漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に対する支援を行う。

ア 離島漁業再生支援事業

漁業集落が行う漁場の生産力の向上に関する取組や、漁業の再生に関する実践的な取組を支援することにより、離島漁業の再生を図る。

イ 新規就業者特別対策事業

新規就業者が独立する際に必要な漁船や漁具のリース料を最長3年間補助し、就業にかかるコスト負担の軽減を図ることにより、漁業への定着を促進する。

(9) 島しょ漁業経営支援緊急対策事業等

ア 島しょ漁業経営支援緊急対策事業

島しょ地域へ漁業用燃油を運搬する都漁連運搬船の運賃を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁業操業の安定化を図る。

イ 島しょ漁業操業支援緊急対策事業

燃油購入経費の一部に対する補助を行うことで、漁業者負担を軽減し、燃油価格の高止まりによる操業への影響を抑制する。

ウ 燃油価格高騰緊急対策

国で実施している漁業経営セーフティネット構築事業において支払われる補てん金のうち、漁業者積立金取崩額の一部を補助することにより、漁業者の国事業への参加を促進し、漁家経営の安定化を図る。

エ 漁獲物運搬特別支援事業

定期船の欠航や運航スケジュール変更等を原因とする貨物船のチャーター費用の一部を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁家経営の安定に資する。

(10) DXによる漁協荷捌き作業効率化推進事業

DXによる漁協荷捌き作業効率化のためのシステムを構築し、漁協事務の効率化及び適切な資源管理を推進する。

ア 音声入力システム等の構築及び導入推進

タブレット等を活用し、島しょ部の荷捌き作業に特化したシステムを構築する。

イ 情報処理機能付き選別機の導入及び検証

神津島漁協に導入した魚類の体長及び重量を測定することができる情報処理機能付き選別機によるデータ収集とその解析を行う。

(11) 漁業共済加入促進支援事業

漁業災害補償法に基づいて国が行う漁業共済への加入を促進し、漁業経営の安定化を図るため、漁業共済加入に係る漁業者の掛金負担額の一部を助成する。

(12) 東京の水産業振興に向けた専門懇談会の運営

東京の水産業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、その課題に的確に対応していくため、早急に取り組むべき事項について、東京都の施策へ反映させることを目的に、専門家等から意見をいただく懇談会を設置し、運営を行う。

(13) 島しょ漁業資材高騰緊急対策事業

島しょ地域の漁業者が使用する出荷資材に要する経費の一部を支援する。

(14) 漁業金融

ア 漁業近代化資金利子補給

(ア) 資金の種類 漁船資金、その他個人施設、共同利用施設等

(イ) 対象者 個人他

- (ウ) 融 資 枠 4億6,100万円
- (エ) 貸付限度額 9,000万円（漁船資金、個人、20t未満）
- (オ) 償 還 期 間 1～20年
- (カ) 利子補給率 1.25%（令和5年5月18日現在、例外あり）

イ 沿岸漁業改善資金助成会計繰出（都の直接貸付）

- (ア) 資金の種類 経営等改善資金、青年漁業者等養成確保資金
- (イ) 対 象 者 個人他
- (ウ) 融 資 枠 4,700万円
- (エ) 貸付限度額 2,000万円（漁船資金）
- (オ) 償 還 期 間 2～10年
- (カ) 利子補給率 なし（無利子資金）

4 島しょ農林水産総合センターの運営（島しょ農林水産総合センター）

(1) 島しょ農林水産総合センター試験研究

漁業収益の向上、内水面漁協及び養殖業の経営安定化、水産資源の持続的利用の推進、都民共有の海や川の多面的活用等を目的として、各種調査、試験、研究、漁業者への指導を行う。

(2) 漁業調査指導等

漁業生産性の向上や漁業秩序の維持を図るため、海洋観測、資源調査、漁業取締、漁業調査指導、漁海況予報事業、陸上無線局維持管理を行う。また、試験研究成果の普及啓発を図るため、巡回指導や養殖衛生管理体制の整備などを行う。

ア 漁業調査指導

広域海域漁業調査指導（みやこ）、伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお）、伊豆諸島南部海域漁業調査指導（たくなん）

イ 漁海況予報

海洋観測調査、海の天気図発行等

ウ 陸上無線局維持管理

無線局の運営による指導通信業務

エ 普及指導

巡回指導による担い手の育成

(3) 島しょ農林水産総合センター維持管理

島しょ農林水産総合センターの管理運営及び施設の維持管理を行う。

ア 本所〔港区〕

イ 事業所〔大島町、八丈町〕

5 小笠原振興（水産課・島しょ農林水産総合センター・調整課）

(1) 小笠原漁業基盤整備

ア 小笠原漁業振興施設整備

後継者育成、流通体制の整備や、養殖漁業の振興等に必要な施設を整備する。

(令和5年度計画) 父島：該当なし

母島：該当なし

イ 硫黄島関連漁業対策

自衛隊の施設設置により、漁業活動が制限されることに伴う損失分を漁業生産基盤等の整備を図ることにより緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を図る。

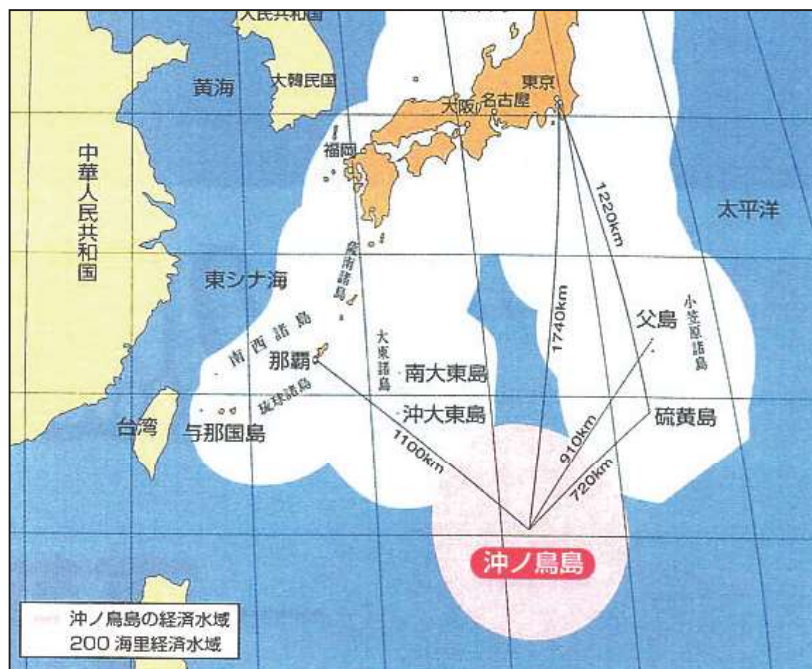
(令和5年度計画) 父島：漁船漁具保全施設

母島：水産物荷さばき施設

(2) 沖ノ鳥島総合対策

ア 漁場の調査・監視

漁場の調査・分析等を実施する。



【沖ノ鳥島位置図】

(3) 水産センターの運営（総務局所管）

ア 試験研究：3テーマ

イ 漁業調査指導：海洋観測、資源調査、沖ノ鳥島調査、漁業取締

ウ 漁業調査指導船(興洋)の運航等

6 産業労働施設整備

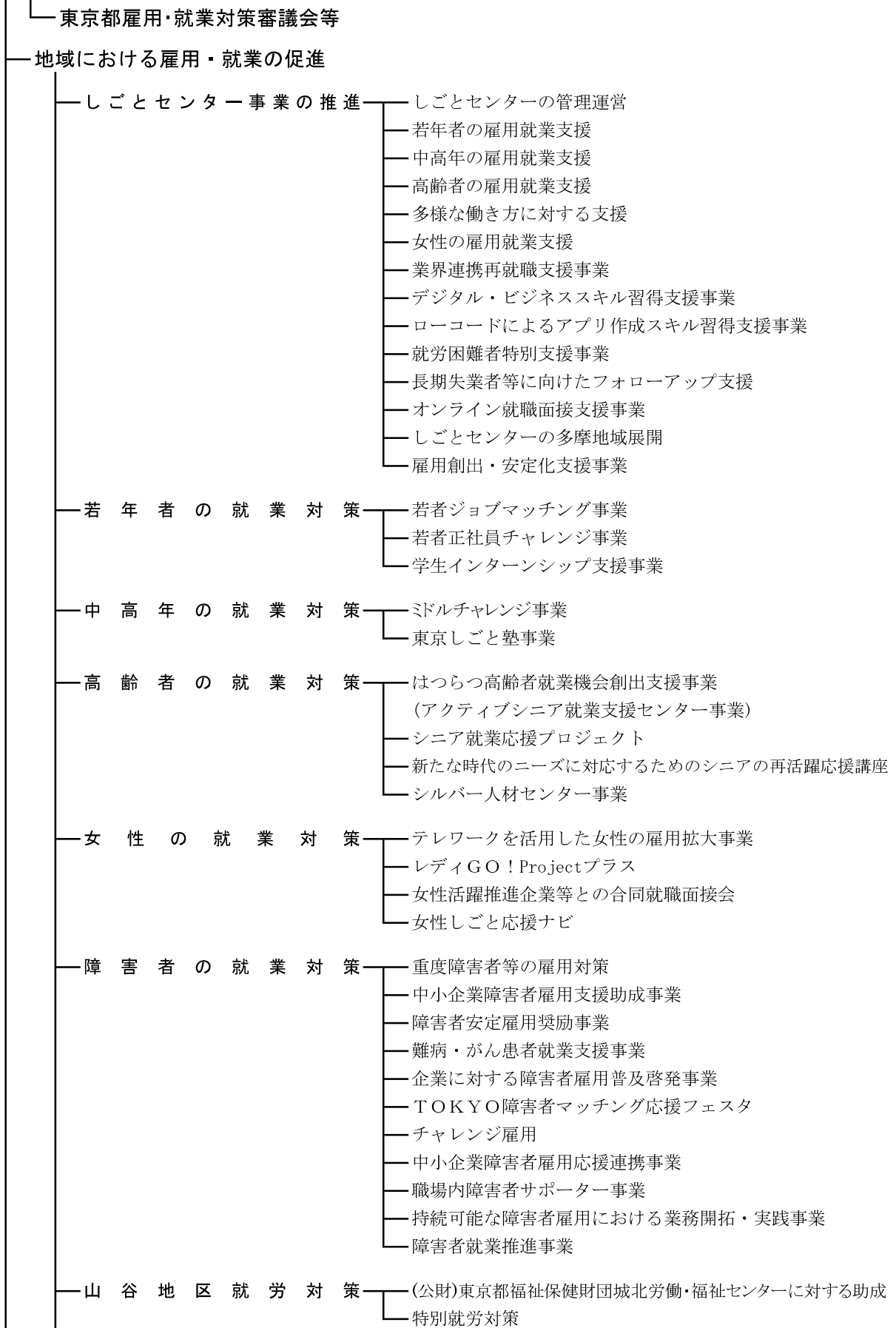
島しょ農林水産総合センター施設整備

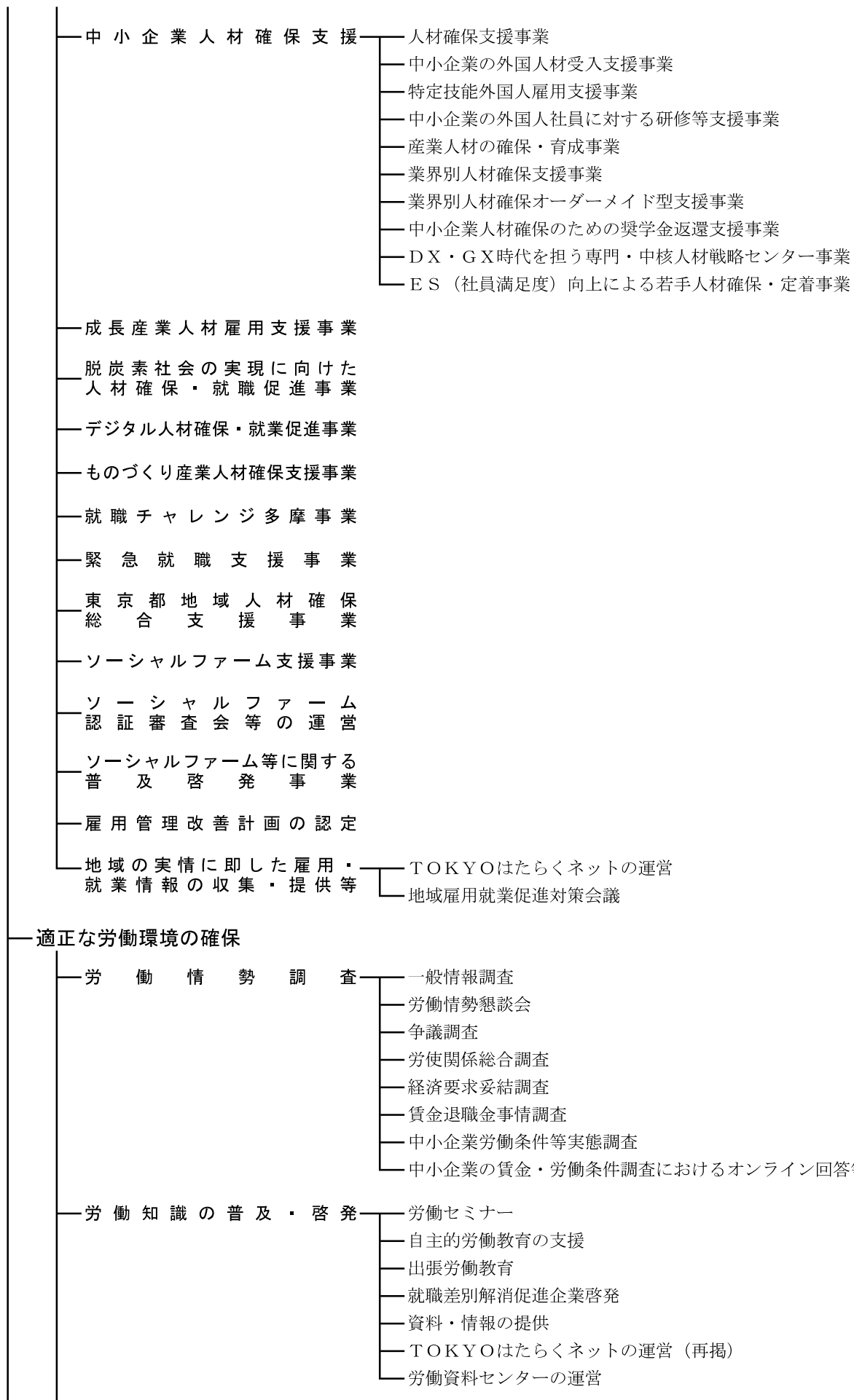
島しょ農林水産総合センターにおける試験研究及び漁業調査指導の充実と効率化を図るため、施設の整備を行う。

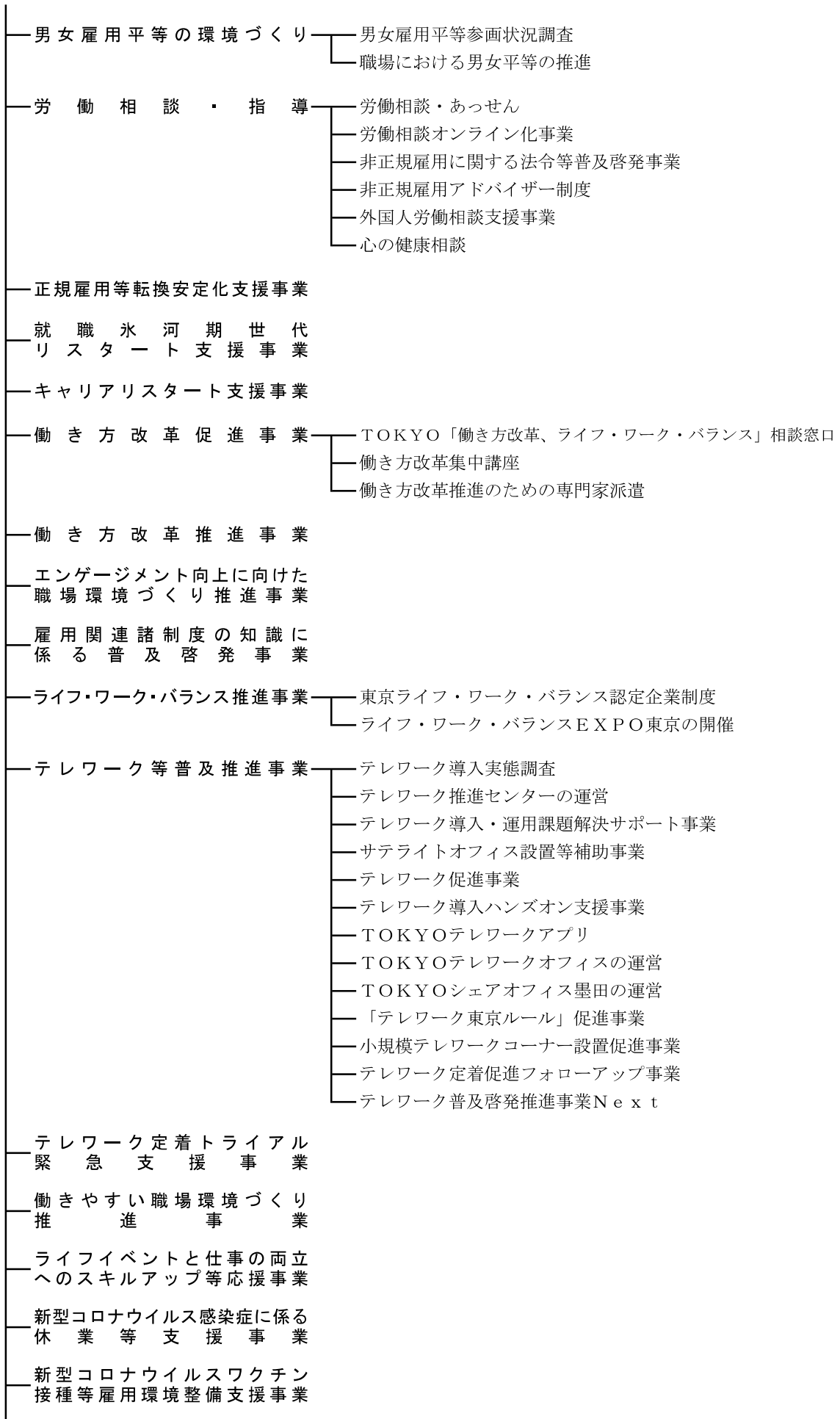
VII 雇用就業対策

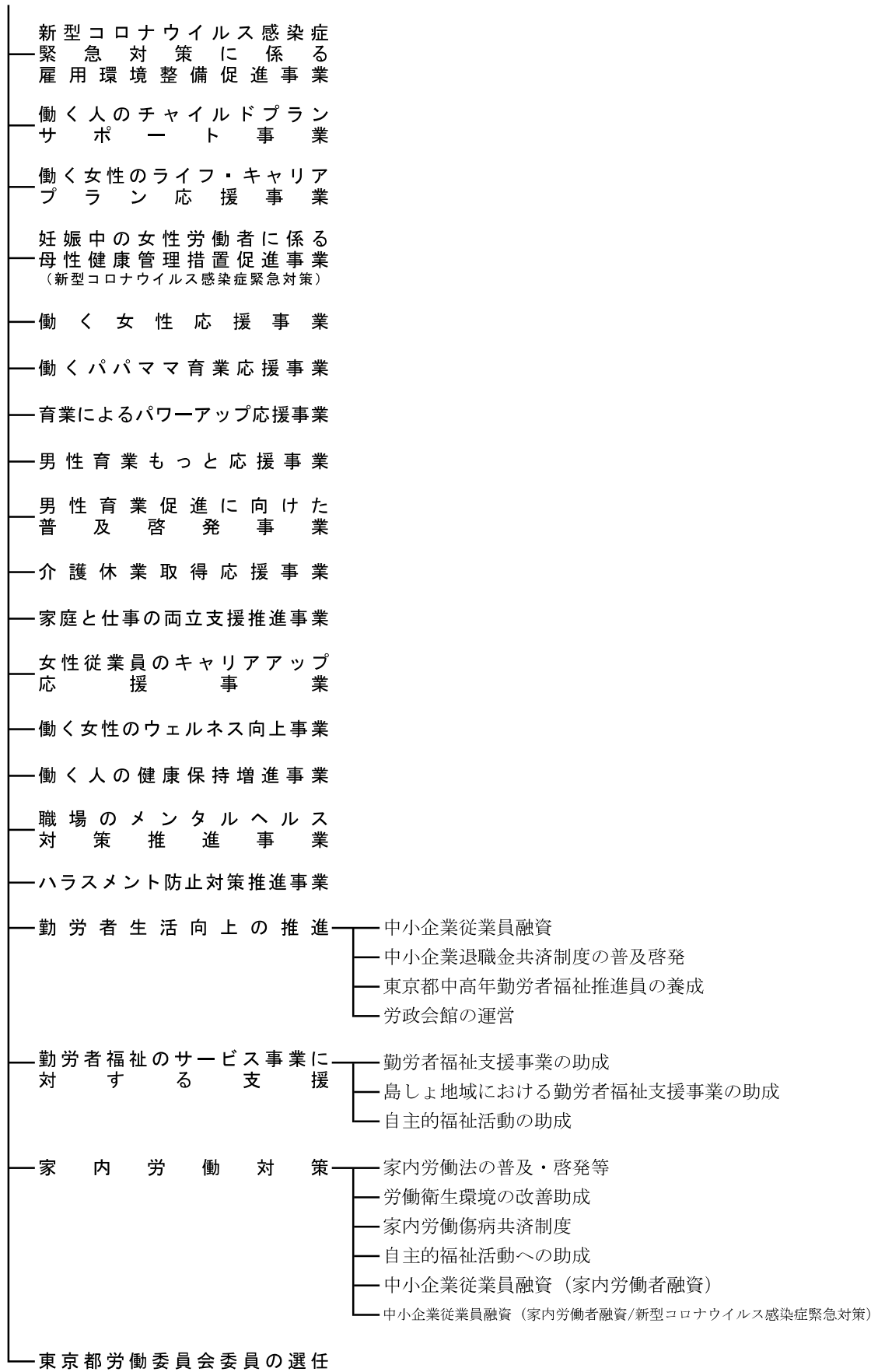
○施策の体系（令和5年8月1日現在）

雇用就業対策

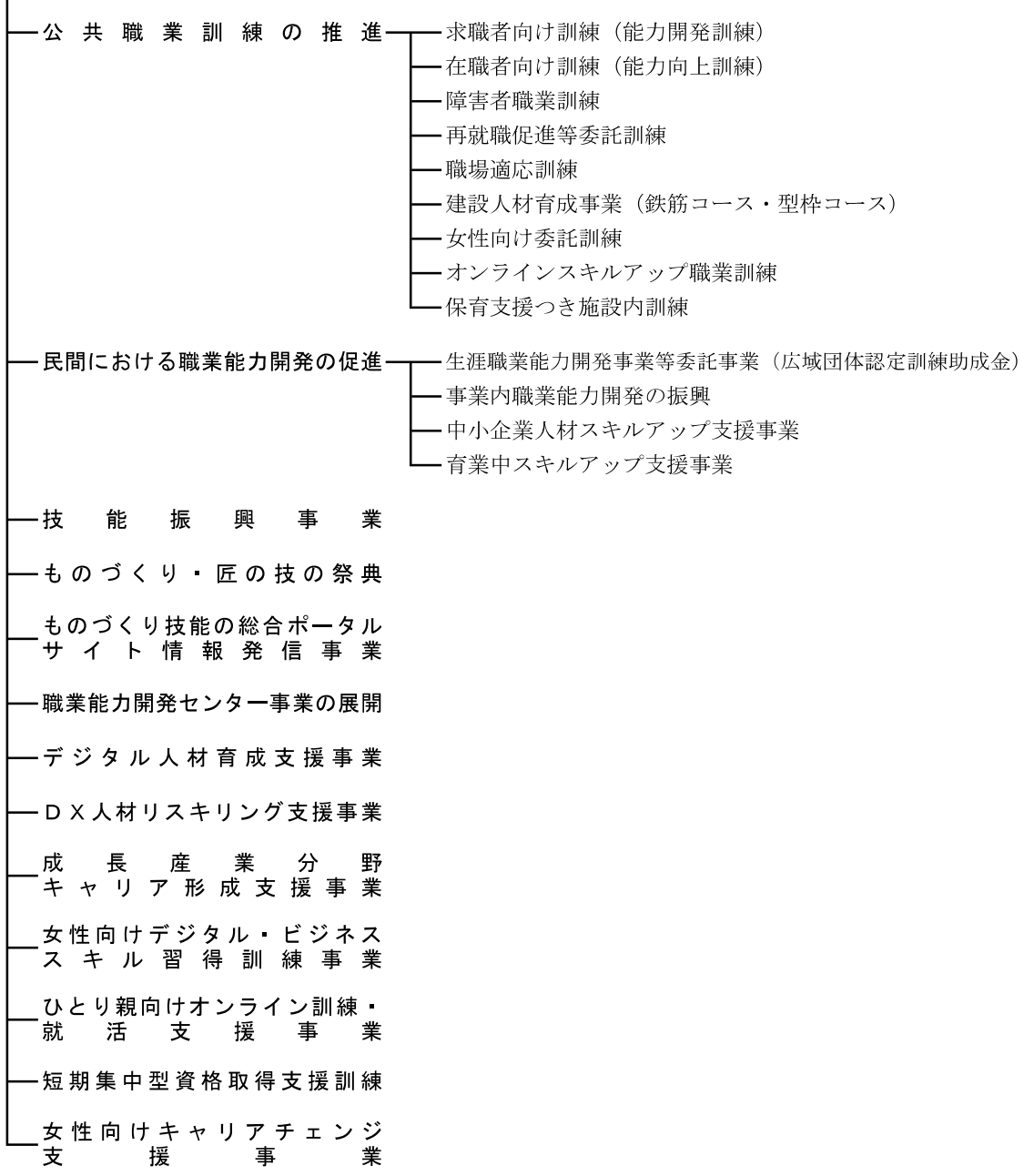








多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上



第1 審 議 会 等

1 東京都雇用・就業対策審議会等（調整課）

(1) 東京都雇用・就業対策審議会

知事の附属機関として、学識経験者委員・事業主委員・労働者委員による審議を行うことにより、雇用及び就業の促進、職業能力の開発並びに労使関係の安定を図る。

ア 委員構成等

【委員合計】	24人以内	
学識経験者	12人以内	
事業主代表	6人以内	※事業主代表と労働者代表は同数
労働者代表	6人以内	

イ 任期

2年

ウ 所掌事項

- (ア) 雇用及び就業対策に関する事項
- (イ) 職業能力の開発に関する事項
- (ウ) 労使関係の安定に関する事項
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする事項

エ 諮問事項と審議状況

第1期 諮問事項「東京を再生させる雇用就業施策について」

平成14年10月 諮問

平成15年3月 中間のまとめ

平成15年7月 答申

第2期 諮問事項「東京都におけるこれからの職業能力開発行政の基本的な方向及び講ずべき施策について」

平成16年12月 諮問

平成17年7月 中間のまとめ

平成17年12月 答申

第3期 諮問事項「社会ニーズの変化に的確に対応する雇用就業施策のあり方について」

平成24年2月 諮問

平成24年11月 中間のまとめ

平成25年2月 答申

(2) 公労使会議

2020年に向けた実行プランに掲げた「新しい東京」を目指し、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の三つのシティを実現するため、公労使が一堂に会し意見交換を行う場を設ける。

(3) 東京都雇用対策協定運営協議会

東京都知事と厚生労働大臣は、一層連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進するため、「東京都雇用対策協定」を平成 27 年 2 月 10 日に締結した。

この協定に基づき、事業計画の策定や事業の評価を行い、東京都と東京労働局が連携しつつ、事業を効果的に実施することを目的として、東京都雇用対策協定運営協議会を設置する。

第2 地域における雇用・就業の促進

1 しごとセンター事業の推進（就業推進課） 事業の実施は、指定管理者である（公財）東京しごと財団に委託

(1) しごとセンターの管理運営

雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るため、若年者、中高年者、高齢者及び家庭との両立を目指す女性を対象とした窓口を通じて、カウンセリングやセミナー、能力開発などの就職支援を、ワンストップで提供する。

◎東京しごとセンター

○ヤングフロア（ジョブカフェ）

- ・就職支援アドバイザーによるカウンセリング
- ・ハローワークによる職業紹介

○ミドルフロア

- ・民間事業者によるキャリアカウンセリング、職業紹介
- ・非正規対策事業

○シニアフロア

- ・高齢者就業相談
- ・ハローワークによる職業紹介

○能力開発フロア ※大規模改修のため令和4年3月より外部仮移転中

- ・各種セミナー、短期講座

○障害者雇用就業サポートデスク

○総合相談

- ・総合相談、専門相談、事業所相談、情報コーナー

○女性しごと応援テラス

- ・民間事業者によるキャリアカウンセリング、職業紹介

○専門サポートコーナー ※大規模改修のため令和5年3月より外部仮移転中

- ・民間事業者による支援計画作成、プログラムの実施

○専門相談機関フロア

- ・東京都労働相談情報センター
- ・東京都労働資料センター
- ・（公財）東京しごと財団
- ・東京都福祉人材センター
- ・東京都保育人材・保育所支援センター
- ・東京都ひとり親家庭支援センター
- ・東京都職業能力開発協会 ※大規模改修のため令和3年1月より外部仮移転中

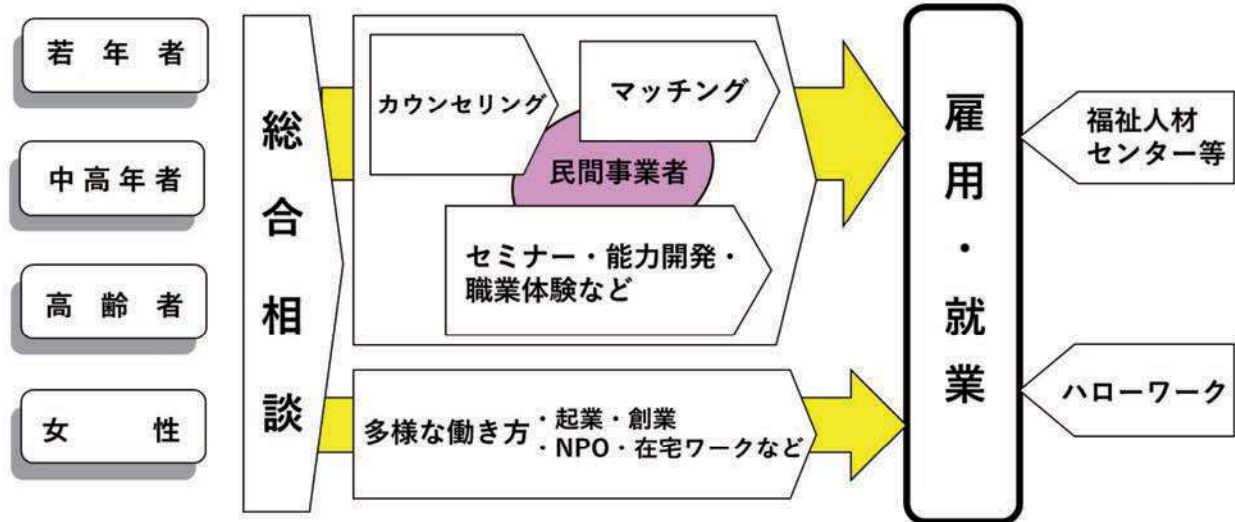
○能力開発のフロア

- ・中央・職業能力開発センター高年齢者校 ※大規模改修のため令和3年4月より外部仮移転中

高年齢者の職業訓練

各職業能力開発センターの案内・入校受付

東京しごとセンター・・・東京都しごとセンターのほか、福祉人材センターなどの関係機関も含めた仕事に関する多様なニーズにワンストップで応える施設全体の愛称。



令和4年度東京都しごとセンター・東京都しごとセンター多摩利用実績
(令和4年4月から令和5年3月まで)

(単位：人)

区分	利用者数			※①就職者数	
	新規	再来	計		
ヤング	7,318	39,621	46,939	3,663	
ミドル	10,744	87,821	98,565	5,619	
シニア	8,782	42,729	51,511	2,311	
女性	※②2,737	2,040	18,680	20,720	1,087
専門サポート	165	3,311	3,476	115	
小計	29,049	192,162	221,211	12,795	
総合 相談	専門相談・事業所相談		4,871	/	
	多様な働き方セミナー等		21,682		
	小計		26,553		
合計			247,764	12,795	

※①就職者数には、令和3年度以前の登録者で令和4年度に就職した者を含む。

※②年齢別コーナー等の併用を含む「女性しごと応援テラス（多摩含む）」の新規利用者

(2) 若年者の雇用就業支援

若者の就職支援のために、東京都しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開する。各種セミナーやプログラム等によって職業意識の醸成を図るとともに、

個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリング、能力開発を提供することにより、若年者を就業に結びつける。

ア 様々な職業情報の提供

各種就職情報に関するサイトを取り込んだポータルサイトや職業適性診断システムを組み込んだ情報検索端末を設置するとともに、就職活動のノウハウに関する図書類や雇用関係情報誌等を整備し、求職者へ提供する。

イ 就職スキルアップ支援

(ア) 就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）の配置

(イ) 出張型支援の充実強化

地域の就労支援機関や教育機関等と連携して、しごとセンターのサービス（就業意識醸成、就活ノウハウ等のセミナー、グループディスカッション、カウンセリング等）を出張型で提供する。併せて新規登録を促し、来所を誘導する。

(ウ) 就活実践力養成講座

就職に役立つ知識やスキルを学ぶことができる1回完結型のセミナーを年間通じて開催する。

(エ) 能力開発コースの実施

資格を活用した就職希望者等を対象に、資格取得を視野に入れた就職支援を実施する。

(オ) 若年者就職力アップ事業

社会人としての基礎的スキルや希望する職種に必要な職務能力が低く、無職又は非正規雇用者として働く若者に対し、コミュニケーション等の基礎能力や職務能力を向上させるためのプログラムを提供し、就職準備性を向上し、正社員就職を支援する。

(カ) 若年者早期就職支援事業

正社員として働くことの具体的なイメージを持っていないことや、就活ノウハウが不十分なため、やむを得ず無職又は非正規雇用者として働く若者に対し、短期間のグループワークと個別カウンセリング及びハローワーク飯田橋U-35と連携したメニューを提供し、早期の正社員就職を支援する。

(キ) 新卒学生フォローアップ事業

就活ルールの変更やコミュニケーション能力不足により、就職活動が進まない学生に対して、就職活動の遅れを取り戻しながら本来の活動の流れに乗れるよう、しごとセンターオンライン登録へ誘導し支援に繋げるとともに、仲間づくりやグループディスカッション対策のためグループワークを主体とした短期集中型のプログラムを提供する。

ウ 若者と企業のマッチング支援

(ア) 合同就職面接会

34歳以下の若年者のうち、パート・アルバイトに従事する者又は働く意思のある無職者で、常用雇用を希望する者を対象に、年4回、各回15社程度の小規模面接会を開催する。

(イ) 合同企業説明会

大企業志向等によるミスマッチ解消のため、若年者の採用に意欲的な中小企業と若年

者が交流できるプレマッチングの場を提供する。

(ウ) 中小企業見学

新卒者等の中小企業の理解を促すため、(イ)の合同企業説明会に参加した企業に赴いて、見学会を実施する。

(エ) 合同企業説明会直前対策セミナー

合同企業説明会を効果的に活用し、応募の促進につなげるための、直前対策セミナーを実施する。

(オ) 面接対策セミナー

面接会等を通じた就職決定を支援するため、就職面接会の上手な活用方法（企業の回り方）と模擬面接をセットにしたセミナーを実施する。

(カ) 業界職種研究ライブラリーの設置

情報提供アドバイザーによる企業研究や職種研究に特化したカウンセリングを実施し、業界職種勉強会を開催する。

(キ) 採用・育成サポートセミナー

合同企業説明会等マッチング支援事業を通じた採用ノウハウを伝達するセミナーを実施する。また、早期離職防止のため、人材育成に力を入れている、あるいは離職率が低い企業の社長等を講師に迎えセミナーを実施する。

(ク) 採用・育成に関する好事例の提供

若年者の採用や人材育成に関する企業の好事例を取材し、ライブラリー登録企業に対してメールマガジンで配信する。

エ 若者の職場定着支援

(ア) 社会人基礎プログラム（入社1年目）

正社員として必要とされる基礎力をつけ、組織の中で働くことへの理解を深めるセミナーを実施する。

(イ) キャリア形成プログラム（入社2年目から3年目）

仕事の応用力や職種ごとの課題解決力等、会社の業務内容と関連付けたテーマを設定することで実践力を養うプログラムを実施する。

(ウ) 参加者交流会

経営者や先輩社会人との意見交換により、キャリアプランを考える機会を提供する。また、同世代とグループワーク等を通して交流することで、入職早期の孤立化を防ぐ。

(エ) 育成担当者向け早期離職防止セミナー

若手社員の教育の担い手となる育成担当者向けに、早期離職を防ぐためのノウハウを提供する。

(オ) 管理者向け早期離職防止セミナー

管理職や経営者を対象に、若手社員の早期離職を防ぐためのセミナーを実施する。

(カ) 早期離職防止ガイドブック

研修メニュー、チューター制度等、早期離職防止のノウハウ等をまとめたガイドブックを作成し、セミナー参加企業や関係機関等に配布する。

オ 就活バックアップ支援

大学等就職支援者及び新卒者等の保護者を対象とした事業を実施することで、新卒者等の就職活動の間接的支援を促進する。

カ 高校生向け就業意識啓発講座

進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する内容の啓発講座を学校の要望に沿った形で実施する。

キ オンライン就職支援

特設サイトを設置・運営し、オンライン上でキャリアカウンセリング、セミナー及び企業説明会等のサービスを提供する。

ク 就活アプローチ事業

(ア) ワークスタート支援プログラム

働くことによる社会的自立が必要であるにもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門的なノウハウを有する機関を活用した支援メニューを実施する。

(イ) 就労支援機関担当者向けセミナー

若年者就業支援に直接携わるNPO法人等のスタッフに対してセミナーを実施するとともに、行政機関、NPO法人等との連携強化を図る。

(3) 中高年の雇用就業支援

ア 中高年の雇用就業支援事業

再就職を目指す中高年求職者に対し、多様な情報を一元的に提供し、民間事業者のアドバイザーが豊富な情報とノウハウを活かして、個別カウンセリングによる職業選択・能力開発等のアドバイスから求人情報の提供、職業紹介まで一貫したきめ細かい就職支援を実施する。

(ア) アドバイザーによる支援

就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置することにより、求職者に対する個別カウンセリングを実施し、今までの職歴や職業能力、今後の希望を踏まえた助言・指導を行うとともに、求人情報等の提供から職業紹介までの支援を実施する。

(イ) 求職活動支援セミナー

雇用就業情勢等の情報提供と、本人によるキャリアの棚卸しを行い、今後の再就職活動の目標設定、就職活動計画の設計及び具体的な求人情報の探し方や面接技法等について学ぶセミナーを開催する。

a 小規模セミナー

自分の職業特性を分析し理解することで、就職活動の展開を考えていく「自己理解促進」と、書類選考や採用面接での自己PR力を実践的に身につけていく「就職対策支援」の2つのセミナーを実施し、就職活動に必要なスキルを身につけることを支援する。

また、就職活動期間が長期になっている者を主な対象に、これまでの活動を振り返り、効果的に活動を行うための「応募活動支援」セミナーを実施し、長期化する活動で低下したモチベーションの向上を図る。

さらに、自律的に就職活動を進めていくことができる利用者を対象に、グループワーク形式のプログラムを実施し、利用者の早期就業を支援する。加えて、転職を予定して

いる在職者向けのセミナーを土曜日に実施し、在職者の円滑な再就職活動を支援する。

b 大規模セミナー

雇用就業情勢の十分な周知を行い、求職者に求人市場の現状確認を促すとともに、今後の求職活動の進め方などを指導する。

(ウ) 能力開発コース

求人市場で求められている能力を身につける短期の講座を実施する。

a 再就職基礎講座

コミュニケーション能力の向上やキャリア開発を支援する講座を実施する。

b スキルアップ講座

パソコンの操作経験が乏しい求職者を対象に、ビジネスで役立つパソコン操作に関する講座を実施する。

c 資格取得等支援講座

資格を活用した就職希望者等を対象に、経理基礎知識、パソコン応用などの資格取得を支援する講義を実施する。

(エ) 雇用就業情報の提供

求人情報等をインターネット上で検索できるようにし、求職活動に活用できる情報を提供する。

(オ) 小規模就職面接会

求職者が希望する業界や職種を中心とした求人企業を募集し、小規模の合同就職面接会を実施する。

(カ) ミドルアフターのキャリアチェンジ支援

より就職が困難と見込まれるミドルアフター層（45～54歳）の早期就職を図るため、きめ細かなサポートを行い、過去の職歴等にこだわらないキャリアチェンジを促すとともに、合同企業説明会や職場体験等の場を提供し、企業とのマッチングを後押しする。

(キ) 非正規就業者向けアプローチセミナー

非正規雇用歴等が長いミドル層を対象として今後の生活設計等を考えるきっかけとなるセミナーを実施し、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせざるに人等を掘り起こして、しごとセンターの正規雇用化支援に誘導する。

(ク) ミドル版ワークスタート支援プログラム

就職活動に入る手前の段階から支援が必要な中高年の就職困難層を対象に、就労準備支援として、自信回復、職場に必要な基礎能力の付与及び就労体験等を組み合わせたプログラムを提供し、働くことを通じて自立を目指すための第一歩を支援する。

(ケ) 氷河期世代向け合同面接会

氷河期世代向けに更なる支援の拡充を図るため、セミナー・相談・面接会を1日のイベントとして、合同面接会を実施する。

(コ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

イ 非正規向け特別支援

非正規での就業経験が長く一貫したキャリア形成が十分でないことから、正社員就業の機会を逸し、パート・アルバイトなどの非正規雇用を余儀なくされている求職者の正社員化を促進するため、個々の状況に応じて受講できるプログラム等を提供し、早期就職を支援する。

(ア) 非正規向け求職活動支援

a 非正規向け求職活動支援セミナーの実施

正社員の就職経験が少ない求職者を対象に、求職活動に必要な情報（キャリアの棚卸し、求人市場の現状と今後の活動方法など）を提供する。

b 非正規向けパソコン講座の実施

パソコンスキル等を付与し、職業人としてのスキルを高めることにより、円滑な就職活動を支援する。

(イ) 就活エクスプレス事業

比較的早期での就職が見込まれる中高年求職者（30～54歳）を対象に、就業意欲を醸成し、就職活動を促進することを目的としたプログラムを提供するとともに、ジョブコーディネーターによるマッチング支援を行い、早期就職を促進する。

a グループワーク

キャリアの振り返りや職場訪問による中小企業理解、応募書類作成等を行うグループワークを実施するとともに、終了後は求職活動を受講者同士で支えあうフォローアップ講座を定期的実施する。

b 企業とのマッチング支援

中小企業の採用や人材活用等に精通したジョブコーディネーターを配置し、個別の求人開拓や正社員登用型求人の活用によりマッチングを支援する。

c 合同面接会

非正規雇用経験者の正社員採用に意欲的な企業を開拓し、合同面接会を開催、マッチングを促進する。

d 短期集中コース

グループワークへの継続参加が困難な求職者に対しては、短期集中型セミナーを実施し、正社員就職を支援する。

(4) 高齢者の雇用就業支援

高齢者への就業相談、人材開発コースによる能力開発や、ハローワーク飯田橋専門援助第三部門（シニアコーナー）との連携による職業紹介を実施するなど、高齢者の雇用就業に関する総合的なワンストップサービスを提供する。

ア 高齢者向け相談の実施

就業を希望する高齢者に対して、経験や職歴等の実情を踏まえた就業相談に応じ、ハローワーク飯田橋専門援助第三部門（シニアコーナー）による職業紹介を通じた就職支援を行う。また、必要に応じて、就職活動の早期の段階で職業選択の方向性を確認する職業選択チェックを実施する。

イ 中小企業向け人材開発コース事業

中小企業団体の協力により、業界に就職する上で必要な技能や基礎知識を短期間で習得するための人材開発コースを実施し、修了時に中小企業団体の傘下企業等との合同就職面接会により就職を支援する。

- ・コース実施 昼間 20 コース
- ・主なコース ケアスタッフ／病院食調理アシスタント／マンション管理員／コンビニエンスストアスタッフ／ベビーシッター など

ウ 再就職活動支援セミナー等の実施

高齢求職者の増加や求職者ニーズの多様化に対応するため各種セミナー等を開催し、セミナー受講と就業相談やその他の支援制度等をリンクさせたきめ細かいサービスを提供する。

- ・基本セミナー（「履歴書の書き方」「職務経歴書の書き方」「面接のポイント」など）
- ・実践セミナー（「職務経歴の棚卸し体験」「面接のロールプレイング」）
- ・就活スタート編（「高齢者雇用の現状」「高齢者ニーズの高い職種」など）
- ・「就活応用」編Ⅰ（「経験者の成功談」「グループワーク」など）
- ・「就活応用」編Ⅱ（「業界・職種の特徴」「ポイントと心構え」など）

エ シニアの社会参加サポートプログラム

地域のNPO活動や在宅ワーク等就業ニーズ多様化の動きが見られる一方で、基礎知識の不足等を原因として多様な働き方に踏み出せない高齢者が多い。こうした高齢者に対して、就業相談を行うとともに、基本的知識を整えるための事前セミナーを実施する。

(ア) 就業相談

企業での就業との具体的比較や就業支援ツールの活用により、より現実的な働き方を高齢者自身が選択できるようにサポートする。

(イ) セミナー

就業相談に先立ち、NPO就労や在宅ワークといった高齢者の活動実績が比較的高い分野をテーマに、具体的活動内容や就業現場の状況等多様な働き方に関する基本的知識を理解するためのセミナーとグループワーク形式の事業体験を実施する。

オ シニアのパソコンスキルアップ講座

シニアコーナー利用者のパソコンスキル向上を図り、円滑な就職活動に結びつけるため、講座を実施する。

カ 中小企業向けエキスパート人材開発プログラム

高齢者が培った総合的職務遂行能力を活用し、経験と能力を持った高齢者が中小企業で活躍できるよう人材開発プログラムを実施し、就職を支援する。

キ 就業支援総合セミナー

(ア) 定年退職後の働き方を考えるセミナー

概ね 60 歳以上の高齢者を対象に、再就職活動のプロセスを網羅した内容に、高齢者特有の再就職状況を加味した総合的なセミナーを行い、退職後の様々な生き方や働き方を選択する際に必要な情報や知識を付与し、高齢者の多様なニーズに対応する。さらに、希望者には、後日、ライフプランの作成等について個別相談を実施する。

- (イ) シニア予備群向け出張セミナー
 - 企業等に講師を派遣し、概ね 50 歳から 60 代前半の従業員（シニア予備群）を対象に、退職後のキャリアビジョンや高齢期の働き方を考えるセミナーを実施することで、退職後の再就職等に向け準備を始める意識啓発やアドバイスを行う。
- ク 65 歳以上のシニア対象職場体験事業
 - 65 歳以上の就業促進を図るため、企業側、高齢求職者側双方に、再就職の実情についての理解を促す職場体験事業を実施する。都内の中小企業等に対する高齢者の採用意向調査及び個別訪問により、体験受入れ先を開拓する。最大 3 日間の体験後、ハローワークとの連携により就業につなげる。また、今後は 70 歳以上のシニアの職場体験も一層促進していく。
- ケ 生涯現役社会推進事業
 - 現在就職活動を行っていないがきっかけがあれば就職に踏み出せる潜在的な求職者である高齢者や就職活動を行っているものの就職の決まらない高齢者を対象として、マインドチェンジやキャリアチェンジを促す内容のセミナーを、東京労働局や地域のハローワークとの連携により都内全域で実施する。
- コ オンライン化対応
 - セミナー等オンラインによる事業を実施する。
- サ シニア合同面接会
 - 年 4 回、シニアの合同面接会を開催し、企業と高齢求職者の迅速なマッチングを図る。
- (5) 多様な働き方に対する支援
 - 働く人々が正社員以外の多様な就業形態から適切なものを選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web 上での情報サイトの運営など、総合的な支援を行う。
- ア 総合相談等
 - (ア) 総合相談窓口
 - 利用者がニーズに応じたサービスを適切に受けられるように、導入となる総合相談で相談者の意向を確認して、適切なサービス窓口・機関への案内や説明を行う。
 - (イ) 事業所相談
 - 人材活用等に関する事業主からの相談、情報提供のサービスを行う。
- イ 専門相談
 - (ア) 起業・創業相談
 - (イ) 多様な働き方相談（NPO・在宅ワーク等）
 - (ウ) 職業適性相談
 - (エ) 社会保険・年金相談
 - (オ) メンタルケア相談（キャリアカウンセリングを受けているセンター利用者対象）
- ウ 多様な働き方情報の収集・提供
 - (ア) 多様な働き方セミナー
 - 様々な働き方、ワークスタイルについての情報提供を行うとともに、働くことに関わる様々な知識、ノウハウなどを身に付けることができるセミナーを行う。

- (イ) NPOなどでの就業体験
NPOなどでの就業を希望する方などを対象に、インターンシップ事業を行い、短期間の就業体験機会を提供する。
 - (ウ) 就業を支援する情報サイトの運営等
求人情報など、多様な就業を促進する情報サイトを、しごとセンターで運営する。
 - (エ) オンライン化対応
セミナー等オンラインによる事業を実施する。
- エ SNS等を活用したオンライン就職支援窓口の設置
- (ア) オンライン就職支援窓口の設置
専任のキャリアカウンセラーを配置し、全ての求職者を対象に、LINE、電話、オンラインで相談できる「オンライン就職支援窓口」を設置し、就職活動全般についてのキャリアカウンセリングを実施する。
 - (イ) 求職活動支援セミナー（オンライン配信）
雇用情勢の説明、就活のノウハウ提供、各種支援策の紹介、しごとセンター事業紹介等にかかるセミナーをオンラインで配信する。
- (6) 女性の雇用就業支援
- ア 女性再就職支援窓口等の運営
- 女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」において、出産や育児、介護等で離職した女性など、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、アドバイザーによる個別カウンセリング、求人情報の提供・職業紹介など、きめ細かい就職支援を実施する。
- (ア) アドバイザーによる支援
就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置し、個別カウンセリングを実施するとともに、求人情報を提供し、マッチングを含めた就職支援を行う。また、家庭と仕事を両立しながら働くためのアドバイス、保育に関する情報提供・相談を実施する。
 - (イ) ミニセミナーの実施
就職に向けて具体的ノウハウを提供するミニセミナーを実施する。
 - (ウ) 就職面接会等の実施
小規模の就職面接会等を実施し、書類選考を経ることなく気軽に面接ができる機会を確保し、早期就職を支援する。
 - (エ) 雇用就業情報等の提供
求人情報をインターネット上で検索できる端末の設置や、各種支援窓口の情報提供等、就職活動に活用できる情報を提供する。
 - (オ) キッズスペースの設置
子ども連れでも安心して来所できるように、キッズスペースを設置する。
 - (カ) 啓発セミナーの実施
再就職に関心のある女性求職者を応援テラスへ誘導するため、応援テラスでの再就職の事例や各種事業を紹介するセミナーを開催する。

(キ) 職場見学の実施

就職にブランク期間のある専業主婦等の女性や再就職に不安を抱いている子育て中の女性のために、職場見学を実施し、就職に向けた意欲を醸成する。

(ク) 子育て女性向け再就職支援イベントの実施

子育て中の再就職を希望する女性を掘り起こすため、区市町村との連携により、子育て女性向けの再就職支援イベントを実施する。

(ケ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

イ 女性再就職支援事業

(ア) 女性再就職サポートプログラムの実施

a 女性再就職サポートプログラム

就職活動のノウハウの提供や、スキルアップを目指す職種別の講義形式のセミナー、自信を深めるための職場体験を組み合わせた総合的な支援プログラムを、しごとセンターにおいて実施する。

b 女性再就職サポートプログラム フォローアップセミナー

サポートプログラム受講修了後、一定程度の段階で未就職の受講生に対して、就職活動を行う意欲を高め就職へつなげるため、グループワークを中心としたセミナー及び個別相談会を実施する。

(イ) 女性向け在宅ワークセミナーの実施

家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けに、在宅ワーク等に関する基本的な情報を提供するセミナーを実施する。

(ウ) レディGO！ワクワク塾の実施

出産等を契機に離職し、働き方や再就職の時期等に様々な希望を持つ女性を対象とし、再就職希望者の裾野を拡大するため、育児と仕事の両立方法を学ぶセミナーや両立支援を推進している企業への職場見学、短期間のインターンシップ等を含めた3か月間の講座を託児サービス付きで実施する。

(エ) 合同就職面接会の実施

早期再就職を目指す女性求職者に対し、1日で複数企業との面談・面接ができる合同面接会を実施する。

(オ) 利用者向け託児サービスの実施

子ども連れでも女性再就職サポートプログラムなどのサービスをじっくりと利用できるよう、東京しごとセンター内で託児サービスを実施する。レディGO！ワクワク塾等の実施時は、施設借上げにより託児サービスを実施する。

ウ 女性しごと応援キャラバン

女性を対象に、都内各地でキャラバン型の就業相談会を開催するとともに、ひとり親の方など、きめ細やかな支援が必要な方へカウンセリング等の就職支援サービスを実施する。

(7) 業界連携再就職支援事業

コロナ禍の影響で離職された方などを対象に、人材を確保したい業界団体と連携し、業界

知識と技能を付与する短期間の講習プログラムと業界傘下企業とのマッチングを組み合わせた再就職支援を実施する。

(8) デジタル・ビジネススキル習得支援事業

しごとセンターを利用する求職者に対し、オフィスソフトの操作に加え、急速に普及しているオンラインツールの習得やネットワーク関連の知識、プログラミング言語を使用しないプログラム開発手法（ローコード開発）等を習得させる講習を実施する。

(9) ローコードによるアプリ作成スキル習得支援事業

オフィスソフトの知識がある求職者に対し、ノーコード・ローコードによるアプリ作成スキルを提供する講習を実施する。

(10) 就労困難者特別支援事業

就労を希望しながら様々な事由により就労することが困難である就労困難者を対象に、関係機関と連携しながら、就労支援及び定着を図るための支援を行う専門サポートコーナーを設置する。

ア キャリアカウンセラー等によるチーム支援

キャリアカウンセラー等による個別カウンセリングを実施し、職場見学に同行する等、個々の特性や状況に応じたきめ細かな支援を行う。また、カウンセラー、求人開拓員、職場定着支援員、臨床心理士による支援チームを構成して、各利用者ごとに支援計画を策定する。

イ 各種プログラムによる支援

支援計画に基づき、生活面を含めた社会的な自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、各利用者の必要性に応じてパソコン等のトレーニングを実施していく。

ウ 就労受け入れ先のマッチング（職業紹介）

求人開拓員が都内企業等への求人開拓を行い、勤務条件等の条件緩和の調整を行う等、利用者の特性や状況に沿った就労受け入れ先を確保し、就労の準備が整った利用者とのマッチングを行う。

エ 定着支援

職場定着支援員が定期的に利用者が就職した職場を訪問し、利用者とは就労受け入れ先双方に対し、職場定着に関する支援を行う。

(11) 長期失業者等に向けたフォローアップ支援

雇用就業対策をより効果的に行っていくため、しごとセンターで実施しているキャリアカウンセリングや職業紹介、求職活動支援セミナー、就職面接会などの支援と職業能力開発センターで行う希望する業種の知識・技能の提供を組み合わせ、それぞれの強みを活かしながらより効果的な支援策を実施していき、就業支援の総合的な支援の仕組みを構築する。

(12) オンライン就職面接支援事業

オンライン就職面接の模擬実施を可能とするテレワークBOXを、東京しごとセンターと東京しごとセンター多摩に設置し、アドバイザーによるオンライン面接対策に活用する。

(13) しごとセンターの多摩地域展開

ア 総合相談サービス

(ア) 総合案内

利用者がニーズに応じたサービスを適切に受けられるように、導入となる総合相談で相談者の意向を確認して、適切なサービス窓口・機関への案内や説明を行う。

(イ) 情報コーナーの運営

パソコンでの応募書類作成や情報検索のほか、求人情報誌等の閲覧ができる情報コーナーを運営する。

(ウ) 事業所相談

事業主からの人材活用や定着支援等に関する相談に対応する。

イ 全年齢層に対する基幹サービスの提供

(ア) キャリアカウンセリング

利用者の適性や就職に向けた希望条件を勘案しつつ、求人市場の動向を踏まえ、就職活動に関する幅広いサービスを提供する。

(イ) 就職ノウハウセミナー

雇用就業情勢を十分周知するとともに、求職者に求人市場の現状を確認させ、今後の求職活動の進め方等に関する情報を提供するセミナーを実施する。

(ウ) 能力開発コース

パソコン操作経験が乏しい求職者を対象に、ビジネスで役立つパソコン操作に関する講座を実施する。

(エ) 土曜就活セミナー

平日に時間の取れない者を主な対象として、毎回仕事に関するテーマを設定して、必要な知識を提供する。

ウ ターゲットを絞ったサービス提供

(ア) フリーター等に対する支援

多摩地域での就業を希望する既卒者等若年者のうち、特に支援が必要な方向けに、1回4社程度の小規模な就職面接会を開催し、マッチングを行う。

(イ) 定年等退職者に対する支援

定年等退職者を対象として、再就職のプロセスを網羅した内容に、高齢者特有の再就職状況を加味した総合的なセミナーを行い、退職後の様々な生き方や働き方を選択する際に必要な情報や知識を提供し、定年等退職者の多様なニーズに応える。

エ アフターフォロー事業

新規就職者向けの個別相談に応じる窓口支援や、就職先企業への巡回支援を行う「アフターフォローアドバイザー」を設置し、就職後の定着率向上を図る。また、定着支援に向けたセミナーを実施する。

オ 広域多摩就職応援プログラム

年齢層問わず誰でも気軽に参加しやすく、カウンセリング、セミナーを併せて行う面接会イベントを、利用者が少ない南部地域も含め、多摩地域において広域的に展開する。

カ 新卒支援事業

(ア) 面接対策セミナー

就職面接会の上手な活用方法と、模擬面接をセットにしたセミナーを実施する。

- (イ) 合同企業説明会
新卒採用活動中の企業を集めた合同企業説明会を実施し、新卒未内定者にプレマッチングの場を提供する。
 - (ウ) 中小企業見学会
新卒者等の中小企業の理解を促すため、(イ)の合同企業説明会参加企業に赴き、中小企業の現場を体験できる見学会を実施する。
 - (エ) 大学等就職支援者向けセミナー
大学のキャリアセンター職員等を対象に、新卒者等の就職支援に関するセミナーを実施する。
 - (オ) 保護者向けセミナー
若年者の志望先決定に大きな影響力を持つ保護者を対象に、若年者の就職の現状や中小企業への理解を高めるセミナーを実施する。
 - (カ) 保護者向け中小企業見学会
保護者が中小企業の現状を理解できるよう、大学等と連携して中小企業の現場を体験できる見学会を実施する。
- キ 多摩地域若者・中小企業交流支援事業
- 多摩地域の大学等に通う若者に、地元の中小企業への理解を深めてもらうため、中小企業の情報や魅力等に触れる機会を提供する。
- (ア) 講師派遣
大学等に講師を派遣し、中小企業の魅力や適職探しのポイント、自己PRの方法などを学生に伝えるとともに、中小企業交流会について積極的に周知を行う。
 - (イ) 企業研究・業界研究セミナー
専門家による当日参加予定の企業・業界研究を中心としたセミナーを行う。
 - (ウ) オリエンテーション
参加者同士のコミュニケーションを図り、交流会での企業に対する質問等を考えるワークを行う。
 - (エ) 人事担当者向けセミナー
企業人事担当者に向け、自社の魅力の伝え方、人材確保の採用戦略等に関するセミナーを行う。
 - (オ) 若者・企業交流会
多摩地域の若者に、中小企業に対する理解を深めてもらうため、企業経営者等との交流会を実施する。
 - (カ) 企業見学会・職場体験
参加者の希望業界及び職種に対する更なる理解促進を目的として、交流会参加企業への企業見学会・職場体験を行う。
- ク 地域と連携した就業支援
- 市町村や商工会議所等の地元経済団体等と連携し、就職面接会を実施する等、地域のニーズに合った雇用就業支援を推進する。

ケ 女性向けサービス

多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、「女性しごと応援テラス多摩」を設置するとともに、関係機関と連携したセミナー等を実施する。

コ オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

(14) 雇用創出・安定化支援事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

労働者派遣のスキームを活用して、一定の収入を得ながらトライアル就労を行い、派遣先企業等での正社員就職を目指す支援を行う。

ア 派遣登録及び研修

民間派遣会社の派遣社員として登録し、派遣先企業で就業するために必要な研修を実施する。

イ eラーニング受講

派遣先の職種等の基本的な知識等をeラーニングにより提供する。

ウ トライアル就労

未経験の業種や職種等の企業で、派遣社員として1社当たり最大2か月間、就業する（最大3社まで）。派遣期間終了後、派遣先企業等とマッチングを行い、正社員としての就職を目指す。

2 若年者の就業対策（就業推進課）

(1) 若者ジョブマッチング事業

内定を得ていない新規学卒者等を対象として、年4回合同就職面接会を開催し、企業とのマッチングを積極的に進める。

(2) 若者正社員チャレンジ事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

正社員としての実務経験等が十分でない既卒29歳以下の求職者を対象に、セミナーと企業内実習（20日間程度）を組み合わせたプログラムを提供し、働く上での実践的な能力を身に付けることを通じて正規雇用化を支援する。併せて、採用後の職場定着を図るために採用から6か月にわたり定着支援のサポートを実施する。

(3) 学生インターンシップ支援事業

学生の大企業志向等を一因とする求人と求職のミスマッチ解消のために、都内中小企業を受入先としたインターンシップを展開し、学生の中小企業理解等を促進する。

3 中高年の就業対策（就業推進課）

(1) ミドルチャレンジ事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

一定程度の社会人スキルを有しながらも、非正規での雇用期間が長い中高年層の求職者（30～54歳）に対し、セミナーと企業内実習をセットにしたプログラムを提供し、実践的な職務能力を身につけ、正社員就職につなげる。

ア セミナー

参加者に対し、様々な業種、職種について学べるセミナーを実施し、今まで就職先として

視野に入れてこなかった業種、職種についても興味をもたせ、企業とのマッチングの範囲を広げる。

イ 合同企業説明会

参加者と実習先企業とのマッチングを目的として、合同企業説明会を開催し、事業内容や実習内容等の説明を聞いたうえで、実習先企業を決定する。

ウ 企業内実習

企業内実習に協力する企業を開拓する。参加者は、20日間程度当該企業内において実習を行い、社会人としての心構えやスキルを身につける。

※受入準備金 協力企業には受入1人につき日額6,000円を支給

※キャリア習得奨励金 参加者には日額5,000円を支給

エ 採用奨励金の支給

協力企業が企業内実習を全て履行し、その後参加者を正社員など期間の定めのない雇用契約で採用した場合は、採用から6か月後に採用奨励金を支給する。

※採用奨励金 正規雇用化1人につき10万円

オ ジョブリーダーによる支援

事業参加時のカウンセリングから就職後の定着支援まで、ジョブリーダーによる一貫した支援を行う。

(2) 東京しごと塾事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

スキルが十分でない中高年層の求職者（30～54歳）を対象に、正社員として働く上で必要な実践的能力を習得するプログラムを実施するとともに、就職活動から就職後の職場定着までの一貫した支援を講じ、正規雇用化を後押しする。

ア 職務実習

グループワークにより、基本的なビジネススキルやコミュニケーション力を習得するとともに、業界研究や経験者交流を通じて中小企業理解を深め、正社員として働く心構えを身につけるなど、2か月間の実践的な研修を実施する。

イ 企業とのマッチング支援

中小企業の採用や人材活用等に精通したジョブトレーナーを配置し、求職者に対して就職活動に関する相談・助言を行うとともに、企業訪問、企業説明会の開催を通じて、企業とのマッチングを支援する。

ウ 職場定着支援

就職後3か月間は、就職者へのフォローアップ講座や、企業への人材育成講座などを行うとともに、両者への職場定着支援を行い、就職後の離職を防止する。

4 高齢者の就業対策（就業推進課）

(1) はつらつ高齢者就業機会創出支援事業（アクティブシニア就業支援センター事業）

地域における高齢者の就業機会を創出し、高齢者の就業促進を図ることを目的として、区市町村が設置するアクティブシニア就業支援センターの実施運営に要する経費を補助するとともに、しごとセンターにおいて、必要な指導及び支援等を行う。

ア アクティブシニア就業支援センターで提供するサービス

一般社団法人及び一般財団法人等が、無料職業紹介事業の許可を受けて、概ね 55 歳以上の都民向けに、就業相談、職業紹介を実施する。また、その他地域における多様な就業（創業・起業、NPO等）についての情報を収集・提供する。

イ 事業内容

(ア) 事業費補助

アクティブシニア就業支援センターを設置する区市町村に対し、事業費の一部を補助する。

- ・補助対象：区市町村
- ・補助基準：1 / 2
- ・補助上限額：アクティブシニア就業支援センターの前年度事業実績に応じて、9段階のランク（440万円～1,200万円）を設定（この他初度調弁費等あり）。

(イ) 地域情報システムの運用

東京しごとセンターと各アクティブシニア就業支援センター間のネットワークにより求人・求職の管理を行う情報配信システムの運用を行う。（しごとセンター事業）

(ウ) アクティブシニア就業支援センター職員の育成

アクティブシニア就業支援センター職員を対象に、職業相談及び求人受理等に関する実務研修を実施する。（しごとセンター事業）

(エ) 地域別合同就職面接会

しごとセンターとアクティブシニア就業支援センターとの共催による、合同就職面接会を実施する。（しごとセンター事業）

(オ) シニア就業支援キャラバン

アクティブシニア就業支援センターと連携し、センター設置区市近辺において、潜在的求職者の掘り起こしや、高齢者と地元企業のマッチングを支援するイベントを実施する。（しごとセンター事業）

(2) シニア就業応援プロジェクト

高齢者が新たな職場においていきいきと働くことができるように、高齢者の就業を後押しするとともに、企業において高齢者活用が促進されるよう総合的に施策を展開する。

ア 企業向けシニア雇用促進事業

就業意欲のある高齢者の増加を踏まえ、企業の高齢者雇用の理解と受入れ準備の支援を行い、高齢者雇用を行う企業の拡充と、高齢者の雇用促進を図る。

(ア) シニア雇用促進セミナー

企業がシニア雇用の理解と受入準備ができるように、シニア人材の活用方法や配慮事項、企業の活用事例を紹介するセミナーを実施する。一部オンライン配信も行う。

(イ) シニア雇用に関するコンサルタント派遣

シニア人材の採用や活用に関する必要な情報やノウハウが不足している企業に対して、専門家を派遣し、高齢者の受入準備から定着まで、高齢者活用に関するアドバイスを行う。

イ 東京キャリア・トライアル 65

高齢者が派遣社員として企業に短期間の就業を行うことにより、高齢者は当該業界で働くスキルを身に付け、企業は高齢者を活用するノウハウを取得することで、働く高齢者の活躍の場を広げる。派遣就業前的高齢者には事前研修を実施する。

ウ 東京セカンドキャリア塾

65歳以上の高齢者を対象に、楽しみながら就職に必要な知識等を学べる長期のセミナーを行い、受講生同士の相互交流等を通し、就業意欲の向上を図る。また、定年退職前の50代後半から60代前半の中高年齢者（シニア予備群）を対象に、今後のセカンドキャリアに向けて再就職や多様な働き方について考える一連の講座とともに、職場体験による現場を学ぶ場を設け、セカンドキャリアへ一歩踏み出すためのきっかけ作りを行う。さらに、企業及び中高年齢者（シニア予備群）を対象に、シニアのキャリアデザインの方法やフリーランス等の多様な働き方を学べるオンライン講座を実施することで、企業における高齢者雇用の促進を図る。

エ シニアしごとEXPO

高齢求職者を後押しし、高齢者の就業拡大を図るため、都内の高齢者就業に携わる公的機関の参加を得て、普及啓発イベント等を開催し、併せて合同就職面接会を実施する。イベント内のセミナーや講演の一部についてはオンラインでの配信を行う。

オ シニア雇用事例普及啓発事業

都事業を利用して高齢者を継続雇用している企業を取材し、高齢者の活用のポイントやメリットなど、高齢者雇用のノウハウが分かるような事例集と動画を隔年で作成するとともに、Web広告を活用して事業周知を行い、高齢者の雇用に係る意識啓発を図る。

(3) 新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座

豊富な経験や専門的知見を有するシニアが、セカンドキャリアにおいて円滑に職場適応し即戦力となるため、マインドチェンジを促進する短期間のプログラムを実施し、中小企業での活躍を後押しする。

(4) シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業の推進を図るため、区市町村や東京都シルバー人材センター連合への補助等を行う。

シルバー人材センターとは、働く意欲をもつ健康な高齢者が、その経験・能力・希望を活かし、相互協力のもとに働く機会を確保することにより、高齢者の生活観の充実、健康の保持、ひいては地域社会の発展に寄与し、その経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする会員主体の公益法人である。

ア シルバー人材センターの運営指導等

都内全域においてシルバー人材センター事業の展開を図るために、シルバー人材センターの設立指導を行うとともに、区市町村及びシルバー人材センター連合等に対する指導監督を通じてシルバー人材センター事業の適正な業務運営の確保を図る。

イ シルバー人材センターに対する助成

地域におけるシルバー人材センターの事業運営について補助を行う区市町村に対し、そ

の補助に要する経費の一部を助成する。

(ア) 公益目的事業費補助

- ・補助対象：区市町村
- ・補助基準：1／2
- ・補助上限額：シルバー人材センターの組織規模等に応じて4段階のランク（931万9,000円～1,249万5,000円）を設定

(イ) 重点推進事業費補助

多様化する高齢者の就業ニーズに応じて、シルバー人材センターが提案する高齢者の地域における活躍の推進に向けた意欲的な取組を支援する。

- ・補助対象：区市町村
- ・補助基準：1／2
- ・補助対象事業：①労働者派遣事業の導入・拡充に係る経費、②地域課題解決・地域活性化事業の導入・拡充に係る経費、③困難を抱える世帯等への支援事業の導入・拡充・継続実施に係る経費
- ・補助上限額：補助対象事業ごとに、補助上限額（労働者派遣事業：250万円、地域課題解決・地域活性化事業：165万円、困難を抱える世帯等への支援事業：100万円）を設定。

ウ 高齢者就業推進事業（(公財)東京しごと財団補助事業）

(公財)東京しごと財団は、都内でのシルバー人材センター事業を展開するに当たり、区市町村と締結した出捐協定に基づき事業を実施するとともに、高年齢者雇用安定法の指定を受けた東京都シルバー人材センター連合として事業を実施しており、都はこれに要する経費を補助する。

(ア) シルバー向け人材開発コースの実施

シルバー人材センターでの就業を希望する就業意欲のある高齢者が、シルバー人材センターの希望分野で働くことができるよう、必要な基本知識、技術・技能を付与する講習を実施する。

(イ) 広域企画提案による就業機会の確保

労働力人口の減少による人手不足の軽減に寄与するため、シルバー人材センター連合とセンターが協働して、複数エリアに渡る就業場所を持つ人手不足の民間企業を主要なターゲットに、積極的に企画提案することで、就業機会の確保を図る。

また、連合の就業開拓ノウハウを活かし、センター自らが、地域にあるニーズを踏まえた事業提案ができるよう、モデルとなるセンター（重点モデルセンター）を選定し、連合と一体となって集中的に企画提案型営業を協働で行う。

(ウ) 人材情報バンクの整備

就業機会の確保を図るツールとして、各センターからの人材情報を連合に集約し、連合ホームページからの発信を行うとともに内容の充実、利便性の向上を図り、広報発信力を強化する。

(エ) 安全・適正就業パトロール指導員の配置

会員の安全就業と適正就業を推進するため、安全就業パトロール指導員と適正就業指導員（各1名）を配置し、都内58シルバー人材センターの就業現場への巡回指導を行う。

(オ) 福祉・家事援助サービス事業の推進

シルバー人材センターの会員が安心して就業できるよう家事援助・生活援助に必要な能力を付与する研修を実施する。また、シルバー人材センターと関係機関との連携を進め、コーディネーター及び会員の育成、支援を図ることにより、新たな就業先の確保や円滑な事業実施に資するため、家事援助アドバイザーをシルバー人材センター連合に配置する。

(カ) シルバー人材センター等労働者派遣事業の実施

従来から実施している請負の形態に加え、発注者からの指揮命令を受ける職種への就業が可能な労働者派遣事業を拡大し、地域からの事業ニーズに応えると同時に、会員の就業機会拡大と新規会員の増加を図る。

(キ) これからシルバー応援FESTA

働きながら生きがいを希望する多くの高齢者に向け、従来のように労務系だけでなく、新たな職域の分野で働くことのできるセンターの魅力や、ライフスタイルに合わせた無理のない働き方を選択できるメリット等を広く発信するため、連合がけん引役となってシルバー人材センターのイメージアップと会員拡大を図るイベントを都内各地にて年7回実施する。

(ク) 安全就業の推進

シルバー人材センターの保有する車に対して、安全装置付きの車へ借換えした場合には補助を行う。

(ケ) シルバー人材センターの経営力・営業力強化

シルバー人材センターが安定的な経営を継続していけるよう、発注者との交渉に係る研修や、センターだけでは対応が困難な課題やニーズについての個別相談・指導を行う。

(コ) シルバー人材センター連合事業

高齢者雇用安定法に基づき、都道府県ごとにセンターを会員とする「シルバー人材センター連合」が設立されており、国庫補助事業（国と都道府県が1/2ずつ、シルバー人材センター連合に指定された団体に補助（限度額あり））として、都道府県下全域においてセンターの支援事業を展開している。

なお、都では（公財）東京しごと財団を「東京都シルバー人材センター連合」として指定している。

a シルバー体験講習

地域の一般高齢者に、退職後の新たな働き方の選択肢の一つであるセンターの具体的な内容を理解してもらい、入会につなげるため、センターの就業体験を含めた講習を実施する。

b シルバー人材センター活動分野拡大事業

シルバー人材センターの就業開拓担当者などの育成、就業職種の拡大の検討及び実施

を効果的に行うために、就業推進員を設置し、就業機会の確保をより一層推進する。

c 職域拡大技能講習事業

事務系分野や家事援助分野等での職域拡大を目的に、各シルバー人材センターにおいて事業実施に当たってのキーパーソンとなる会員向けに、他の会員に対する指導力を養成する職域拡大技能講習を実施する。

5 女性の就業対策（就業推進課）

(1) テレワークを活用した女性の雇用拡大事業

育児・介護等と仕事の両立を図る女性の就業に向けて、再就職準備プログラムや個別カウンセリングを実施するとともに、参加者ニーズに合致したテレワークが可能な求人を開拓し、女性求職者とテレワークが可能な企業とのマッチングを支援する。

(2) レディGO! Project プラス

女性の就業拡大に向けた機運を意識啓発により醸成し、家庭との両立を図りながら再就職を目指す女性等に対し、オンラインセミナーの配信やオンラインのキャリアカウンセリング等を実施することで就職意欲を高め、仕事と子育ての両立に協力的な企業との合同就職面接会を年6回、都内各地で開催することで、女性の就業を後押しする。

(3) 女性活躍推進企業等との合同就職面接会

ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している企業である「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」や女性活躍推進企業等のうち、特に仕事と家庭の両立に関し、優れた取組を実施している企業と非正規雇用で働く女性等とのマッチングの場として、合同就職面接会を託児付きで開催する。

なお、「ライフ・ワーク・バランスEXPO」と一体的に開催することにより相乗効果を創出し、正規雇用化の促進を図る。

(4) 女性しごと応援ナビ

女性活躍の更なる推進に向けて、就職活動や仕事に関する悩みを解消するための「オンラインキャリアカウンセリング」や、様々な「はたらく選択肢」を提示する「おしごと紹介」を通年で実施する。加えて、従来のはたらくイメージを変えて、自身の可能性を発見していただくための3日間のオンラインイベント「女性しごとEXPO」を開催し、女性の就業を後押ししていく。

6 障害者の就業対策（就業推進課）

(1) 重度障害者等の雇用対策

雇用情勢がとりわけ厳しい重度障害者等の雇用の安定及び推進を図るため、関係機関との連絡会を開催するとともに、重度障害者多数雇用事業所である第三セクター企業の指導等を行うほか、啓発用ハンドブックの作成等、一般企業への普及・啓発を行う。

(2) 中小企業障害者雇用支援助成事業

障害者や難病患者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の受給を満了した事業主のうち、就労場所が都内であること等を要件として、引き続き都が独自に最長3年間賃金助成(重度障害者等:1人当たり月額5万5千円(定額)、それ以外の障害者:1人当たり月額3万3千円(定額))を行う。

(3) 障害者安定雇用奨励事業

障害者等を正規雇用や無期雇用で雇入れた事業主に対し、奨励金(障害者等1人当たり中小企業:150万円、大企業:100万円)を支給する。また、障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した事業主に対し、奨励金(障害者等1人当たり中小企業:120万円、大企業:100万円)を支給する。さらに、精神障害者を正規雇用や無期雇用で雇入れた場合、正規雇用や無期雇用に転換した場合は、上記に30万円を加算する(企業規模不問)。

(4) 難病・がん患者就業支援事業

難病やがん患者の雇入れや復職時の就業継続に向けた取組を行う事業主に対し、採用奨励金(企業規模不問)・雇用継続助成金(中小企業)(週所定労働時間に応じて最大60万円)を支給する。さらに、対象となる労働者の雇入れや復職時に、治療と仕事の両立に配慮した制度を新たに導入した場合、最大30万円を加算する(企業規模不問)。

(5) 企業に対する障害者雇用普及啓発事業

就労が困難な精神障害者、発達障害者などの雇用促進を図るため、東京労働局及び都庁内関係3局(福祉局、教育庁及び産業労働局)が連携した企業向け普及啓発セミナーを開催する。また、障害者法定雇用率を達成している都内企業のうち、障害者の能力開発や処遇改善を積極的に行うなど、障害者雇用の特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰するとともに、好事例の発信を行う。さらに、中小企業における障害者雇用の推進を図るため、障害者雇用に取り組む企業を対象に、支援制度や支援機関等を紹介し、障害者雇用について理解を深めてもらうための「障害者雇用支援フェア」を開催する。

(6) TOKYO障害者マッチング応援フェスタ

東京労働局等と連携し、区部会場、多摩会場にて、就業を希望する障害者と障害者雇用に取り組む企業をマッチングする「障害者就職面接会」を実施する。あわせて、「職場体験実習面談会」や障害者雇用に関わる関係機関及び業界団体等と連携し「普及啓発イベント」も開催し、障害者雇用を促進する。

(7) チャレンジ雇用

知的障害者、精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、地方自治体として都庁におけるチャレンジ雇用を推進するため、都庁内において知的障害者、精神障害者を雇用する事業を実施し、一般企業などへの就職に向けたキャリア形成の充実を図る。

(8) 中小企業障害者雇用応援連携事業((公財)東京しごと財団委託事業)

東京都、(公財)東京しごと財団、国(東京労働局・ハローワーク)、都内障害者就労支援機関が連携し、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対し個別訪問等を行い、企業のニーズに応じた情報提供や支援メニューの提案等を行う。

(9) 職場内障害者サポーター事業((公財)東京しごと財団基金事業)

企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働

く職場の社員を対象に、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業には奨励金（1事業所当たり中小企業：24万円、大企業・特例子会社：12万円）を支給する。

(10) 持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業

デジタル化の進展やニューロダイバーシティ（※）の観点から調査を実施し、障害者雇用の新たな可能性を開拓するとともに好事例を発信する。

※脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこうという考え方

(11) 障害者就業推進事業（（公財）東京しごと財団補助事業）

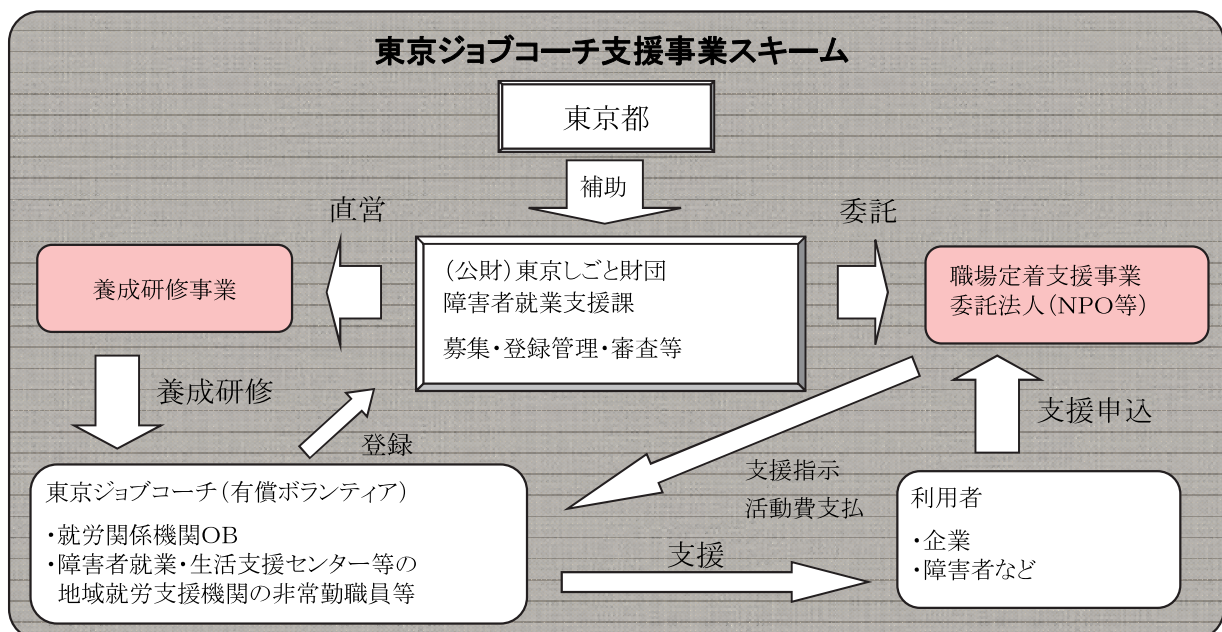
（公財）東京しごと財団が企業等に対し、障害者雇用の普及啓発を図り、また就職後の職場定着の支援等の施策を行い、一般就労への促進を図るため、障害者雇用就業総合推進事業、東京ジョブコーチ支援事業を実施し、これに対する経費を補助する。

ア 障害者雇用就業総合推進事業

障害者雇用就業サポートデスク、就業に関する総合相談会、障害者就活セミナー、普及啓発セミナー、特例子会社向けセミナー、障害者雇用実務講座、企業見学支援事業、職場体験実習開拓・紹介、職場体験実習助成事業、障害者雇用ナビゲート事業等を実施し、障害者の一般就労の拡大を図る。

イ 東京ジョブコーチ支援事業

障害者の職場定着支援として、登録した都独自のジョブコーチの質の向上のため、東京ジョブコーチ人材養成研修を実施するとともに、企業のニーズに応え、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行う。



7 山谷地区就労対策（就業推進課）

山谷地域の日雇労働者の就労機会を確保するため、労働者に対する職業相談、職業紹介、事業

所に対する求人開拓など、就労機会の確保のための取組を進める。

(1) (公財) 東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに対する助成

(公財) 東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターが都の行う「山谷対策総合事業計画」に協力して実施する山谷地区居住日雇労働者の就労対策事業に要する経費を補助することにより、山谷地区就労施策の推進を図る。

(2) 特別就労対策

「山谷対策総合事業計画」に基づいて、日雇労働者の求人確保策として、産業労働局が、関係事業局、職業紹介機関の協力を得て公共事業（都立公園、東京湾埋立地や都道の清掃など都からの仕事発注）を実施し、日雇労働者の就労機会の確保と生活の安定を図る。

8 中小企業人材確保支援（調整課・就業推進課・労働環境課）

(1) 人材確保支援事業

人材確保に課題を抱える中小企業等に対し、採用に関する相談や専門家によるコンサルティング等を通じて支援する。

ア 中小企業人材確保総合サポート事業

企業の人材確保に関する相談窓口を設置するとともに、セミナーや専門家派遣等を通じて、人材戦略の構築から、女性・高齢者、副業・兼業人材、専門・中核人材等の幅広い人材の採用・活用まで、中小企業等の人材確保を総合的に支援する。

(ア) 人材確保相談窓口

企業の求人活動、採用支援等に精通した専門相談員を配置し、採用に悩みを抱える中小企業等の相談に対応する。（採用に関する一般相談、専門・中核人材の採用相談、女性、高齢者等の活用相談、副業・兼業人材の活用相談）

(イ) 専門相談窓口

- a 専門・中核人材専門相談窓口
- b 副業・兼業人材専門相談窓口

(ウ) 人材確保セミナー

労働市場の動向、採用計画の考え方、求職者の企業選択の視点等の人材確保をテーマとした一般セミナー及び若年求職者を取り巻く労働市場の動向、Webサイト・SNS等を活用した採用活動等の若年者採用をテーマとした若年者採用セミナーを実施する。

(エ) 多様な人材活用セミナー

女性・高齢者等を取り巻く労働市場の動向、多様な人材活用のメリット、人材活用成功事例の紹介等の多様な人材活用をテーマとしたセミナーを実施する。

(オ) 副業・兼業人材活用セミナー

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や、副業・兼業人材の受入・活用に関する理解促進を図るセミナーを実施する。

(カ) 専門家派遣によるコンサルティング支援

即戦力人材、女性・高齢者、副業・兼業人材等企业が求める人材の確保に向けたコンサルティング支援を実施する。

- (キ) 専門アドバイザーの設置
 - a 女性活用アドバイザー
女性活用を検討する企業の採用を支援するため、女性活用に精通した専門家を派遣する。
 - b 副業・兼業人材活用アドバイザー
副業・兼業人材の活用を検討する企業を支援するため、副業・兼業人材の活用に精通した専門家を派遣する。
 - c 専門・中核人材採用アドバイザー
採用が困難な専門・中核人材の確保を検討する企業を支援するため、専門・中核人材の採用に精通した専門家を派遣する。
- (ク) 合同就職面接会
東京労働局と連携し、コンサルティング支援を実施した企業に対してマッチングの機会を提供する。
- (ケ) 好事例集作成
支援企業の中から、中小企業の採用において参考となるような事例を事例集としてまとめ、広く配布する。
- (コ) 人材確保に向けた人材戦略の構築に関する支援
 - a 経営者向けセミナー
中小企業等の経営者等を対象に、人材戦略構築や人材マネジメントを行うための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していく具体的な方法を考察できるセミナーを実施する。
 - b 人材戦略構築コンサルティング
支援企業の現状や経営目標等を踏まえた人材戦略や人材マネジメントの基盤づくり、具体的な進め方等に関するコンサルティングを実施する。
- イ 中小企業人材課題ハッケン支援事業
東京都を中心として、各支援機関が連携し、人材確保に係る多様な公的支援メニューを中小企業に情報提供し、その活用を促すことにより、人材課題の解決を促進する。
- (ア) 連絡調整会議
各支援機関による連絡調整会議を開催し、人材確保に係る公的支援メニューを中小企業に情報提供するための連携の仕組みを検討、事業ニーズや紹介したメニューの報告等を実施する。
- (イ) 人材課題を抱える中小企業の掘り起こし
 - a 事前診断 郵送によるアンケート及び診断シートのWeb公開
 - b 金融機関等による紹介
- (ウ) 既存事業を活用した企業訪問
アンケート及び診断シートを活用し、既存事業の専門家（※）が企業を訪問、各企業の課題に応じて、適切なメニューを紹介する。
※中小企業人材確保総合サポート事業の専門家、産業人材の確保・育成事業の「人材

ナビゲータ」を活用

ウ 労働者協同組合の設立等の支援

労働者協同組合に係る各種届出等の受付を行うとともに、労働者協同組合の設立や運営を後押しするため、相談窓口の運営、定期講習会の実施及びWebサイトを活用した情報発信を行う。

(2) 中小企業の外国人材受入支援事業

ア 外国人材受入総合サポート事業

「東京外国人材採用ナビセンター」において、外国人採用に悩む中小企業の相談に常時対応するとともに、外国人材の活用を希望する企業へコンサルタント派遣等を行うことで、多様化する外国人材の受入れをきめ細かに支援する。

(ア) 「東京外国人材採用ナビセンター」の運営

外国人材受入れを希望する企業に対し、ワンストップで支援を行う。また、就労を希望するウクライナ避難民等や、採用を検討している都内中堅・中小企業を対象に、「東京都ウクライナ避難民等就労相談窓口」において、就労に関する相談を受け付ける。

所在地：東京都新宿区四谷1-2

開所時間：月～金曜日 9:00～17:00

支援内容：外国人材の採用や活用に関する相談、当事業の紹介及び申込受付、他機関の支援サービス紹介等

(イ) 外国人材受入に関するコンサルタントの派遣

外国人材の採用・活用に必要な情報やノウハウが不足している中小企業に、採用から定着まで、企業の受入れ段階に応じたきめ細かな支援を展開することにより、企業の多様な外国人材ニーズに対応していく。

実施規模：年間延べ115回（1社最大5回）

※うち25回は、ウクライナ避難民等の採用検討企業向け

支援内容：外国人材受入に関する企業の課題の整理、雇用環境整備の支援、求人方法のアドバイス、就業規則の改正の支援等

(ウ) 外国人材の採用・就職に向けた支援

中小企業と外国人材双方に対し、採用・就職に関する情報やノウハウを提供するとともに、交流と就職マッチングに向けた支援を行う。

① 中小企業向け

・採用セミナー（年200人程度、年2回）

② 外国人材向け

・小規模セミナー、先輩社会人との交流会等（年16回程度）

③ 教育機関向け

・留学生の就職支援ノウハウに関するセミナー（年100人程度、年1回）

④ 中小企業と外国人材向け

・インターンシップ（27社程度、1回につき5日間程度）

・合同企業説明会（年5回、1回当たり10社・50人程度）

⑤ 中小企業と教育機関向け

- ・情報交流会（年1回、20社・50教育機関程度）

(エ) 企業と外国人材との相互理解促進に向けた支援

外国人材が都内中小企業で活躍できるよう、都内中小企業に対して、受入れのための支援を行うとともに、就職を希望する留学生や既に働いている外国人材に対して、語学支援等を実施する。

① 中小企業向け

- ・採用・定着講座

（年6回（20名×3コマ×2クール））

（年2回（10～20名×1コマ×2回）※ウクライナ避難民等の採用検討企業向け

- ・中小企業向け外国人材受入マニュアル作成（3,000部）

② 外国人材向け

- ・留学生等外国人材向け

ビジネス日本語講座（5日間を1セット・年3回程度）

ビジネスマナー講座（年3回程度）

- ・外国人社員向け

ビジネス日本語eラーニング研修（年200人程度）

イ 海外高度人材獲得支援事業

海外在住の高度な専門知識や技術を有する外国人材（高度外国人材）に対し、東京の中小企業の魅力を身近に感じられるようなPRを実施することで、都内中小企業への就職意欲向上を図る。さらに、都内中小企業と高度外国人材に対し、マッチングや就業体験の機会を提供することにより、高度外国人材の都内中小企業への就職を促進する。

(ア) 人材誘致プロモーション

海外在住の高度な専門知識や技術を有する外国人材（高度外国人材）と企業交流の場を設けることで、相互理解を深めるとともにマッチングを促進する。

<実施内容>

- ・都内企業を招いた合同企業説明会
- ・面接ブースの設置
- ・就職相談コーナーの設置
- ・海外啓発イベント（ミニセミナー）

<実施規模>

アジア4か国（各回15社程度）

(イ) 高度人材インターンシップ

<実施内容>

高度外国人材に都内での就労生活を体験してもらい、都内中小企業の魅力を伝え就職意欲向上を図る。中小企業には高度外国人材の受入体験をしてもらうことにより、受入環境の整備に繋げる。

<実施規模> 年間20人程度 期間 最長3か月

(ウ) 相談デスクの設置

<実施内容>

東京で働くことに関する相談窓口を海外に設置し、外国人材の相談に対応する。

<実施規模> 4か国

(エ) Webサイト「東京で働こう。」を用いた情報発信

外国人材活用の好事例や、外国人材の活躍事例等の紹介を通じ、東京で働くことの魅力を発信する。

(3) 特定技能外国人雇用支援事業

人手不足に悩む特定技能分野の都内中小企業に対し、外国人材とのマッチングの機会を提供し、受け入れ準備に関するコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を提供することで、特定技能外国人の雇用を促進する。

ア 特定技能外国人の受入を希望する中小企業向け

・事業説明会

・コンサルタント支援

(社内体制整備支援／行政機関手続支援／支援計画実施状況届出等作成支援)

イ 都内での就労（特定技能分野）を希望する外国人材向け

・事前セミナー

・企業紹介動画の配信

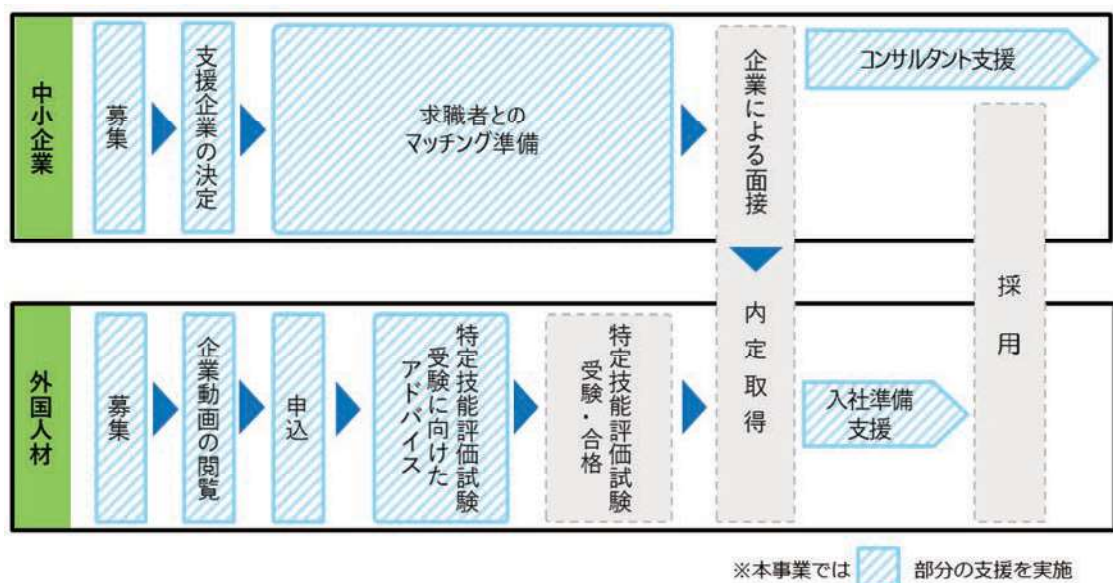
・特定技能評価試験受験に向けたキャリアコンサルティング

ウ 中小企業向け・外国人材向け

・マッチング支援

・事例集の作成

【事業スキーム】



(4) 中小企業の外国人社員に対する研修等支援事業

中小企業が外国人社員に対して実施する日本語教育支援等に係る経費を助成することで、社内における外国人社員の定着を促進するとともに、ウクライナ避難民の就労を後押しする。

ア 一般コース

(ア) 対象 外国人社員に対して、ビジネスに必要な日本語教育を行う都内中小企業

(イ) 補助率 1/2 (1社当たりの補助上限額 25 万円)

イ ウクライナ避難民採用企業コース

(ア) 対象 ウクライナ避難民に対し、ビジネスに必要な日本語教育を行う都内中堅・中小企業

(イ) 補助率 10/10 (1社当たりの補助上限額 50 万円)

(5) 産業人材の確保・育成事業

製造業、情報通信業、建設業、サービス業等の魅力を若者・女性等に発信し、イメージアップ、就業促進を図る。また、中小企業の人材確保から育成・定着までの一貫した支援を実施する。

ア 中小企業しごと魅力発信

(ア) 中小企業しごと魅力発信プロジェクト

中小企業魅力発見ツアーや中小企業情報交流会や各業界のPR動画の作成等、企業と若者・女性等が直接交流し、相互の理解を深める事業を実施するとともに、それらの事業の成果や中小企業の魅力をコンテンツとして盛り込んだWebサイトの運営等を行う。

(イ) ものづくり中小企業魅力体験受入支援 ((公財) 東京都中小企業振興公社補助事業)

中小企業の魅力発信のために、工業高校生や高専生を対象に実施する現場体験の受入を支援する。

イ 中小企業人材確保・育成総合支援 ((公財) 東京都中小企業振興公社補助事業)

人材ナビゲータを配置し、個別企業のニーズに応じた人材確保から育成・定着まで一貫した支援を実施するとともに、中小企業の経営者や実務担当者等に向けたセミナーを開催する。

(6) 業界別人材確保支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

人手不足が深刻化する業界や中小企業団体に属する中小企業に対し、採用や育成・定着等に取り組めるよう団体を通じた支援を行うとともに、各業界特有の課題解決に向けた団体の自主的な取組に対する助成を行い、業界全体の人材確保力の向上を図る。

ア 実施内容

(ア) コース別支援

中小企業の人材確保の課題に沿って支援内容を組み合わせたコースメニューを提供し、業界団体の選択に応じて中小企業を支援する。

(イ) 団体独自の取組への支援

業界ごとに異なる課題やニーズに対応するため、業界団体が構成員である中小企業を対象に実施する人材確保に資する取組に必要な費用の一部を助成する。

(補助率 1/2、補助限度額 3,000 万円)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症特別対策

上記(イ)の取組を実施する団体が、支援先企業を対象に、コロナ禍の影響を受けた失業者の採用等を目的とした資格取得支援による人材確保の取組を(イ)の限度額を超えて実施する場合、必要な経費の一部を助成する。

(補助率 1 / 2、補助限度額 1,000 万円)

- イ 事業規模 (ア) 15 団体程度
(イ) 10 団体程度
(ウ) 5 団体程度

(令和 2 年度より 2 か年事業として実施。新規採択は令和 3 年度まで。)

(7) 業界別人材確保オーダーメイド型支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

人手不足が深刻化する業界や中小企業団体に属する中小企業に対し、業界団体の要望や状況に応じてオーダーメイド型の支援を提供するほか、業界団体の自主的な取組に対して経費の助成を行い、業界全体の人材確保力の向上を図る。

ア 実施内容

(ア) オーダーメイド型支援

採用支援や多様な人材活用の推進など業界の要望や人材確保の課題に沿った支援内容を組み合わせたメニューを都が提供し、業界団体が実施希望したテーマに沿ってセミナーや個社別コンサルティング等の支援を実施する。

(イ) 団体独自の取組への支援

業界ごとに異なる課題やニーズに対応するため、業界団体が構成員である中小企業を対象に実施する人材確保に資する取組に必要な費用の一部を助成する。

(補助率 1 / 2、補助限度額 3,000 万円)

イ 事業規模

- (ア) 15 団体程度
(イ) 10 団体程度

(令和 4 年度より 2 か年事業として実施)

(8) 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

若手技術者が不足している中小企業の中核人材確保を支援するため、奨学金を利用している大学生等が中小企業に就職し、継続勤務した場合、奨学金返還をサポートする中小企業の取組を支援する。

ア 支援対象

若手技術者を採用する建設・IT・ものづくり分野の中小企業

イ 実施内容

(ア) 支援対象中小企業の企業情報・魅力等を発信

- (イ) 奨学金を利用している大学生等を、(ア)の中小企業が採用した場合、就職後 3 年間、奨学金返還費用相当額の一部を助成

※都と中小企業が同額を負担 (上限 150 万円)

- (9) DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業（(公財)東京しごと財団基金事業）
DX・GX推進をはじめ、企業の課題解決に寄与する人材の確保を必要とする都内中小企業等に向け、「専門・中核人材戦略センター」を設置し、人材戦略マネージャーによるアウトリーチ型の支援を実施するとともに、金融機関や関係機関、大企業等とも連携し、企業開拓からマッチング・定着まで一気通貫で支援する。

ア 専門・中核人材戦略センターの運営

- (ア) 相談窓口（中小企業人材確保総合サポート事業と連携し運営）
(イ) 人材戦略マネージャーによる企業訪問
(ウ) 啓発セミナーの実施
(エ) 大企業等の専門人材と中小企業との交流会の実施

イ 人材確保に要する費用の助成

中小企業等が本事業を利用し人材確保に至った場合に、その費用の一部を助成する。

助成率 フルタイム1/2（上限100万円）、副業・兼業2/3（上限50万円）

- (10) ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業

若手人材の確保・定着に向けて、ES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を目指す都内中小企業等を、専門家派遣及び助成金により支援する。（規模：60社）

ア ES向上に向けた取組計画の作成支援（専門家派遣）

若手人材の採用・定着や福利厚生制度の充実等について知見を有する専門家を企業に派遣し、取組計画の作成を支援する。（1社当たり最大3回）

イ ESを高める取組への助成

取組計画を作成しES向上の取組を実施した企業に、経費の一部を最長3年間助成する。

（住宅の借上げ、食事の提供、健康の維持・向上サービスの提供のうち2つ以上の実施が要件）

[助成率] 2分の1

[上限額] 住宅：年間200万円 食事：年間50万円 健康：年間50万円

9 成長産業人材雇用支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

成長産業分野での就職を希望する求職者を対象に、労働者派遣のスキームを活用し、派遣社員として働きながら、複数の業種や職種を経験し、適職を探しながら正社員としての就職を目指す支援を行う。

10 脱炭素社会の実現に向けた人材確保・就職促進事業（就業推進課）

脱炭素や資源有効利用などの環境産業分野や、環境に関する取組を進める企業の求人を集めたマッチングイベントを開催し、合同就職面接会や個別相談会を実施することで、エネルギーなどの環境産業への人材シフトを強力に展開していく。（年1回2日間実施、来場見込300人、参加企業50社）

11 デジタル人材確保・就業促進事業（就業推進課）

デジタル産業に特化した合同就職面接会を実施する。デジタル分野未経験者でもエントリー可能な求人に加え、デジタル中核人材の求人も開拓し、中小企業のDX人材確保のニーズに対応していく。（年3回実施、来場見込1,500人、参加企業200社）

12 ものづくり産業人材確保支援事業（就業推進課）

地域の経済団体など関係機関により構成される協議会と連携し、地域経済を支えるものづくり産業において、人材を必要としている地元企業の情報提供を受けて求人を開拓しつつ、都内の潜在的な利用者に働きかけ、派遣制度のスキームを活用して、一定の収入を得ながら正社員就職を目指す支援を行う。

13 就職チャレンジ多摩事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

多摩地域において、セミナーやグループワークを経て、企業内実習やマッチング支援を行うプログラムを提供し、正規雇用化を図る。

就職準備度別に2コースを設定し、就職準備度の低いコースでは、セミナーやグループワーク参加後、企業内実習に参加して正社員就職を目指す。就職準備度の高いコースでは、セミナーやグループワーク参加後、正社員求人への応募や既存の面接会への参加をサポートし、正社員就職を目指す。

14 緊急就職支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

東日本大震災の被災者及び避難者で都内での就職を希望する方に対して、しごとセンター各コーナーによる支援を行うとともに、採用後の利用者からの相談対応や職場訪問を実施するなど、職場定着支援を行い、被災者等の安定雇用を促進する。

また、採用企業に対しては、専門の相談員が訪問し、職場定着に向けた相談に応じるほか、助成金を支給する。

(1) 就職後支援員による支援

企業の人事担当OB等を配置し、求職者や採用企業に対して支援を行う。

ア 求職者向け支援

就職後の相談・助言を実施する。

イ 採用企業向け支援

人材育成等に関する相談・助言を実施する。

(2) 採用助成金

事業対象者を、正社員など期間の定めのない雇用契約又は6か月以上の有期雇用契約により6か月以上雇用した企業に対し助成金を支給する。

(3) 職場定着支援

就職後6か月間、就職後支援員による職場訪問等の支援を行う。

15 東京都地域人材確保総合支援事業（就業推進課）

女性、若者などすべての人が活躍できる社会の実現に向け、地域の実情に応じて実施する、中小企業の人材確保に向けた区市町村等の自主自立的な取組の継続や、他の地域のモデルとなる先進的な取組を支援する。

(1) 一般事業

モデル事業に該当しない取組

補助率：1／2

(2) モデル事業

都が設定するテーマに沿った他の地域のモデルとなりうる先進的な取組

補助率：10/10

※令和5年度設定テーマ

- ・新型コロナウイルス感染症による失業者等への緊急就労支援
- ・“新しい日常”に対応した人材確保の取組
- ・就職氷河期世代の就労支援
- ・就労困難者の就労支援
- ・外国人材の活用
- ・人生100年時代におけるリカレント教育等キャリア形成支援
- ・DX・GXなどの成長分野における人材確保の取組

※1 区市町村（団体）当たりの上限は2,000万円とする。

(3) 東京都商工会連合会実施事業

主として都が設定する上記のテーマに沿った取組

補助率：10/10 上限3億円

16 ソーシャルファーム支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

就労に困難を抱える方が働く新たな枠組みである「ソーシャルファーム」を普及・根付かせていくため、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定した。令和2年度にはソーシャルファームに係る指針を策定、公表した。

当事業では、ソーシャルファームに係る指針に基づき、認証ソーシャルファームの支援を行うとともに、ソーシャルファーム支援センターを設置し、ソーシャルファームの創設・経営相談等を行う。

17 ソーシャルファーム認証審査会等の運営（就業推進課）

支援対象となるソーシャルファームを認証するため、企業経営や就労支援の専門家等で組織する認証審査会を設置する。認証審査会において認証基準に適合していることを確認し、支援対象となるソーシャルファームの認証を行う。また、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき就労支援事業計画を策定する。策定に当たっては、関係各局や学識経験者、労使団体等から意見を聴取する。

18 ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業（就業推進課）

「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の理念やソーシャルファーム等について都民や関係者の理解を広げていくため、普及や情報提供を行う。

19 雇用管理改善計画の認定（労働環境課）

事業協同組合等が、働きやすい労働時間等の設定、男女雇用均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善、教育訓練の実施等により、職場の魅力を高め、その構成員である中小企業者の人材の確保・育成を促進することを支援するために、組合等が作成する雇用管理改善計画について、中小企業労働力確保法に基づく認定に関する事務を行う。

20 地域の実情に即した雇用・就業情報の収集・提供等（調整課・就業推進課）

(1) TOKYOはたらくネットの運営

雇用就業部ホームページ(「TOKYOはたらくネット」)を活用し、東京都の雇用・就業施策に関する様々な情報を総合的に提供する。これにより、これらの情報を労使、都民が迅速かつ容易に取得・活用できるようにし、雇用・就業の促進及び行政サービスの向上を図る。

ア 雇用・就業施策の情報提供

イ 各種窓口・イベント・セミナー・職業能力開発の情報提供等

ウ 労働セミナー、キャリアアップ講習のインターネットによる受講申込み

エ 発行資料、労働情勢、調査統計情報の提供等

オ 各支援機関、国機関、区市町村等とのリンクによる情報提供

(2) 地域雇用就業促進対策会議

都における効果的な雇用・就業対策を実施するため、関係行政機関や民間団体等との情報・意見交換の場として「地域雇用就業促進対策会議」を開催する。(年3回)

第3 適正な労働環境の確保

1 労働情勢調査（労働環境課）

(1) 一般情報調査

労使団体の活動の動向や労使紛争議などの状況を常時把握し、労働行政の基礎資料とするとともに、労働情勢資料としてまとめ、労使に提供する。

- ・労働情勢：年1回、600部
- ・メールマガジン「労働情報」：月1回

(2) 労働情勢懇談会

労働問題の今日的課題について主要な労使団体や行政機関等と情報や意見の交換を行う。

- ・雇用就業部：年5回、各所：年6回

(3) 争議調査

都内労働争議状況を随時調査し、情勢資料を作成し、労働行政遂行上の参考とするとともに労使に提供する。

(4) 労使関係総合調査

全国的な調査の一環として、毎年6月末時点での労働組合の実態及び組織率等を把握し、その結果を発表する。

- ・「労働組合名簿」全都版：1,000部

東京及び全国の単位労働組合数・組合員数及び推定組織率（令和4年）

	組合数	構成比	組合員数	構成比	推定組織率
東京都	6,559 (A)	13.8% (A/C)	2,414,345 (B)	24.3% (B/D)	25.3%
全国	47,495 (C)	—————	9,927,292 (D)	—————	—————

(5) 経済要求妥結調査

都内の17産業、40業種に属する1,000組合を対象に、春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求・回答・妥結状況の調査を行う。調査結果は、インターネットのホームページや速報の発行等により、情報を必要とする労使へ迅速に提供する。

令和4年度調査結果

	要求額（円）	妥結額（円）	賃上げ率、月数	対前年比（%）
春季賃上げ	9,160	6,866	2.16%	20.50
夏季一時金	803,673	763,283	2.38ヵ月	3.59
年末一時金	853,123	779,789	2.40ヵ月	1.31

注) 加重平均

(6) 賃金退職金事情調査（中小企業の賃金・退職金事情調査）

中小企業の賃金改定等の参考資料とするため、「賃金」は毎年、「退職金」と「労働時間制度」は隔年に調査を実施する。

・「令和5年版中小企業の賃金事情」3,000部

(7) 中小企業労働条件等実態調査

都内中小企業における労働条件等を総合的に把握し、労働行政施策の立案・推進の基礎資料とするとともに、都内労使に情報提供し、労働条件の改善向上と労使関係の安定に寄与することを目的として調査を行う。

・「契約社員に関する実態調査（予定）」1,200部

（令和4年度実績：「派遣労働に関する実態調査」）

(8) 中小企業の賃金・労働条件調査におけるオンライン回答等

中小企業の賃金・労働条件調査においてオンライン回答フォームを導入するほか、一部の労働セミナーにおいて字幕化を実現する。

2 労働知識の普及・啓発（調整課・労働環境課）

(1) 労働セミナー

労使及び都民に、近年の社会情勢に対応した労働法や労働問題に関する体系別のセミナーを開催し、知識の普及を図る。

セミナー名		実施主体	回数 (回)	時間数 (H)	定員 (人)
個別課題 セミナー	使用者向けセミナー	各事務所実施回数の1/2 はセンターが実施	24	96	2,700
	労働者向けセミナー		24	96	2,700
	多様な働き方セミナー		24	96	2,630
	時事的課題セミナー	都と東京都立大学の共催	4	32	800
	小計			76	320
労働法等周知 セミナー	労働法基礎セミナー	センター	6	60	680
	eラーニング		—	—	—
	オンラインセミナー		—	—	—
	小計			6	60
講座 総合	多摩地域総合セミナー (基本1、専門2)	センター、多摩事務所	1	72	240
	東京労働大学(総合講座1コース) (専門講座2コース)	都と(独)労働政策研究・ 研修機構の共催	1	63日	390
	小計			2	—
合計			84	—	10,140

※使用者向けセミナー、労働者向けセミナー、多様な働き方セミナーは一部オンライン配信予定

(2) 自主的労働教育の支援

都内の労働組合及び使用者団体が行う労働教育活動に対して、都が共催することにより、その助成を図る。

・労働団体、使用者団体 40団体

・限度額 団体 37,400円

(3) 出張労働教育

職業能力開発センターや労使団体等が実施する研修の場に、労働相談情報センター職員を講師として派遣し、労働法や労働問題に関する知識の普及を図る。

(4) 就職差別解消促進企業啓発

企業・関係団体等に対して、同和・女性・障害者・高齢者問題をはじめとする人権に係る普及啓発、研修等を行い差別問題の解消を図る。

- ・企業・関係団体等に対する研修の実施
- ・就職差別解消促進月間（6月）事業の実施
- ・啓発指導用資料の作成（年1回、6万部）

(5) 資料・情報の提供

ア 「とうきょうの労働」の発行

雇用・就業の促進、適正な労働環境の確保のため、雇用・就業施策や事業を広く都民にPRし、これらに関する情報や知識を提供する。

- ・年12回 各7,000部（A4版、6ページ）
- ・雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」にも掲載

イ 普及・啓発資料の発行

名 称	発行部数
使用者のための労働法	4,000部
契約社員ハンドブック	8,000部
組合づくりのハンドブック	4,000部
学生向け小冊子（①大学・短大生向け、②高校生向け）	178,100部
大学等入学者向けリーフレット	100,000部
東京労働局連携資料（若年者向け啓発ポスター）	2,300部
ポケット労働法	3,500部
外国人労働者ハンドブック（中国語・英語）	1,600部
多言語版労働法周知啓発パンフレット（2言語）	10,000部
通訳制度等案内リーフレット（英中語）	4,300部
テレビ電話通訳制度案内リーフレット（多言語）	2,600部
雇用平等ガイドブック	15,000部
働く女性と労働法	8,000部
育児介護休業法普及啓発リーフレット	140,000部

ウ 視聴覚用資料の貸出

労働問題等のビデオソフト・DVDを労働相談情報センター・各事務所に備え、貸出しを行う。

エ 労働情報システム

賃上げ等の要求・妥結状況を労働相談情報センターで集計し、プレス発表するとともに、TOKYOはたらくネットにより情報を提供する。

また、増加傾向にある労働相談の実態を把握し、総合的・多角的に分析するため、労働相

談の集計に活用する。

(6) TOKYOはたらくネットの運営（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第2 地域における雇用・就業の促進」20(1) 参照

(7) 労働資料センターの運営

雇用就業に関する各種図書・資料等を収集し閲覧・貸出しを行っている。また、「とうきょうの労働」等を通じて、図書・資料の最新の情報を提供する。

なお、図書資料管理検索システムはインターネット対応により、蔵書公開等を行っている。

3 男女雇用平等の環境づくり（労働環境課）

(1) 男女雇用平等参画状況調査

雇用の場における男女平等などの実態を調査し、雇用環境の整備に当たっての問題を探る。平成13年度から男女平等参画条例に基づく調査として実施し、調査結果に基づき男女雇用平等について啓発をする。

・令和5年度調査テーマ：「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査（予定）」

(2) 職場における男女平等の推進

男女雇用平等推進月間（6月）を中心に、「職場における男女の平等」、「女性労働者の能力発揮」などの各種セミナーを実施し、労働者、使用者及び都民に対し広く普及啓発を行う。

ア 男女雇用平等推進月間事業

男女雇用平等推進月間（6月）に、男女労働者や一般都民を対象にセミナーを開催するとともに、事業主を対象とした雇用機会均等法等の説明や、両立支援の取組を促進するためセミナー等を集中して行い、女性の労働に関する普及・啓発活動を重点的に展開する。

事業名	実施回数(回)	定員(人)
事業主向け均等法セミナー	1	400
男女雇用平等推進セミナー	1	
男女雇用平等セミナー	5	375

※事業主向け均等法セミナー、男女雇用平等推進セミナーはオンライン配信予定

イ 男女雇用平等セミナー等の実施

男女労働者、使用者、都民を対象に、雇用機会均等法や労働法、ポジティブ・アクション、労働問題に関する基礎的知識の普及を図るセミナーや、地域事業主団体等と共催して男女雇用平等などに企業が積極的に取り組むためのセミナーを実施する。

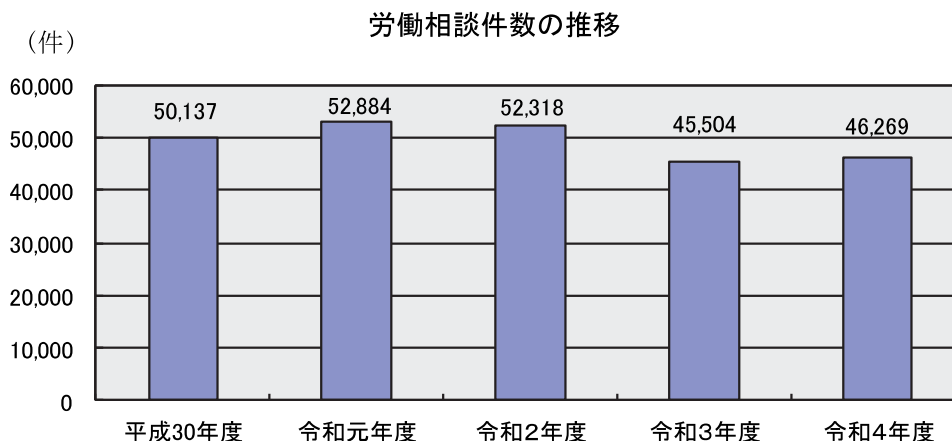
セミナー名	実施回数(回)	定員(人)
男女雇用平等セミナー	12(5)	900(375)

※()は男女雇用平等推進月間事業として実施

4 労働相談・指導（労働環境課）

労働相談情報センターでは、主として中小企業の労働問題全般に関する相談を実施している。産業・就業構造の変化や、一段と進む非正規雇用者の増加、女性の職場進出及び成果主義の普

及・浸透などを反映して、小規模事業所の多い、サービス業や卸・小売業など第3次産業の労使からの相談が多い。また、最近では、相談内容が個別化・複雑高度化しており、職場での嫌がらせに関する相談やメンタル疾患を伴う深刻な相談も増えている。



(1) 労働相談・あつせん

ア 労働相談

(ア) 労働相談の形態

労働相談情報センターにおいて、以下の労働相談事業を行う。

相談形態	内容	
電話労働相談	電話相談専用ダイヤル「東京都ろうどう110番」を設置し、電話により労働相談を実施（ナビダイヤルに係る通話料金負担の軽減措置を実施）	
新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル（令和2年2月27日から令和5年5月7日まで設置）	新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談に対応	
来所労働相談（平日・土曜日）（予約制）	面接等により労働相談を実施（土曜日はセンター（毎週）及び多摩事務所（第1・第3土曜日）で実施） ※所内のテレビ会議システムを利用した面接も実施	
出張相談	街頭労働相談	駅前、広場等で関係行政機関とともに実施
	随時出張相談	依頼に基づき実施
パート・派遣・契約社員等の労働相談会	パート・派遣・契約社員等の労働セミナーと連携して労働相談を実施	
外国人労働相談	通訳を配置、テレビ電話通訳制度により各所の外国人労働相談に対応	
手話労働相談	手話通訳派遣制度により各所の手話相談等に対応	
心の健康相談	専門相談員を配置し、心の健康相談を実施	
弁護士労働相談	弁護士を配置し、高度な法律解釈や判例等の相談に対応	

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等相談	社会保険労務士を新たに配置し、新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金や雇用調整助成金の特例措置の申請手続き等についての相談に対応（令和5年5月31日まで）
---------------------------	--

(イ) パート・派遣・契約社員等の労働相談会の実施

11月の「パート・派遣・契約社員等の労働月間」に労働セミナーと労働相談を合わせて実施するパート・派遣・契約社員等の相談会や、電話相談を集中的に受け付ける電話総合相談会を実施する。

	令和4年度実績	
パート・派遣・契約社員等の教育相談会	全12回	相談件数 28件
パート・派遣・契約社員等電話総合相談会	2日間	相談件数 73件

令和4年度労働相談件数 ()は構成比 [%]

合 計	労 使 別(※)		男 女 別(※)		労 働 組 合 有 無 別		
	労働者	使用者	男性	女性	組合有	組合無	
46,269 (100.0)	34,884 (75.4)	9,395 (20.3)	21,412 (46.3)	24,843 (53.7)	3,204 (7.2)	41,075 (92.8)	
	企 業 規 模 別(※)						
	30人未満		30～99人		100～299人		300人以上
	6,672 (14.4)		2,867 (6.2)		2,688 (5.8)		5,595 (12.1)
	産 業 別						
	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業
	1,174 (2.5)	2,563 (5.5)	2,514 (5.4)	1,209 (2.6)	3,582 (7.7)	729 (1.6)	443 (1.0)
	宿泊業、 飲食サービス業	教育、 学習支援	医療・福祉	サービス業 (他に分類されないもの)		その他	不 明
	1,262 (2.7)	1,880 (4.1)	7,052 (15.2)	6,982 (15.1)		1,393 (3.0)	15,486 (33.5)
	合 計	内 容 別(※)					
項目数 83,093 (100.0)	労使関係	賃金全般	退職関連	解雇関連	労働契約関連	労働時間関連	
	2,916 (3.5)	5,213 (6.3)	8,577 (10.3)	8,066 (9.7)	11,027 (13.3)	4,303 (5.2)	

※他にも項目があるため「合計」とは一致しない。

イ あっせん

労働相談の中で受けた労使間のトラブルのうち、労使だけでは自主的な解決が難しい問題について、両当事者の要請を踏まえ、行政としての関与が必要との判断に基づき、都が第三者としての立場で、労使間のトラブルの自主的な解決に向けて援助を行っている。

〔令和4年度あっせん件数〕326件

(2) 労働相談オンライン化事業

令和4年度に開設した労働相談情報センター多摩事務所の相談機能強化のため、テレビ会議システム等新たなツールを利用した遠隔相談やチャットボットの運営、LINEによる広報を行う。

また、新たにLINE通話を利用した相談の実施や、労働相談プロモーション動画の作成及びPRを行うことにより、若年層を中心とした利用者層を拡大し、労働問題の早期解決と労使関係の安定化を推進する。

ア 遠隔相談

多摩地域の自治体等と連携し、市役所庁舎等に来庁した相談者に対し、テレビ会議システムによる遠隔相談を実施する。

イ オンライン労働相談

テレビ会議アプリケーションにより、オンライン労働相談を実施する。

ウ チャットボット

都民が労働問題に関するキーワードを入力すれば、それに対して適切な内容を自動で回答することができるチャットボットによる質問・回答サービスを実施する。

エ LINE広報

労働相談情報センター事業や相談会等の周知を行う。

オ LINE電話相談

労働相談の利用促進を図るため、LINE通話を利用した電話相談を実施する。

カ プロモーション動画を利用した広報の実施

労働相談の利用方法を動画で案内し、労働相談の手軽さや身近さをPRする。

(3) 非正規雇用に関する法令等普及啓発事業

パートタイマーや派遣労働者などの非正規雇用に関する法令の改正等の動きが見られる昨今、資料の作成や月間事業による法令等の普及啓発を通し、雇用環境の安定化やトラブルの未然防止を図る。

ア 労働契約締結時の留意点等を広く注意喚起

資料名	発行部数
法周知リーフレット	10,000
派遣労働者等向け資料	6,000

イ 非正規労働関連法令の解説資料

資料名	発行部数
労働契約手引資料	インターネットサイトに掲載
啓発資料	5,000

ウ 非正規労働月間

資料名	発行部数
労働相談リーフレット	15,000

相談会	回数
労働教育相談会	6回
電話総合相談会	2日間

(4) 非正規雇用アドバイザー制度

各労働相談情報センターに、非正規雇用アドバイザーを配置し、中小企業等を巡回して、パートタイム労働法をはじめとする関連法令の普及や適正な雇用管理に関する助言等を行い、非正規雇用労働者の雇用管理の改善を図る。

〔令和4年度実績〕 巡回件数 2,679 事業所

(5) 外国人労働相談支援事業（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(7) 参照

(6) 心の健康相談

労働者の多くが抱えている不安やストレスを緩和するため、働く人の心の健康づくり講座を実施するなど、労働者が健康で働き続けることができる労働環境を推進する。

ア 労働相談（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(7) 参照

イ 「働く人の心の健康づくり講座」事業（委託事業）

効率的・効果的に職場の健康づくりを推進していくため、対象者を労働者と使用者に分け、それぞれの立場に即した実践的な講習を実施する。また、企業内でのメンタルヘルス対策を推進する中核となるリーダーを養成する講座を実施する。

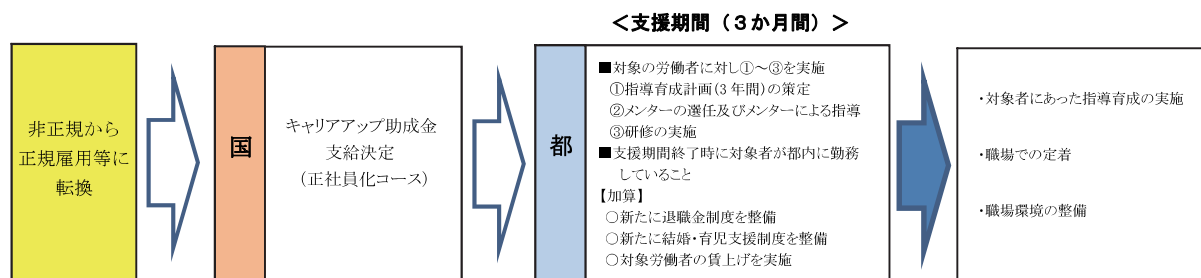
・実施回数：10回

・延定員：410人

5 正規雇用等転換安定化支援事業（労働環境課）

国のキャリアアップ助成金（正社員化コース※）の支給決定を受けた都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業に対し、計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備、結婚・育児支援制度の整備など、正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に対して助成金を支給し、質の良い転換を促進する。

〔事業規模〕 助成金（最大）	60万円 × 1,900件
退職金制度加算	10万円 × 70件
結婚・育児支援制度加算	10万円 × 700件
賃上げ加算（最大）	18万円 × 400件



[都の助成額]

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円
退職金制度加算	10万円
結婚・育児支援制度加算	10万円
賃上げ加算	1人6万円（最大18万円）

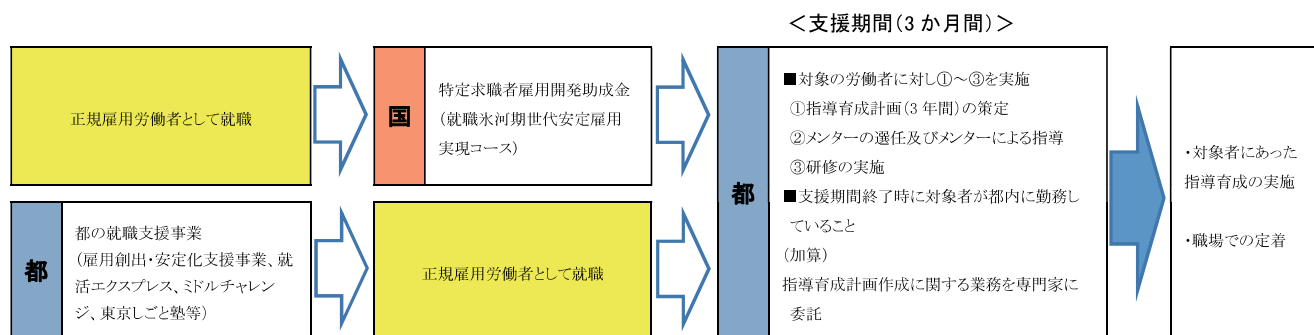
※ 正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

6 就職氷河期世代リスタート支援事業（労働環境課）

都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業等で、国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース※）の支給決定を受けた企業、又は都が実施する就職氷河期世代を対象とした就職支援事業を利用し、正社員（6か月未満の非正規雇用を経て正社員に転換した者を含む）として雇用した企業に対し、計画的な育成計画の策定など、正規雇用後に労働者が安心して働き続けられる労働環境整備を行った場合に助成金を支給する。

[事業規模] 助成金（最大） 90万円 × 300件

専門家委託加算 5万円 × 300件



[都の助成額]

対象労働者数	助成額
1人	30万円
2人	60万円
3人以上	90万円
専門家委託加算	5万円

※就職氷河期世代安定雇用実現コース いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正社員としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者を正社員として雇用した事業主に助成

7 キャリアリスタート支援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

「成長産業人材雇用支援事業」等により支援を受けた失業者等を正社員（6か月未満の非正規雇用を経て正社員に転換した者を含む）として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成を行った企業に対し、助成金を支給する。

(1) 助成金規模

〔対 象〕 都内中小企業

〔規 模〕 500 件

〔助成額〕 1人当たり 20 万円（3人まで）

指導育成計画作成に関する業務を専門家に委託した場合は5万円加算

(2) 助成要件

- 対象労働者に対する指導育成計画（3年間）を策定すること。
- 指導育成者（メンター）を選任し、メンターによる指導を行うこと。
- 対象労働者に対して研修を行うこと。

8 働き方改革促進事業（労働環境課）

企業が主体的に働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、専門家による社内推進のサポートを行う。

(1) TOKYO「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口

働き方改革に関連した雇用環境整備や生産性向上等について、企業向け相談を実施する。

(2) 働き方改革集中講座

主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や事例、改革を社内でも推進する上でのノウハウ等を体系的に学ぶ講座を実施する。

〔事業規模〕 1,000 社

(3) 働き方改革推進のための専門家派遣

社内における働き方改革の推進をサポートする社会保険労務士等の専門家を企業に派遣する。

〔事業規模〕 300 社

9 働き方改革推進事業（労働環境課）

都内企業等の働き方改革を推進するため、働き方改革の先進的な取組等を専用ホームページで紹介する。

10 エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業（労働環境課）

（(公財) 東京しごと財団基金事業）

都内中小企業等の職場環境の改善や人材育成、結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃

金の引上げなど、従業員のエンゲージメント向上に向けた取組を支援する。

(1) 専門家派遣

社内における課題の把握と制度整備に向けた具体的な助言を行うため、人事労務管理等に係る知見を有する専門家を派遣する。（1社当たり2回）

〔対象〕 都内中小企業等

〔規模〕 1,200社

(2) 魅力ある職場づくり推進奨励金

専門家派遣を受けて従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対して奨励金を支給する。

〔対象〕 都内中小企業等

〔規模〕 奨励金（最大）130万円 × 1,200社

11 雇用関連諸制度の知識に係る普及啓発事業（労働環境課）

働く方の中には、税や社会保険の仕組みが生み出す、いわゆる「年収の壁」により、自ら就業調整を行う場合がある。

本事業では、セミナーや専門家の派遣の実施を通じて、税や社会保障制度についての知識の理解を促進していくとともに、人材が活躍する職場づくりを後押ししていく。

(1) 専門家派遣

〔規模〕 10社（1社当たり2回）

〔対象〕 都内の企業（個人事業主等含む）

(2) 普及啓発セミナー

年3回・オンラインで実施

〔対象〕 都内企業の人事担当者・都内企業で働く方など

12 ライフ・ワーク・バランス推進事業（労働環境課）

(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を募り、その取組内容等を広く公表することにより、ライフ・ワーク・バランス等、働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図り、都内中小企業の雇用環境の整備を推進する。

中小企業等の「職場をいきいきとさせる」取組を有識者（学識経験者、労使団体、マスコミ等関係者等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として選定する。（認定企業13社程度）

(2) ライフ・ワーク・バランスEXPO東京の開催

ライフ・ワーク・バランスの実現を一層効果的に促進するため、先進企業の取組内容や、効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。

13 テレワーク等普及推進事業（労働環境課）

(1) テレワーク導入実態調査

テレワークの普及状況の把握や、今後の的確な施策展開の一助とするため、都内企業等のテレワーク導入の実態調査を行う。

[対 象] ・導入実態調査（年1回）

①都内の常時雇用者 30 人以上の企業等 約 10,000 社

上記企業に勤務する従業員 1 社につき 2 名

②自営型テレワーカー（W e b 調査）

・毎月調査（企業調査）

都内の常時雇用者 30 人以上の企業等 約 1,000 社／月

・毎月調査（従業員調査）

都内企業に勤める従業員 約 2,000 人／月

(2) テレワーク推進センターの運営

都内企業のテレワークの導入をはじめとする働き方改革に向けた取組を支援するため、国家戦略特区の制度を活用し、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営する。

ア センターの運営

国と連携し、テレワーク推進に向けた情報提供、相談、助言等を実施する。

イ 常設体験コーナーの設置

センターの一角に、I C T ツールを活用したテレワークの体験ができる常設コーナーを設置する。

ウ テレワーク取組企業への人材確保相談・マッチングイベントの開催

テレワークの導入・運用に取り組んでいる企業等を対象に在宅勤務等テレワークの求人による人材確保の相談に対応するとともに、マッチングイベント（企業説明会・就職面接会）を実施する。

[規 模] 4 回 [参加企業] 40 社（10 社× 4 回）

エ テレワーク導入・活用セミナーの実施

テレワークを導入する上でのセキュリティや労務管理、コミュニケーションなどの課題解決策やテレワーク導入企業の事例等の成果について、広く波及させるセミナーを実施する。

[規 模] 年 6 回 ※オンラインでも実施

オ テレワーク利用促進セミナー

テレワーク導入済企業に対し、実施部署や対象者の拡大など社内での利用促進を目的としたセミナーを実施する。

[規 模] 年 12 回 ※オンラインでも実施

カ 課題解決セミナー

テレワーク実施時に生じる課題について、テーマを絞り、ツールの活用方法や事例を紹介するセミナーを実施する。

[規 模] 年 12 回 ※オンラインでも実施

キ 担当者育成実務セミナー

情報システム担当のいない中小企業に対して、テレワーク導入定着の担い手（推進担当者）を育成するための実務的なセミナーを実施する。

[規模] 年12回 ※オンラインでも実施

ク 先進的テレワーク実践企業見学会

テレワーク先進企業の見学会を実施し、制度や環境整備に携わった社員との意見交換等により、自社の定着課題等を明確化し、最適な支援へとつなぐ。

[規模] 年10回

ケ TOKYOテレワーク推進デスクとの連携支援

テレワーク推進に賛同する団体・事業者等を「TOKYOテレワーク推進デスク」として認定し、テレワークに関する情報提供や出張セミナー、相談対応等を実施する。

[規模] 「TOKYOテレワーク推進デスク」40か所

(3) テレワーク導入・運用課題解決サポート事業

ア テレワーク・ワンストップ相談窓口

テレワーク導入・運用時に生じる課題について、テレワークに知見のある社会保険労務士やICT有識者がウェブ会議ツールや電話で相談を行う。

イ テレワーク課題解決コンサルティング

都内の中堅・中小企業等に、業務改善やICT等に精通した専門家を派遣し、テレワーク運用課題の解決と活用拡大に向けた取組を支援する。

[事業規模] 750回

(4) サテライトオフィス設置等補助事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

サテライトオフィスを新たに設置する自治体や企業等に対して、整備費及び運営費を補助することで、テレワークによる職住近接のワークスタイルを推進する。

[対象] ○民間コース 民間事業者（ミニワーケーションコース※を含む。）

○行政コース 自治体又はその外郭団体（行政コースは区部も対象）

（ミニサテライト設置コース※、ワーケーションコースを含む。）

[事業規模] 16件

[補助率] ○民間コース

<空白地域> 整備費2/3、運営費1/2（保育所併設等は補助率2/3）

<空白地域以外> 整備費1/2、運営費1/2（保育所併設等は補助率2/3）

※ミニワーケーションは整備費2/3のみ

○行政コース

整備費1/2 運営費1/2（保育所併設等は補助率2/3）

[補助上限] ○民間コース（空白地域以外）、行政コース

（整備・改修費）上限 1,500万円

（運営費） 上限 600万円/年

○民間コース（空白地域）

（整備・改修費）上限 2,000万円

(運営費) 上限 600 万円／年

○保育所併設等

(整備・改修費) 上限 2,000 万円

(運営費) 上限 800 万円／年

※運営費は2年間補助

※ミニワーケーションは(整備・改修費) 上限 133 万円のみ

※ミニサテライト設置の場合は(整備・改修費) 上限 100 万円のみ

(5) テレワーク促進事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

テレワークの定着・促進に向け、都内中堅・中小企業等のテレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る経費を助成する。

[事業規模] 800 件

ア 常用雇用労働者2人以上30人未満企業

[助成限度額] 150 万円

[助成率] 2/3

イ 常用雇用労働者30人以上1,000人未満企業

[助成限度額] 250 万円

[助成率] 1/2

(6) テレワーク導入ハンズオン支援事業

テレワークの導入が難しい業種の中小企業等に対し、コンサルティングや助成金を通じて、導入から定着まで伴走型によるきめ細やかな支援を実施する。

[事業規模] コンサルティング 400 社

助成金 400 社

(7) TOKYOテレワークアプリ

テレワーク導入に関する課題解決や、テレワークのメリット、都のテレワーク推進施策などを一元的に提供できるアプリの更新、保守・管理を行う。

(8) TOKYOテレワークオフィスの運営

サテライトオフィスの設置が少ない多摩地域において、サテライトオフィスを運営し利用機会を創出することにより、多摩地域でのサテライトオフィスの活用を推進する。

(9) TOKYOシェアオフィス墨田の運営

テレワークの更なる推進のため、「TOKYOシェアオフィス墨田」の運営支援を行い、テレワークによる柔軟な働き方の実現に繋げる。

(10) 「テレワーク東京ルール」促進事業

今後、導入が進んだテレワークを後戻りさせることなく定着させるため、「テレワーク東京ルール」を社会全体に浸透させ、その普及を推進していく。

ア 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度 (登録制度)

イ テレワーク推進リーダーパワーアップ事業

・オンライン座談会の実施

・推進リーダー向けに、テレワークツールの紹介やQ&A等必要な情報をウェブ上で提供

- ・推進リーダーにアンケートを実施、意見等を都の施策等に反映
- ウ 「TOKYOテレワークアワード」(表彰制度)
- (11) 小規模テレワークコーナー設置促進事業((公財)東京しごと財団基金事業)
地域の店舗や商業施設、社内の空きスペース等に小規模テレワークコーナーを設置する都内中堅・中小企業等に対し整備費を助成する。
[事業規模] 200件
[助成率] 1/2
[助成上限額] 50万円
- (12) テレワーク定着促進フォローアップ事業
テレワークの運用において課題を抱える企業に対して、課題診断、専門家による助言、ツール等の導入助成を組み合わせた支援を実施する。
[事業規模] 800社
- (13) テレワーク普及啓発推進事業Next
さらなるテレワークの導入・定着に向け、区市町村と連携したイベントのほか、ポータルサイトの開設や、テレワークの運用における課題を解決する攻略ブックの作成等により、普及啓発を実施する。

14 テレワーク定着トライアル緊急支援事業(労働環境課)

((公財)東京しごと財団基金事業)

今後の感染症の拡大防止等を着実に進めるため、テレワークの促進・定着に向け、「テレワーク推進リーダー」を設置した都内中小企業等が、「テレワーク推進強化期間(令和3年12月6日～令和5年9月30日)」中に、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間のテレワークを実施した場合、通信費など企業が負担・支出した経費に基づき算定した定額の奨励金を支給する。

[対象] 常時雇用する労働者が1～300人の都内中小企業等

[金額] 7～50万円

※小規模企業特例: 5万円

15 働きやすい職場環境づくり推進事業(労働環境課)

育児・介護や病気治療と仕事の両立に向けた取組の奨励や専門家の派遣等により、企業における働きやすい職場環境づくりを推進する。

(1) 研修

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる研修を実施する。

[内容] 育児・介護や病気治療等との両立支援、非正規労働者の雇用環境改善等

(2) 専門家の派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲のある中小企業等へ専門家を派遣し、人事制度・賃金制度・教育訓練制度、企業が行う働き方改革等に対し、企業の実情に応じた助言を行う。

(3) 奨励金

中小企業等において、雇用環境の改善・充実を図る取組を行った企業に対して働きやすい職場環境づくり推進奨励金を支給する。

[事業規模] (最大) 100万円 × 600社

[奨励コース]

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ・ 育児と仕事の両立推進コース (最大) 100万円 | } 合計 (最大) 100万円 |
| ・ 介護と仕事の両立推進コース (最大) 100万円 | |
| ・ 病気治療と仕事の両立推進コース (最大) 40万円 | |

16 ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業 (労働環境課)

従業員のスキルアップ等の制度整備に取り組む中小企業に対し奨励金や専門家派遣による支援を行うことで、安心して育児等のライフイベントと仕事の両立を図れるよう後押しする。

(1) 奨励金

育児等と仕事の両立を図る従業員のスキルアップ制度整備の取組を行った中小企業等に対して、奨励金を支給する。

[事業規模] 20万円 × 100社

(2) 専門家の派遣

スキルアップやライフプランニングを支援する意欲のある中小企業等へ専門家が直接訪問し、制度整備等について、企業の取組レベルに応じた助言を行う。

17 新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業 (労働環境課)

(1) 専門家派遣

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、当該企業における従業員の休業が発生し、それに対し、雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対策として国が創設した助成金等の活用に向けた取組を行う中小企業等に対し、専門家を派遣し助言及び提案を行う。

[規模] 30回

(2) 専門相談員の配置 (再掲)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等相談員 (社会保険労務士) を配置し、新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金や雇用調整助成金の特例措置の申請手続き等についての相談に対応する。

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(7)参照

18 新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業 (労働環境課)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けやすい環境を整備するため、ワクチン接種のための特別休暇制度や、ワクチン接種に要した時間を勤務したものとして取り扱う制度等を整備する中小企業等に対し、専門家が直接訪問し、雇用環境整備のための助言を行う。

19 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業（労働環境課）

（公財）東京しごと財団基金事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を交付する。

(1) 助成金規模

〔対 象〕 都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（中小企業）

〔規 模〕 1,000 社

〔奨励金〕 1 事業所 10 万円（1 回のみ）

(2) 交付要件

以下の 2 つの要件を満たすこと

①国から「雇用調整助成金」等の支給決定を受けていること

②非常時における雇用環境整備に関する計画を作成し取り組むこと

20 働く人のチャイルドプランサポート事業（労働環境課）

都内企業の人事担当者等を対象に、不妊治療や不育症治療と仕事の両立に関する研修を実施して知識を付与するとともに、相談体制を整備した上で、不妊治療や不育症治療を理由にした休業制度あるいは休暇制度を整備した企業等に奨励金を支給し、不妊治療や不育症治療と仕事の両立の取組を促進する。

(1) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修

都内企業等の人事労務担当者等を対象に、不妊治療や不育症治療に関する基礎的な知識や、仕事との両立における身体的負担、精神的負担、職場におけるハラスメント防止策等、不妊治療や不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与するための研修を実施する。

〔対象者〕 都内企業の人事労務担当者等

〔規 模〕 700 人

(2) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金

ア 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に向けた休暇制度等の整備について社内の意向調査を実施する。

イ 不妊治療・不育症治療に関して理解を深めるための研修（eラーニング）を管理職全員が受講する。

ウ (1)の研修を受講した者を相談員として配置し、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する相談体制を整備する。

エ 不妊治療・不育症治療を理由に取得できる休暇・休業制度を整備する。

オ 社内説明会を実施し、不妊治療・不育症治療の基礎知識や、整備した休暇制度等を社内に周知する。

カ テレワーク制度（在宅勤務等）を整備する。 ※フレックス、時差勤務も可

〔対 象〕 都内企業等

〔奨励内容等〕 ①不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40 万円

②不育症治療のための休暇制度等の整備 10 万円

〔規 模〕 300 社

(3) 不妊治療・不育症治療と仕事の両立推進に関する普及啓発

休暇等に関する制度の導入を促すことや仕事との両立における課題、先進企業の取組について、E X P O内でのパネル展示やミニセミナー、多様な媒体を活用した広報により広く情報発信する。

21 働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業（労働環境課）

(1) シンポジウム等の実施

ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、シンポジウムやセミナーの実施により普及啓発を行う。

(2) 企業における自主セミナーへの助成

卵子凍結に関する知識・情報の提供を含め、女性従業員のライフ・キャリアプランをテーマとして企業が自主的にセミナーを実施する場合に経費を助成する。

〔対 象〕 都内企業等

〔規 模〕 100 社

〔助成額〕 4 万円

(3) 卵子凍結に係る職場環境の整備の支援

卵子凍結に利用できる特別休暇制度等を導入した企業に対し助成を行う。また、卵子の凍結や保管に係る費用助成等の福利厚生制度を整備した場合、加算する。

〔対 象〕 都内企業等

〔規 模〕 20 社

〔助成額〕 20 万円

〔加 算〕 40 万円

22 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）（労働環境課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得できる環境を整備するため、国の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」等の支給を受けた都内中小企業等が当該措置による休暇等を新たに就業規則に規定した場合に、奨励金を支給する。

〔対象者〕 都内中小企業等

〔助成額〕 10 万円

23 働く女性応援事業（労働環境課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

企業における女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備を支援するため、トイレ・ロッカー、ベビールーム等の整備に係る費用の一部を助成する。

〔対 象 者〕 都内中小企業等

〔規 模〕 30 社

〔助成限度額〕 500 万円

〔助 成 率〕 2 / 3

24 働くパパママ育業応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

従業員に希望する期間の育業をさせ、復帰させた企業への支援、男性の育業奨励といった支援を行うことで、企業の職場環境整備を推進する。

(1) 働くママコース

女性従業員に、合計1年以上の育業（産後休業含む）をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給する。

[対象] 都内中小企業等

[規模] 400件

[金額] 125万円

(2) 働くパパコース

男性の育業を奨励するため、育業しやすい職場環境を整備する取組を行うとともに、男性従業員に合計15日以上 of 育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて奨励金を支給する。

[対象] 都内中小企業等

[規模] 750件

[金額] 25万円 ～ 300万円

（合計15日取得で25万円。以降、15日取得するごとに25万円加算）

※産後8週の期間内で30日以上取得した場合、20万円を加算（この場合の上限額は320万円）。

25 育業によるパワーアップ応援事業（労働環境課）

（助成金は（公財）東京しごと財団基金事業）

女性従業員に、合計6か月以上1年未満の育業（産後休業含む）をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計30日以上）等を作成した企業に対して、奨励金を支給する。また、計画書策定に当たり、企業に対する専門家派遣を行う。

[対象] 都内中小企業等

[規模] 200件

[金額] 100万円

[専門家派遣] 600回（1社当たり3回まで）

※専門家派遣は労働相談情報センターで実施

26 男性育業もっと応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

複数の男性従業員に育業をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、継続的に育業しやすい職場環境整備を行った企業に、育業する人数に応じて奨励金を支給する。

[対象] 都内企業等（大企業を含む）

[規模] 300件

[金額] 80万円 ～ 170万円

※ 2人がそれぞれ合計 30 日以上 of 育業 + 複数の職場環境整備 80 万円

※ 3 人目以降 1 人につき 30 万円加算 (最大 5 人まで) 上限額 170 万円

27 男性育業促進に向けた普及啓発事業 (労働環境課)

(1) 動画等による普及啓発

経済団体と連携し、男性の育業を推進する先進企業等の好事例を動画等により発信する (著名経営者によるインタビュー動画、取組事例 等)。

(2) オンラインセミナー

経営者や従業員等を対象に、男性育業の促進に向けたオンラインセミナー及び Web 交流会を開催するとともに、セミナー開催後はオンデマンドで配信する。

- ・ 経営者向け年 2 回
- ・ 従業員向け年 2 回

(3) TOKYO パパ育業促進企業の登録・普及啓発

男性の育業取得率平均 50% 以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、取組内容等を Web サイトで紹介する。

また、登録マークのグッズを作成し、登録企業や企業向けイベント等にて配布、普及啓発を行う。

(4) 男性育業フォーラムの開催

男性育業促進に関する講演、事例紹介等を行う (リアル開催・ライブ配信、オンデマンド配信)。

28 介護休業取得応援事業 (労働環境課) ((公財) 東京しごと財団基金事業)

従業員に、合計 15 日以上 of 介護休業 (有給 of 介護休暇を含む) を取得させ、原職等に職場復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給する。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 30 件

[金 額] 25 万円・50 万円

29 家庭と仕事の両立支援推進事業 (労働環境課)

(1) 家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度

都内で事業を営んでいる企業等に対して、法定以上の育児・介護と仕事の両立支援制度の整備数に応じて、利用状況を確認の上、両立支援推進企業マークを付与し、ホームページ等で積極的に PR を行う。

(2) 家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

両立支援推進企業をデータベース化し、企業の取組を紹介し、広く都民及び企業等に PR することにより、ライフ・ワーク・バランスへの取組に向けた社会的機運の醸成を図る。

また、育児・介護や、病気治療・不妊治療等と仕事の両立などについて、問題に直面した

際に役立つ情報提供を行うとともに、働くヤングケアラーや育業中の従業員のスキルアップ支援、ライフイベントを支援する企業の取組等についても紹介する。

(3) 介護と仕事の両立推進シンポジウム

介護と仕事の両立に関するシンポジウムを開催し、その中で先進企業の事例を発信することで意識啓発を行い、介護と仕事の両立に関する情報を広く提供する。

30 女性従業員のキャリアアップ応援事業（労働環境課）

女性従業員のキャリアアップを支援し、企業における女性活躍を一層促進するため、様々な研修やセミナー等を実施する。

(1) 女性活躍推進ベーシックセミナー

従業員数 100 人以下企業を対象に、女性活躍推進の必要性・重要性等についての研修を実施する。

(2) 行動計画策定支援研修・フォローアップコンサルティング

令和4年4月から行動計画策定・届出が義務化された従業員数 101 人～300 人企業を主な対象に、行動計画の策定に必要な知識を習得できる研修を実施する。また、行動計画未策定又は策定後の達成について課題を抱える企業についてコンサルティングを実施する。

(3) キャリアアップに向けた意識づけ研修・交流会

自身のキャリアアップをまだイメージできていない女性従業員を対象に、キャリアアップに向けたマインドセットの変革を促す研修を実施する。また、研修受講者を対象に、ネットワーク形成のための集合型の交流会を実施する。

(4) 働く女性のキャリアステップ応援塾

管理職を目指す女性従業員等を対象に、キャリアデザインやビジネススキルの向上等を目的とした研修を実施する。

(5) 女性管理職のスキルアップ講座

女性管理職が日々の業務の中で直面する共通の不安や課題について共有し合う講座を実施する。また、本講座修了者の中から「TOKYO Women's キャリア・サポーター」を任命し、女性のキャリア支援に関する情報発信等を行う。

(6) 経営者向けセミナー・個別メンタリング・コンサルティング

経営者向けに、女性活躍を進める経営上のメリット等についてのセミナーを実施する。また、セミナー受講者を対象に、女性活躍に成功している経営者やコンサルタントによる具体的なアドバイスを実施する。

(7) 意識改革を促すメッセージの発信

女性活躍推進に成果を上げている経営者等によるメッセージを発信する（動画配信）。

(8) 男性管理職向け研修

男性管理職向けに、女性のリーダーを育成するノウハウ等を習得できる研修を実施する。

(9) 働く女性のキャリア形成についての講演会

女性管理職を生み出し・支え・育てる気運醸成に向けて講演会を実施する。

(10) その他の支援

女性活躍推進相談員を設置し、今後都や国が実施する女性の活躍推進に関する施策や、関連法令等の情報提供、助言、普及啓発を行う。

31 働く女性のウェルネス向上事業（労働環境課）

(1) 情報収集（アンケートの実施）

女性特有の健康課題と仕事の両立をテーマに、企業及び従業員に対してアンケートによる情報収集を行う。

(2) 発信・普及

企業における取組の好事例を特設サイト等で発信する。

32 働く人の健康保持増進事業（労働環境課）

働く人の健康保持増進に関する普及啓発や情報提供を行い、働く人が心身ともに健康で働ける社会の実現を目指す。

(1) Webサイト「働くあなたのメンタルヘルス」の運営

(2) eラーニングの運営

(3) リーフレット等の作成

33 職場のメンタルヘルス対策推進事業（労働環境課）

都内中小企業の経営者等に対して普及啓発を行い、経営者等の主導による職場のメンタルヘルス対策への取組を促進することにより、誰もがいきいきと働ける職場づくりの実現を目指す。

(1) 職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議の開催

(2) 職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーンの展開

(3) 職場のメンタルヘルス対策シンポジウムの開催

(4) 職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

34 ハラスメント防止対策推進事業（労働環境課）

(1) 「TOKYOノーハラ企業支援ナビ」での情報提供

特設Webサイトに、ハラスメント防止対策の基本的な知識・様々なハラスメントについて学べる短編動画・企業における取組事例等、ハラスメント防止に役立つ情報を掲載する。

・短編動画：13本

・カスタマーハラスメント対策の普及啓発動画を制作

(2) ハラスメント防止対策集中取組期間の取組

12月・1月を防止対策集中取組期間と設定し、企業の経営者・人事労務担当者・就活生等を対象としたオンラインセミナーを開催、セミナーの内容は特設Webサイトにも掲載する。また、都の支援策やハラスメント防止対策に関する情報発信を行うとともに、経済団体と連携し、リーフレット等による普及啓発を実施する。

・セミナー：2回（集中取組期間中にパワーハラスメント・就活ハラスメント各1回）

35 勤労者生活向上の推進（労働環境課）

(1) 中小企業従業員融資

中央労働金庫等との協調融資により、都内に在住又は在勤の中小企業従業員に対して、一般生活資金、新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金、子育て・介護に要する費用及び育児・介護休業中の生活資金を融資する。

ア 中小企業従業員融資

事 項	個 人 融 資		団 体 融 資
	さわやか	新型コロナウイルス感染症 緊急対策融資	
使 途	一般生活資金	新型コロナウイルス感染症 の影響による生活資金	夏季及び年末における貸金・ 一時金の遅欠配時の生活資金
対 象	年収 800 万円以下の 中小企業従業員	年収 800 万円以下の 中小企業従業員	労働組合、消費生活協同組合等
限 度	70 万円以内 (特例※100 万円以内)	100 万円以内	構成員 1 名 70 万円かつ 1 団体 5,000 万円以内
利 率	1.8%	1.8%（全額都在負担）	1.8%
返 済	3 年以内 (特例 5 年以内)	5 年以内	夏期 150 日以内 年末 120 日以内
機 関	中央労働金庫	中央労働金庫	中央労働金庫

※特例：医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費に利用の場合

イ 子育て・介護支援融資（すくすく・ささえ）

使 途	子育て・介護に要する費用、育児・介護休業中の生活資金
対 象	下記のいずれかに該当する中小企業従業員 ・妊娠中の方（本人又は配偶者） ・20 歳までの子を養育する方 ・育児・介護休業取得中の方 ・要介護認定または要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方
限 度	100 万円以内
利 率	1.5%
返 済	据置期間経過後 5 年以内 (据置期間) ・育児休業取得期間：子が 1 歳 6 か月になるまでを限度 ・介護休業取得期間：12 か月を限度
機 関	中央労働金庫・都内信用組合

令和4年度融資実績

	用途（貸付資金別）	団体利用数	利用者数	融資金額
団体融資	夏季手当資金	0件	0人	0千円
	年末手当資金	0件	0人	0千円
個人融資	一般生活資金	—	57人	3,389万円
	子育て・介護支援	—	13人	1,060万円
	コロナ影響生活資金	—	360人	2億7,607万円
計		0件	430人	3億2,056万円

(2) 中小企業退職金共済制度の普及啓発

中小企業勤労者の労働条件、福祉の向上を図るため、中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進を行う。

- ・中小企業退職金共済制度加入状況（令和5年3月末）：共済契約者 4万9,670所
被共済者 55万9,712人

(3) 東京都中高年勤労者福祉推進員の養成

中小企業で働く中高年勤労者が退職後も安定した社会生活が送れるよう、企業内で生涯生活設計等の相談・指導のできる人材を育成するため、「中高年勤労者福祉推進員養成講座」を実施する。

- ・年1回定員：150人
- ・実施主体：労働相談情報センター（飯田橋）

(4) 労政会館の運営

勤労者の文化・教養及び福祉の向上増進を図ることを目的とし、労働相談情報センターの附属施設として東京都労政会館を設置する。（南部）

36 勤労者福祉のサービス事業に対する支援（労働環境課）

(1) 勤労者福祉支援事業の助成

中小企業で働く人々の福祉向上を効果的に図るため、（公財）東京都中小企業振興公社に対し、勤労者福祉支援事業に要する経費を助成する。

（主な事業及び規模）

ア 勤労者福祉に関する普及啓発事業

様々な媒体により、企業や働く人々に対し、勤労者福祉に関する普及啓発を実施

イ 施設提供事業

京浜島勤労者厚生会館の運営

(2) 島しょ地域における勤労者福祉支援事業の助成

都から勤労福祉会館の移管を受けた島しょ地域の町村（新島村及び利島村）に対して、町村が当該施設において行う勤労者福祉支援事業に要する経費の一部を補助する。

(3) 自主的福祉活動の助成（メーデー実行委員会に対する助成）

働く者の基本的権利の確立と労働条件の改善を目指して開催されるメーデーの実行委員会

に対し、その経費の一部を助成する。

37 家内労働対策（労働環境課）

(1) 家内労働法の普及・啓発等

ア 普及啓発資料の提供

家内労働法の周知を図るとともに、家内労働に関する様々な情報を提供するために、各種啓発資料を発行する。

- ・季刊家内労働 年4回 8,000部/回
- ・都の制度 4,000部
- ・あなたと家内労働法 5,000部

イ 家内労働相談員の配置

専門的・家内労働者及び委託者に対し、労働環境課浅草分室を拠点として、家内労働に関する情報提供や工賃の遅れ・未払い、環境改善等の家内労働問題に関する相談・指導を行う。常設相談の他に、家内労働者宅を訪問しての巡回相談も行う。

（令和4年度実績）相談者数：601人、相談件数：延1,779件

(2) 労働衛生環境の改善助成

一定の要件を満たす家内労働者に対して、有機溶剤健康診断の制度を設けるとともに、作業環境改善が必要な場合には、その経費の一部を助成する。

- ・全体換気装置、局所排気装置等の設置助成
- ・有機溶剤健康診断
- ・安全衛生講習会の実施

(3) 家内労働傷病共済制度

専門的・家内労働者等が傷病のため就労不能の状態に置かれた時に掛金に応じた給付金を支払うことによって、加入者の生活の安定を図る相互扶助制度である。

都は、実施主体である（公財）東京都中小企業振興公社に運営費を補助する。

(4) 自主的福祉活動への助成

家内労働者の健康を保持増進し、福祉の向上を図るため、家内労働者等で構成する団体が自主的に行う福祉活動に対し、その活動に要する経費の一部を助成する。

(5) 中小企業従業員融資（家内労働者融資）

専門的・家内労働者に対し、生活に必要な資金を融資することにより、生活の安定と向上に資する。

- ・種類：一般生活資金 70万円（特例100万円）、特別生活資金 130万円
- ・利率：年利1.8%、ただし災害時の生活資金は年利1.5%

（令和4年度実績）融資実績：6件、685万円

(6) 中小企業従業員融資（家内労働者融資／新型コロナウイルス感染症緊急対策）

専門的・家内労働者の新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等に対し、生活に必要な資金を実質無利子で融資することにより、生活の安定に資する。

- ・融資限度額：100万円

- ・利率：年利 1.8%（全額都が負担）
（令和 4 年度実績）融資実績：2 件、80 万円

38 東京都労働委員会委員の選任（労働環境課）

労働組合法第 19 条及び同法施行令第 21 条に基づいて、東京都労働委員会委員（公益・労働者・使用者各 13 名、任期 2 年）の選任事務を行う。

第4 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

1 公共職業訓練の推進（能力開発課）

職業能力開発促進法に基づき、「都民の生涯にわたる職業能力開発への支援」と「東京の産業の振興を担う人材の育成」を大きな理念、目標として、時代や環境の変化に機敏に対応した公共職業訓練を展開している。

(1) 求職者向け訓練（能力開発訓練）

求職者向け訓練（能力開発訓練）は、求職者に対し、新たな職業に必要な技能及び知識を習得させるために実施する訓練である。

ア 一般向け訓練

求職者に対し、新たな職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を実施する。

（延 94 科目 4,265 人）

イ 高年齢者訓練

主として職業の転換を必要とする概ね 50 歳以上の求職者を対象として、新たな職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を実施する。

（延 31 科目 1,270 人）

ウ 若年者能力開発訓練

概ね 30 歳未満の若年者のフリーターや無業者等を対象に、能力開発を支援し就業の促進を図るため、若年者それぞれの特性に応じた訓練を実施する。

（延 6 科目 220 人）

エ 求職者に対する訓練受講の奨励（訓練手当等）

再就職のための職業能力開発訓練の受講機会確保と、受講期間中の生活の安定を図ることを目的として、以下の制度を設けることにより、訓練の受講を奨励する。

(ア) 訓練手当

就職の困難な障害者、母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に支給する。（国庫負担金 1 / 2）

(イ) 雇用保険法による求職者給付

雇用保険の失業給付受給資格者が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に、支給される給付金について、必要な手続きを行う。（国費）

(ウ) 求職者支援制度による職業訓練受講給付金

雇用保険の受給資格の無い者が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に支給される給付金について、必要な手続きを行う。（国費）

(エ) 技能者育成資金融資制度

訓練手当、雇用保険の求職者給付又は求職者支援制度の職業訓練受講給付金の支給を受けていない者で、成績が優秀であり、経済的理由により受講の困難な生徒を対象とした技能者育成資金の融資について、借入申込資格確認に必要な手続きを行う。（国費）

(オ) 生徒の災害補償制度

生徒が、職業能力開発センター等の管理下における訓練上又は通校途上による事由で災害を受けた場合に、職業能力開発センター災害見舞金支給要綱により災害見舞金を支給する。

オ 職業能力開発に関する調査・研究

中小企業の人材ニーズや就業に必要な技能・技術に対する各種調査及び職業能力開発センター修了生への調査等を実施するとともに、産業界の技術動向や人材需要に即した新規科目や指導技法の開発、内容の改善を進める。

カ 無料職業紹介の実施

職業能力開発センターにおける訓練指導と就職援助に一貫性を確保し、求人・求職双方のニーズを的確にとらえ生徒の特性を生かした就職を促進するために、職業能力開発センターに就職支援推進員等を配置し、能力開発担当、職業訓練指導員等との連携により職業紹介事業を実施する。(10校)

また、生徒に対する求人情報及び事業主に対する求職情報を、インターネットを活用して提供する。

キ 技能照査の実施

技能照査は、職業訓練修了時に一定の基準のもとに、訓練生がその水準に達しているか否かを判定する制度である。

技能照査合格者には、技能士補（国家資格）又は東京都技能士補の称号が与えられる。技能士補の場合には、相当する技能検定職種（2・3級）の学科が免除される。

ク 生徒の資格・免許取得への取組

職業訓練は、その性格から各種の資格・免許に深い関わりを持つ。資格等の取得を目標の一つに置くことにより生徒の技能習得意欲の向上につながり、また、資格取得により就職も有利になる。

このため、職業能力開発センター等では、資格等の取得に向けた訓練を実施するとともに、訓練科目の改善に当たっては、生徒のさらなる能力向上と資格等の取得も視野に入れたカリキュラム編成に取り組んでいる。

(2) 在職者向け訓練（能力向上訓練）

ア 能力向上訓練

能力向上訓練は、在職者に対し、職業に必要な能力の向上に要する技能及びこれに関する知識を習得させるために実施する訓練である。

都では、主として中小企業で働き、企業内での職業能力開発の機会に恵まれない在職者を対象とし、高度な技能や新技術を習得できるようコースの設定を行っている。

(延1万9,322人)

種類	目的・内容	
学科	新たな技能の追加及び保有する技能を補完又はさらに高める訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1クラス 45 人標準 ・ 学科を中心 ・ 標準 24 時限 (実習時間 0%)
実技Ⅰ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1クラス 30 人標準 ・ 学科と実技 ・ 標準 24 時限 (実習時間 50%未満)
実技Ⅱ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1クラス 20 人標準 ・ 実技を中心 ・ 標準 24 時限 (実習時間 50%以上)
東京みらいの名工育成プログラム	業界をけん引する中堅技能者に対し、技能向上への意識醸成及び後進への指導の取組を支援するための訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1クラス 5 人標準 ・ 実技を中心 ・ 標準 24 時限 (実習時間 50%以上)

イ オーダーメイド訓練の実施

自ら訓練を実施することが困難な中小企業等の多様な人材育成ニーズに対応するために、企業側の求めに応じた機動的、弾力的な訓練を実施する。

(171 回 4,573 人 (ア「在職者向け訓練 (能力向上訓練)」の内数))

ウ 東京みらいの名工育成プログラム

東京の製造業の有するものづくり基盤技術や技能の維持・発展を図るため、中堅技能者に対して、一流の熟練技能士が直接指導することにより、高度な技能や指導技法を継承し、「東京みらいの名工」を育成する。

(延定員 20 人 (ア「在職者向け訓練 (能力向上訓練)」の内数))

- ・ 規模：機械加工 1 校 城南職業能力開発センター大田校
定員 5 人
- 金属塗装 1 所 城東職業能力開発センター
定員 5 人

エ 建設人材育成事業 (能力向上訓練)

建設技能労働者の人材育成を図るため、技能検定対策講座、特別教育等、建設現場で求められる資格の取得等を目的とした訓練を実施する。

(9 科目 233 人 (ア「在職者向け訓練 (能力向上訓練)」の内数))

(3) 障害者職業訓練

ア 障害者職業訓練

障害者がそれぞれの適性に応じた知識や技能を習得することで、職業的社会的自立を図ることができるよう、東京障害者職業能力開発校、中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センターにおいて、障害者訓練を実施する。

- ・東京障害者職業能力開発校
対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者・発達障害者等（260人）

※「職域開発科」、「就業支援科」を設置

- ・中央・城北職業能力開発センター板橋校

対象者 知的障害者（20人）

- ・城南職業能力開発センター

対象者 知的障害者（20人）

- ・城東職業能力開発センター

対象者 知的障害者（20人）

イ 能力向上訓練

障害のある在職労働者の職業能力の開発・向上を促進するため、東京障害者職業能力開発校において、障害者を対象とした能力向上訓練を実施する。（50人）

(4) 再就職促進等委託訓練

離職者等が再就職に必要なスキルを習得するため、民間教育訓練機関等に委託し、訓練を実施する。

ア 委託訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた求職者を対象に実施する。

(ア) 民間活用型訓練（計10,415人）

- a IT・医療・福祉・事務（3か月 7,130人、6か月 450人）

雇用が見込まれる産業分野から科目を設定し、訓練を行う。

※再就職促進オンライン委託訓練及び緊急対策委託訓練を含む。

- b 短期間・短時間委託訓練（1,000人）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業者や勤務シフトが減少した在職者等に対し、短期間や短時間のカリキュラムで、ITや医療・福祉分野等といった他業種への再就職を促進する訓練を行う。

- c 介護福祉士養成科（2年 295人）

介護福祉士の資格取得を目指す訓練を行う。

- d 保育士養成科（2年 716人）

保育士の資格取得を目指す訓練を行う。

- e 専門人材育成訓練（2年 794人）

人材確保が急務の業界等における即戦力人材を育成するため、国家資格等の高度なスキル習得を目指す訓練を行う。

- f 義肢装具科（1年 20人）

義肢装具を作成する専門的技術者を育成する訓練を行う。

- g ウクライナ避難民向け職業訓練（6か月 10人）

日本のでの就労を望むウクライナ避難民を対象とする訓練を行う。

(イ) 委託訓練活用型デュアルシステム（270人）

3か月の訓練と、事業主等における1か月の実習訓練を組み合わせた訓練を行う。

イ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた障害をもつ求職者を対象に実施する。

(ア) 知識・技能習得訓練コース（3か月以内 470人）

知識・技能習得を目的とする職業訓練を行う。

(イ) 実践能力習得訓練コース（3か月以内 200人）

企業等の現場を活用し、職場実習による実践的な職業訓練を行う。

(ウ) eラーニングコース（3～6か月 30人）

訓練施設への通所が困難な重度障害者等で、自宅等でのeラーニング受講が可能な状態にある者に対し、IT技能の習得を目指す訓練を行う。

(5) 職場適応訓練

障害者及び中高年齢者等、就職が困難な求職者で、公共職業安定所長から指示され、都知事が適当と認めた者について、作業環境への適応を容易にするため、民間事業主に委託して訓練を実施し、就職の促進を図る。

(6) 建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

建設技能労働者の高齢化等を背景として、建設現場で働く技能者の育成が急務となっているため、城東職業能力開発センター江戸川校、多摩職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センター八王子校において、現場のニーズが高い鉄筋工と型枠大工の育成を実施する。
(120人)

(7) 女性向け委託訓練

出産、育児等のため離職した女性などの再就職を支援するため、5日間の託児付き通学、3か月の通学、オンラインの短時間訓練のほか、eラーニング訓練を民間教育訓練機関に委託して行う。（5日間コース320人、3か月コース200人、オンラインコース300人、eラーニングコース150人）

(8) オンラインスキルアップ職業訓練

正社員を目指す求職者等を対象とするeラーニングによる訓練を民間教育訓練機関に委託して行う。（3か月 300人）

(9) 保育支援つき施設内訓練

職業能力開発センター・校に入校する育児中の人に対して、民間保育施設を提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。

2 民間における職業能力開発の促進（能力開発課）

(1) 生涯職業能力開発事業等委託事業（広域団体認定訓練助成金）

都知事の認定を受けた認定職業訓練実施団体のうち、広域的に認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体に対して、運営に要する経費を補助する。

・助成額：補助対象経費の1/2若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額

(2) 事業内職業能力開発の振興

ア 認定職業訓練の振興

認定職業訓練とは、事業主の行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法第 24 条第 1 項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨、都道府県知事が認定したものである。

認定職業訓練は、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づき、次のような課程に分けられている。

- ・普通職業訓練（普通課程、短期課程）
- ・高度職業訓練（専門課程、専門短期課程）
- ・指導員訓練（長期課程、専門課程、研修課程）

イ 認定職業訓練運営費の補助

認定職業訓練を実施する中小企業事業主及び中小企業事業主の団体に対して、認定職業訓練の運営及び施設、設備の整備に要する経費について補助金の交付を行う。

- ・助成額：補助対象経費の 2 / 3 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額

ウ 認定職業訓練の開拓・指導

認定職業訓練の開拓促進と既認定職業訓練の規模拡大を図るため、実態調査・巡回指導等を実施するほか、リーフレット作成・配布等により PR を行う。

エ 職業訓練法人化の促進

認定職業訓練を実施している団体等のうち法人格を有しない団体に対して、訓練実施体制を強化・確立することにより訓練内容の充実を図るため、職業訓練法人化を促進する。

(3) 中小企業人材スキルアップ支援事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

都内中小企業等が従業員のスキルアップを目的として実施する職業訓練の経費に対して助成金を支給する。

ア 社内型スキルアップ助成金

自社内で実施する短時間の職業訓練（OFF-JT）に対して支給

助成額：訓練生 1 人 1 時間当たり 730 円

イ 民間派遣型スキルアップ助成金

民間教育訓練機関等が実施する訓練に従業員を派遣する職業訓練に対して支給

助成率：訓練生 1 人 1 講座当たり受講料等の 1 / 2（上限 2 万 5 千円）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の 2 割以上の場合是一律 2 / 3

ウ オンラインスキルアップ助成金

民間教育訓練機関等が提供する e ラーニング等により実施する職業訓練に対して支給

助成率：受講料等の 1 / 2（小規模企業者 2 / 3）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の 2 割以上の場合是一律 2 / 3

1 社当たりの上限 20 万円（小規模企業者 27 万円）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の 2 割以上の場合是一律 27 万円

エ DX リスキリング助成金

DX に関して、民間教育訓練機関等が集合又は e ラーニング等により実施する職業訓練又は自社内に外部講師を招いて実施する職業訓練に対して支給

助成率：受講料等の 2 / 3

1社当たりの上限 64 万円

(4) 育業中スキルアップ支援事業（(公財) 東京しごと財団基金事業）

育業中のスキルアップを希望する従業員に対し企業が支援する職業訓練の経費に対して助成金を支給する。

助成率：受講料の 2 / 3（大企業は 1 / 2）

1社当たりの上限 100 万円（年）

3 技能振興事業（能力開発課）

(1) 技能の評価・振興

ア 技能検定

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度で、職業能力開発促進法に基づき実施されている。これにより、技能に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図るとともに、我が国の産業の発展に寄与することを目的としている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、2級及び3級に区分するもの、単一等級として等級を区分しないものがあり、それぞれ実技試験と学科試験が行われる。

このほか、外国人技能実習生等を対象とした随時2級、随時3級、及び基礎級を実施している。

イ 東京都職業能力開発協会の助成

東京都職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づいて職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的に設置された、民間における指導的団体である。同協会は、都との密接な連携のもとに、民間における職業能力開発及び技能検定の普及・振興、全国競技大会の参加促進・普及啓発を図るため、職業能力開発のための各種講習会等や技能検定、ものづくり体験教室、認定職業訓練を実施している団体等への支援、全国競技大会の参加費助成などを行っており、都は同協会に対して助成・指導を行っている。

ウ 技能検定専用会場整備事業

外国人技能実習生の増加などに対応し、安定的な技能検定の実施が可能となるよう、技能検定専用会場の整備に向けた取組を実施する。

エ 技能の振興

(ア) 「卓越した技能者表彰」（現代の名工）候補者の推薦

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図ること等を目的として実施されており、きわめて優れた技能を有する者の中から選定して、候補者を厚生労働大臣に推薦している。

(イ) 東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞の贈呈

都内の事業所等に勤務する優秀な技能者に対して知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の確保及び育成を図るとともに、都における技能尊重の気風を浸透させ、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的としている。なお、平成 28 年度から東京都優秀技能者を広く社会一般に広め、優秀技能者の活用を推進する

ため、東京都優秀技能者（東京マイスター）独自のHPを開設している。

- ・贈呈者数：40人以内
- ・贈呈時期：人材開発促進月間中（11月）

(ウ) 東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の贈呈

優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に成果を上げた優良な中小企業等に知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の人材育成と処遇・地位の向上を図るとともに、東京の産業の活性化と競争力ある東京のものづくり産業及びサービス産業を築くことを目的としている。

- ・贈呈社数：大賞1社又は団体（3部門の中から1社又は団体）、優秀賞3社又は団体程度（各部門から1社又は団体程度）、奨励賞9社又は団体程度（各部門から3社又は団体程度）
- ・贈呈時期：人材開発促進月間中（11月）

オ 職業訓練指導員免許の交付及び試験の実施

(ア) 免許の交付

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設で訓練指導に当たる者を「職業訓練指導員」といい、「職業訓練指導員免許」を必要とする。

免許の交付を受けることができる者は、

- a 職業能力開発総合大学校の指導員養成訓練課程修了者
- b 職業訓練指導員試験合格者
- c 職業訓練指導員の業務に関して、上記a及びbと同等以上の能力を有すると認められる者のいずれかである。

(イ) 試験の実施

厚生労働省令で定めている免許職種の中から、都の「職業訓練指導員」の不足状況等を勘案して職種を選定し、「職業訓練指導員試験」を実施している。

カ 障害者技能競技大会（アビリンピック）に対する助成

障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として開催されている。

都は、全国大会に出場する東京都派遣選手に対して東京都職業能力開発協会と連携して支援を行うとともに、地方大会として東京アビリンピックを独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部との共催により開催している。

キ 一般社団法人東京都技能士会連合会の助成

東京都技能士会連合会は、技能士の地位の向上と技能尊重気運の醸成を目的として、昭和52年12月に設立（平成27年5月に一般社団法人化）された、都内の各職種の技能士会等で構成する団体である。

同連合会は、会員技能士に対して技能向上のための研修会等の事業を実施している。同連合会の事業目的と都の施策である技能の振興及び技能士の地位の向上とは密接な関係があり、同連合会の活動は都の施策を補完する意味を持っているため、都は同連合会に対し助成を行

っている。

ク 競技大会等促進支援事業

協同組合等が都内で行う参加者5人以上の技能競技大会及びコンクールに対して奨励金を支給することにより、中小企業等の技能者の技能向上と技能継承の強化を図る。(規模：延50団体程度)

ケ ものづくり教育支援プログラム

次代を担う若者にもものづくりの楽しさ、素晴らしさ、あるいは達成感を体験できる機会を提供し、ものづくり基盤技術に係る学習の振興を図るため、職業能力開発センター・校の人材、施設を活用したものづくり教育を推進する。

(ア) 工作教室(半日から3日間程度) 児童・生徒対象

(イ) 高校生向け実習講座(3日間程度)

コ 職人塾

ものづくりに触れる機会の少ない若者に対して、優れた職人技を目にし、直接職人から指導を受ける機会を提供することにより、技能や職人の仕事への関心を高めさせ、若者がものづくり業界に入るきっかけを創出する。(規模：延50人程度)

サ 東京みらいの名工育成プログラム(再掲)

「Ⅶ 雇用就業対策 第4 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上」1(2)ウ 参照

4 ものづくり・匠の技の祭典(能力開発課)

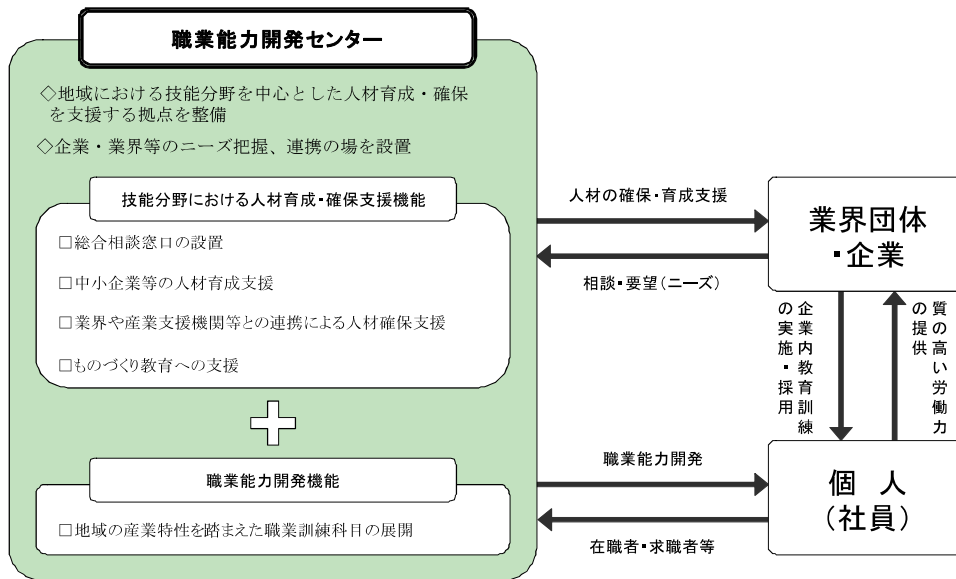
ものづくり産業を持続的に発展させていくために、東京のみならず、日本各地と連携し全国から優れた技能を一堂に集め、ものづくりと匠の技の魅力を、若者をはじめ、国内外の多くの人々に広く発信するイベントを開催する。さまざまな分野の優れた技の展示・実演を行うほか、実際に参加して体験できる機会を提供する。

5 ものづくり技能の総合ポータルサイト情報発信事業(能力開発課)

東京の多様な技能の紹介や技能習得・技能向上に関する情報など、ものづくり技能の総合的な情報提供を行うポータルサイトを運営し、SNS等も活用しながら継続的な発信を行い、次世代のものづくり技能人材の確保、技能継承を促進する。

6 職業能力開発センター事業の展開(能力開発課)

東京の活力を支える中小企業の人材力を高め、競争力のある企業を育成するため、産業界と連携しながら企業ニーズに基づいた人材確保と人材育成を積極的に支援する。都内を4地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、地域の業界団体・企業と連携しながら中小企業の人材確保と人材育成を支援する。



(1) 職業能力開発連絡協議会

地域における人材育成・確保に関する関係者の具体的な事業連携を進める場として、地域団体、事業主団体、学識経験者、教育機関、行政機関等で構成する職業能力開発連絡協議会を設置する。情報の蓄積と共有化を図るとともに、地域での連携策の実施等について協議する。

(2) 総合相談の実施

総合相談窓口を設置し、中小企業の人材育成や職業能力開発に関する相談や各種事業の紹介を行う。人材育成に必要な技能指導者の紹介や、企業内訓練に関する指導助言等も行う。

また、人材アドバイザーを配置し、各企業を訪問して人材情報の提供や企業内訓練等に関する支援・アドバイスをを行う。

(3) 産業人材確保事業

東京の産業を支える基盤的技能を持つ人材確保のため、地域の企業・業界団体等との協働・連携による取組を進めていく。地域マッチング会の実施やものづくり業界についての講演会等により、企業が求める人材の確保を図る。

(4) 現場訓練支援事業

中小企業における技能の継承や職業能力の向上を図るため、職業能力開発センターに登録された指導人材が企業現場を訪問し、ニーズに即した訓練指導を行う。

(5) 人材育成プラザの設置

職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、知識・技能の維持向上のための講習会の実施や施設の貸出し等を行う人材育成プラザを設置している（中央・城北職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター等 計8か所）。

7 デジタル人材育成支援事業（能力開発課）

離職した若者等に対し、デジタル関連のスキルを付与する職業訓練と再就職支援を一体的に行う取組を実施する（規模：1,000人）。

8 DX人材リスキリング支援事業（能力開発課）

都内中小企業のDXを推進するため、企業の課題把握を踏まえた従業員のリスキリング計画の策定からDX講座までを一体的に実施し、社内DX人材の育成を支援する（規模：250社）。

9 成長産業分野キャリア形成支援事業（能力開発課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

非正規労働者等に対し、再就職やステップアップを目指すことができるようにeラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行う（規模：1,000人）。

10 女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業（能力開発課）

出産や育児等のため退職するなどした女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作のほか、オンライン会議やローコード開発等のデジタルスキル等を付与する訓練を実施する。身近なエリアにある通いやすい訓練会場において無料の託児サービスを提供するなど、育児・家事等をしてしながらでも参加しやすい環境を提供し、再就職を支援する（規模：300人）。

11 ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業（能力開発課）

（(公財)東京しごと財団基金事業）

PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する（規模：450人）。

12 短期集中型資格取得支援訓練（能力開発課）

短期間で集中的に成長産業分野等に関連する資格を取得し、早期の再就職につなげるよう、求職者等に対し、eラーニングと試験直前対策合宿を組み合わせた新たな訓練を実施する（規模：100人）。

13 女性向けキャリアチェンジ支援事業（能力開発課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを促進するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する（規模：500人）。

VIII 付 表

第1 主要事業統計表

第1表 産業構造（東京都・全国）

経済活動別（産業別）都（国）内総生産構成比（名目 東京都2020年度・全国2020年 平成27年基準）

	東京都		全 国	
	総生産額 (10億円)	構成比 (%)	総生産額 (10億円)	構成比 (%)
第1次産業	45.6	0.04	5,619.8	1.05
農林水産業	45.6	0.04	5,619.8	1.05
第2次産業	12,296.9	11.18	138,519.5	25.86
鉱業	57.0	0.05	384.0	0.07
製造業	7,579.1	6.89	106,273.7	19.84
建設業	4,660.8	4.24	31,861.8	5.95
第3次産業	97,662.1	88.78	391,467.9	73.09
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1,708.4	1.55	17,636.2	3.29
卸売・小売業	23,261.4	21.15	67,906.2	12.68
運輸・郵便業	2,976.3	2.71	23,399.2	4.37
宿泊・飲食サービス業	1,895.2	1.72	9,500.9	1.77
情報通信業	12,773.7	11.61	27,461.9	5.13
金融・保険業	8,498.2	7.73	23,144.4	4.32
不動産業	14,732.8	13.39	65,908.7	12.31
専門・科学技術・業務支援サービス業	13,457.0	12.23	45,001.5	8.40
公務	4,316.6	3.92	27,930.5	5.21
教育	2,887.2	2.62	19,219.5	3.59
保健衛生・社会事業	7,140.6	6.49	44,215.3	8.26
その他のサービス	4,014.5	3.65	20,143.6	3.76
合 計	110,004.6	100.00	535,607.3	100.00

（注）ここでの総生産額には、「輸入品に課される税・関税」を含まず、「総資本形成に係る消費税」を控除していない。
また、全国では、「統計上の不突合」も除いている。

資料：東京都「都民経済計算年報 令和2年度」、内閣府「2020年度国民経済計算年次推計」

事業所数・従業者数 —民営—（東京都・全国 2021年）

	事業所数				従業者数			
	東京都		全 国		東京都		全 国	
	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
全産業	628,239	100.0	5,156,063	100.0	9,592,059	100.0	57,949,915	100.0
第1次産業	595	0.1	42,458	0.8	4,813	0.1	453,703	0.8
農林漁業	595	0.1	42,458	0.8	4,813	0.1	453,703	0.8
第2次産業	80,172	12.8	899,617	17.4	1,048,153	10.9	12,560,755	21.7
鉱業、採石業、砂利採取業	58	0.0	1,865	0.0	1,708	0.0	19,697	0.0
建設業	41,348	6.6	485,135	9.4	484,543	5.1	3,737,415	6.4
製造業	38,766	6.2	412,617	8.0	561,902	5.9	8,803,643	15.2
第3次産業	547,472	87.1	4,213,988	81.7	8,539,093	89.0	44,935,457	77.5
電気・ガス・熱供給・水道業	941	0.1	9,139	0.2	33,444	0.3	202,149	0.3
情報通信業	28,503	4.5	76,559	1.5	1,085,934	11.3	1,986,839	3.4
運輸業、郵便業	13,330	2.1	128,224	2.5	457,526	4.8	3,264,734	5.6
卸売業、小売業	141,055	22.5	1,228,920	23.8	1,968,705	20.5	11,611,924	20.0
金融業、保険業	12,049	1.9	83,852	1.6	433,956	4.5	1,494,436	2.6
不動産業、物品賃貸業	64,271	10.2	374,456	7.3	404,078	4.2	1,618,138	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	50,886	8.1	252,340	4.9	624,126	6.5	2,118,920	3.7
宿泊業、飲食サービス業	76,127	12.1	599,058	11.6	735,786	7.7	4,678,739	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	43,692	7.0	434,209	8.4	318,875	3.3	2,176,139	3.8
教育、学習支援業	19,434	3.1	163,357	3.2	368,630	3.8	1,950,734	3.4
医療、福祉	52,683	8.4	462,531	9.0	912,794	9.5	8,162,398	14.1
複合サービス事業	1,728	0.3	32,131	0.6	31,615	0.3	435,970	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	42,773	6.8	369,212	7.2	1,163,624	12.1	5,234,337	9.0

注：日本標準産業分類（第13回改定）による。公務を除く。

資料：総務省・経済産業省「令和3年 経済センサス活動調査」

第2表 就業状態別・男女別15歳以上人口(東京都 2012~2022年)

(単位：万人)

年	15歳以上人口	労働力人口				非労働力人口	労働力人口 比率 (%)	完全 失業率 (%)	
		就業者	完全失業者						
			雇用者	完全失業者					
男女計	2012(24)	1,173.0	740.6	707.0	635.8	33.6	432.1	63.1	4.5
	2013(25)	1,177.6	747.5	716.3	643.2	31.2	429.4	63.5	4.2
	2014(26)	1,184.0	759.9	731.2	659.4	28.7	423.6	64.2	3.8
	2015(27)	1,192.5	767.5	740.0	670.1	27.5	424.5	64.4	3.6
	2016(28)	1,206.5	776.8	751.7	684.3	25.1	429.2	64.4	3.2
	2017(29)	1,215.8	790.8	768.2	699.7	22.6	424.4	65.0	2.9
	2018(30)	1,225.1	813.3	792.2	718.0	21.1	411.0	66.4	2.6
	2019(元)	1,234.3	825.4	806.1	731.2	19.3	407.7	66.9	2.3
	2020(2)	1,240.9	836.2	810.4	737.3	25.8	403.9	67.4	3.1
	2021(3)	1,247.6	848.5	823.1	750.3	25.5	398.2	68.0	3.0
	2022(4)	1,246.2	855.8	833.2	760.0	22.6	389.5	68.7	2.6
男	2012(24)	576.8	432.8	413.0	367.9	19.8	143.9	75.0	4.6
	2013(25)	578.7	431.5	413.0	367.4	18.5	146.8	74.6	4.3
	2014(26)	581.5	435.3	418.3	374.5	17.0	145.9	74.9	3.9
	2015(27)	585.3	440.1	423.2	379.2	16.9	144.9	75.2	3.8
	2016(28)	592.0	442.9	428.8	385.9	14.2	148.9	74.8	3.2
	2017(29)	596.2	446.6	433.2	390.9	13.4	149.4	74.9	3.0
	2018(30)	600.0	454.2	441.8	395.9	12.3	145.6	75.7	2.7
	2019(元)	604.0	458.4	447.0	399.7	11.3	144.9	75.9	2.5
	2020(2)	606.7	463.8	448.5	402.8	15.3	142.6	76.4	3.3
	2021(3)	608.9	467.2	451.3	406.1	15.9	141.3	76.7	3.4
	2022(4)	608.0	468.9	455.9	411.1	13.0	138.7	77.1	2.8
女	2012(24)	596.2	307.8	294.0	268.0	13.8	288.3	51.6	4.5
	2013(25)	598.9	316.0	303.3	275.7	12.7	282.6	52.8	4.0
	2014(26)	602.6	324.7	312.9	284.9	11.7	277.6	53.9	3.6
	2015(27)	607.2	327.4	316.8	290.9	10.6	279.6	53.9	3.2
	2016(28)	614.4	333.8	322.9	298.4	11.0	280.4	54.3	3.3
	2017(29)	619.7	344.2	334.9	308.8	9.2	275.0	55.5	2.7
	2018(30)	625.0	359.1	350.4	322.1	8.7	265.4	57.5	2.4
	2019(元)	630.3	367.0	359.0	331.5	8.0	262.7	58.2	2.2
	2020(2)	634.2	372.4	361.9	334.6	10.5	261.3	58.7	2.8
	2021(3)	638.7	381.3	371.8	344.2	9.6	256.9	59.7	2.5
	2022(4)	638.2	386.9	377.3	348.9	9.6	250.8	60.6	2.5

(注) 1 年平均値

2 2016年及び2021年の数値については、基準人口の切替えに伴う変動を考慮し、総務省統計局が
遡及集計した数値を用いている。

資料：東京都「東京の労働力」

第3表 国・地域別訪日外客数（全国 2018～2022年）

州・国・ 地域名	2018(30)		2019(31)		2020(2)		2021(3)		2022(4)	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
合 計	31,191,856	100.0	31,882,049	100.0	4,115,828	100.0	245,862	100.0	3,832,110	100.0
アジア	26,757,918	85.9	26,819,278	84.1	3,403,547	82.7	150,427	61.2	3,001,292	78.3
韓国	7,538,952	24.2	5,584,597	17.5	487,939	11.9	18,947	7.7	1,012,751	26.4
台湾	4,757,258	15.3	4,890,602	15.3	694,476	16.9	5,016	2.0	331,097	8.6
中国	8,380,034	26.9	9,594,394	30.1	1,069,256	26.0	42,239	17.2	189,125	4.9
香港	2,207,804	7.1	2,290,792	7.2	346,020	8.4	1,252	0.5	269,285	7.0
ヨーロッパ	1,720,064	5.5	1,986,529	6.2	240,897	5.9	52,238	21.2	304,505	7.9
イギリス	333,979	1.1	424,279	1.3	51,024	1.2	7,294	3.0	57,496	1.5
ドイツ	215,336	0.7	236,544	0.7	29,785	0.7	5,197	2.1	45,748	1.2
フランス	304,896	1.0	336,333	1.1	43,102	1.0	7,024	2.9	52,782	1.4
アフリカ	38,151	0.1	55,039	0.2	7,840	0.2	6,769	2.8	14,613	0.4
北アメリカ	1,939,719	6.2	2,187,557	7.0	284,829	6.9	26,238	10.7	392,009	10.2
アメリカ	1,526,407	4.9	1,723,861	5.4	219,307	5.3	20,026	8.1	323,513	8.4
南アメリカ	104,804	0.3	111,200	0.3	18,222	0.4	5,204	2.1	17,652	0.5
オセアニア	630,527	2.0	721,718	2.3	160,386	3.9	4,953	2.0	101,921	2.7
オーストラリア	552,440	1.8	621,771	2.0	143,508	3.5	3,265	1.3	88,648	2.3
無国籍・その他	673	0.0	728	0.0	107	0.0	33	0.0	118	0.0

資料：国土交通省「観光白書」、日本政府観光局(JNTO)資料

第4表 耕地面積の現況

地域別	区分	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	1戸当り (a)
東京都計		6,290	218	6,080	65.7
	区 部	440	1	439	
	多摩地域	4,781	217	4,564	
	北多摩	2,015	53	1,962	
	西多摩	1,338	67	1,271	
	南多摩	1,428	97	1,331	
	島しょ地域	1,073	0	1,073	
全国計		4,325,000	2,352,000	1,973,000	247.6

注) ・農林水産省「令和4年耕地面積」
 ・端数処理の関係上合計が合わない場合がある。

第5表 総農家数及び事業別農業経営体数

単位:戸

	総農家数	販売農家	自給的農家
東京都計	9,567	4,606	4,961

単位:経営体

	総経営体数	個人経営体			団体経営体	
		計	主業	準主業		副業的
東京都計	5,117	5,041	554	2,176	2,311	76

注) ・農林水産省「2020年農林業センサス」

- ・主業経営体とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、年間60日以上農業に従事する65才未満の者がいる個人経営体
- ・準主業経営体とは、農業所得が50%未満で、年間60日以上農業に従事する65才未満の者がいる個人経営体
- ・副業的経営体は、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

第6表 東京都農林水産総生産額

	令和2年		
	面積 ha	生産量 t	金額 千円
農林水産総生産額	—	—	26,560,529
農林総生産額	—	—	23,471,351
農産物総生産額	—	—	22,988,714
主 穀	171	—	100,000
米	148	—	100,000
雑穀豆類	22	—	0
野菜	3,787	—	13,900,000
果樹類	1,007	—	3,200,000
花き・植木その他	756	—	4,000,000
畜産物	—	10,660	1,788,714
牛乳	—	9,025	1,058,337
卵	—	1,037	176,923
肉類	—	598	553,454
林産物総生産額	—	—	482,637
素材（針葉樹）	—	24,000(m ³)	265,161
特用林産物	—	—	217,476
水産物総生産	—	2,755	3,089,178
魚類	—	2,374	2,709,574
貝類	—	66	32,998
藻類	—	173	97,550
その他	—	142	249,056

注)・農林水産部調べ

- ・農林水産省「生産農業所得統計」、「花木等生産状況調査」
- ・東京都「東京都農作物生産状況調査」、「東京都畜産関係統計資料」
- ・端数処理の関係上合計が合わない場合がある。

第7表 令和4年度 公共職業訓練事業実績

1 求職者向け訓練(能力開発訓練)

区 分	定員 人	応募者 人	応募率 %	入校者 人	修了者 人	修了率 %	就職人員				就職率 %
							就職計 人	うち 修了	うち 中途退校	関連 人	
								人	人		
一般向け訓練	(230) 3,735	3,233	86.6	(113) 2,349	1,915	81.5	1,667	1,470	197	1,424	78.9
高年齢者訓練	1,510	1,402	92.8	1,054	970	92.0	721	677	44	612	71.1
若年者能力開発訓練	280	123	43.9	98	[30] 78	79.6	27	26	1	23	55.1
障害者訓練	320	249	77.8	150	[13] 107	71.3	100	69	31	82	80.0
合計	(230) 5,845	5,007	85.7	(113) 3,651	3,070	84.1					
	修了後に他の訓練に連続入校する者は除く⇒				3,027		2,515	2,242	273	2,141	76.2

※定員・入校者の()は、2年生の数で外数。修了者の[]は、修了後に就職せずに他の訓練に連続入校する者の数で内数
 ※就職人員については、令和5年5月31日現在(委託訓練は訓練修了後3か月現在)の数

就職者(修了)+就職者(中途退校)

※ 就職率 = $\frac{\text{就職者(修了)} + \text{就職者(中途退校)}}{\text{訓練修了者} + \text{就職者(中途退校)} - \text{修了後に他の訓練に連続入校する者}}$

2 在職者向け訓練(能力向上訓練)

コース名	計 画			実 施							
	回数	1回 定員	延定員	回数	定員	受講 者数	うち 公共訓練 修了生	受講率	修了 者数	修了率	
	回	人	人	回	人	人	人	%	人	%	
学科コース	236	5~45	7,918	274	6,819	5,030	194	73.8	2,804	55.7	
実技コース	564	5~30	11,374	487	6,975	5,780	253	82.9	4,392	76.0	
東京みらいの名工育成プログラムコース	6	5	30	6	30	10	0	33.3	9	90.0	
一級技能士コース	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	
合計	806	-	19,322	767	13,824	10,820	447	78.3	7,205	66.6	
東京障害者職業能力開発校	5	10	50	5	50	49	1	98.0	39	79.6	
総合計	811	-	19,372	772	13,874	10,869	448	78.3	7,244	66.6	

※受講者数は、授業料の支払や免除申請を行った者の数

第8表 令和4年度 認定職業訓練実施状況

種 類	課 程	団体・事業所数(所)			訓練科数(科)		訓練生 数(人)
		認 定	実 施	休 止	認 定	実 施	
共同訓練団体	高度職業訓練	2	1	1	2	1	40
	普通職業訓練	107	82	25	121	93	7,419
	指導員訓練	0	0	0	0	0	0
	合 計	109	83	26	123	94	7,459
実 団 体 数		80	61	19			
単独事業所	高度職業訓練	0	0	0	0	0	0
	普通職業訓練	52	37	15	69	51	3,569
	指導員訓練	0	0	0	0	0	0
	合 計	52	37	15	69	51	3,569
実 事 業 所 数		45	31	14			
合 計	高度職業訓練	2	1	1	2	1	40
	普通職業訓練	159	119	40	190	144	10,988
	指導員訓練	0	0	0	0	0	0
	合 計	161	120	41	192	145	11,028
実団体・事業所数		125	92	33			

第9表 単位労働組合数、組合員数、推定組織率（東京都 1998～2022年）

年	労働組合数		労働組合員数		雇用者数	推定組織率	全国推定組織率
	組合	対前年増減率 %	人	対前年増減率 %			
1998(10)	9,034	-1.5	2,242,136	-1.1	7,896,658	28.4	22.4
1999(11)	8,926	-1.2	2,197,402	-2.0	7,794,123	28.2	22.2
2000(12)	8,879	-0.5	2,144,259	-2.4	7,879,080	27.2	21.5
2001(13)	8,957	0.9	2,113,435	-1.4	7,604,724	27.8	20.7
2002(14)	8,758	-2.2	2,057,511	-2.6	7,513,405	27.4	20.2
2003(15)	8,481	-3.2	2,023,189	-1.7	7,548,528	26.8	19.6
2004(16)	8,308	-2.0	2,000,124	-1.1	7,545,718	26.5	19.2
2005(17)	8,232	-0.9	1,991,763	-0.4	7,608,939	26.2	18.7
2006(18)	7,928	-3.7	2,013,159	1.1	7,775,497	25.9	18.2
2007(19)	7,881	-0.6	2,055,521	2.1	7,843,146	26.2	18.1
2008(20)	7,714	-2.1	2,069,730	0.7	7,843,146	26.4	18.1
2009(21)	7,694	-0.3	2,080,955	0.5	8,611,636	24.2	18.5
2010(22)	7,673	-0.3	2,082,078	0.1	8,599,006	24.2	18.5
2011(23)	7,632	-0.5	2,059,453	-1.1	8,663,732	23.8	18.1
2012(24)	7,602	-0.4	2,075,518	0.8	8,726,878	23.8	17.9
2013(25)	7,503	-1.3	2,122,563	2.3	8,794,761	24.1	17.7
2014(26)	7,469	-0.5	2,120,469	-0.1	8,891,919	23.8	17.5
2015(27)	7,344	-1.7	2,169,717	2.3	8,967,904	24.2	17.4
2016(28)	7,289	-0.7	2,199,518	1.4	9,086,632	24.2	17.3
2017(29)	7,191	-1.3	2,259,681	2.7	9,228,028	24.5	17.1
2018(30)	7,093	-1.4	2,313,135	2.4	9,373,202	24.7	17.0
2019(1)	6,907	-2.6	2,332,386	0.8	9,504,175	24.5	16.7
2020(2)	6,757	-2.2	2,365,301	1.4	9,355,845	25.3	17.1
2021(3)	6,583	-2.6	2,361,811	-0.1	9,436,322	25.0	16.9
2022(4)	6,559	-0.4	2,414,345	2.2	9,543,624	25.3	16.5

- (注) 1 各年6月30日現在。
 2 雇用者数は事業所・企業統計調査、経済センサス-基礎調査、労働力調査により推計。
 事業所・企業統計調査は2009年から経済センサス-基礎調査に統合されたため、2009年以降は経済センサス-基礎調査の結果を使用。
 3 推定組織率は労働組合員数を雇用者数で除して算出。
 4 2011年の雇用者数及び推定組織率は「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の推計値及びその数値を用いて計算した値。

資料：東京都産業労働局、厚生労働省「労働組合基礎調査」

第2 産業労働局事業所等一覧表（令和5年8月1日現在）

1 商工関係事業所等

名称	住所	最寄駅名	電話番号
東京都立皮革技術センター	墨田区東墨田3-3-14	京成線・八広	03 (3616) 1671
台東支所	台東区花川戸1-14-16	東武線／銀座線／浅草線・浅草	03 (3843) 5912
東京都立多摩産業交流センター （東京たま未来メッセ）	八王子市明神町3-19-2	中央線／京王線・八王子	042 (697) 0802

（関係団体）

名称	住所	最寄駅名	電話番号
公益財団法人 東京都中小企業振興公社	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎2・4・5階	山手線／日比谷線／つくばエクスプレス・秋葉原、新宿線・岩本町	03 (3251) 7886
本 社			
城 東 支 社 ※令和5年9月4日より仮移転	葛飾区東金町1-23-2 澁澤金町ビル2階 （仮移転先事務所）	常磐線・金町、京成線・京成金町	03 (5648) 6606
城 南 支 社	大田区南蒲田1-20-20	京浜急行線・京急蒲田	03 (3733) 6284
多 摩 支 社	昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA内	青梅線・西立川	042 (500) 3901
東京都知的財産総合センター	台東区台東1-3-5 反町商事ビルディング	山手線／日比谷線／つくばエクスプレス・秋葉原	03 (3832) 3655
東京都立産業貿易センター	港区海岸1-7-1	ゆりかもめ・竹芝、山手線／京浜東北線・浜松町、大江戸線・大門	03 (3434) 4242
浜 松 町 館			
台 東 館	台東区花川戸2-6-5	東武線／銀座線／浅草線／つくばエクスプレス・浅草	03 (3844) 6190
タイ事務所	20Floor Interchange21 Bldg, 399 Sukhumvit Road, Klongtoey Nua, Wattana, BANGKOK 10110 THAILAND	BTS Asoke(アソーク) MRT Sukhumvit(スクンビット)	+66-(0)2-611-2641
株式会社 東京ビッグサイト	江東区有明3-11-1	りんかい線・国際展示場、ゆりかもめ・東京ビッグサイト	03 (5530) 1111
株式会社 東京国際フォーラム	千代田区丸の内3-5-1	山手線／有楽町線・有楽町駅、日比谷線／丸の内線／銀座線・銀座駅	03 (5221) 9000
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター	江東区青海2-4-10	ゆりかもめ・テレコムセンター、りんかい線・東京テレポート	03 (5530) 2111
本 部			
多摩テクノプラザ	昭島市東町3-6-1	青梅線・西立川	042 (500) 2300
城東支所（休館中）	葛飾区青戸7-2-5	京成線・青砥	
墨 田 支 所	墨田区横網1-6-1 KFCビル12階	総武線／大江戸線・両国	03 (3624) 3731
城 南 支 所	大田区南蒲田1-20-20	京浜急行線・京急蒲田	03 (3733) 6233
食 品 技 術 セ ン タ ー	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎6～8階	山手線／日比谷線／つくばエクスプレス・秋葉原、新宿線・岩本町	03 (5256) 9251
D X 推 進 セ ン タ ー	江東区青海2-5-10 テレコムセンタービル東棟	ゆりかもめ・テレコムセンター、りんかい線・東京テレポート	03 (5530) 2558
バンコク支所	MIDI Building, 86/6, Soi Treemit, Rama IV Road, Klongtoey, Bangkok 10110.	BTS Ekkamai(エカマイ)	+66-(0)2-712-2338

2 観光関係事業所等

(関係団体)

名 称	住 所	最寄駅名	電 話 番 号
公益財団法人 東京観光財団	新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階	有楽町線・江戸川橋 東西線・神楽坂	03 (5579) 2680

3 農林水産関係事業所等

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話
農業振興事務所	立川市錦町3-12-11	中央線・立川、 南武線・西国立	042(548)4861
中央農業改良普及センター	小平市花小金井1-6-20	西武新宿線・ 花小金井	042(465)9882
東部分室	江戸川区鹿骨1-15-22	総武線・新小岩	03(3678)5905
西部分室	杉並区阿佐谷南1-16-11	中央線・阿佐ヶ谷、 丸の内線・南阿佐ヶ谷	03(3311)9950
西多摩農業改良普及センター	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(31)2374
南多摩農業改良普及センター	八王子市南大沢2-2 パオレビル6階	京王相模原線・南 大沢	042(674)5971
森林事務所	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎)	青梅線・河辺	0428(22)4183
多摩川林務出張所	西多摩郡奥多摩町氷川1448	青梅線・奥多摩	0428(83)2150
秋川林務出張所	西多摩郡日の出町大字 平井2753-2	五日市線・武蔵増 戸	042(519)9416
浅川林務出張所	八王子市明神町3-19-2 (八王子合同庁舎)	京王線・ 京王八王子	042(648)0910
島しょ農林水産総合センター	港区海岸2-7-104	山手線・浜松町、 ゆりかもめ・日の出	03(3454)1951
大島事業所(水産)	大島町波浮港17		04992(4)0381
大島事業所(農業)	大島町元町字小清水273-1 (大島農林合同庁舎)		04992(2)1123
新島分室	新島村本村6-4-24 (大島支庁新島出張所内)		04992(5)0281
八丈事業所(水産)	八丈島八丈町三根4222-1		04996(2)0209
八丈事業所(農業)	八丈島八丈町大賀郷4341-11 (八丈農林合同庁舎)		04996(2)0042
三宅事業所	三宅島三宅村坪田4357		04994(6)1414
家畜保健衛生所	西多摩郡日の出町大字 平井2759	五日市線・武蔵増 戸	042(588)7171
八丈支所	八丈島八丈町大賀郷4341-11 (八丈農林合同庁舎)		04996(2)0504
肥飼料検査センター	立川市富士見町3-20-28	中央線・立川	042(524)6701
病虫害防除所	立川市富士見町3-8-1 (公益財団法人東京都農林水 産振興財団庁舎内)	青梅線・西立川	042(525)8236

(関係団体)

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話
公益財団法人 東京都農林水産振興財団	立川市富士見町3-8-1	青梅線・西立川	042(528)0505
栽培漁業センター	大島町元町字和泉99-5		04992(2)3461
奥多摩さかな養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹波720	青梅線・古里	0428(85)2028
青梅畜産センター	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(31)2171
有機農業堆肥センター	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(33)3997
東京農業アカデミー八王子研修農場	八王子市大谷町1013	中央線・八王子	042(649)3444
花粉対策室	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎)	青梅線・河辺	0428(20)8134
農林総合研究センター(立川)	立川市富士見町3-8-1	青梅線・西立川	042(528)0505
〃(青梅)	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(31)2171
〃(江戸川)	江戸川区鹿骨1-15-22	総武線・新小岩	03(3679)1458

4 雇用就業関係事業所等

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話	所管区域
労働相談情報センター	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター5階	総武線／東西線／有楽町線／ 南北線／大江戸線・飯田橋	03(5211)2200	千代田、中央、新宿、 渋谷、中野、杉並、島しょ
大崎事務所 (南部労政会館)	品川区大崎1-11-1 グレートシティ大崎 ウエストタワー2階	山手線／埼京線／ りんかい線・大崎	03(3495)4872	港、品川、目黒、 大田、世田谷
池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	山手線／埼京線／東北・高崎線 ／東武東上線／西武池袋線／ 有楽町線／丸ノ内線・池袋	03(5954)6501	文京、豊島、北、 荒川、板橋、練馬
亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ7階	総武線／東武線・亀戸	03(3682)6321	台東、墨田、江東、 足立、葛飾、江戸川
多摩事務所	立川市柴崎町3-9-2 6階	中央線／青梅線／南武線・立川 多摩都市モノレール・立川南	042(595)8705	八王子、立川、武蔵野、 三鷹、青梅、府中、昭島、 調布、町田、小金井、 小平、日野、東村山、 国分寺、国立、福生、 狛江、東大和、清瀬、 東久留米、武蔵村山、 多摩、稲城、羽村、 あきる野、西東京、 西多摩郡

校 名	所 在 地	最寄駅名	電 話
中央・城北 職業能力開発センター	文京区後楽 1-9-5	総武線／東西線／有楽町線／南北線／大江戸 線・飯田橋	03(5800)2611
高年齢者校	新宿区百人町 3-25-1 サンケンビルヂング	中央線／総武線・大久保／山手線・新大久保	03(3227)5951
板橋校	板橋区舟渡 2-2-1	埼京線・浮間舟渡	03(3966)4131
赤羽校	北区西が丘 3-7-8	埼京線・十条／ 三田線・板橋本町	03(3909)8333
城南 職業能力開発センター	品川区東品川 3-31-16	りんかい線・品川シーサイド／ 京浜急行線・青物横丁	03(3472)3411
大田校	大田区羽田旭町 10-11	京浜急行空港線・穴守稲荷／天空橋	03(3744)1013
城東 職業能力開発センター	足立区綾瀬 5-6-1	常磐線／千代田線・綾瀬／ つくばエクスプレス・青井	03(3605)6140
江戸川校	江戸川区中央 2-31-27	総武線・新小岩下車 都バス・大杉小学校前	03(5607)3681
台東分校	台東区花川戸 1-14-16	東武線／銀座線／浅草線／ つくばエクスプレス・浅草	03(3843)5911
多摩 職業能力開発センター	昭島市東町 3-6-33	青梅線・西立川	042(500)8700
八王子校	八王子市台町 1-11-1	中央線・八王子／京王線・山田	042(622)8201
府中校	府中市南町 4-37-2	京王線・中河原	042(367)8201
東京障害者 職業能力開発校	小平市小川西町 2-34-1	西武線・小川	042(341)1411

(関係団体)

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話
公益財団法人 東京しごと財団			03(5211)2310
東京都しごとセンター	千代田区飯田橋 3-10-3	中央・総武線／東西線／ 有楽町線／南北線／大江戸線 ・飯田橋	03(5211)1571
※雇用環境整備課のみ	※千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 10・11階		※03(5211)2395
東京都しごとセンター多摩	立川市柴崎町 3-9-2	中央線／青梅線／南武線・立川／ 多摩都市モノレール・立川南	042(526)4510
公益財団法人 東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センター	台東区日本堤 2-2-11	常磐線／日比谷線／つくば エクスプレス・南千住	03(3874)8089

産業労働局事業概要
令和5年版

登録番号(5)87

令和5年9月発行

編集・発行 東京都産業労働局総務部企画調整課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4602(ダイヤルイン)
03(5321)1111(代表) 内線36-311

印刷会社名 株式会社 まこと印刷
東京都港区虎ノ門三丁目19番7号
電話 03(6230)9590
FAX 03(6230)9593

この印刷物は再生紙を利用しています。
この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

Tokyo.Tokyo